



桑折町 歴史的風致維持向上計画

平成28年3月



計画策定にあたって

本町は、桜や紅葉が美しい半田山自然公園を抱える半田山、戦国時代の山城の史跡桑折西山城跡、擬洋風建築の重要文化財旧伊達郡役所があり、豊かな自然と歴史資源を有しております。また、日本三大鉱山の一つである半田銀山を管理する陣屋が置かれた桑折宿は、奥州・羽州街道が交わる交通の要所として古くから宿場町を形成し、伊達郡北部の政治・文化の中心地として栄えてきたことから、伝統文化や歴史的建造物が数多く残っており、それらが歴史的風致を形成し、桑折町特有の情緒や風情を醸し出しております。



近年、本町の良好な歴史資源を活かしたまちづくりを進めるため、町並みや歴史的建造物を活用した空店舗対策事業、地域資源を活用した回遊性向上事業や街道を活かしたイベント・シンポジウムの開催、地域学の入門書「桑折学のすすめ～郷土愛を育むために」の編集など、町民とともに様々な事業を行い、地域の活性化に努めてまいりました。

こうした中、社会環境・生活様式の変化、人口減少、少子高齢化などにより民俗芸能や伝統文化への関心が低下しており、また、空き家・空き店舗の増加によって良好な町並みを保つのが困難になりつつあります。さらには、東日本大震災により、歴史的建造物を含む多くの建物が被災し解体を余儀なくされ、後世に残すべき歴史的風致が、今まさに失われようとしております。

本町では未曾有の大震災を克服すべく、平成24年2月に「復興こおり創造プラン」を策定し、各種事業に取り組んでまいりましたが、皆さまのお力添えをいただき、ようやく復旧・復興を実感できるまでに至りました。今後は、復興のスピードを加速させ、地域創生の実現に向けた取り組みを進める必要があります。

そこで、歴史を活かしたまちづくりを進めるため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき「桑折町歴史的風致維持向上計画」を策定しました。先人から代々受け継いできた、本町特有の情緒や風情を醸し出す歴史的風致は町民にとって「誇るべき宝」です。この貴重な宝を次世代に残すため、本計画の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画策定に際して、ご尽力いただきました桑折町歴史的風致維持向上計画推進協議会の皆さまを始め、歴史的風致の調査の際に快くご協力いただきました皆さま、そして多くのご指導を賜りました国・福島県・関係機関の皆さまに対し、心から御礼申し上げます。

平成28年3月

桑折町長 高橋 宣博

桑折町歴史的風致維持向上計画 目次

はじめに

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の期間	2
3. 計画の策定体制	2
4. 計画策定の経緯	5

第1章 歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境	7
2. 社会的環境	13
3. 歴史的環境	21
4. 文化財等の分布状況	39

第2章 桑折町の維持・向上すべき歴史的風致 48

1. 伊達氏発祥の地にみる歴史的風致	49
2. 桑折宿と諏訪神社の夏祭りにみる歴史的風致	64
コラム① 奥州・羽州街道追分と街道を活かしたまちづくり	72
コラム② 7年に一度の御柱祭	73
3. 西根堰と水路網にみる歴史的風致	74
コラム③ 西根神社に祀られた佐藤新右衛門と古河善兵衛	83
コラム④ 西根堰ウォーク	83
4. 阿武隈川氾濫原と果樹栽培にみる歴史的風致	84
コラム⑤ 桑折町の流通の歴史	98
5. 半田の京都祇園囃子にみる歴史的風致	99
コラム⑥ 益子神社祭礼の入水行事	108

第3章 歴史的風致維持向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持向上に関する課題	109
2. 上位計画と関連計画における関連性	114
3. 歴史的風致の維持向上に関する方針	122
4. 計画の推進体制	124

第4章 重点区域の位置及び範囲

1. 重点区域設定の考え方	125
2. 重点区域の位置及び範囲	127
3. 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果	130
4. 良好的な景観の形成に関する施策との連携	131

第5章 文化財の保存・活用に関する事項

1. 町全体に関する事項	137
2. 重点区域に関する事項	144

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方	149
2. 歴史的風致維持向上に資する事業	151

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針	170
2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針	171
3. 歴史的風致形成建造物の指定候補	173

資料編	176
------------	-----

はじめに

1. 計画策定の背景と目的

本町は、福島県の中通り北端に位置し、北西部に桜や紅葉が美しい半田山自然公園を抱える半田山、南東部には南から東側に流れる阿武隈川に囲まれ、また、戦国時代の分国法として名高い「塵芥集」じんかいしゅうを制定した伊達植宗の居城である桑折西山城跡や、明治時代に建築された擬洋風建築の旧伊達郡役所などの豊かな自然・歴史的資源を持つ地域である。

江戸時代、日本三大鉱山の一つである半田銀山があったことから、桑折宿には幕府直轄領として陣屋が置かれ、周辺の村々を管理していた。また、東北地方の大名が参勤交代で通った奥州街道と羽州街道の分岐する「追分」があり、桑折宿には休憩所として本陣や脇本陣が置かれており、養蚕の本場であった周辺の村々から良質な蚕種などの物資が集まつたことから、当時は多いに賑わっていたことが容易に想像できる。さらに、公益社団法人土木学会の選奨土木遺産である西根堰は、江戸時代に農業用水路として本町南西部から北東部へと町を横断するように整備され、肥沃な農地をもたらした。現在も本町の基幹産業である農業を支えており、美しい農山村の風景を引き継いでいる。

近年、本町の良好な歴史資源を活かしたまちづくりを進めるため、町並みや歴史的建造物を活用した桑折御蔵おんくらやまゆたま、小径整備事業や「羽州街道サミット」などの街道を活かしたイベント・シンポジウムの開催、地域学の入門書『桑折学のすすめ～郷土愛を育むために』の編集など、町民とともに様々な事業を行い、地域の活性化に努めてきた。

しかし、社会環境や生活様式の変化、人口減少、少子高齢化などにより民俗芸能や伝統文化の継承に今後支障が出ることが予想され、また、空き家・空き店舗の増加によって良好な街並みを保つのが困難になりつつある。さらに、平成23年(2011)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では震度6弱を観測し、歴史的建造物を含む多くの建物が被災し解体を余儀なくされた。また、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故による放射能汚染からの地域住民避難の影響も大きく、民俗芸能・伝統文化の後継者たる壮年・若年層の人口が急減少しており、後世に残すべき歴史的風致が、今まさに存続の危機となっている。大震災からの復旧・復興を進め、本来あるべき町の姿を取り戻すためにも、どのように本町の良好な歴史的風致を維持・向上させるかが喫緊の課題となっている。

このような状況のなかで、本町では大震災からの復旧・復興を実現するため、平成24年(2012)2月に町総合計画である「復興こおり創造プラン」を策定し、復旧・復興を最優先事項として事業に取り組んできたが、大震災発生から5年が経過し、ようやく復旧・復興を実感するようになってきた。

これらを踏まえ、歴史を活かしたまちづくりを再開するに当たり、先人から受け継いでき

た桑折町の「良さ」・「らしさ」を再認識し、次世代に残すため、平成 20 年(2008)に制定された国土交通省、文部科学省、農林水産省の三省の共管による「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、桑折町の歴史的風致の維持・向上を図ることによって、町全体が活性化することを期待するものである。

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年(2016)度から平成 37 年(2025)度までの 10 年間とする。

3. 計画の策定体制

本計画の策定については、次項の体制で行った。

本計画の担当課である政策推進課(歴史まちづくり係)において作成した素案を基に、学識者や有識者などから構成される「桑折町歴史的風致維持向上計画作成委員会」において専門的な見地から素案へのアドバイスを受けながら、庁内の関係各課で構成する「桑折町歴史的風致維持向上計画庁内推進会議」において協議・検討し、計画案の作成を行った。

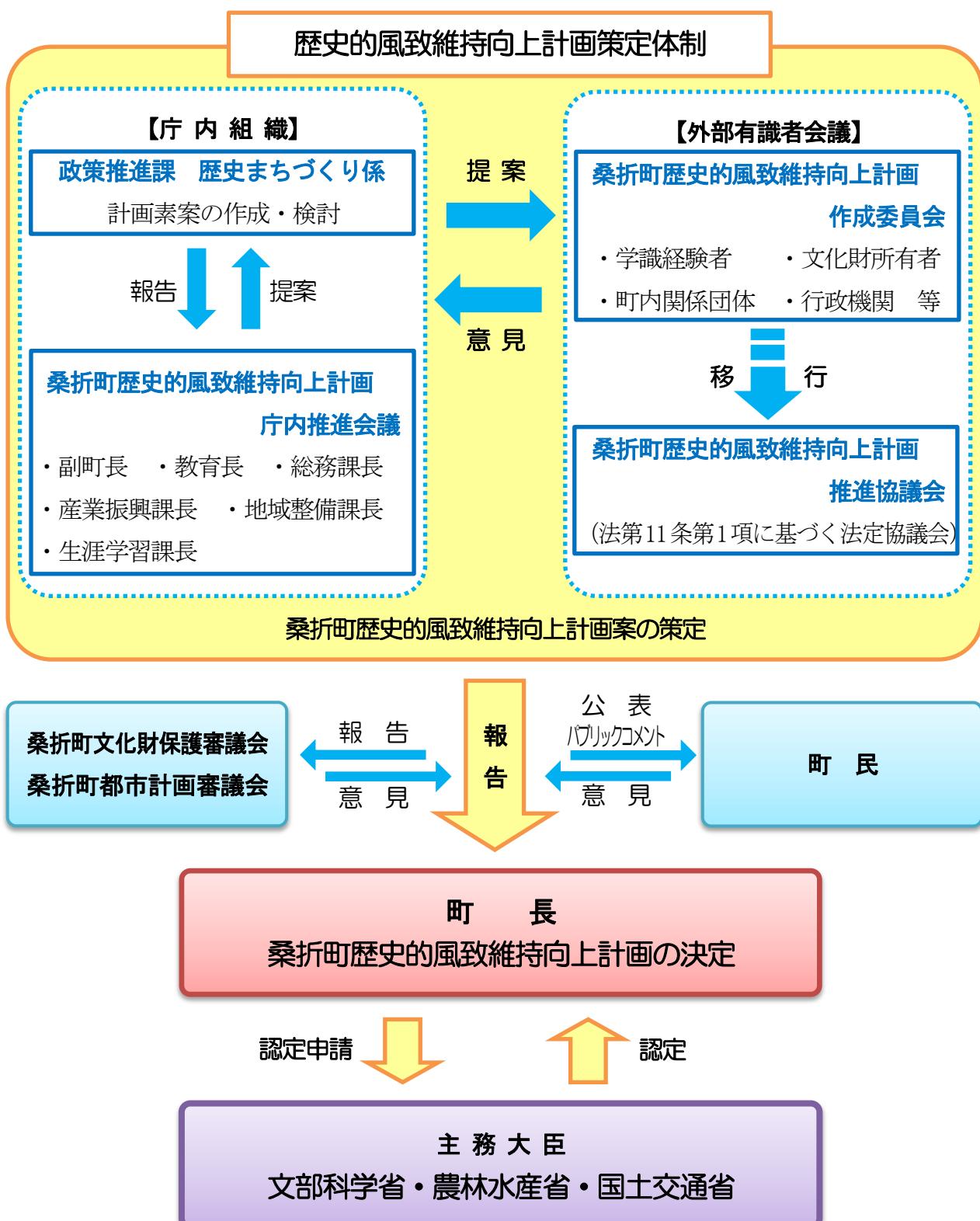
作成した案は、町民へのパブリックコメントを実施し、桑折町文化財保護審議会や桑折町都市計画審議会への報告、桑折町歴史的風致維持向上計画推進協議会(歴史まちづくり法第 11 条の法定協議会)における検討を踏まえ、町長による決定を行った。



■写真 作成委員会の様子



■写真 庁内推進会議の様子



① 桑折町歴史的風致維持向上計画作成委員会及び

桑折町歴史的風致維持向上計画推進協議会 (敬称略)

氏名	役職等	区分
◎岡田 清一	東北福祉大学大学院教育学研究科教授（日本中世史）	学識経験者
○阿部 貴弘	日本大学理理工学部准教授（土木史、都市史、景観）	
伊藤 登	東京工業大学非常勤講師（景観デザイン）	
仲田 茂司	史跡桑折西山城整備指導委員会副委員長（考古学・造園）	
齋藤 隆夫	福島県建築安全機構理事（歴史的建造物保存・修復）	
佐藤 伴美	無能寺住職	文化財所有者
吉田 良典	桑折町文化財保護審議会会長（観音寺住職）	町内関係団体
鈴木 文夫	桑折町郷土史研究会会長	
神田 隆雄	桑折町都市計画審議会会長	
渋谷 浩一 (本間 健雄)	桑折町商工会会長	
鈴木キヨ子	割烹仙台屋（桑折町商工会婦人部）	
永尾慎一郎	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所長	行政機関
諏江 勇 (木村 勝美)	福島県土木部まちづくり推進課長	
津田 正美	福島県教育庁文化財課長	
柳沼 政明	福島県県北建設事務所長	
渡邊 美昭	桑折町参事兼総務課長	

◎委員長、○副委員長、 氏名の()書きは前任者

② 桑折町歴史的風致維持向上計画庁内推進会議

区分	職名
会長	副町長
副会長	教育長
委員	総務課長
	産業振興課長
	地域整備課長
	生涯学習課長

③ 協力機関（敬称略）

- ・国土交通省東北地方整備局建政部
- ・福島県土木部まちづくり推進課

④ 歴史的風致取材協力者（敬称略）

- ・伊達西根堰土地改良区
- ・桑折町文化財保存会
- ・桑折町祇園ばやし振興会
- ・桑折町夏祭り実行委員会
- ・諏訪神社（桑折地区）
- ・八幡神社（半田地区）
- ・益子神社（半田地区）

4. 計画策定の経緯

- 平成 26 年 6 月 25 日 庁内研修（講師：国土交通省東北地方整備局都市調整官）
- 平成 27 年 3 月 23 日 第 1 回桑折町歴史的風致維持向上計画作成委員会
- 平成 27 年 5 月 11 日
- ～12 日 作成委員会・庁内推進会議の先進地視察（群馬県甘楽町）
- 平成 27 年 5 月 15 日 桑折町文化財保存会の総会において計画策定の経緯を説明
- 平成 27 年 6 月 19 日 第 1 回桑折町歴史的風致維持向上計画庁内推進会議
- 平成 27 年 6 月 24 日 第 2 回桑折町歴史的風致維持向上計画作成委員会
- 平成 27 年 9 月 2 日 第 3 回桑折町歴史的風致維持向上計画作成委員会
- 平成 27 年 9 月 15 日 第 2 回桑折町歴史的風致維持向上計画庁内推進会議
- 平成 27 年 9 月 28 日 第 3 回桑折町歴史的風致維持向上計画庁内推進会議
- 平成 27 年 10 月 6 日 第 4 回桑折町歴史的風致維持向上計画作成委員会
- 平成 27 年 10 月 28 日 第 4 回桑折町歴史的風致維持向上計画庁内推進会議
- 平成 27 年 11 月 2 日
- ～12 月 1 日 計画素案に対する町民意見募集（パブリックコメント）の実施
- 平成 27 年 11 月 20 日 桑折町文化財保護審議会（報告、意見聴取）
- 平成 27 年 11 月 24 日 桑折町都市計画審議会（報告、意見聴取）
- 平成 27 年 12 月 22 日 第 5 回桑折町歴史的風致維持向上計画庁内推進会議
- 平成 27 年 12 月 22 日 第 1 回桑折町歴史的風致維持向上計画推進協議会
- 平成 28 年 2 月 15 日 第 6 回桑折町歴史的風致維持向上計画庁内推進会議

桑折町歴史的風致維持向上計画_はじめに

平成 28 年 2 月 26 日 政策会議にて計画決定

平成 28 年 2 月 26 日 桑折町歴史的風致維持向上計画 認定申請

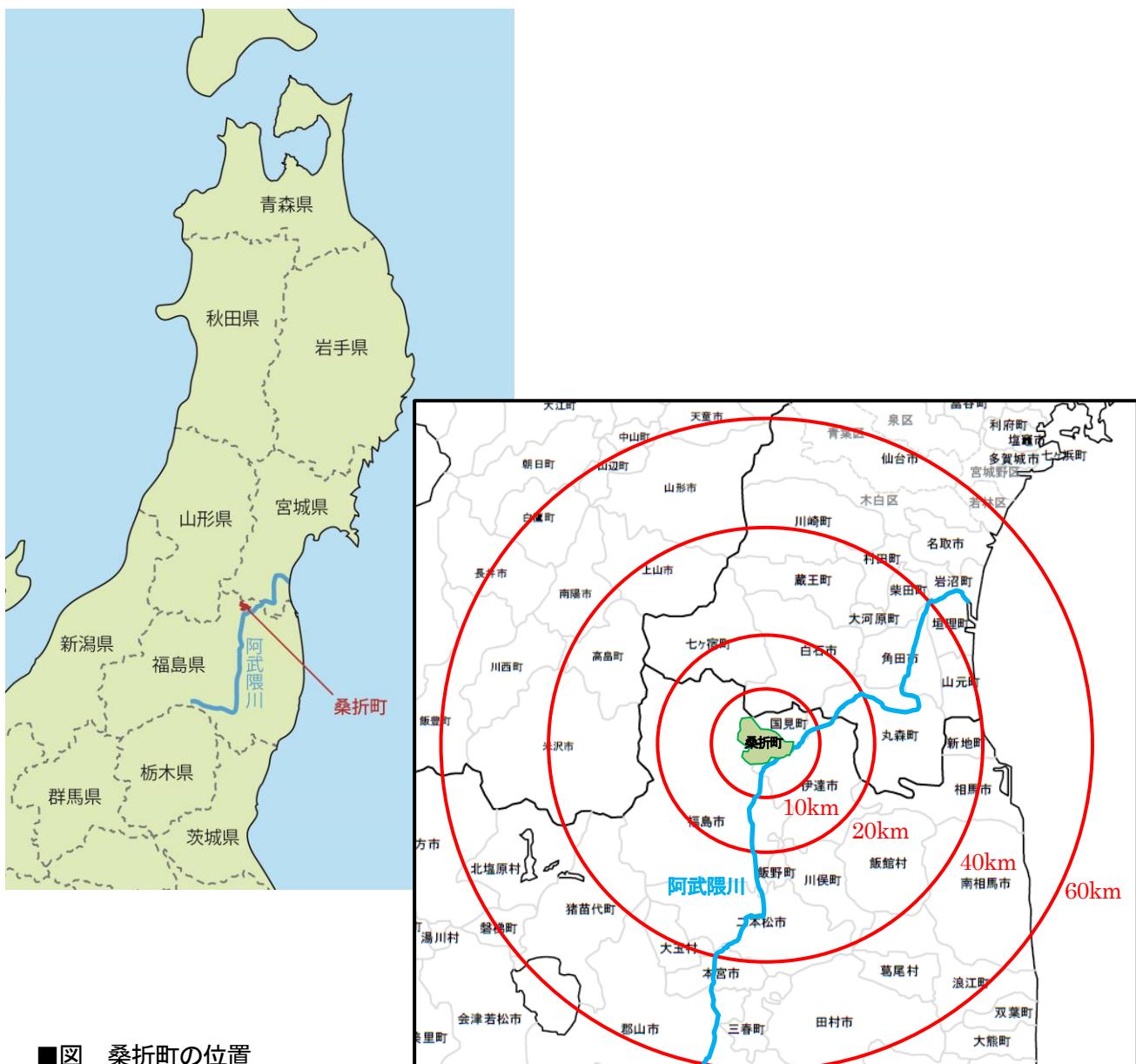
第1章 歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

(1) 位置等

桑折町は、福島市から約12km、宮城県仙台市から約50km、東京から約250kmの距離に位置し、福島市、伊達市、国見町、宮城県白石市の4市町に隣接している。町の面積は4,297haであり、東西約9.3km、南北約8.3kmとなっている。

福島市を中心とする福島都市圏に属し、福島市内へ通勤通学する住民が多く、福島市のベッドタウン的要素を持つ。さらに仙台市へは電車や高速道路で1時間ほどであり、移動も容易なため仙台経済圏の南端ともなっている。



■図 桑折町の位置

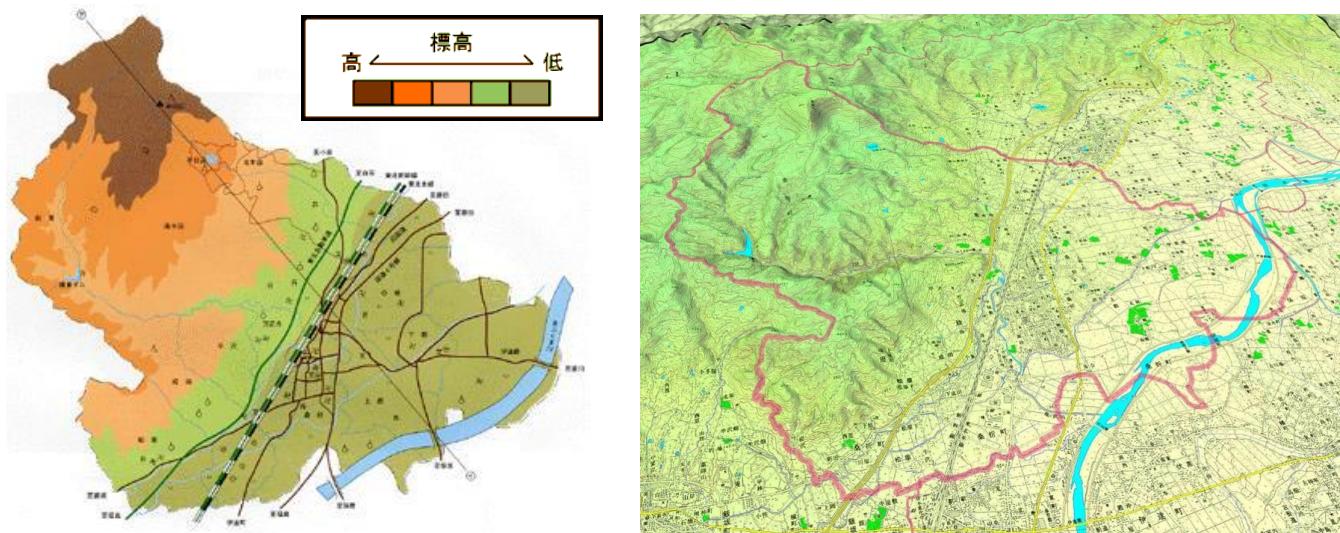
(2) 地形概況

本町は、北西部の古い地層の山地と南東部の比較的新しい盆地堆積物からなる平野に分けられる。

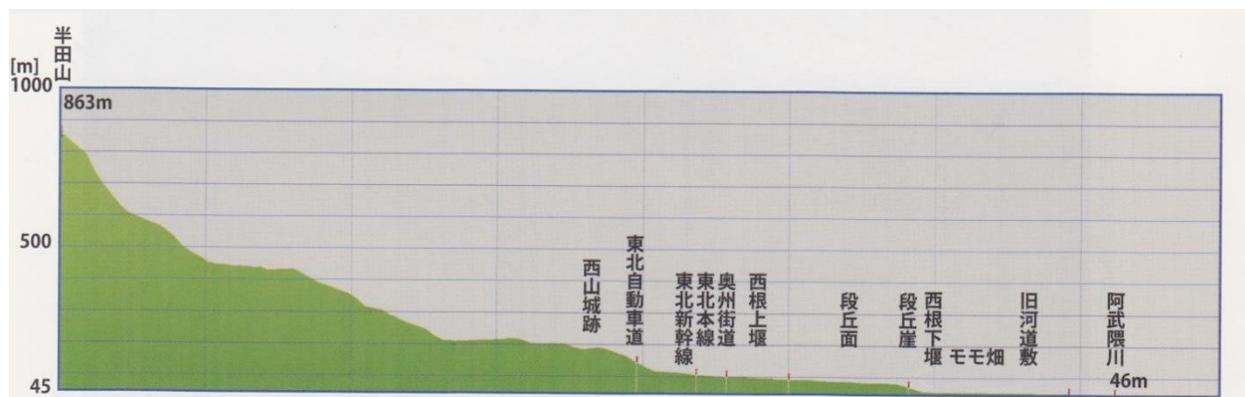
山地は奥羽山脈に連なる半田山(標高 863.1m)を最高点に、おおむね北西から南東に向かって傾斜する。主にデイサイトや流紋岩などの珪長質火山岩類と安山岩や玄武岩などの苦鉄質火山岩類で構成されている。また、半田山の南東側には流紋岩の角礫や砂・泥からなる大規模な斜面崩壊性の堆積物が分布している。これらの堆積物は、半田山の南東側斜面が崩壊することによって発生した岩屑流あるいは土石流によるものと考えられる。

町の中心部は半田山、黒山、七ツ森、平沢山など、これら北西側の山々から、普藏川、佐久間川、産ヶ沢川が流れだし、最終的に阿武隈川に注ぎ込む。これらの河川により土砂が運ばれ、大規模な扇状地が形成され、扇状地性砂礫層が広がっている。地学上「藤田面」と呼ばれるこの扇状地上に、現桑折町の中心市街地が立地している。また、山地と扇状地の境には「桑折断層」があり、これは福島市から宮城県白石市まで続いている。

南東部の扇状地縁辺部は、阿武隈川の蛇行、氾濫によって高低差 20m ほどの河岸段丘崖を形成し、段丘下は阿武隈川流域氾濫原となっており、自然堤防や旧河道の氾濫原の河床・氾濫原堆積物で構成されている。



■図 町内標高図（左：『わたしたちの町桑折』 右：日本地図センター『彩色地形図』に加筆）



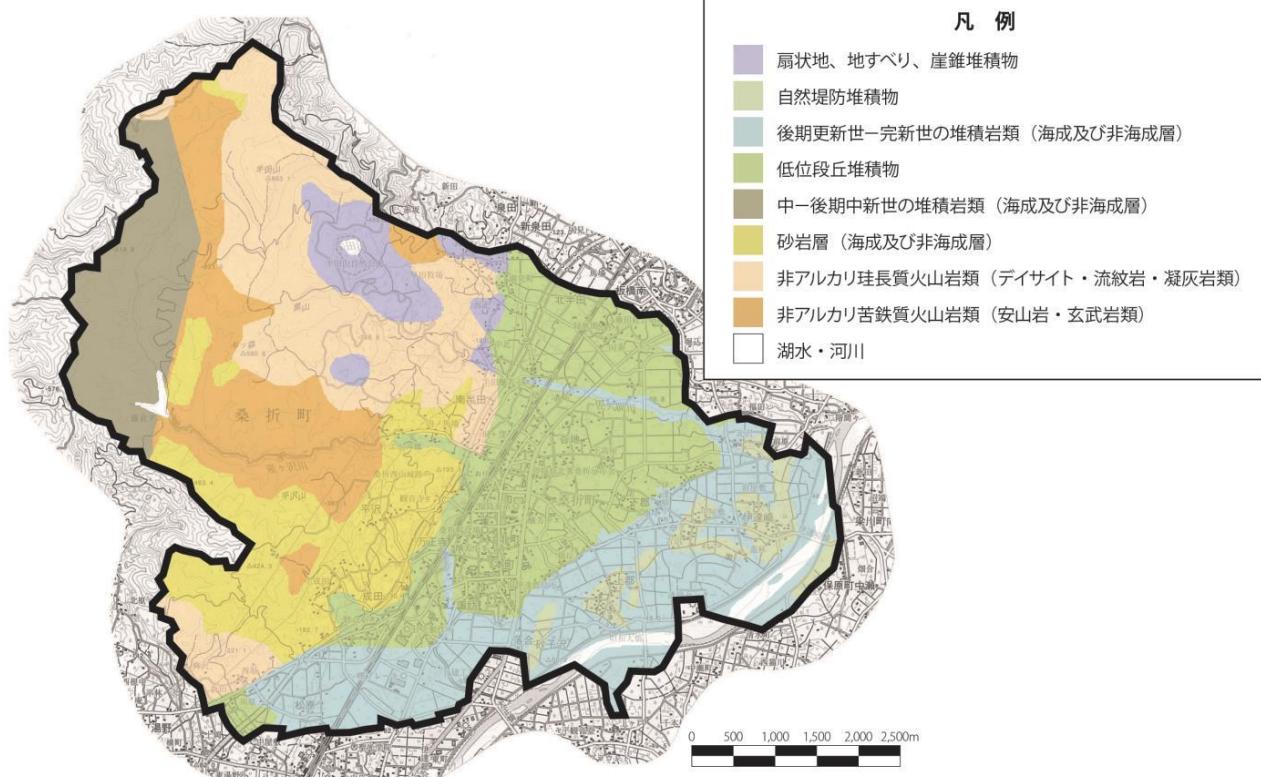
■図 半田山から阿武隈川までの断面図（『桑折学のすすめ』より）



■写真 桑折駅前から見る桑折西山城跡と半田山



■写真 段丘崖と西根下段



■図 桑折町地質図（出典：産業技術総合研究所 地質調査総合センター『20万分の1日本シームレス地質図（福島県桑折町部分）』に加筆 承認番号 第50062020-A-20160218-001号）

①山地

町の西側は奥羽山脈に連なる山地となっており、半田山をはじめ黒山、七ツ森、平沢山などの山並みがみられる。

町のシンボル的な存在である半田山には、江戸時代に日本三大鉱山の一つとして栄えた半田銀山があった¹。半田山は地滑り地形で、明治30年(1897)代の地滑り災害や、同43年(1910)の半田新沼決壊など、半田地区を中心に被害をもたらしてきた。被害の軽減を図るため、継続的に植林するなど積極的な治山事業が行われており、現在では山の中腹に存在する半田沼を中心とした半田沼自然公園として町民が自然に親しむ場となっている。

なお、東北地方太平洋沖地震により再び山肌の崩落が発生した。公園部分に大きな被害はなかったが、林野庁による復旧作業が進められている。

国の特別天然記念物「ニホンカモシカ」をはじめ、豊富な動植物が生息する。

②河川・農地

町の東側を南北に流れる阿武隈川は、古来より蛇行を繰り返し、堆積や浸食を続けてきた。桑折地区から伊達崎地区にかけて浸食痕として河岸段丘の崖地がみられる。段丘下は氾濫原となっており、多くの自然堤防が形成されて



■写真 ハート形に見える半田沼



■写真 東北地方太平洋沖地震により崩落した半田山



■図 色別標高図 (出典: 国土地理院ホームページ 地理院タイル(標高タイル)に加筆)

¹ 明治9年(1876)5月の「福島県下岩代国伊達郡半田銀山坑業記事」(桑折町史編纂委員会『桑折町史第9巻』(桑折町史出版委員会 1994年)半田銀山資料216)によると、江戸時代には佐渡国相川金山、但馬国生野銀山とともに三鉱山といわれていた。

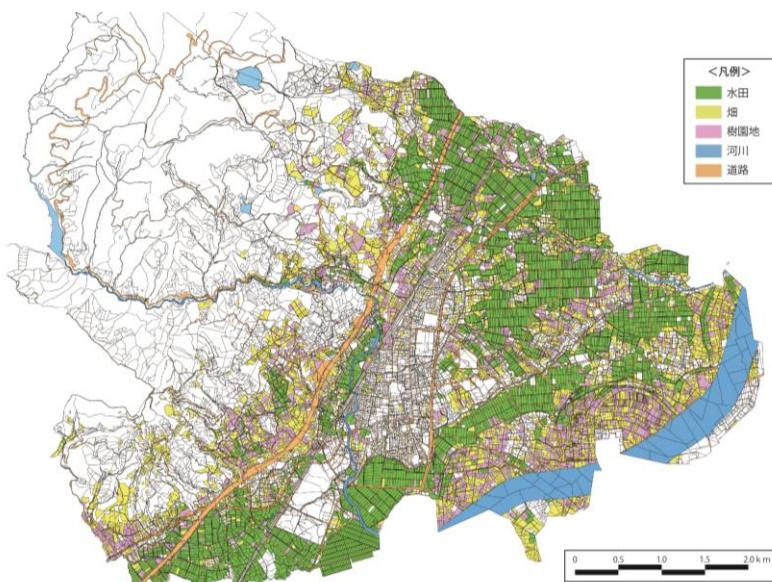
いる。阿武隈川の洪水はたびたび発生し、近年では昭和61年(1986)の8.5水害や平成10年(1998)の8.27水害など、幾度も大被害をもたらした。治水事業は明治以降継続して行われており、氾濫原は、かつては桑畑、現在はモモ畑が広がる一大果樹産地となっていっている。

阿武隈川は、鉄道が敷かれるまでは水運に利用されており、年貢米や肥料の運送に用いられ、福島県中通り地方の物流を支えた。

町内を流れる河川には、他に普蔵川、佐久間川、産ヶ沢川があるが、いずれも西側の山地から流れ出し、最終的に阿武隈川に流れ込む。また、桑折町を南北方向へ縦断するように西根堰の水路が2本伸びている。



■写真 モモ畑と半田山（桃源郷）



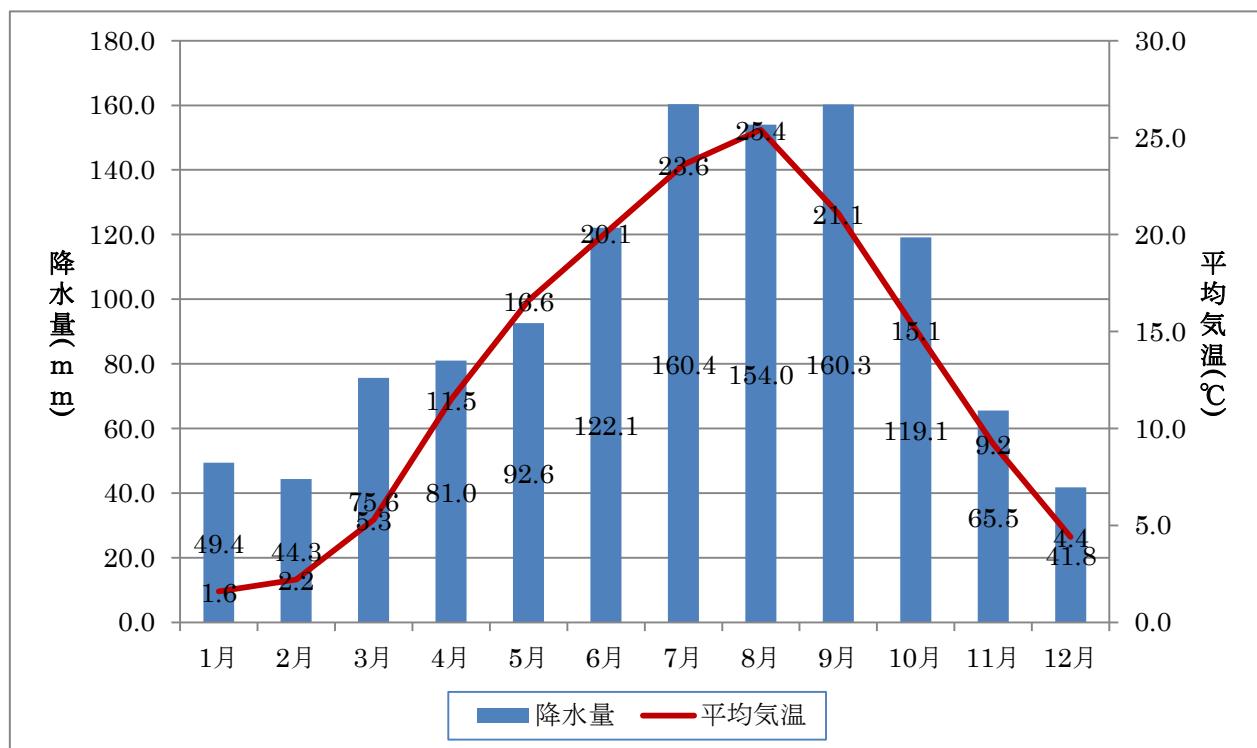
■図 桑折町の農地分布図

町内の農地の約5割が水田で、約4割がモモやリンゴを中心とした果樹畑である。桑折町は、平成6年(1994)以来、天皇家・宮家へモモを献上する産地として県から指定されており、福島県内でも有数の生産地である。モモの栽培は桑折町全域でみられるが、特に阿武隈川堤防沿いの氾濫原一帯に広がるモモ畑は、モモの花で一面ピンク色に染まることから「桃源郷」と称されている。

③気候

福島県県北地方の、昭和 60 年(1985)から平成 26 年(2014)までの 30 年間における平均気温は 13°C で、年間降水量は 1,166mm である。

福島盆地内に位置するため、夏季はフェーン現象により高温となる日も多く、県内はもとより東京などと比較しても最高気温は高めとなっている。その一方、冬は最低気温がマイナスとなる。降雪量は、会津地方や日本海側と比較すると多くはない。太平洋側気候、内陸性気候の特徴を併せ持つ地域である。

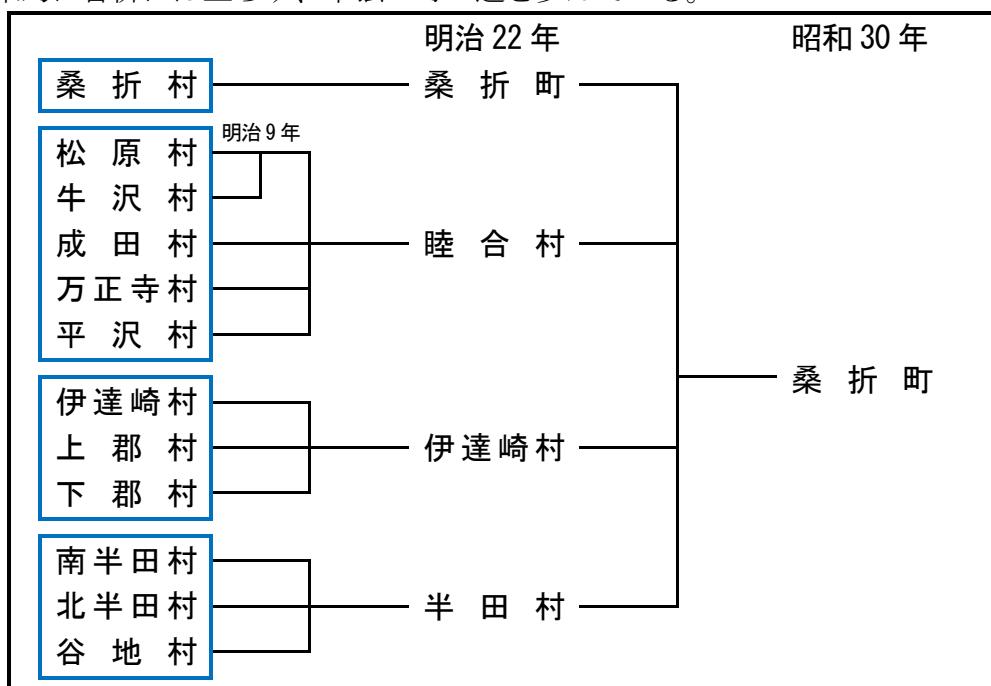


■図 過去 30 年間の平均気温と降水量（出典：福島地方気象台 観測地点：福島地方気象台）

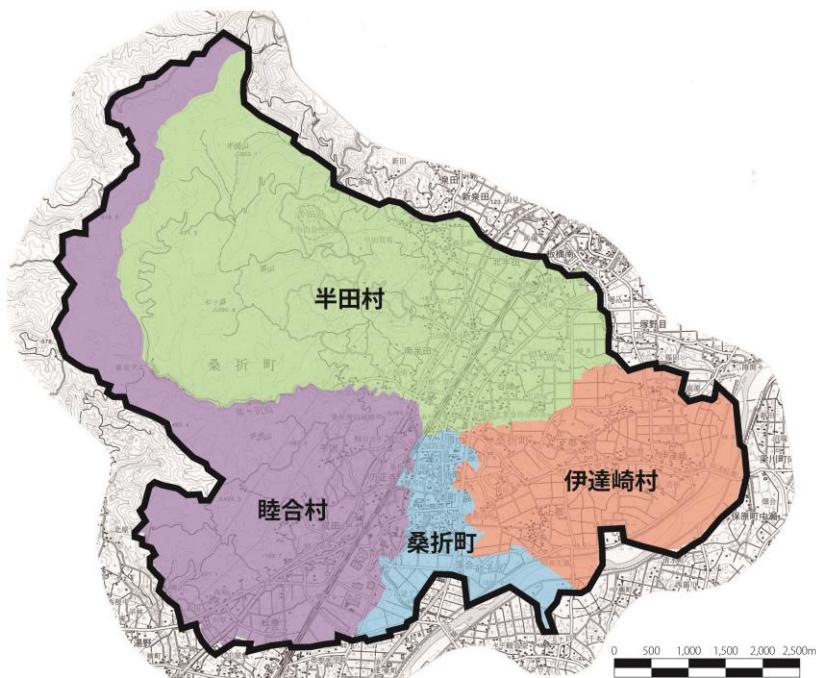
2. 社会的環境

(1) 町の沿革

明治 22 年(1889)町村制が敷かれると、それまでの 11ヶ村が 4町村となる。さらに昭和の大合併(昭和 30 年(1955) 1月 1 日)により、それまでの桑折町、睦合村、伊達崎村、半田村の 1町 3村が合併し、現桑折町となる。平成の大合併の際、近隣市町との合併が模索されたが、結果的に合併には至らず、単独立町の道を歩んでいる。



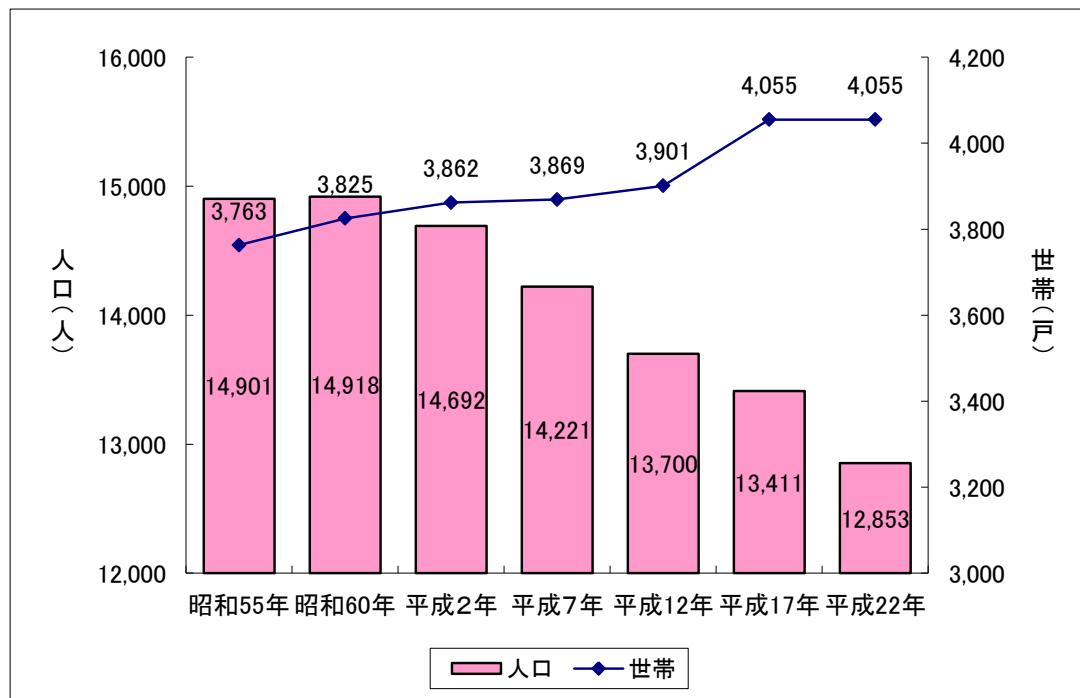
■図 町村合併の経緯



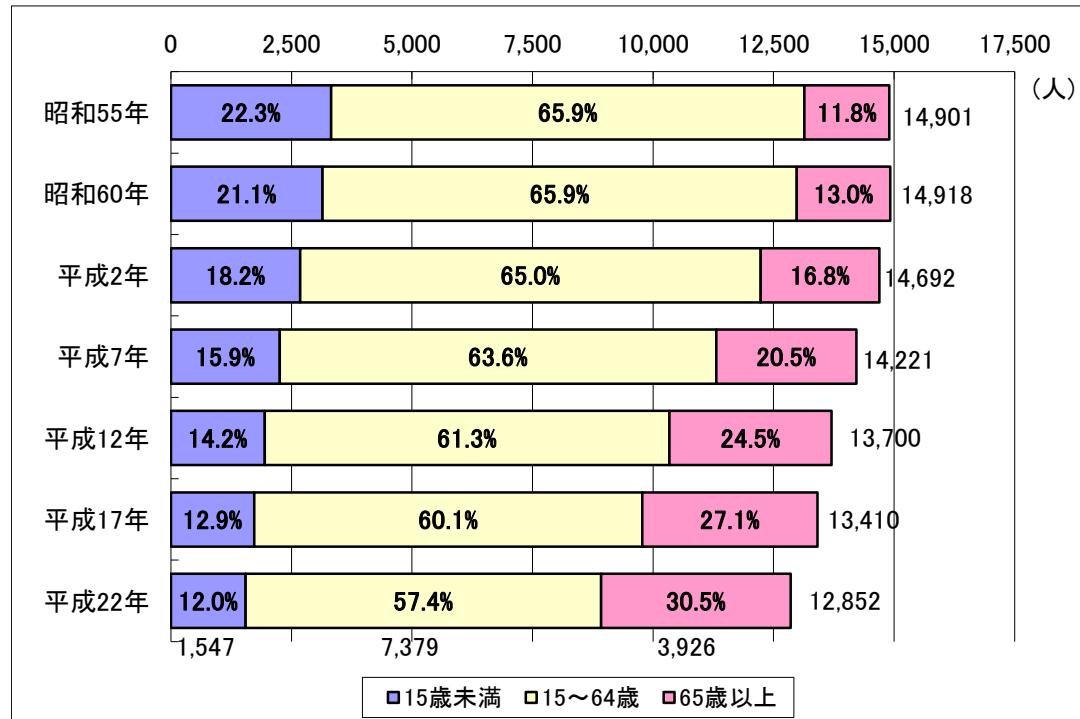
■図 昭和 30 年(1955)の合併前の町村境

(2) 人口動向

桑折町の人口は、昭和30年(1955)の合併以降、平成の初めごろまではほぼ横ばいとなっていたが、その後は減少を続けている。福島県の県北地方における人口動向とほぼ同様であり、少子高齢化が加速している。



■図 人口・世帯数の推移（出典：国勢調査）



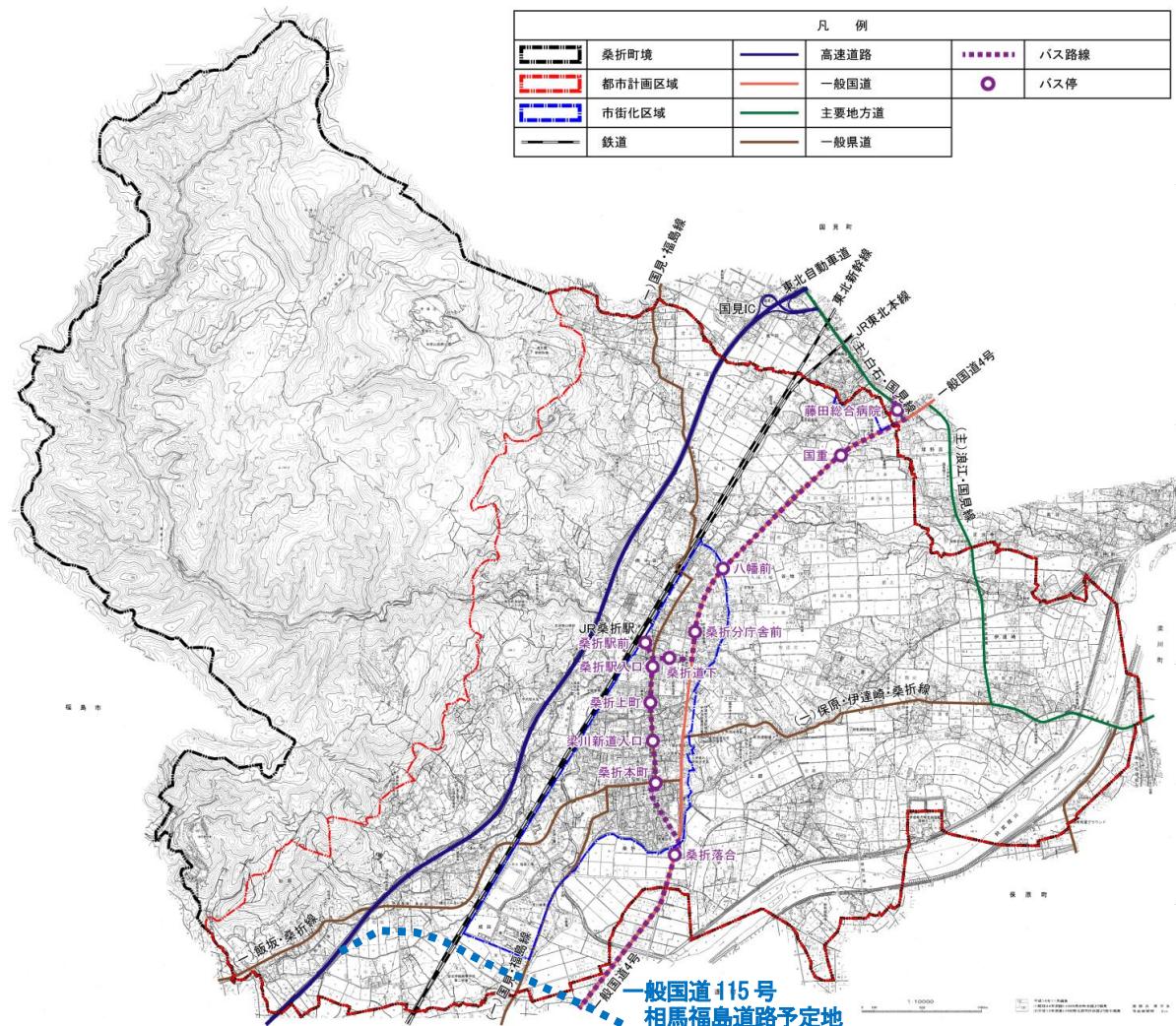
■図 年齢階層別人口の推移（出典：国政調査） ※総人口は年齢不明を含まない数値

(3) 交通

桑折町の南北を縦断しているのが一般国道4号と東北縦貫自動車道(高規格幹線道路)、JR東北本線と東北新幹線、そして阿武隈川である。道路・鉄道ともに東北地方の大動脈ともいるべき基幹交通・輸送ルートである。

江戸時代には奥州街道が貫通し、谷地村字追分で羽州街道が分岐していた。両街道は東北地方の主要街道であり、参勤交代に利用されるだけでなく、仙台・山形方面から福島方面への物流を担う道であった。また、阿武隈川の舟運が開かれると、東廻り航路を経由して、江戸へ年貢米が運ばれた。桑折村の播磨館跡には年貢米を保管する蔵場が置かれ、上郡河岸は羽州街道を経由して運ばれてきた屋代郷(山形県高畠町)年貢米の積み出し港となった。

なお、東日本大震災からの復興を目的として、東北縦貫自動車道の大字松原地区より伊達市靈山を経由し相馬市へ延びる一般国道115号「相馬福島道路」が建設中であり、一般国道4号に直結するインターチェンジが伊達市との境界付近に設置される予定である。新たな物流の発生が考えられる。



■図 町の主な交通網

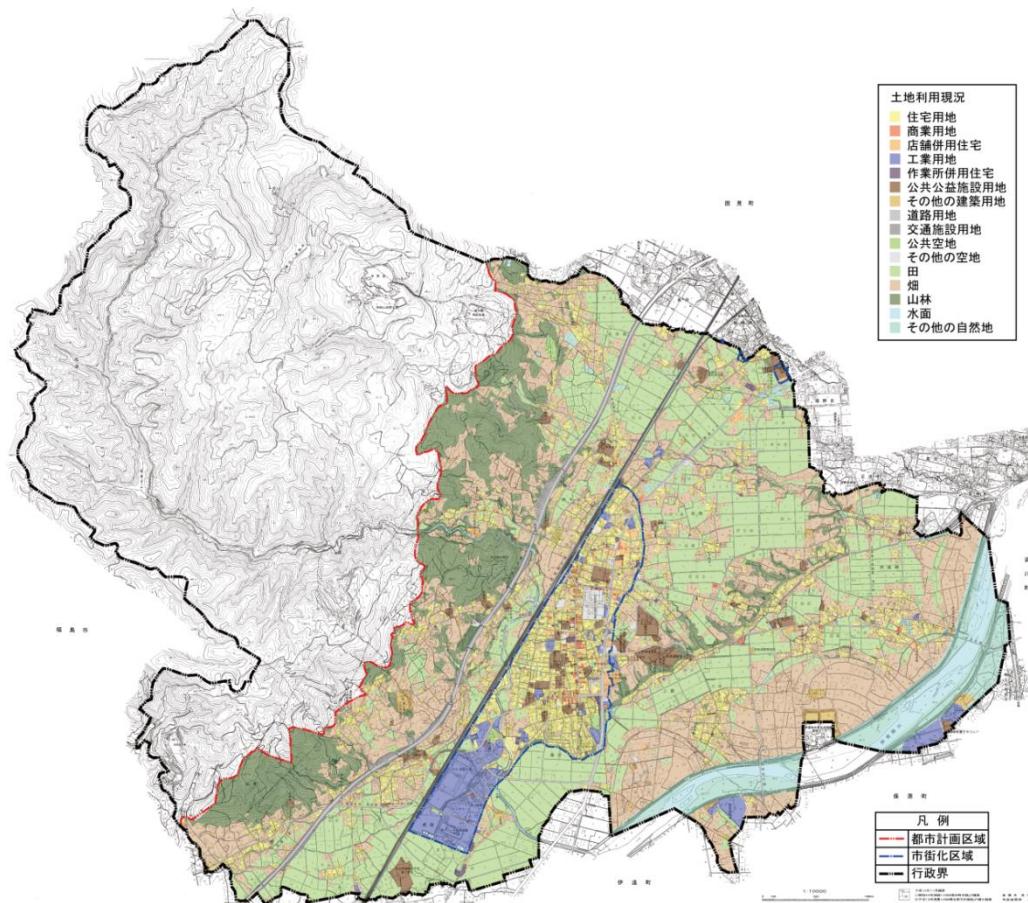
(4) 土地利用

桑折町は、総面積 4,297 ヘクタールのうち、農地、山林、水面などの自然的土地利用が約 72%を占めている（平成 22 年（2010）現在）。平成 7 年（1995）から 15 年間の推移をみると、農用地が約 90 ヘクタール減少し、宅地や道路等に転用されている。

■表 土地利用別面積

(単位：ヘクタール)

		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
土地利用 自然的	農用地	1,160 (27.0%)	1,115 (25.9%)	1,078 (25.1%)	1,070 (24.9%)
	森林	1,779 (41.4%)	1,786 (41.6%)	1,780 (41.4%)	1,794 (41.8%)
	原野	20 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	水面・河川・水路	256 (6.0%)	245 (5.7%)	245 (5.7%)	243 (5.7%)
	小計	3,215 (74.8%)	3,146 (73.2%)	3,103 (72.2%)	3,107 (72.3%)
土地利用 都市的	道路	270 (6.3%)	298 (6.9%)	301 (7.0%)	304 (7.1%)
	宅地	284 (6.6%)	288 (6.7%)	296 (6.9%)	295 (6.9%)
	小計	554 (12.9%)	586 (13.6%)	597 (13.9%)	599 (13.9%)
その他		528 (12.3%)	565 (13.1%)	597 (13.9%)	591 (13.7%)
計		4,297	4,297	4,297	4,297



■図 土地利用現況図（出典：平成 22 年（2010）都市計画基礎調査）

(5) 観光動向

平成 25 年(2013)度の福島県観光入込客統計調査では、桑折町内の観光拠点として、半田山自然公園や桑折町民研修センターうぶかの郷などが挙げられている。平成 23 年(2011)3 月 11 日に発生した東日本大震災により、各施設に相当の被害があり、さらには東京電力福島第一原発事故の風評被害の影響なども大きく、平成 23 年(2011)度以降、観光客数は完全には回復していない。

桜の開花時期の半田沼自然公園、モモの開花シーズンの阿武隈川堤防沿いにあるモモ畠付近、6 月から 7 月にかけての産ヶ沢川のほたる鑑賞など、シーズンごとの自然観賞客が多い。

また、桑折町振興公社などが中心となり、旧伊達郡役所や羽州街道分岐点、寺院(無能寺・大安寺・法圓寺・伝来寺・桑折寺など)、桑折御蔵など、桑折宿周辺の観光拠点めぐりに力を入れている。3 月の雛めぐりや 6 月下旬から 7 月上旬のホタル祭りには特に多くの来客がある。

■表 観光客の入り込み状況の推移

(単位:人)

調査年	半田山 自然公園	うぶかの郷	桃の郷祭り	町商工会青年部 主催イベント	ホタル祭り	計
平成 17 年	52,050	55,676	5,000	7,000	—	119,726
平成 18 年	55,798	57,594	7,000	—	—	120,392
平成 19 年	55,932	54,573	—	—	—	110,505
平成 20 年	49,664	52,713	—	—	—	102,377
平成 21 年	41,830	53,549	—	—	8,600	103,979
平成 22 年	37,362	48,796	—	—	10,801	96,959
平成 23 年	—	33,516	—	—	5,801	39,317
平成 24 年	16,172	43,090	—	2,475	7,654	69,391
平成 25 年	19,771	40,417	—	2,000	9,054	71,242

(出典: 福島県観光客入込状況(県勢要覧所収))



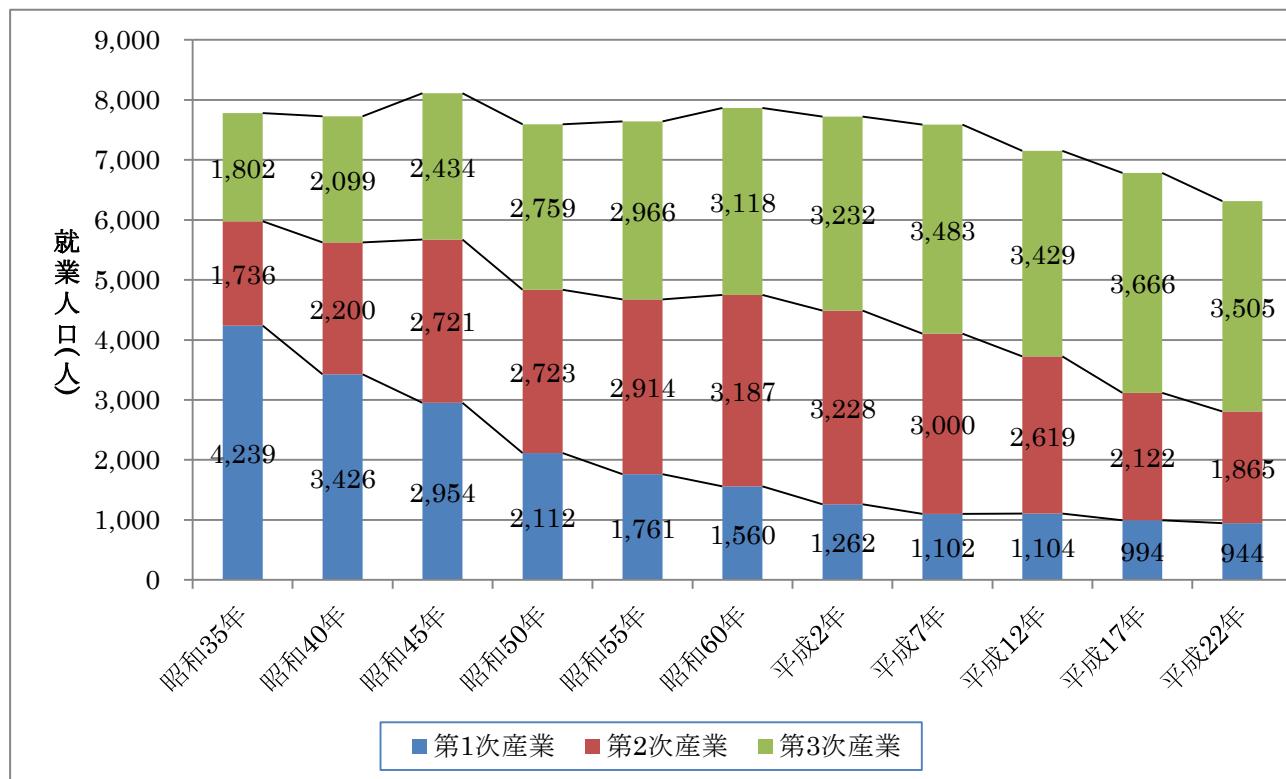
■写真 ゲンジボタルと「うぶかの郷」



■写真 こおり EXPO 2014(平成 26 年 10 月)

(6) 産業動向

平成22年(2010)の国勢調査によると、15歳以上の就業者数の合計6,382人のうち、第1次産業就業者は944人(14.8%)、第2次産業就業者は1,865人(29.2%)、第3次産業就業者は3,505人(54.9%)と、第3次産業就業者が多い。第1次産業就業者は横ばいであるものの、第2次産業が減少傾向であり、第3次産業が増加傾向にある。



■図 就業の推移 (出典:国勢調査)

①農業

かつては地域の気候や地形の特性を活かした養蚕農家が多くみられたが、時代の趨勢に伴い、桑畠は果樹畠に変わってきた。モモやリンゴ、柿などは特産品として有名であり（リンゴの“王林”は本町原産、モモの“あかつき”は天皇家・宮家に献上）、また、先人たちが築いた西根堰の恩恵を受け、水稻栽培も盛んである。

桑折町の農業就業人口、農家戸数共に減少傾向にある。そのため、農業産出額は、減少



■写真 献上桃選果式

傾向が続いている。平成 18 年(2006)は約 28 億円となっている。

なお、「2010 年農林業センサス」によると、平成 22 年(2010)現在の農地面積は、1,001 ヘクタール(経営耕地 899 ヘクタール、耕作放棄地 102 ヘクタール)である。



■写真 桑折町原産のリンゴ「王林」

■表 農業産出額、農家戸数・人口、耕地面積

	農業産出額 (名目) (百万円)	企業物価指数 (農林水産物) (2010 年基準)	農業産出額 (実質) (百万円)	農家戸数 (戸)	農業就業人口 (人)	経営耕地面積 (ヘクタール)
昭和 55 年	2,760	125.6	2,053	1,421	1,759	1,158
昭和 60 年	3,570	126.8	2,613	1,341	1,556	1,107
平成 2 年	3,488	123.3	2,675	1,286	1,260	1,088
平成 7 年	3,281	110.2	2,946	1,220	1,099	1,027
平成 12 年	2,900	104.4	2,772	1,115	1,103	979
平成 17 年	2,680	104.2	2,567	1,084	989	945
平成 22 年	—	100.0	—	1,018	937	899

(出典: 農業算出額=生産農業所得統計 農家戸数、経営耕地面積=農林業センサス 農業就業人口=国勢調査)

②商業

町の中心部の奥州街道沿いに 1.5km にも続く商店街が形成されている。この中心市街地は、江戸時代、半田銀山や蚕糸業が繁栄した時には在郷町「桑折宿」として栄えたが、車社会の到来や、福島市や伊達市に進出した大型小売店の影響を受け、低迷しており、活性化対策が課題となっている。現在は、町や商工会青年部を中心としてイベント開催やプレミアム商品券の発行などの取り組みが進められている。

一方、一般国道 4 号等の幹線道路沿いには新たな商業施設等の立地もみられるが、中心市街地とのバランスを考慮した適正な土地利用について検討していくことが求められている。

桑折町における年間商品販売額は、バブル経済期の昭和 63 年(1988)に 155 億円を記録したが、その後は減少し、平成 11 年(1999)以降は横ばい状況が続き、平成 24 年(2012)は約 94 億円となっている。また、平成 24 年(2013)における商店数は 125 件で、昭和 57 年(1982)の 227軒から 102 軒(45%)減少しており、従業員数も同様に減少傾向を示している。



■写真 旧伊達郡役所の塔屋から望む商店街通り

■表 商店数、従業員数、年間商品販売額

	商店数	従業員数 (人)	年間商品 販売額(名目) (百万円)	消費者 物価指数 (2010年基準)	年間商品 販売額(実質) (百万円)
昭和 54 年	219	756	9,549	73.1	12,118
昭和 57 年	227	823	13,523	85.0	15,552
昭和 60 年	209	804	13,481	90.3	14,789
昭和 63 年	213	796	15,515	91.0	16,912
平成 3 年	200	858	15,019	99.1	15,155
平成 6 年	175	811	13,128	102.4	12,813
平成 9 年	165	721	12,578	103.7	12,113
平成 11 年	173	763	11,452	104.0	10,994
平成 14 年	158	757	11,489	101.0	11,375
平成 16 年	149	694	8,789	100.3	8,763
平成 19 年	138	716	10,105	100.7	10,035
平成 24 年	125	631	9,351	99.7	9,380

(出典：商業統計調査)

③工業

町の南部に位置する 57 ヘクタールの「桑折工業団地」は、優良企業や住宅地に点在する工場等、30 余りの事業所を誘致し、完売状態にある。

桑折町の製造品出荷額等は、平成 25 年(2013)には約 581 億円となり、過去最高額を更新した。事業所数、従業員数は平成 2 年(1990)をピークに減少傾向が続いていたが、平成 22 年(2010)以降は横ばいの状況である。



■写真 桑折工業団地（赤色点線の範囲）

■表 従業員 4 人以上の事業所数、従業員数、製造品出荷額

	事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額 (名目) (百万円)	企業物価指数 (工業製品) (2010年基準)	製造品出荷額 等(実質) (百万円)
昭和 55 年	46	2,028	27,831	112.4	24,380
昭和 60 年	48	2,231	38,295	112.4	33,546
平成 2 年	53	2,599	50,908	107.6	47,039
平成 7 年	51	2,260	43,168	103.4	41,700
平成 12 年	49	2,154	42,797	99.6	42,969
平成 17 年	44	2,048	47,632	97.4	48,870
平成 22 年	38	2,192	51,872	100.0	51,872
平成 23 年	37	2,170	53,806	101.3	53,115
平成 24 年	36	1,842	40,593	99.7	40,716
平成 25 年	37	2,255	58,106	100.3	57,932

(出典：工業統計調査)

3. 歴史的環境

(1) 古代までの桑折と「桑折」地名の成立

桑折町で最も古い遺跡は約2万5千年前の中期旧石器時代から後期旧石器時代にかけての平林遺跡・古矢館遺跡である。

縄文時代から弥生時代の遺跡は、調査が行なわれている林泉寺前遺跡や薩摩遺跡、二本木遺跡等で確認されているが、それほど多くはない。

古墳時代に入ると、町域北東端の大字伊達崎の北沢地区から国見町にかけて塚野目古墳群が形成され、桑折町域にも塚野目6号墳（錦木塚古墳（町史跡））が造営された。その後、塚野目古墳群に近い国見町徳江に寺院が建立され、当地方にも仏教文化が伝來した。塚野目古墳群を造営した豪族勢力は仏教文化を受容し、大和政権の地方制度のなかで、信夫郡の中心的役割を担うひとつの勢力となっていたと推定できる。律令制が導入されると、当地方は、信夫郡伊達郷に編成された。伊達郷には東山道が縦貫し、伊達駅が置かれた。

その後、信夫郡から伊達郡が分立する。その時期を明らかにすることはできないが、近隣の安達郡が安積郡から分立した延喜6年（906）ころと推定される。「桑折」の由来は、町内の大字「上郡」「下郡」の地名から判るように「コホリ」が語源であり、古代の郡衙（郡役所）²があったためと考えられている³。

(2) 伊達氏の入部と発展

平安末期、当地方は奥州藤原氏の支配下に組み込まれ、飯坂を拠点に、信夫庄司を称した佐藤氏の勢力圏内にあったとみられる。文治5年（1189）鎌倉の源頼朝が奥州藤原氏を攻めた



■写真 平林遺跡出土品（石器）



■写真 錦木塚古墳



■写真 錦木塚古墳出土品（須恵器）

² 郡衙は、古代の律令制度における郡の郡司（官人）が政務を執った役所施設を指す。郡家（ぐうけ・ぐんげ・こおりや・こおりのみやけ）ともいう。

³ 「桑折」の由来については、伊達氏入部後、諏訪神社の神託によって養蚕を奨励し、「桑島」から「桑折」と改められたという伝承もある。（桑折醸芳尋常高等小学校『桑折町郷土誌』（桑折醸芳尋常高等小学校 1940年）3ページ）

際、この佐藤氏の軍勢を石名坂で破ったのが、後に伊達氏の祖となる常陸入道念西とその子たちである。念西は、源頼朝が奥州を制圧すると、伊達郡に入部し、伊達氏を称したといわれる。この念西が伊達氏の系図で初代とされる朝宗である。大字万正寺には「伊達朝宗の墓所」があり、その周辺の下万正寺遺跡からは、源頼朝が奥州合戦後まもない建久3年(1192)に藤原泰衡の菩提を追悼するため、鎌倉に建立した永福寺と同じ文様の瓦が出土しており、伊達朝宗自身が鎌倉幕府の御家人として寺院の造営を行った可能性が極めて高い。

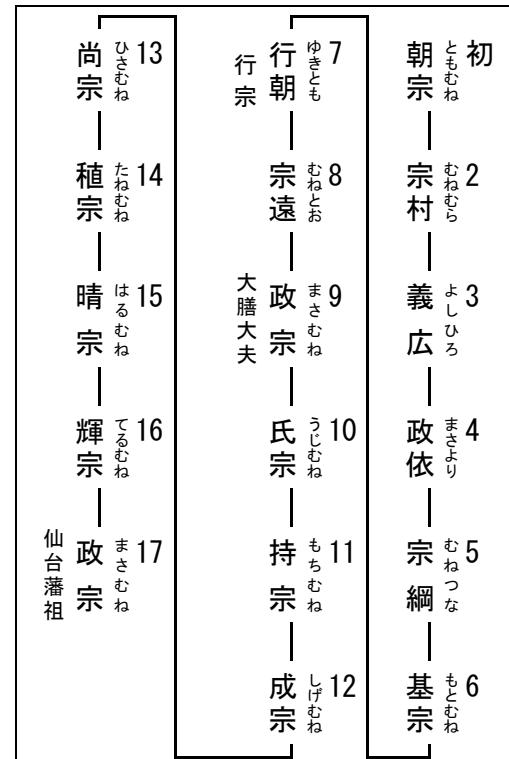


■写真 下万正寺遺跡から出土した瓦

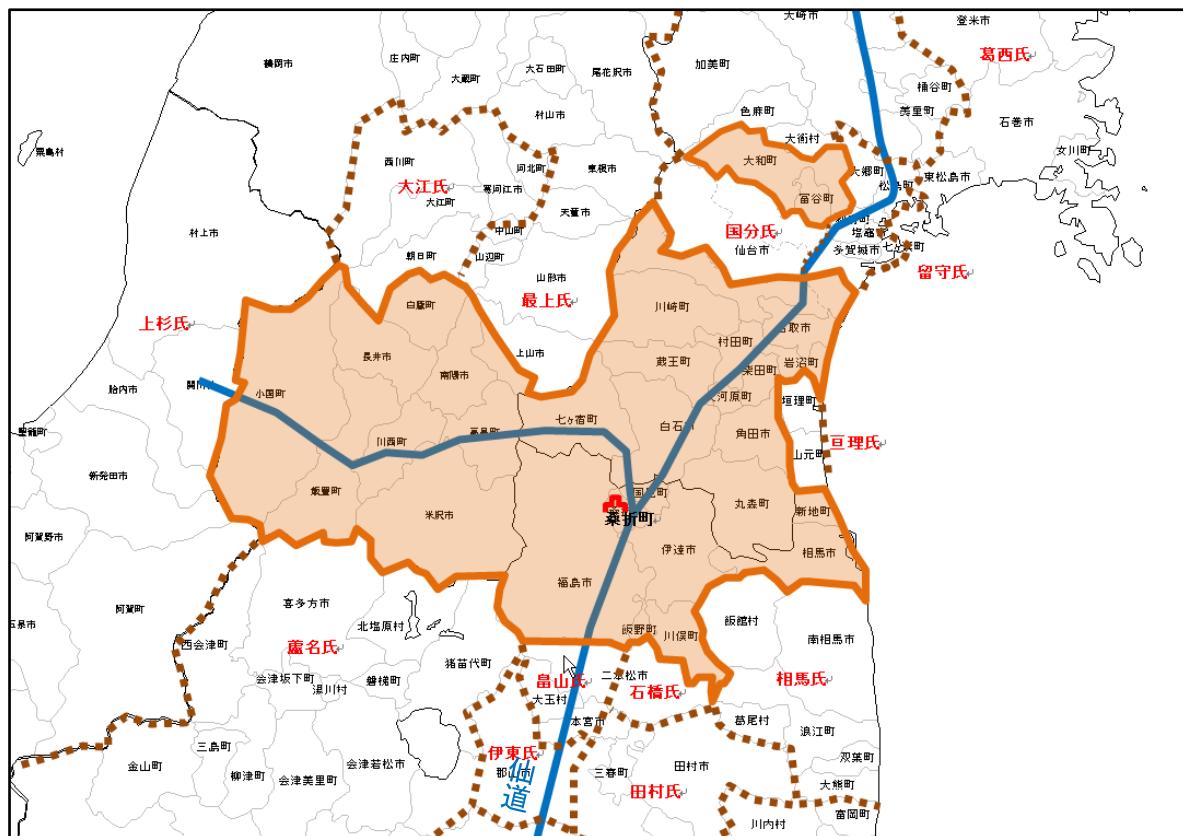
■図 下万正寺遺跡出土瓦(左)と永福寺出土瓦(右)
(『下万正寺遺跡調査報告書』より)

伊達氏は入部に際し、氏神の亀岡八幡宮とともに諏訪神社や菅原神社(天神社)を勧請したといわれる。4代政依が建立した5つの臨済宗寺院は、伊達五山と称されたが、伊達氏が仙台の領主となると、多くが仙台城下に移された。そのなかで、3代義広の菩提寺として建立された観音寺は唯一当地に残された。また、義広の庶長子親長(心円)は桑折氏の祖となるが、南北朝時代には本宗家と並立する実力を保ち、戦国時代には伊達稙宗・晴宗父子を側近として支えた。その居館は字庫場の播磨館とされ、桑折寺(時宗)が菩提寺とされた。

鎌倉時代から室町時代にかけて、伊達氏の居館がどこにあったか、正確には分かっていないが、室町時代、9代政宗(大膳大夫)が鎌倉公方に対峙した赤館は後の桑折西山城とみられている。11代持宗が大仏城(後の杉目城、福島城)で鎌倉公方に敗れた後、4代にわたり、伊達郡東根の梁川城を本拠とする。伊達氏は南北朝時代以降、次第に実力を蓄え、戦国時代に入ると、室町幕府のもとで奥州支配を担当し



■図 歴代伊達氏当主(初代から17代(仙台藩初代)まで)



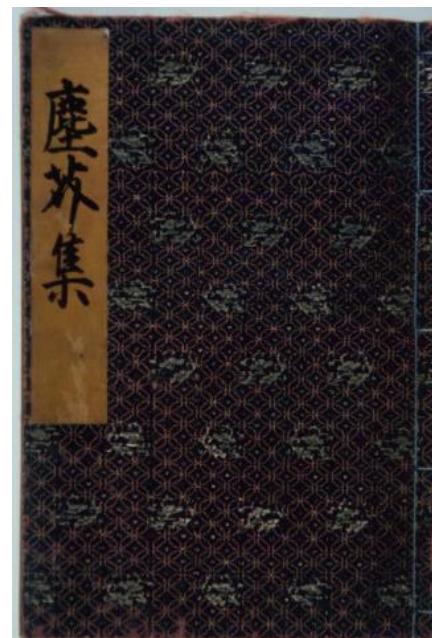
■図 西山城時代（伊達稙宗時代）の伊達氏の領地

ていた奥州探題大崎氏をしおぐまでに成長していった。

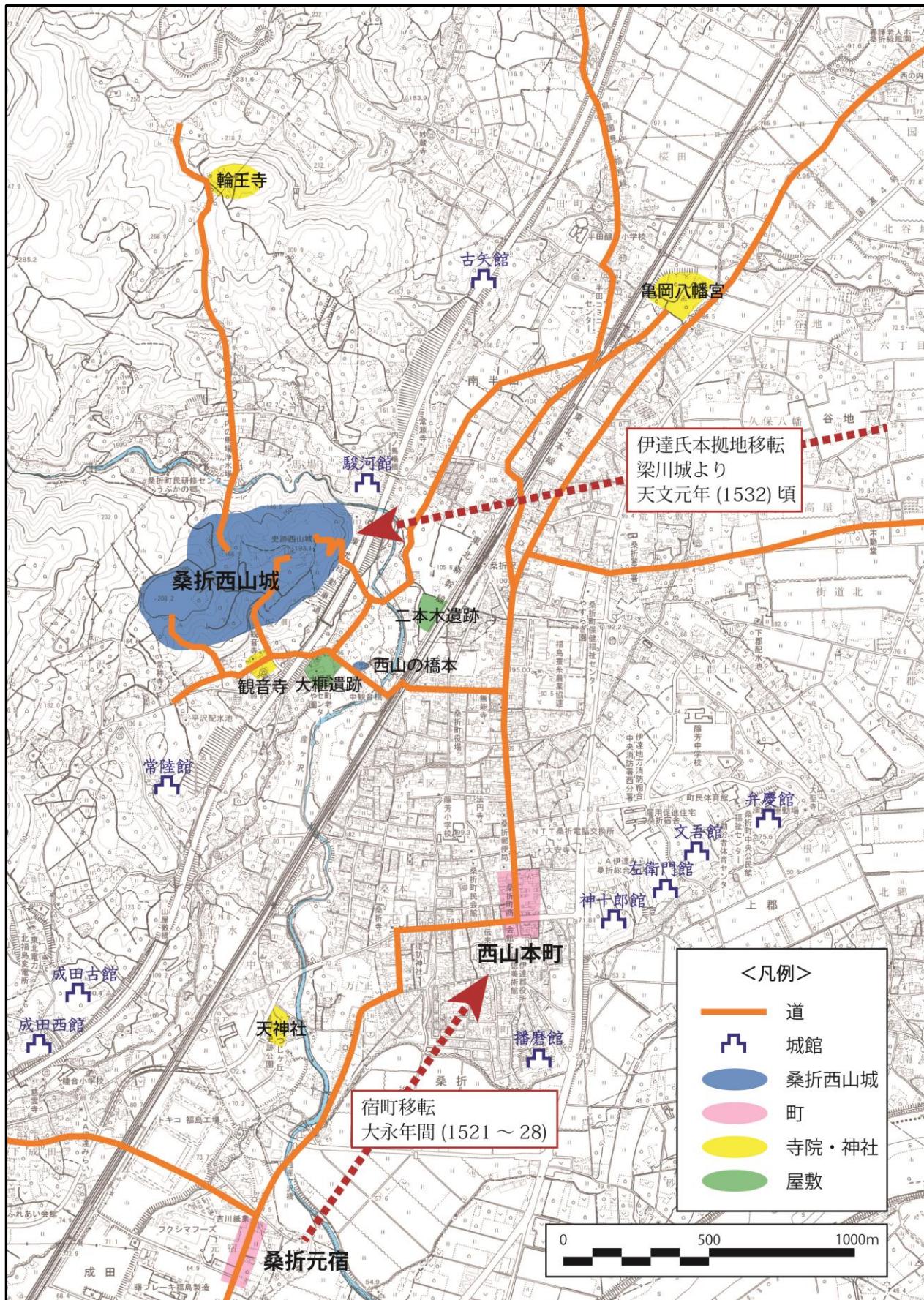
大永2年(1522) 14代稙宗は陸奥国守護職に推薦されると、天文元年(1532)頃、西山城を築き、梁川城より本拠を移した。西山城に入城した稙宗は、天文4年(1535)に「棟役日記」を、同7年(1538)「段錢帳」を作成した。同5年(1536)に作成した戦国家法「塵芥集」にはしばしば「守護」という文言が登場する。稙宗が陸奥国守護として分国の支配を強化しようとした意図が窺われる。

しかし、これら稙宗の政策は家臣等の反発を招き、同11年(1542)から7年間、嫡子晴宗と対立し、南奥羽を戦乱に巻き込む、いわゆる「天文の乱」に発展する。西山城は争奪の対象となり、最終的には晴宗有利のなかで和睦が結ばれた。そのときの条件として西山城は壊され、家督を継いだ晴宗は、戦乱時に拠点とした米沢に本拠を移した。

晴宗の孫、17代政宗は、米沢を拠点に南奥州に巨大勢力を築いたが、天正18年(1590)豊臣秀吉の小田原北条氏攻めに参陣し、臣下に入った。その後、秀吉の奥羽仕置によって、岩出山(宮城県大崎市)に移され、本貫の地を離れたが、後に仙台城を築き、62万石という全国有数の大大名となった。



■写真 嘘芥集(村田本 仙台市博物館所蔵) 重要文化財



■図 戦国時代の桑折

(3) 幕藩体制下の桑折～産業・交通の発展～

天正 19 年(1591)政宗が岩出山に移されると、当地方は会津の領主として伊勢から移封された蒲生氏郷の領地となった。さらに慶長 3 年(1598)、上杉景勝が入封したが、徳川家康と対立し、同 5 年(1600)関ヶ原合戦に際しては、会津で兵を挙げた。この際、旧領奪還を目論む伊達政宗と伊達・信夫両郡各地で戦闘があった。関ヶ原で石田三成が敗れると、上杉氏は所領を 30 万石に減らされて米沢を本拠としたが、桑折周辺の信夫・伊達両郡は引き続き上杉領となった。

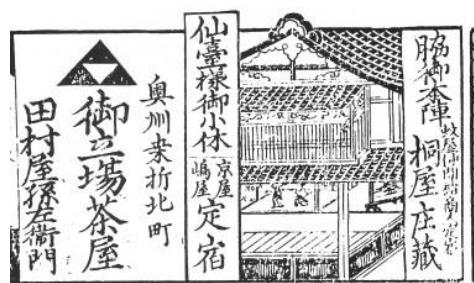
減封された上杉氏にとって、残された領地での増産は急務であった。当地方では、桑折村の佐藤新右衛門の尽力によって、^{すりかみ}摺上川から取水した西根堰が上下 2 本開発された。西根下堰は、元和 4 年(1618)佐藤新右衛門が米沢藩の下長井郷代官須田善右衛門の協力を得て開削した、湯野村字八卦から伊達崎村北沢に至る約 14 km の用水路である。一方、西根上堰は寛永元年(1624)、信夫郡代古河善兵衛の協力で着工し、同 10 年(1633)に完成させた。^{いさざわ}湯野村字穴原(現在の福島市飯坂町)から取水し、五十沢村(現在の伊達市梁川町)に至る延長約 29.2 km の用水路である。また、以前より行われていた養蚕業が奨励され、自然堤防や河道跡によって遮断されて西根堰からの引水ができず、水稻栽培に不適な阿武隈川氾濫原を中心に桑の栽培が行われた。

このころ、後に幕府の主要な鉱山となる半田銀山も、本格的に開発が進められた。半田銀山は大同 2 年(807)に発見されたと伝えられるが、実際は、慶長 7 年(1602)ごろに上杉氏によって本格的に開発されたとみられる。上杉氏が開いた佐渡金山等の技術が導入されたものと考えられる。

参勤交代制が確立すると、桑折宿の北で分岐する陸奥・出羽両国の基幹街道が奥州街道、羽州街道として整備された。慶長 5 年(1600)5 月ごろには米沢藩が一里塚を設置していたが、伊達氏が伊達郡と出羽置賜郡(山形県置賜地方)を結ぶ街道として整備した道は、桑折宿から分岐し、上山、秋田、弘前を結ぶ秋田藩や山形藩が参勤交代で通る羽州街道として再整備された。



■写真 役場脇を流れる西根上堰



■写真 商家高名鑑



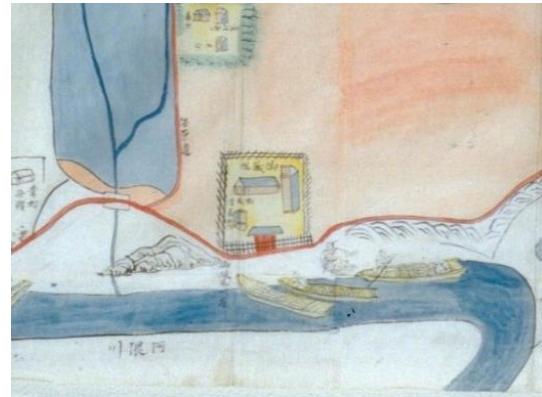
■写真 羽州街道跡(北半田 早田伝之助邸脇)

寛文4年(1664)、米沢藩3代藩主綱勝が急死し、吉良義央の子綱憲を養子とした際、30万石の領地は15万石に減封され、信夫・伊達両郡と置賜郡屋代は幕府の直轄領となった。

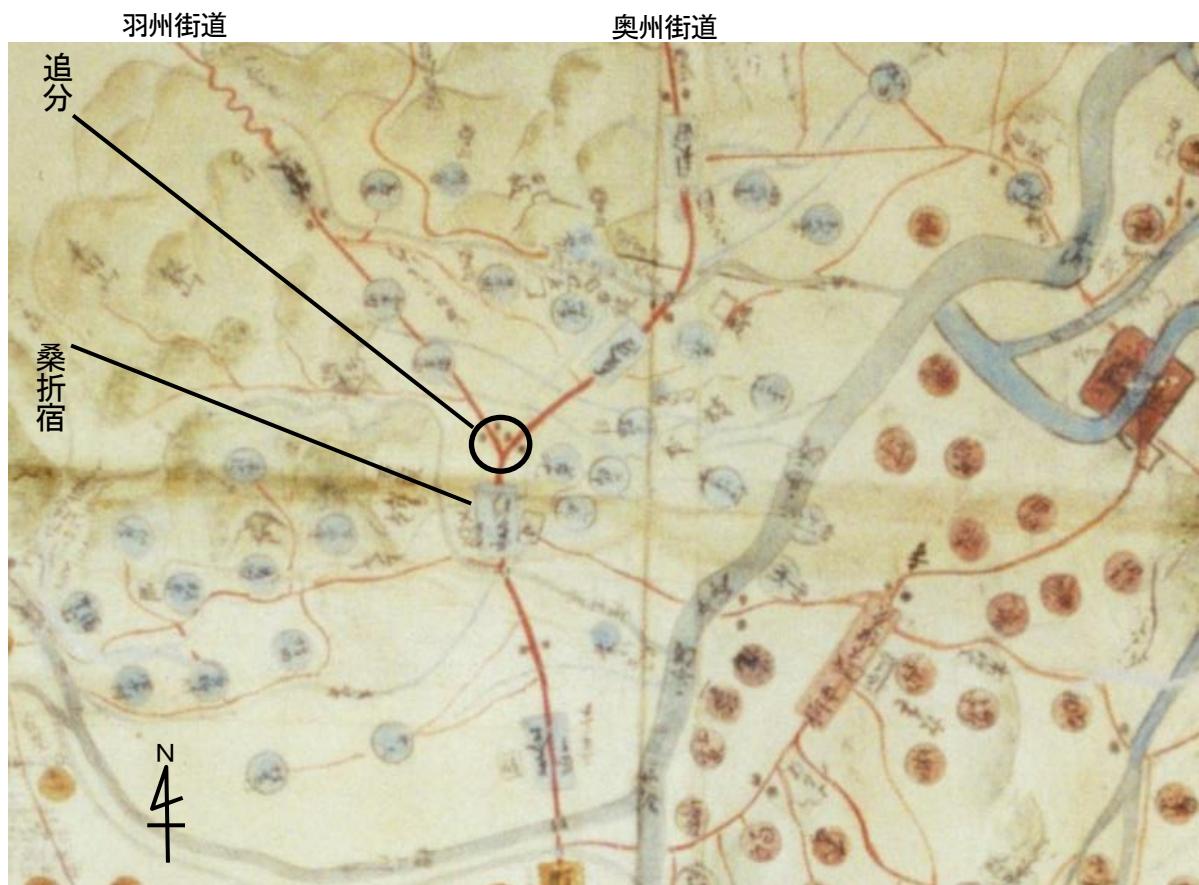
寛文年間(1661～73)に阿武隈川舟運が開発され、同10年(1670)には、河村瑞賢が東回り航路と連絡する福島から荒浜(現在の宮城県亘理町)までの舟運も整備した。これを利用して信夫・伊達両郡及び出羽国屋代郷の幕府領の年貢米が江戸へ回送されるようになった。

延宝7年(1679)、本多忠国が大和国郡山から福島に移封されると、桑折も本多氏の支配下に入った。本多氏は福島城とその城下町が手狭であったため、万正寺の西館(桑折西山城跡)に築城計画を立てたが、天和2年(1682)、姫路に転封されたため、築城も取りやめとなった。

信夫・伊達郡は、再び幕府領となるが、貞享3年(1686)堀田氏が福島に入封すると、福島に置かれていた幕府代官所は桑折に移された。幕府領桑折陣屋の成立である。

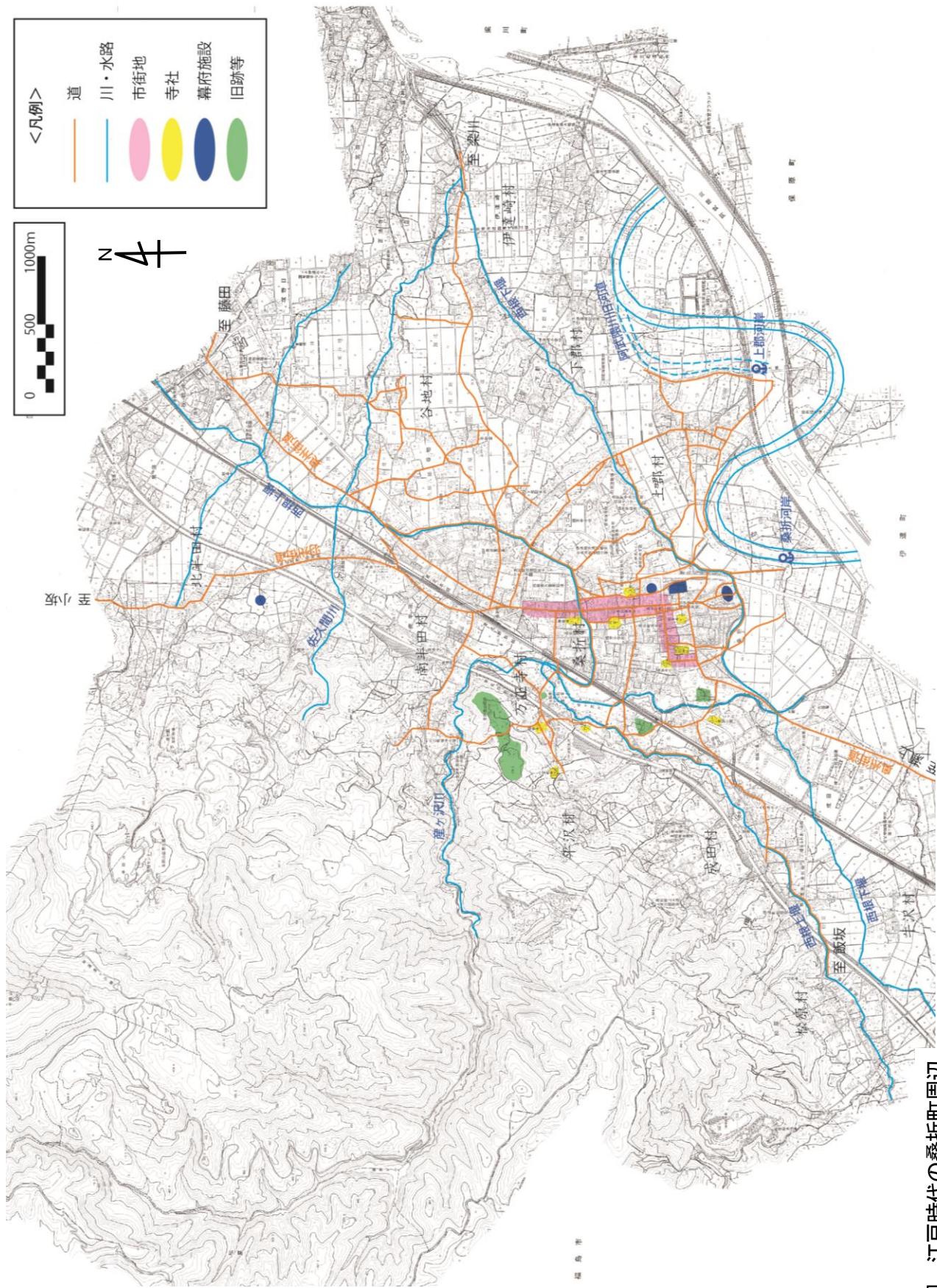


■写真 上郡村絵図(河岸部分)



■写真 江戸時代の桑折宿周辺(「奥州達忍図」(部分・加筆) 大分市 中根忠之氏蔵)

本多氏領時代。桑折宿で奥州・羽州街道が分岐している。



元禄13年(1700)、松平(奥平)忠尚は伊達郡2万石を与えられ、桑折藩が成立する。松平氏の治政下、半田銀山で優良な鉱脈が発見されると、松平氏は鉱山とその周辺を幕府に差し出し、延享4年(1747)には上野国に転封となつた。これにより、桑折周辺は再度幕府領となる。

半田銀山は、桑折町半田地区から国見町大字泉田まで広がる鉱山であったが、この幕府領化の原因が半田銀山の本格的採鉱を目的としていたため、佐渡金山を経営する佐渡奉行の管轄下に置かれた。以後、幕府直轄鉱山として幕末まで経営され、佐渡、生野とともに「日本三大鉱山」として繁栄した⁴。越後や最上などから鉱山労働者が集まってきたが、当地で亡くなった人々の墓が無縁仏として半田地区に点在している。

間歩と呼ばれる銀山の坑口は、山師によって開発された。成功した山師たちは、衰退していた観音寺の復興に尽力した。観音寺は伊達氏が鎌倉時代に伊達五山のひとつとして創建したと伝えられ、伊達氏天文の乱で敗れた植宗方についたため衰退し、臨済宗から天台宗、浄土宗と改宗を繰り返し、仙台へも移転されなかつた。江戸時代前期には、現在の坂町観音堂が「観音大仏」として残るだけとなつていた⁵。17世紀以降、半田銀山の山師野村勘左衛門を中心となり、堂宇の再建、仏像の補修を図り、復興していったのが現在の観音寺である。

幕府領化により、寛延2年(1749)桑折代官が復活し、以後、仙台藩預かりのとき以外、明治維新に至るまで代官が陣屋に赴任して政務に当たつた。桑折代官所は時に14万石を支配する大きな代官所であり、半田銀山の経営も併せて行ったため、経験豊富な代官が任命されることが多かつた。

幕府代官所が再設置されたころから、信夫・伊達



■写真 半田銀山絵図



■写真 桑折村絵図（陣屋部分）
(大聖寺所蔵大字上郡文書)



■写真 桑折代官寺西重次郎封元の墓所
(無能寺)

⁴ 「福島県下岩代国伊達郡半田銀山坑業記事」前掲『桑折町史第9巻』半田銀山資料216

⁵ 「桑折西山城付近絵図」(宮城県図書館所蔵) 絵図は本計画書54ページに掲載。

両郡は、ひとりの領主の支配下に置かれるのではなく、また両郡に本拠を置く領主のみならず、遠方の領主の飛び地領が入り混じる「入り組み支配」の様相が顕著になってきた。当町域では、桑折村が幕府代官所所在地であったが、隣接する上郡村は白河藩領、松原村は福島藩領というように村ごとに支配者が異なる状態になっていた。

佐新	同義新驛	龜源	龜岡源九郎
佐藤新街門	○又	芳野	芳野
信駒		石幡吉三郎	石幡吉三郎
佐藤七五郎		本撰	本撰
同上郡		石畠古造	石畠古造
八美藤新街門		松口	松口
藤中		後藤新郎	後藤新郎
八美藤新街門		後藤新郎	後藤新郎
藤中		後藤新郎	後藤新郎
八美		後藤新郎	後藤新郎

■写真 蚕種銘鑑(中井閑民著 1860)

17世紀中頃、下総国結城地方の養蚕業が水害によって大きな被害を受けると、信夫・伊達地方の養蚕が注目されるようになった。上杉氏以後の領主も養蚕業を奨励し、伊達崎村や粟野村(伊達市梁川町)などで品種改良が進められた結果、安永2年(1773)幕府から「奥州蚕種本場」銘を許されるほどに品質が向上し、蚕種の一大産地となった。

桑折宿は奥州街道の宿場であり、本陣や脇本陣、問屋場などがあったが、半田銀山の山師や労働者達の消費活動を支えるという役割も持っていたため、酒造業や飲食業、鍛冶屋が多いという特徴ある町場であった。周辺が蚕種の一大産地となると、生糸売買のための定期市が開かれるようになった。幕府領から運ばれてきた年貢米が納められる蔵場が置かれ、阿武隈川の桑折河岸や上郡河岸から舟運で江戸まで出荷された。江戸時代後期になると、蚕種も船の積荷となり、また、阿武隈川を遡行する便によって、良質な桑の生産に使用するための肥料である干鰯や塩などが運ばれてくるようになった。このように、桑折宿は宿場町に加えて在郷町としての役割をもつようになり、地域の経済や流通の重要な部分を担うようになつていった。

（4）明治維新後の桑折と旧伊達郡役所の建造

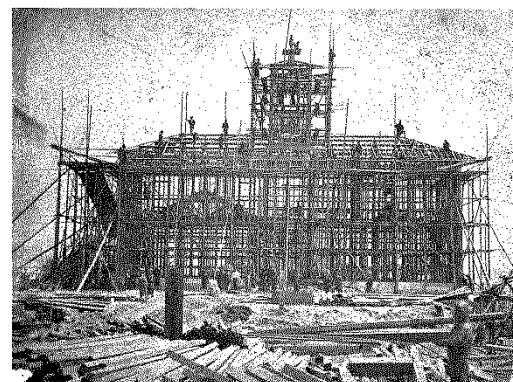
戊辰戦争に際して、奥羽両国には、幕府側として戦った藩が多かったため、桑折地方もこの戦乱に巻き込まれた。戦乱に備え、仙台藩は桑折西山城跡（現在砲台場と呼ばれる郭）や産ヶ沢河畔などに砲台を設置した⁶。奥羽越列藩同盟軍は福島から撤退し、桑折を一時的に拠点としたが、盟主であった仙台藩が慶応4年（1868）9月13日に降伏すると、旧幕府領や同盟側に立った福島藩から没収された所領は新政府の直轄地となり、明治4年（1871）以降、支配地は再編、統合され、福島県へと編成されていった。

■写真 「釀芳」の書

⁶ 「日録」桑折町史編纂室編『桑折町史叢書第3集』(桑折町史編纂委員会 1986 年) 17 ページ

明治9年(1876)、奥州街道は一般国道4号に認定され、官道となつた。この年、明治天皇は東北行幸に際して半田銀山を訪問、その翌日の仙台巡幸途上の2度、無能寺境内の桑折学校が休憩所となつた。この行幸に随行した木戸孝允が「醸芳」の額を揮毫した。この「醸芳」という名称は、醸芳小学校、半田醸芳小学校、醸芳中学校、醸芳幼稚園、半田醸芳幼稚園と醸芳保育所というように、現在でも使用されている。

江戸時代の現桑折町域には桑折村、南半田村、北半田村、谷地村、上郡村、下郡村、伊達崎村、万正寺村、平沢村、成田村、松原村、牛沢村があつたが、明治9年(1876)に牛沢村が松原村に併合された。明治12年(1879)7月22日に郡区町村編制法が公布されると、当初伊達郡役所は保原村に置かれたが、明治16年(1883)桑折町の誘致活動の末に移転する。桑折の庁舎は地元の寄付金等で建設され、10月8日に開庁式が行われた。この年、桑折警察署と連合戸長役場の庁舎も建造されているが、郡役所や警察署の桑折移転は、県庁の所在する福島と幹線国道で直結するという立地条件によるものであった。これらの庁舎の新設に加え、明治19年(1886)西町に桑折学校が和様折衷様式で建造され、梁川、保原、飯坂への三方道路が敷設された。町場は江戸時代より在郷町としての役割を持っていたが、幕末の開港により、輸出用生糸や蚕種の集散地となつた。半田銀山は鹿児島藩出身の五代友厚により、近代鉱山として生まれ変わつた。桑折は文字通り伊達郡の政治・経済の中心であった。明治22年(1889)に市町村制が施行されると、旧村は合併して、桑折町と半田村、伊達崎村、睦合村の1町3村に再編された。



■写真 建造中の伊達郡役所



■写真 半田銀山の本坑坑口

(5) 郡制の廃止と戦前・戦後の桑折町

郡制の廃止により郡役所が大正12年(1923)に廃されると、旧桑折町は伊達地方の政治の中心という地位を失つた。半田銀山は明治の再興以来、江戸時代には製錬しきれずに廃津となつてゐた鉱石の再製錬を主に行つてゐたが、原料の枯渇と、明治30年(1897)代の半田山地滑り被害により、生産量が減少、赤字経営に陥つた。これらは、伊達郡の経済の中心でもあった旧桑折町にとつては大きな打撃となつた。

さらに昭和恐慌の影響により、当地方も深刻な不況に見舞われた。養蚕業の中心地帯であった伊達崎村では、蚕糸の暴落により経済に打撃をこうむったが、その対策として昭和7年(1932)から匡救事業が行われ、経済の再建が図られた。同年、旧桑折町では、郡は製糸工場の誘致に成功する。一方で養蚕業の衰退によって、桑畠は果樹畠へと転換が進められ、特にモモ、リンゴは当町の主力農産品となっていました。

モモの生産は明治24年(1891)ころから養蚕農家の副業として導入された。また、昭和18年(1943)に伊達崎村上郡の大槻只之助が品種改良して作り出した「王林」は、現在でも青りんごの主要銘柄となっている。

しかしながら、戦時体制になると、当地方も無関係ではいられず、各方面に暗い影を落とした。郡は製糸工場も戦時下、軍需工場化が図られたが、幸い、空襲を受けることはなかった。金属を中心に物資が不足するなか、町内の寺院も、梵鐘を供出するよう求められたが、歴史的価値があるものとして、観音寺や伝来寺、大安寺は供出を免れている。

半田銀山の衰退も収まらず、経営が五代家から日本鉱業に移ったが、昭和25年(1950)には事実上の閉山となった。

昭和24年(1949)、伊達果実農業協同組合が設立され、養蚕業からの転換作物である果樹栽培を強化する方策が始められる。

それまでの小規模な自治体の合併が政策的に推進されるなかで、昭和30年(1955)には中心市街地桑折町を中心に伊達崎村、睦合村、半田村が合併し、新桑折町が誕生した。これは、合併町村の経済活動の中核となっていた桑折市街地を中心とした枠組みであった。その後、新桑折町では、小学校や農協は各地区に残して構成旧町村の独自色を維持する一方、中学校のように統一できる部分は一元化し、町制を進めてきた。

平成10年(1998)代からの「平成の大合併」では、桑折町、国見町、伊達町、保原町、梁川町、靈山町、月館町による合併協議会を平成15年(2003)に設置し、伊達郡西根及び東根の枠組みにおいて、地域再編を模索した。しかし、阿武隈川西岸にあり、主要交通路が福島市や国見町と通じている桑折町にとって、川向かいの東根地域との経済的な結びつきや住民の交流が比較的希薄であることから、自治体として一体化しにくいという、江戸時代以来の



■写真 郡は製糸工場



■写真 合併祝賀記念写真

課題があった。翌年、結果的に桑折町は合併協議会を離脱、この枠組みを大きく動かすことなく、桑折町は単独立町で進むこととなり、平成27年(2015)1月1日に合併60周年を迎えることとなった。

(6) 交通の要衝・桑折

桑折西山城築城の際、町場を移転させ街道を再整備したことが現在の桑折市街地の原型になったと考えられるが、参勤交代制が整えられた江戸時代初期、寛永19年(1643)ごろ成立したのが「桑折宿」である。伊達氏在城時に成立した本町を基礎に、北町、上町、西町、新町と町場が伸長して宿が形成されたと考えられる。現存する最古の絵図は、天和年間(1681~84)ごろに描かれた「奥州桑折之図」(大分市 中根忠之氏蔵)である。この絵図には、すでに二度クランクする奥州街道や江戸側の新町と仙台側の上町に構えられた木戸や、今でも現存する寺社が明記され、現在の形がほぼ出来上がっていたことがわかる。



■図 「奥州桑折之図」(部分 大分市 中根忠之氏蔵)

幕府領となってから、桑折代官所として陣屋が本町南東に置かれた。北町から本町にかけて、西根堰より取水した用水溝が宿場の中央を流れ、代官所方向に向かうことから逆川と呼ばれていた。本町には、米沢藩で郡役を務め西根堰の開削を行った佐藤新右衛門家があり、その役宅は桑折宿本陣としても利用されていた。さらに、陣屋の南には蔵場があり、年貢米を保管しておく倉庫として使われていた。この蔵場から上郡村にあった阿武隈川の河岸場に運ばれた米は、舟運によって江戸へ輸送された。替わりに桑などの商品作物を栽培するための肥料を中心とした様々な物資が当地方にもたらされた。

桑折宿は、江戸時代を通して奥州街道の宿場町であり、羽州街道の始点という交通の要衝

として、米や蚕種、銀などの物資の集散地として栄えてきた。江戸時代後期には、これらの他、絹糸・真綿・紅花などが出荷され、太物・小間物などが持ち込まれた。特に蚕種は、関東から上方、西国にまで出荷されていたという⁷。桑折宿では、定期市が毎月2と8のつく日の計6回開かれた。また、諏訪神社の祭礼時に諏訪市も開催されたが、これは当地方で最も大きな市の一いつであった。半田銀山の隆盛、養蚕業の発展により、桑折宿は周辺農村部や鉱山地域の経済活動を担う、在郷町として繁栄した。

元禄2年(1689)5月3日、俳人松尾芭蕉は「おくのほそ道」の旅で、飯坂から馬で桑折入りし、ここから歩いて伊達の大木戸を目指している。桑折宿で句は詠んでいないが、それから30年後の享保4年(1719)、この地方の蕉風俳諧の中心的人物であった桑折宿本陣の佐藤馬耳は、芭蕉追慕のため、芭蕉が須賀川で詠んだ「風流の初めや奥の田植唄」の短冊を法圓寺境内に埋めて「芭蕉翁」と刻んだ田植塚を造るとともに、記念の句集「田植塚」を発行した。馬耳が交通の要衝の本陣主人という立場で、大名や江戸・上方の文化人から文芸を吸収し、さらに得たものを周辺地域に発信していた。その後、桑折宿やその周辺からは、俳人の遙阿や石翁、幕末には、国学の研究や和歌・漢詩に秀でた安藤野雁を輩出し、狂歌・俳諧隆盛の中心的位置を占めた。

阿武隈川舟運は、寛文年間(1661~73)、上杉氏減封後の幕府領であった時期に、河村瑞賢が中心となって開発した。現桑折町域には、桑折河岸・上郡河岸・伊達崎河岸が置かれた。



■写真 田植塚(法圓寺)



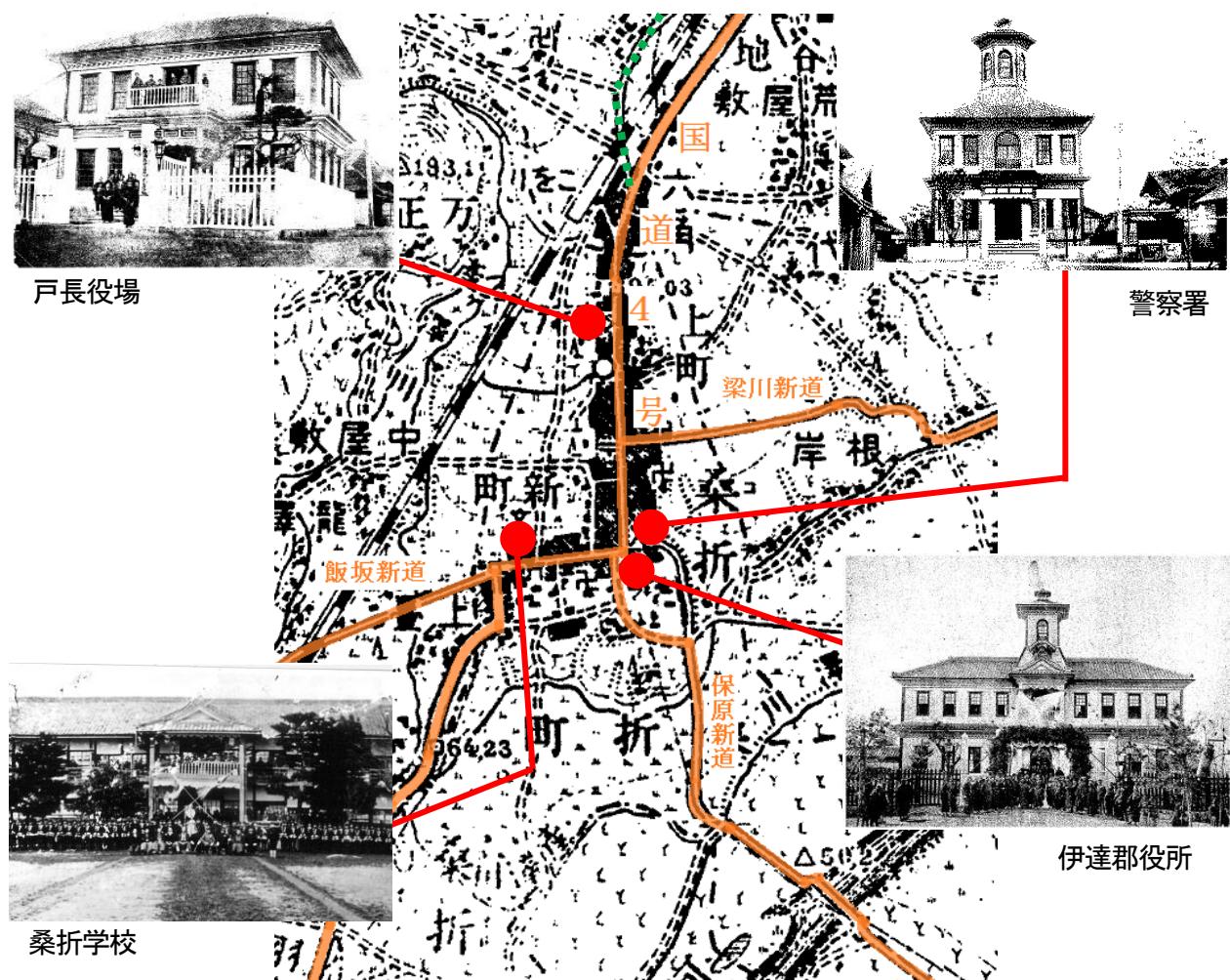
■図 「桑折村絵図」(部分 寛政期 大聖寺所蔵 大字上郡文書)

⁷ 「奥州伊達信夫郡道中筋案内」桑折町史編纂委員会『桑折町史第6巻』(桑折町史出版委員会 1992年)近世史料 285

舟運は主に年貢米の輸送に用いられ、桑折宿の南端の播磨館跡には蔵場が置かれた。また、上郡河岸にも蔵場が造られ、幕府領出羽国屋代郷（山形県高畠町）の年貢米の中継地となつた。江戸時代中期には、大豆も輸送され、幕末になると、川下から干鰯、鍋釜、石炭などの肥料や生活物資が運び込まれるようになった。

明治時代、地租改正の際に作成された地図からは、江戸時代から続く宿場町特有の間口が狭い、短冊状町割りを確認することが出来る。この特徴により、いったん火災が発生すると、延焼を免れず、大火になることも多かった。そのため、明治維新後は、街道に面した店舗部分に、比較的火に強い蔵造が採用されることが多くなった。

伊達郡役所は、官民挙げた熱心な誘致活動により、明治 16 年(1883)、本町通り南端突き当たりに建造された。また、警察署が西町通りの東端突き当たりに、連合戸長役場が上町の道路に張り出すように、桑折学校が新町通りの北端突き当たりに、いずれも擬洋風建築によって建造され、景観が大きく改変された。明治 20 年(1887)には、北町から東へ梁川新道が、郡役所西側から南へ向かい保原新道が、桑折寺南側から西へ向かう飯坂新道がそれぞれ敷設され、従来の町割りを保ちつつも新しい街並みへと変化していく。



■図 明治 41 年(1908)の地図（桑折町市街地）



■写真 市街地の様子(明治末か)



■写真 鉄道開通以来の煉瓦橋アーチ

明治維新後、舟運による年貢の江戸回米はなくなったが、幕末から明治前期にかけての養蚕隆盛による蚕種や生糸の輸送量が増大し、半田銀山も五代家の経営によって出鉱量が回復したため、輸送手段として舟運の役割が減少することはなかった。明治 17 年(1884)には、上郡村の大槻儀左衛門たちが外輪蒸気船を導入した舟運を企画したが、まもなく開通した鉄道に顧客を奪われ、また、船が浅瀬で座礁する事故もあって廃業した。現在は船着場跡に記念に植えたという「蒸気のサクラ」が残っている。

明治 20 年(1887)、郡山—仙台間に鉄道が開通、桑折には停車場(駅)が設置された。この時、福島—仙台間で停車場が置かれたのは桑折・白石・大河原・岩沼のみであり、桑折が伊達郡の政治経済の中心であったことがわかる。鉄道の開業は当地方の流通を一変させ、鉄道による貨物の大量運搬は、それまで主流であった阿武隈川舟運を衰退させることとなった。一般国道 4 号から停車場へ駅前通りが開設されると、停車場前には運輸業者や倉庫会社が進出、市街地が北の木戸跡からさらに北方に伸びた。



■図 大正期の桑折

戦後、昭和33年(1958)に一般国道4号のバイパス道路が新しく町の東側を通りようになり、「弾丸道路」と呼ばれたが、奥州街道に由来する旧国道は、そのまま県道となった。

昭和30年(1955)、1町3村が合併して新桑折町が誕生すると、しばらく旧桑折町役場を庁舎としたが、同32年(1957)、西根上堰に沿った桑折宿西側裏手に新庁舎が建造された。このころから、田畠だった桑島地区、南町地区、旧半田村内の追分地区などが宅地として開発され、市街地は桑折宿の外側へ大きく広がった。しかし、桑折宿以来の市街地は、短冊状の町割りもそのままで、重要文化財の旧伊達郡役所をはじめ、寺院の堂宇は神社の社殿、通りに面した町家や店舗、蔵など歴史的建造物が多く残されている。

平成23年(2011)3月の東日本大震災により、町内では多くの建物が全壊や半壊の被害を受け、それはこれらの土蔵にも及んだ。桑折宿に残されていた土蔵造の建物のうち、いくつかは復旧することができず、取り壊されてしまった。しかし、以下に挙げるような現存する建造物が、まだ多く残され、桑折宿の風景を今に伝えている。



■写真 上町 無能寺総門と参道

冠木門の総門。明治14年(1881)の行幸時に整備した。



■写真 北町 安達家(安達屋)

明治建造。木造二階建の店舗。



■写真 北町 栗花家(石田屋)

明治39~40年建造。蚕種を扱うため、土蔵造で二階通側に窓がない。



■写真 北町 伊藤家(藤屋)

明治建造。木造二階建の菓子店。



■写真 北町 鈴木家(丸屋)
明治建造。土蔵造の呉服店。



■写真 本町 斎藤家(扇屋)
明治建造。土蔵造の肥料店。



■写真 本町 村松家(村松商店)
土蔵造の燃料店。明治建造。



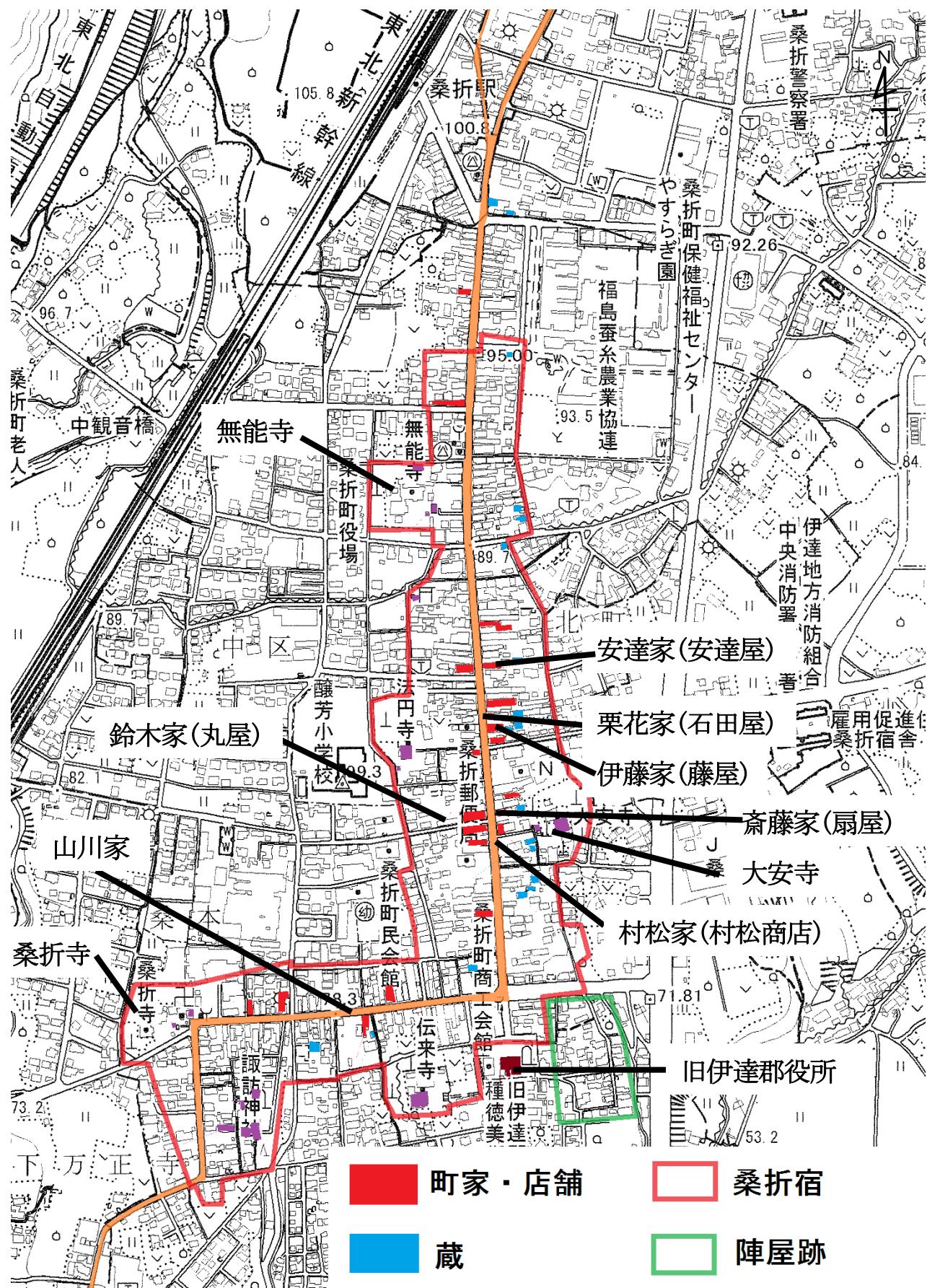
■写真 沢 大安寺山門
建立時期不明だが梵鐘は文政元年(1818)鋳造。



■写真 西町 山川家
明治建造。



■写真 新町 桑折寺山門
建立時期不明だが、桑折西山城跡旧城門といわれている。



4. 文化財等の分布状況

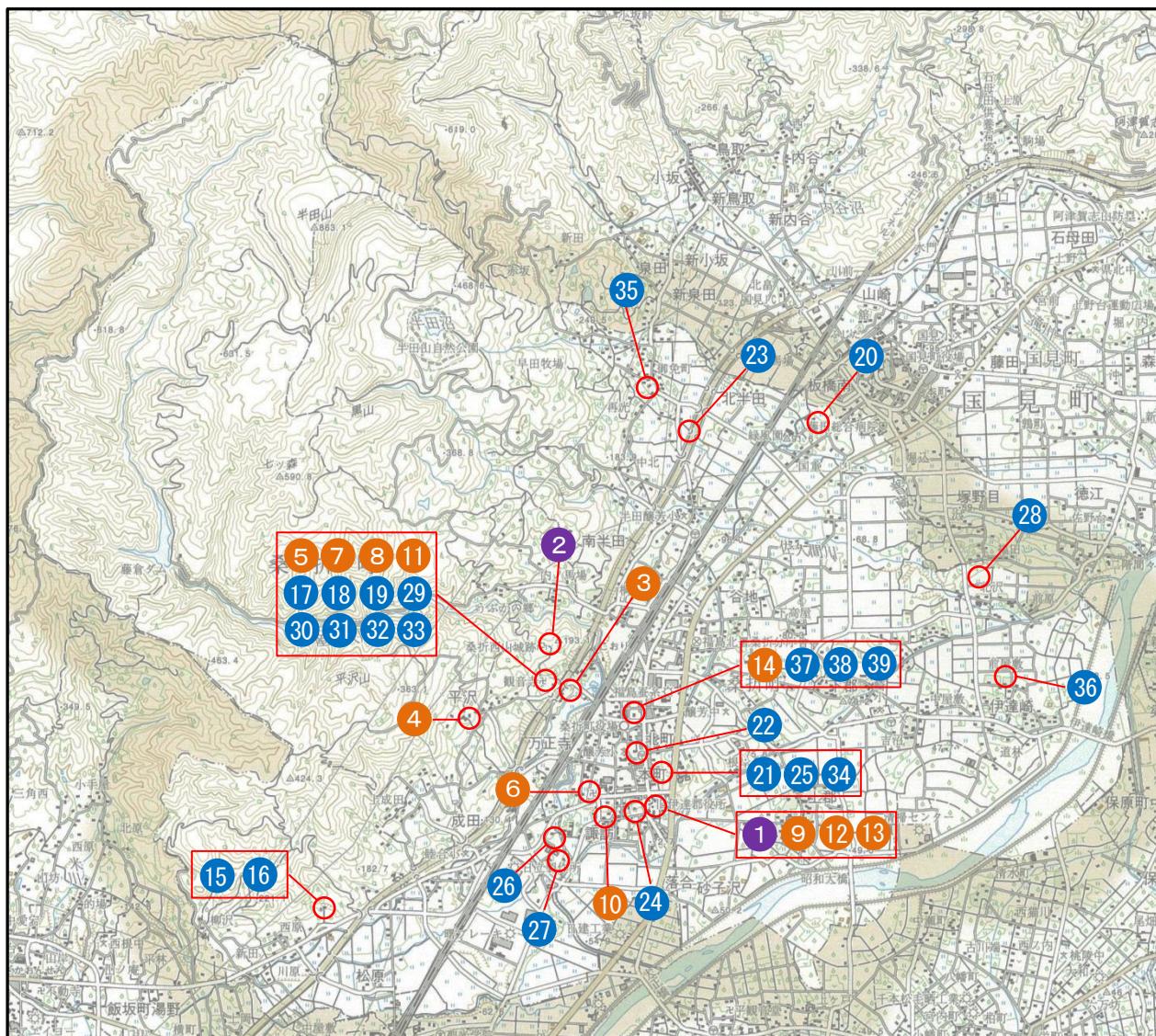
(1) 指定文化財

桑折町には、平成27年(2015)4月1日現在、国指定文化財2件、県指定文化財12件、町指定文化財25件があり、町内各地に点在している。

■表 指定文化財一覧

番号	区分	名 称	区 分	指定年月日	所 在 地
1	国	旧伊達郡役所	重要文化財	昭52・6・27	字陣屋(種徳美術館)
2	国	桑折西山城跡	史跡	平2・2・19	万正寺字本丸跡
3	県	万正寺の大力ヤ	天然記念物	昭28・10・1	万正寺字大樞
4	県	平沢寺経筒拓本	重要文化財	昭30・2・4	平沢字仲城
5	県	木造・聖観音坐像	重要文化財	昭43・12・10	万正寺字坂町(観音寺)
6	県	桑折寺山門	重要文化財	昭54・3・23	字新町
7	県	絵馬田村將軍蝦夷退治図	重要有形民俗文化財	昭55・3・28	万正寺字坂町(観音寺)
8	県	絵馬洛中洛外図	重要有形民俗文化財	昭55・3・28	〃
9	県	大樞遺跡出土品	重要文化財	昭59・3・23	字陣屋(種徳美術館)
10	県	銅造阿弥陀如来及両脇侍立像	重要文化財	平2・3・23	字新町
11	県	木造聖観音菩薩坐像	重要文化財	平7・3・31	万正寺字坂町(観音寺)
12	県	絹本着色七里ヶ浜図	重要文化財	平8・3・22	字陣屋(種徳美術館)
13	県	紙本金地著色叢竹花鳥図	重要文化財	平8・3・22	〃
14	県	無能寺の笠マツ	天然記念物	平20・3・21	字上町(無能寺)
15	町	葛の松原碑	記念物	昭45・3・9	松原字館(松原寺)
16	町	葛の松原和歌集	有形文化財	昭45・3・9	〃
17	町	木造(伝)阿弥陀如来坐像	有形文化財	昭45・6・15	万正寺字坂町(観音寺)
18	町	木造・不動明王立像	有形文化財	昭45・6・15	〃
19	町	木造・毘沙門天立像	有形文化財	昭45・6・15	〃
20	町	堰東京都祇園囃子	無形民俗文化財	昭49・6・10	北半田字峯
21	町	大安寺の梵鐘	有形文化財	昭55・3・8	字沢(大安寺)
22	町	芭蕉の田植塚	記念物	昭55・3・8	字北町
23	町	半田銀山遺跡	記念物	昭60・3・10	南半田字女郎橋跡
24	町	伝来寺の梵鐘	有形文化財	平2・3・30	字道場前
25	町	桑折代官・竹内平右衛門信将の墓所	記念物	平2・3・30	字沢(大安寺)
26	町	つつじヶ岡遺跡	記念物	平5・2・18	万正寺字天神森跡
27	町	大五輪遺跡	記念物	平5・2・18	万正寺字大五輪
28	町	錦木塚古墳	記念物	平6・4・28	伊達崎字錦塚跡

番号	区分	名 称	区 分	指定年月日	所 在 地
29	町	孝子善之丞幽冥感見の曼陀羅	有形文化財	平 6・4・28	万正寺字坂町(觀音寺)
30	町	阿弥陀三尊来迎図	有形文化財	平 6・4・28	〃
31	町	木造・十王座像	有形文化財	平 6・4・28	〃
32	町	木造・神像	有形文化財	平 6・4・28	〃
33	町	木造・奪衣婆座像	有形文化財	平 6・4・28	〃
34	町	涅槃図	有形文化財	平 6・4・28	字沢(大安寺)
35	町	早田傳之助宅 附羽州街道	記念物	平 11・2・17	北半田字御免町
36	町	蓬田半左衛門の墓所	記念物	平 11・2・17	伊達崎字岩ノ町
37	町	桑折代官・寺西重次郎封元の墓所	記念物	平 19・10・11	字上町(無能寺)
38	町	桑折代官・藤方彦市郎忠列の墓所	記念物	平 19・10・11	〃
39	町	桑折代官・島田帶刀政富家族の墓所	記念物	平 25・4・24	〃



■図 桑折町内の指定文化財の分布状況

1) 国指定文化財

国指定文化財は2件、明治期の擬洋風建築「旧伊達郡役所」及び、戦国大名伊達氏の居城であった「桑折西山城跡」である。

① 旧伊達郡役所

明治16年(1883)、町内の有志による熱心な誘致活動により桑折町に造られた。当時としては珍しい、総二階建で屋上に塔屋を持つ擬洋風建築である。大正15年(1926)に郡役所が廃止になるまでの45年間、郡行政の中心役割を果たし、そのあとは県の出先機関等として利用された。昭和52年(1977)に早期洋風官公庁建築の優品であるとして重要文化財の指定を受けたが、明治以来現在に至るまで桑折町のシンボルとなっている。

平成23年(2011)の東日本大震災により、旧伊達郡役所は漆喰壁の剥離・崩落、瓦の落下、基礎のずれなど、大きな被害を受けたが、平成26年(2014)には耐震及び復旧工事が済み、以前のままの威容を取り戻している。



■写真 旧伊達郡役所



■写真 漆喰彫刻の天井ランプ中心飾

② 桑折西山城跡

戦国時代(天文元年(1532)頃)に伊達氏14代稙宗によって築城された山城。空堀や土塁が良く残されており、平成2年(1990)に史跡の指定を受けた。南奥羽全域を巻き込んだ「天文の乱」の舞台として、さらに家法「塵芥集」制定の場所としても知られる。平成26年(2014)度まで発掘調査が行われ、平成32年(2020)に史跡公園としての開園を目指し整備が進められている。史跡指定範囲は南北約400m、東西約700m、面積は28.55haである。



■写真 本丸跡



■写真 本丸空堀跡

2) 県指定文化財

県指定文化財には、重要文化財が8件ある。建造物1件、美術工芸品5件、考古資料2件、有形民俗文化財2件、天然記念物2件からなっている。

① 木造聖観世音菩薩坐像

史跡桑折西山城麓の観音寺には、県及び町指定文化財が計13件ある。なかでも県重要文化財の「木造聖観世音菩薩坐像」は、寄木造で、正確な製作年代は不明であるが、藤原風の余波を受けた平安時代中後期の作である。鎌倉・室町時代と江戸時代に修復がなされているものの、その特徴を損なわず今に伝える優品である。享保期より観音寺秘仏として33年に一度の御開帳がなされ、最近では平成22年(2010)4月に行われた。

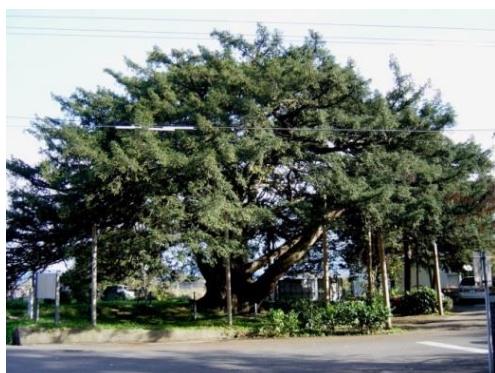
観音寺は伊達氏4代政依によって創建された伊達五山の一つであり、4院はのちに仙台に移され伊達地方には現存しないが、この観音寺だけが当地に残されている。



■写真 木造聖観世音菩薩坐像

② 万正寺の大力ヤと大榧遺跡出土品

県天然記念物の「万正寺の大力ヤ」は、観音寺東側に位置する。根回り890cm、幹回り870cmと、カヤの木としては日本一の規模を誇る。樹齢は800年ともいわれ、根元からは同じく県指定を受けている13世紀の灰釉瓶子や14世紀の灰釉梅花唐草文瓶子など、埋葬器として使用された中世の陶器が出土している（「大榧遺跡出土品」）。瀬戸産とみられる瓶子は、東海地方との交易を行うことができた伊達氏の大きな影響力が感じられ、甕と鉢は伊達氏が生産に關係したとみられている八郎窯跡（伊達市梁川町）産と推定されるもので、伊達氏とこの遺跡の深いつながりを想像することが出来る。



■写真 万正寺の大力ヤ



■写真 大榧遺跡出土品

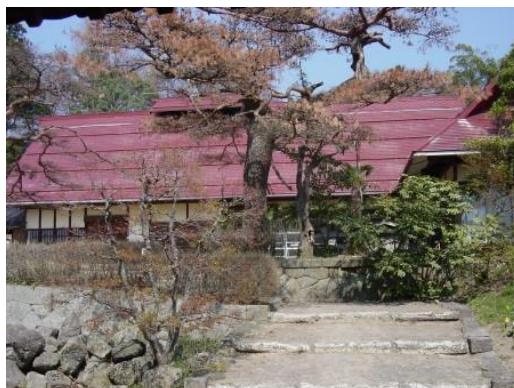
3) 町指定文化財

町指定文化財として、記念物 12 件、有形文化財 12 件、無形民俗文化財 1 件の合計 25 件がある。

① 早田伝之助宅 附羽州街道

半田地区にある「早田伝之助宅 附羽州街道」は、江戸時代から明治にかけての豪農の邸宅である。江戸期には名主を務め、半田銀山の経営に必要な物資を調達するとともに、さらには銀山経営を引き受けるまでになった。幕末の一揆の際には、打ちこわしの対象となり、柱にはその際の傷が残されている。

早田家は羽州街道に面しており、現在でも旧街道の一部分がそのまま残されている。また、江戸時代末期には、羽州街道の難所である小坂峠の新道建設事業にも私財を投じるなど、当地において大きな役割を果たした。



■写真 早田伝之助宅



■写真 羽州街道

② 蓬田半左衛門の墓所

伊達崎地区にある「蓬田半左衛門の墓所」には、江戸時代の寛政一揆の首謀者の一人である蓬田半左衛門が葬られている。名主または組頭を勤めた有力家の出身であったとされる半左衛門は、不作時の年貢徵収法に反対し、一揆の首謀者の一人として死罪に処せられた。

かつては墓碑が北向きに建てられていたが、一揆の首謀者がどのように扱われていたかがわかる事例である。戦後、義民顕彰会が結成されて、南向きに直され、石造の台座を設けて周辺を整備し現在に至る。



■写真 蓬田半左衛門の墓所

③ 堀東京都祇園囃子

江戸時代半ば、半田銀山の鉱夫であった笠松某が、祭礼の活性化、鉱毒の鎮静化を祈願するため、疫病平伏の御利益があるといわれる京都の八坂神社の祇園囃子を習得し、広めたといわれている。半田銀山の地元である半田地区の祭り(益子神社、八幡神社)では、神輿や屋台の運行に合わせ祇園囃子が演奏される。



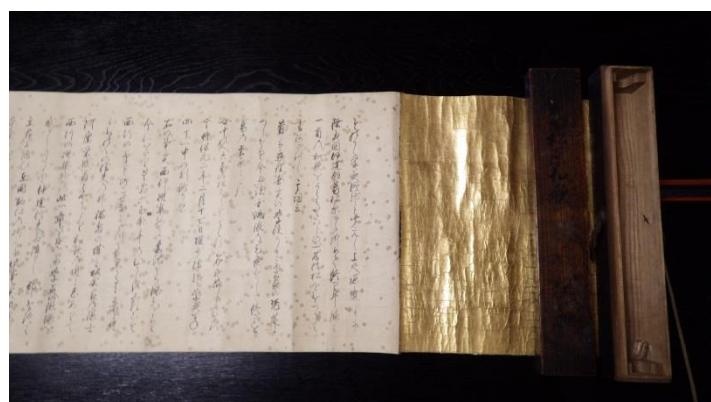
■写真 堀東京都祇園囃子

④ 葛の松原碑・葛の松原和歌集

大字松原付近は、西行法師の作とされる「撰集抄」によると、後二条天皇(院)の皇子であった覺英僧都が入寂した「葛の松原」ゆかりの地といわれる。松原寺には、明和5年(1768)、覺英の遺徳を称えるため「葛の松原碑」が建立され、記念に編集された「葛の松原和歌集」が納められた。江戸期の桑折を含む信達地方に、文芸や俳諧の文化が根付き、花開いていたことを示す貴重な資料である。覺英僧都が「世の中の人にはくずの松原といはるゝ身こそうれしかりけれ」と詠んだように、周辺はかつて松原が広がる地であったと思われるが、西根堰の完成による耕地化や窯業、虫害などにより徐々に消失していった。



■写真 葛の松原碑



■写真 葛の松原和歌集

4) 未指定文化財

未指定の文化財としては、現在、20件が保存を講ずべき貴重なものとして候補に挙げられている。

① 伊達朝宗の墓所

大字万正寺字下万正寺にある、伊達氏初代朝宗の墓所である。この場所は朝宗が建てた「満勝寺」跡と考えられており、現存する五輪塔は、江戸時代に仙台藩主伊達氏によって建てられたものである。仙台藩は参勤交代の折、この場所に寄り、墓参をしたと伝えられる。



■写真 伊達朝宗の墓所

大字伊達崎の満蔵寺馬鳴堂に安置されている。養蚕の守護神として信仰を集め、現在の像は安政2年(1855)に上野国からもたらされたものと伝わる。馬鳴堂は如来堂とも呼ばれ、堂の一角を使って開発された蚕種「如来堂」銘柄の由来となっている。

② 木造馬鳴菩薩像

大字谷地字追分にあり、奥州街道より羽州街道が分岐する場所である。「商家高名鑑」にある歌川國景の挿絵によると、石造の道標に歌碑と庚申塔、柳の木と休処が描かれている。ここにあった石碑は、明治維新後に谷地村の村社であった巖島神社や定龍寺に移されてしまったが、道標が巖島神社周辺の水道工事の際に発見されたのを機に、追分にあった柳の句碑や庚申塔とともに復元されている。



■写真 羽州街道追分

その他、指定文化財候補としての未指定文化財一覧表に登載されていないものでも、土木学会選奨遺産である「西根堰」や伊達崎地区を中心に数棟残存する江戸時代後期～近代の養蚕農家住宅、桑折市街地に残存する土蔵造の見世蔵等の建造物、近代化遺産である銀栗地区の亀腹水路等、数多くの貴重なものが残されている。

(2) 桑折町をつくってきた主な人物

① 伊達朝宗 (1129年- 1199年)

平安時代末期から鎌倉時代初頭に活躍。源頼朝の有力御家人の一人で、もともとは常陸国伊佐荘(現茨城県筑西市)や下野国中村(栃木県真岡市)を領地としていた。出家して常陸入道念西と称した。頼朝が奥州藤原氏を攻めた際、4人の息子とともに石那坂(福島市)で藤原氏の重臣佐藤氏一族の軍勢を破り、戦後、伊達郡の地頭となり、いち早く現地に入部したと伝

わる。この時、伊達氏を称し、その初代となつたとされている。

最初に本拠を構えたのは阿武隈川東岸の高子岡とされるが、まもなく、頼朝が奥州藤原氏追悼のため建立した永福寺と同じ文様を持つ瓦で屋根を葺いた寺院を現大字万正寺字下万正寺に建立するなどし、本拠地化を図った。娘を頼朝の側室とするなど、鎌倉御家人として最初期に東北地方で活躍の痕跡が確認されている人物である。

② 伊達稙宗 (1488年-1565年)

伊達氏第14代当主。中央との結びつきや近隣大名との戦い、さらに婚姻外交を織り交ぜて勢力の急激な拡大に成功し、前例のない陸奥国守護に任命され、東北地方最大の大名となつた。阿武隈川対岸の梁川城を居城としていたが、仙道（後の奥州街道）が通り、米沢盆地にも行きやすいという交通の要衝である桑折に、陸奥国の守護所（陸奥国の政治を行う場）及び伊達氏の居城として西山城を築いた。ここで稙宗は家法「塵芥集」を制定し、租税台帳の「段錢帳」を整えた。

天文11年(1542)、稙宗の政策に反発した嫡男晴宗や家臣団らにより、伊達家や周辺諸大名を二分した合戦「伊達氏天文の乱」が起こる。最終的には嫡男晴宗が家督を継ぎ、稙宗は丸森（現宮城県丸森町）に隠居を余儀なくされた。

③ 古河善兵衛と佐藤新右衛門（江戸初期）

古河善兵衛重吉は米沢藩の福島郡代、佐藤新右衛門家忠は東大枝出身の郷士で、桑折村で伊達郡西根郡役を務めていた。

二人は新田開発のため、西根郷（現桑折町、現国見町、現福島市及び現伊達市的一部分）に西根下堰と西根上堰の開削を計画し、私財を投じて工事を行った。上杉氏減封による財政事情の悪化の中、両堰合わせて全長43kmに渡る大工事を完成させ、多くの新田を開発した功績は大きく、藩財政の建て直しにも貢献したという。

その後、協力して堰を完成させた二人は、西根神社（現福島市湯野）に祭神として祀られた。



■写真 伊達朝宗肖像画
(仙台市博物館所蔵)



■写真 伊達稙宗肖像画
(仙台市博物館所蔵)



■写真 左：古河善兵衛、右：佐藤新右衛門
(『桑折学のすすめ』より)

④ 三島通庸 (1835年-1888年)

鹿児島県出身。戊辰戦争後は藩政改革に参加し、のち明治政府のもとで東京府参事、教部大丞、鶴岡県、山形県、福島県、栃木県の県令、内務省土木局長、警視総監などを歴任し、維新の功により子爵を受けられた。

明治13年(1880)に米沢～福島間に栗子街道を完成させたことで、山形からの輸送路が変化した結果、それまで山形方面への主要道として使われていた羽州街道は廃れることとなった。

山形県令時代、擬洋風建築の県庁・病院・学校などを多数作り、都市の再整備を行ったのち、明治15年(1882)に福島県令に着任する。旧伊達郡役所や警察署、戸長役場が桑折町に造られたのはこの時期に該当する。擬洋風建築で造られた官庁が町の主要部分に位置するという明治期桑折の新しい町づくりには、三島の強い影響を感じられる。また、梁川新道や飯坂新道など、町内に新しい道路が造られたのも同時期である。

⑤ 五代友厚 (1836年-1885年)

鹿児島県出身の実業家。新政府では、官僚として大阪に造幣寮(現・造幣局)を誘致し、初代大阪税関長となるなどの活躍を見せた。

退官後は、紡績業・鉱山業・製塩業・製藍業などの発展に尽力する。薩長藩閥政府との結びつきが強く、政商といわれた。他にも、大阪株式取引所(現・大阪証券取引所)、大阪商法会議所(現・大阪商工会議所)、大阪商業講習所(現・大阪市立大学)、大阪製銅、関西貿易社、共同運輸会社、神戸桟橋、大阪商船、阪堺鉄道(現・南海電気鉄道)などを設立した。

明治政府は国策上、鉱業を重視しており、五代も次々と開発着手し開坑していった。明治6年(1873)、鉱山経営の規模拡大を図るため、資金を投じて「弘成館」を創設し、翌7年(1874)には半田銀山の経営を始めた。半田銀山の増産には国の支援が必要として、明治9年(1876)には明治天皇の行幸を実現させた。



■写真 三島通庸



■写真 五代友厚

第2章 桑折町の維持・向上すべき歴史的風致

桑折町には、前章でも触れたように、桑折西山城跡や半田銀山、西根堰、旧伊達郡役所、奥州・羽州街道の分岐点である追分など、官民一体となって守り継いできた歴史的文化遺産が数多く残っている。

一方、歴史的風致とは、歴史まちづくり法第1条において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義している。

すなわち、下記の3点の条件をすべて満たすものが歴史的風致になり得ることとなる。

- ① 桑折町固有の歴史や伝統を反映した活動が、現在も行われていること
- ② ①の活動が歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地で行われていること
- ③ ①の活動と②の建造物が一体となって良好な市街地の環境を形成していること



■図 「歴史的風致」の概念図

こうした条件を考慮し、桑折町における歴史的風致として次の5つを選定した。

- ①伊達氏発祥の地にみる歴史的風致
- ②桑折宿と諏訪神社の夏祭りにみる歴史的風致
- ③西根堰と水路網にみる歴史的風致
- ④阿武隈川氾濫原の果樹栽培にみる歴史的風致
- ⑤半田の京都祇園囃子にみる歴史的風致

それぞれの詳細は次頁以降で述べていく。

1. 伊達氏発祥の地にみる歴史的風致

(1) はじめに

桑折町大字万正寺周辺には、戦国時代に伊達氏 14 代植宗が本拠として築いた桑折西山城跡をはじめ、伊達氏初代とされる伊達朝宗の墓所とその周辺に広がる伊達五山のひとつ満勝寺跡と考えられている下万正寺遺跡、桑折西山城跡の麓にあり、伊達五山のうち唯一伊達郡に残された観音寺など、伊達氏ゆかりの遺跡が多数残されている。伊達氏が伊達郡を離れるとき、城館や寺社は廃されて荒廃し、あるいは伊達氏に従って仙台等に移転した。



■図 伊達氏関連遺跡

しかし、江戸時代中期に仙台藩が家史編纂事業を企画し、桑折をはじめ旧領地の調査を行うと、地元民も触発され、全国有数の大名伊達氏発祥の地としての意識を育んでいった。そして伊達氏関連遺跡の地元ならではの伝承が形成、継承されるなかで、遺跡の愛護・広報活動が行われるようになった。

戦前・戦中にはいわゆる南朝忠臣の顕彰活動が行なわれ、また、昭和30年(1955)の1町3村合併による新桑折町成立時の教育活動の題材として取り上げられるなど、伊達氏関連遺跡の保護活動は地域の統合の象徴として取り扱われた。それらの活動は、形を変えながらも現在まで続いている、「伊達氏発祥の地」としての町民の誇りとなっている。

(2) 伊達氏関連遺跡

① 桑折西山城跡と戦国時代の桑折宿町

桑折西山城は桑折市街地の西側約500m、大字万正寺の高館山に築かれた戦国時代の山城である。城は、それより以前にも伊達氏初代朝宗が築いた高館城がそのはじまりである¹とか、9代大膳大夫政宗が鎌倉公方に対峙して籠城した赤館城もこの城である²ともいわれている。

現在、城跡は「桑折西山城跡」として国の史跡に指定されており、土壘や空堀、虎口等がよく残されている。



■写真 桑折西山城跡の本丸



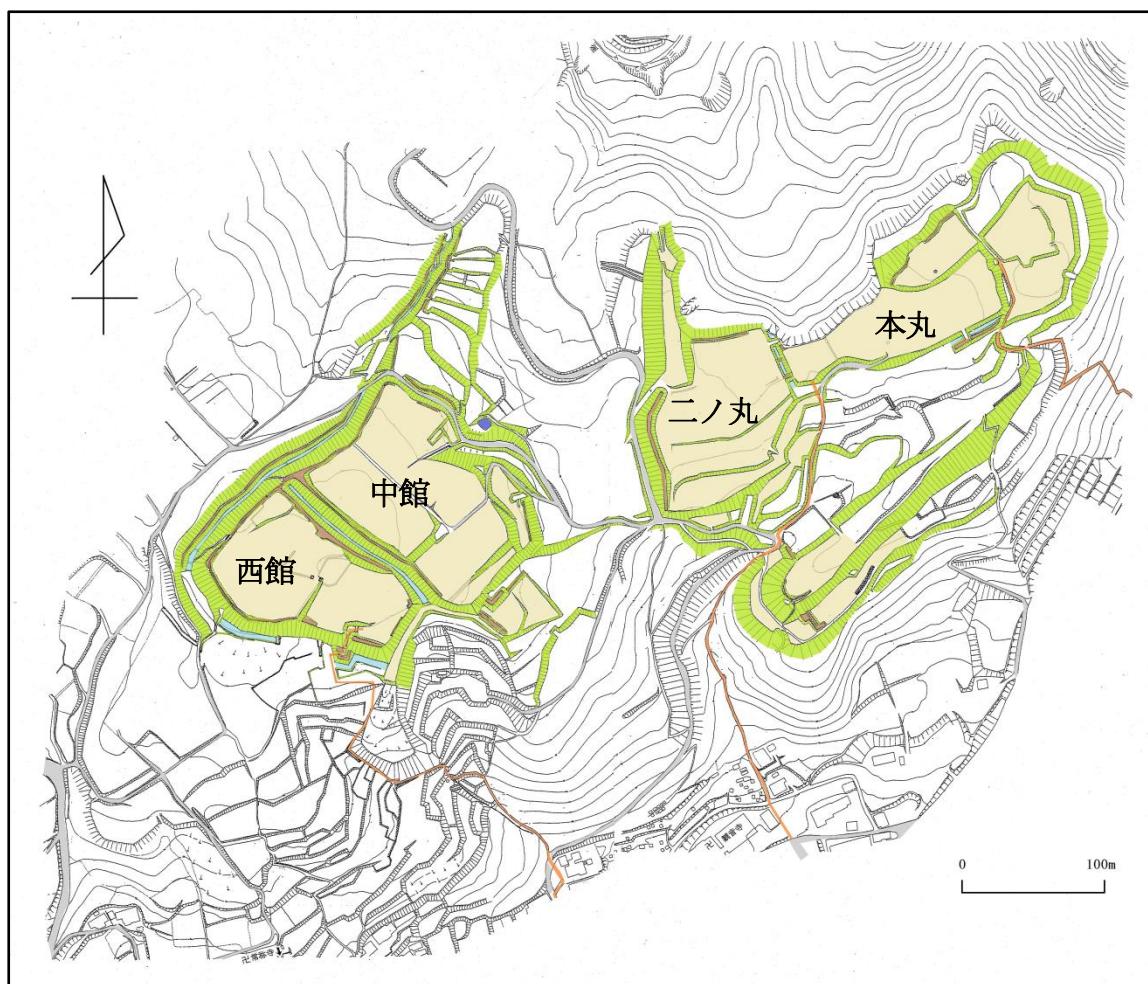
■写真 桑折西山城跡本丸中心建物



■写真 桑折西山城跡出土遺物(越前焼)

¹ 桑折醸芳尋常高等小学校『桑折町郷土誌』(桑折醸芳尋常高等小学校 1940年)397ページ

² 「伊達正統世次考」(宮城県図書館所蔵)桑折町史編纂委員会『桑折町史第5巻』(桑折町史出版委員会 1987年)中世史料 94



■図 桑折西山城跡縄張図

桑折西山城は、伊達氏の本城として築城され、発掘調査で確認された遺構や、戦国大名伊達氏の政治の中心となっていた。また、奥州を縦貫する主要街道であった仙道(奥大道)と、伊達氏の重要な領土となっていた出羽長井を結ぶ街道の分岐点を眼下に置く、交通の要衝を抑える城でもあった。

稙宗は築城と同時に宿町も整備したと推定され、伊達氏の西山在城中の文書³に「西山本町」が記載され、さらに本町遺跡の発掘調査の成果等から、字本町付近が築城と同時に現市街地の原型として造られた可能性が高い。

また、「塵芥集」には「西山の橋本」という記載があり、現在の万正寺の大力ヤ付近の旧字名が「橋本」であることから、現桑折市街地から「温泉通り」と呼ばれている町道を経て坂町地区に至る道路の前身が、桑折西山城と桑折宿町を結ぶ基幹道路だったことが分かる。桑折西山城麓の観音寺境内、大樋遺跡、二本木遺跡(大字南半田)には家臣の屋敷地が展開し

³ 「晴宗公采地下賜録」前掲『桑折町史第5巻』中世史料 330

ていたと考えられ、桑折市街地がある段丘の縁辺部には、字庫場の播磨館をはじめとする城館が多数存在した。

② 伊達朝宗の墓所

桑折西山城跡の南約1kmのところに伊達氏初代の朝宗の墓所がある。現在の五輪塔の墓碑は仙台藩主14代斉義が文政4年(1821)に建立したものである。

伊達朝宗の墓所周辺は朝宗菩提寺の満勝寺跡と考えられている下万正寺遺跡で、源頼朝が藤原泰衡を弔うため、鎌倉に建立した永福寺と同様の文様を持つ軒平瓦が出土している。伊達氏が早い時期に桑折の地へ入部していることを示す遺跡であり、また、源頼朝が建立した寺院と同じ文様の瓦を用いることで、鎌倉幕府の支配下に組み込まれたことを示す遺跡でもある。満勝寺自体は仙台市北山に移され、現在も残っている。



■写真 伊達朝宗の墓所

③ 観音寺

観音寺は、伊達氏4代政依が建立した伊達五山のひとつで、3代義広が建立した三十三体観音の系譜も引くという。伊達氏が仙台へ移ったために一時衰退したが、江戸時代中期に半田銀山の山師野村勘右衛門が中心となり、残されていた観音大仏(坂町観音堂)の別当寺院として再興した⁴。この時、伊達義広ゆかりの三十三体観音をしのんで、高館山(桑折西山城跡)に石碑のかたちで復活させた。奥之院に安置されている木造聖観世音菩薩坐像(福島県指定重要文化財)は、秘仏であるため通常は拝観することができないが、享保17年(1732)の再興修理以後現在に至るまで、33年に1度の開帳が行われている。開帳の際はご利益にあやかろうと、地元のみならず遠くから人々が訪れる。現在の観音堂は、元禄2年(1689)に建立されたとの



■写真 観音寺秘仏の開帳

檀家衆総出で奥の院から本堂に遷座する。

⁴ 「観音寺記録集」桑折町史編纂委員会『桑折町史第6巻』(桑折町史出版委員会 1998年)文化史料 42

記録が残っており⁵、江戸時代中期から残る数少ない建造物の一つである。

④ 万正寺の大力ヤと大樅遺跡

観音寺南東の境外地には、福島県指定天然記念物の万正寺の大力ヤがある。目通り幹囲約8.2m、樹高約15m、枝張東西28m、南北29mを測り、樹勢としては全国でも最大規模となる⁶。木の生えている場所は周囲より少し高く、土壠や塚のようになっており、かつては五輪塔が建っていたという。樹下からは、骨蔵器として使用されていた瀬戸産瓶子や在地産陶器が相次いで発見され、墓所であった可能性が高い。出土品は昭和59年(1984)に県の文化財に指定され、周囲は中世遺跡の大樅遺跡として周知された。

大力ヤには「伊達朝宗が高館城(桑折西山城)に入部した記念の御手植えの木である。」⁷という伝承や、「伊達氏の時代、坂町観音に参詣した帰りの政義様(伊達氏4代政依のことと思われる)が1尺程のカヤの枝を拾い、それを観音近くに指して帰ったところ、枝が根付き、たちまち大木になった。ある日、政義に随行していた家臣が急死したため、政義がカヤの木の根元に葬った。その後、政義が観音参詣をした帰り、悪人に襲われたが、カヤの木が楯となって難を逃れることができた。また、ずっと後、カヤの木の近所の男がカヤの木が邪魔だといって枝を切り始めた。そのとき切り口から血のような赤いものがしたり落ち、折から降ってきた雪を真っ赤に染めた。男は驚いて木から落ち、ひどい目にあった。それからというもの、カヤの木には人の血が通っているということで、誰もカヤの木に手をかける人はいなくなった。」⁸という昔話がある。万正寺の大力ヤが伊達氏との関係で語られていたことを示すものである。

⑤ つつじヶ岡遺跡と天神川原天神社

天神川原の天神社は、正式には菅原神社と称し、創建は明らかでないが、戦国時代の弘治



■写真 万正寺の大力ヤ

周囲は塚状に盛り上がり、墓所になっていた。

⁵ 「観音寺記録集」桑折町史編纂委員会『桑折町史第4巻』(桑折町史出版委員会 1998年)文化史料42

⁶ 榎村利道「県指定天然記念物『万正寺の大力ヤ』調査報告書」(福島県文化財保護審議会委員の現地調査報告 1997年)による。

⁷ 桑折町「広報こおり第1号」(桑折町 1961年)

⁸ 半田むかしむかし出版委員会『半田むかしむかし第6集 美しい桑折に伝わるむかしばなし』(半田むかしむかし出版委員会 1980年)第23話

4年(1558)には存在が確認できる⁹。江戸時代には万正寺村の鎮守となり、天保9年(1838)に産ヶ沢川上流の字沼田に遷座され、菅原神社となったが、もとの境内にも社は残され、天神川原天神社と呼ばれた。現在の社殿は本殿が慶応3年(1867)に造られた石造のもの、拝殿が大正14年(1925)に建てられた木造である¹⁰。

この社のある小丘は、明治時代には「つつじヶ岡」と呼ばれるようになっていた。仙台の榴ヶ岡にある天神社がここから遷座されたと地元でいわれていたことによる。なお、仙台の天神社の縁起によると、現在の相馬市に創建され、柴田郡、仙台市の玉手崎(現東照宮境内)を経て現在地に移されたことになっている。

(3) 伊達氏関連遺跡に対する町民意識

江戸時代中期になり、伊達氏が仙台藩62万石の大名として安定すると、仙台藩4代藩主伊達綱村が家史編纂事業に取り組み、伊達郡には調査員が派遣され、桑折西山城跡をはじめ、伊達氏ゆかりの遺跡が調査された。

この調査では、伊達朝宗の墓所について、「(伊達家)先祖の墓所とも頼朝公の墓所とも言われている。」¹¹ということが聞き取りされ、また、桑折西山城跡については、大館・中館・御隠居館の3郭からなる山城としてスケッチされている。これらのことから、当時地元では、伊達朝宗の墓所は「実名こそ分からぬものの、源頼朝に関わった伊達家の祖先の墓」という認識で、桑折西山城跡は「西山城」と呼ばれていたことが忘れられているという状況であったことがわかる。



■写真 つつじヶ岡遺跡



■写真 桑折西山城付近絵図
(宮城県図書館所蔵)

9 「八幡宮祭礼規式写」(梁川町関根重治氏所蔵)前掲『桑折町史第5巻』中世史料372

10 菅原神社石造本殿の銘による。

11 「伊達信夫廻見仕候覚書」桑折町史編纂委員会『桑折町史第4巻』(桑折町史出版委員会 1998年)232ページ

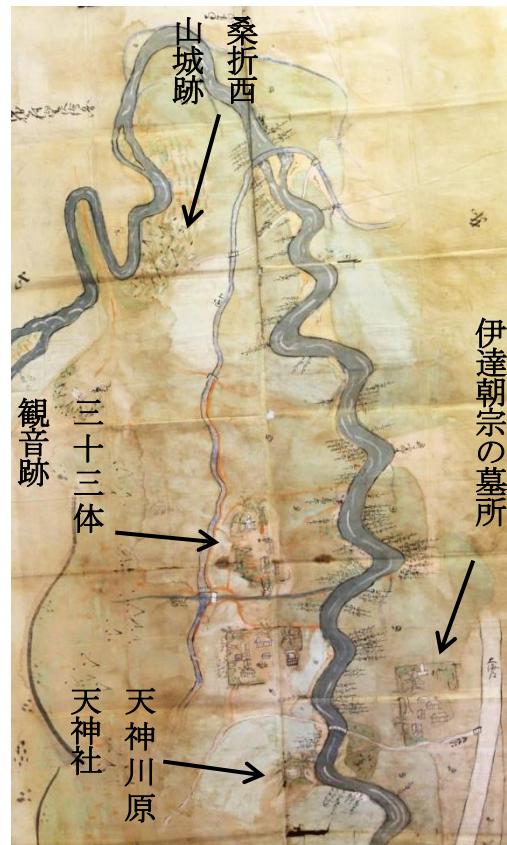
綱村の家史編纂以後、仙台藩は参勤交代する際、奥州街道に近いこの墓所を参詣または街道より遙拝するようになり、地元百姓を墓守に任命して管理を行わせている。文政4年(1821)には仙台藩11代藩主斉義によって五輪塔の墓所も建立された¹²。

伊達家による先祖調査が行われたことで、地元でも、ここが伊達氏のルーツの地であるということを再認識した。この後、諏訪神社では、「初代朝宗の高館城築城以来の伊達氏居城の守護神」と称して、梁川の八幡神社(伊達氏の氏神龜岡八幡宮と称す)の神主とともに伊達家に挨拶を行なうようになった¹³。観音寺は江戸時代中期頃、半田銀山の山師らによって3代義広ゆかりの寺院として再興され、義広が居館の中屋敷に安置したという三十三観音を高館三十三観音として復活させた¹⁴。このような活動を通して「伊達氏の発祥の地」という意識がさらに醸成され、桑折周辺にある遺跡や寺社等が、伊達氏と関連づけて語られるようになる。

そもそも「桑折」の地名は、古代の郡衙があつたことに基づくと考えられている。しかし、この地名も、「鎌倉時代頃、伊達為宗が阿武隈川の氾濫による耕地の被害を鎮めるため、氏神の諏訪神社に祈願し、「桑島」という地名を「桑折」と改め、桑樹を植えて養蚕を奨励せよ」という託宣を得たことによる」¹⁵といわれるようになった。

また、万正寺の天神川原天神社は、沼田にある菅原神社の前身で、仙台榴ヶ岡天神社がここから移されたといわれる¹⁶が、仙台榴ヶ岡天神社では、相馬から柴田郡を経て移されたといっている¹⁷。

万正寺の大力ヤの樹下から出土した人骨の入った中世陶器は、当時としては高価なもので



■写真 万正寺村絵図(古釈迦堂文書)
伊達氏関連遺跡を意識して描かれて
いる。

¹² 伊達朝宗墓所五輪塔銘による。

¹³ 「肯山公治家記録」平重道『伊達治家記録18』(宝文堂出版販売 1980年) 192ページ

¹⁴ 「観音寺記録集」前掲『桑折町史第4巻』文化史料42 なお、観音石碑は桑折西山城跡二ノ丸にあったが、現在は滅失している。

¹⁵ 前掲『桑折町郷土誌』3ページ

¹⁶ 同上註

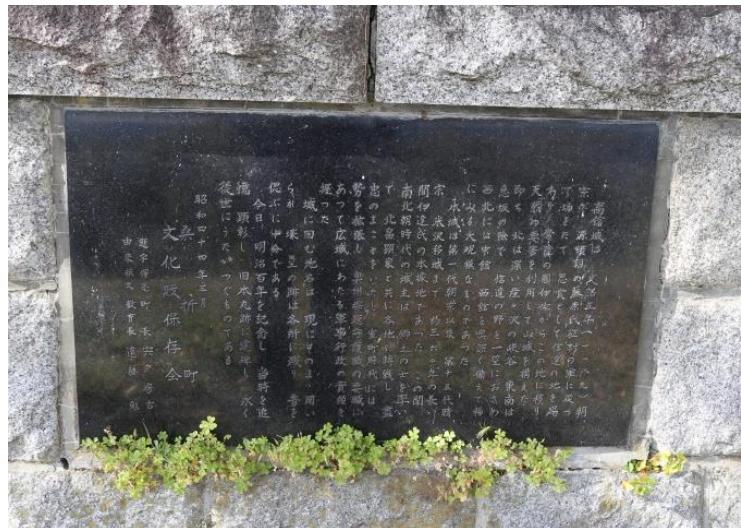
¹⁷ 「封内風土記」宮城縣史編纂委員会『宮城縣史28』(宮城県 1958年)897ページ

あった。また、カヤの木の下に五輪塔があったと伝わることから、万正寺の大カヤは、貴人、すなわち伊達氏の墓所といわれるようになった。次第に、大カヤは墓所の所在が不明確な4代政依の墓所で、カヤの木は伊達朝宗の御手植えといわれるようになっていった。

明治維新後は、伊達氏は62万石の大藩であるという見方から、南朝の忠臣として活躍した7代行朝を輩出した名家であるというように評価が変わった。さらに、下方正寺に墓所がある初代朝宗が伊達郡入部にあたり高館城(桑折西山城)を居城とし、7代行朝が北畠顕家を迎え、そして15代晴宗が米沢に移るまで360年間居城であり続けたといわれるようになる。

「伊達正統世次考」の記述から、伊達氏の居城は、少なくとも11代持宗から14代稙宗まで梁川城であったことは通説となっていたが、初代朝宗が入部し、7代行朝が南朝に忠誠を誓い、9代政宗が鎌倉公方に対峙した地であり、晴宗が米沢に移つていくまで、伊達氏の歴史的場面がすべて桑折の地で行われたという

「伊達氏発祥の地」の住民自負が形成されてゆく。



■写真 高館城址碑にある由緒書プレート

高館城は、文治五年(一八九〇)朝宗が、源頼朝の藤原氏征討の軍に従つて功を立て、恩賞として信達の地を賜わり、常陸の國伊佐からこの地に移り、天然の要害を利用して山城を構えた。即ち、北は深い産ヶ沢の峡谷、東南は急坂の險で、信達の野を一望におさめ、西北には中館、西館を奥深く備えて稀にみる大規模なものであった。

本城は第一代朝宗以来、第十五代晴宗、米沢移城まで、約三六〇年の長い間伊達氏の本據地であった。この間、南北朝時代の城主は、郷土の土を率いて、北畠顕家と共に各地に轉戦し、盡忠のまことをいたし、室町時代には、勢を拡張し、奥州探題守護職の要職にあつて広域にわたる軍事行政の實権を握つた。

城に因む地名は、現にそのまま用いられ、壕、塁の跡は各所に残り、昔を偲ぶに十分である。

今日、明治百年を記念し、当時を追憶、顕彰し、旧日本丸跡に建碑し、永く後世にうたいつぐものである。

昭和四十四年二月

桑折町

文化財保存会

題字揮毫 町長 宍戸房吉
由來撰文 教育長 遠藤 勉

■高館城址碑の由緒書プレートの文面

昭和14年(1939)に釀芳小学校がまとめた「桑折町郷土誌」では「高館城(桑折西山城)」が「**高館こそ(伊達)朝宗の居城以來我が(旧)桑折町の發祥の地とし、又伊達氏の根據地となり、且つ地方開発の策源地となり行朝忠勤の根城となり代々忠臣を生んだ縁の地である。(下略)**」として、城跡が当地方の民衆の統合の象徴としている。翌年(1940)、作成された桑折釀芳尋常高等小学校の努力事項では、この「桑折町郷土誌」を使って、郷土愛、ひいては皇国民としての意識の高揚が求められている¹⁸。また、それ以前から、高館城跡(桑折西山城跡)や観音寺は、睦合村内外の児童・生徒らの遠足の目的地となっていたことからわかるように、身近で親しまれた場所であった。

『桑折町郷土誌』は、その時代背景から、皇国史觀の影響が強いものではあるが、伊達家発祥の地としての自負は、昭和30年(1955)に1町3村が合併して新桑折町が設立した時も、合併町村の統合のあかしとして表現されている。翌31年(1956)、郷土を学ぶ副読本として作成された『桑折町のすがた』では、冒頭に高館山(桑折西山城跡)が取り上げられている。伊達氏関連の記載は別項になるが、城跡からの眺望として合併町村の風景が紹介されている。合併町村の統合を象徴する場所として、城跡が選ばれていることは特筆できる。

以上のような経過で、地域には「伊達氏発祥の地」としての意識が植えつけられていった。それは、次のような伊達氏関連遺跡に対する愛護活動につながっていく。

(4) 伊達氏関連遺跡の愛護活動

① 桑折町民による愛護活動

伊達氏に対する地域住民意識の変化のもとで、昭和4年(1929)には睦合村や桑折町の有志が「高館城保存会」を設立した。この会は、城址保存、史実の調査研究を行うとともに、城址に桜樹を植林し、大衆の関心を集めて活用を図ろうという目的で設立された¹⁹。昭和13年(1938)伊達郡教育会が中心となり、伊達行朝顕彰碑建



■写真 『桑折町のすがた』(左)と
『桑折町郷土誌』(右)



■写真 桑折西山城跡

¹⁸ 「釀芳小学校文書」桑折町史編纂委員会『桑折町史第8巻』(桑折町史出版委員会 1996年)近代史料899

¹⁹ 睦合小学校『睦合村郷土誌』(睦合小学校 1932年)

設が決定された²⁰。戦時中ということもあり、建碑は実現しなかったが、これが高館城址碑建立の起点となった。

一方、伊達朝宗の墓所は、明治維新後に伊達家が東京に移住したため、子孫らによる墓参も無くなってしまったが、代わって仙台郷友会桑折支部が組織され、墓所の保存管理や墓前供養祭が行われた²¹。この墓前供養祭は昭和の初め頃まで続けられていたが、その後、供養等の活動は断絶し、墓所自体が伊達家にとっても縁遠いものとなってしまったため、荒廃が進んでしまった。第二次世界大戦終了後の昭和30年(1955)代後半、ようやく町民にも文化財復興の機運が高まり、伊達氏関連遺跡を中心とする町内文化財等の保護・顕彰活動を行うため、桑折町文化財保存会が昭和41年(1966)に創設された。この会は設立目的の第一に、高館城保存会の意志を継ぐ高館山遺跡の保護・広報活動や、供養が途絶えたため荒廃していた伊達朝宗公墓所の再整備などを掲げ、これらの事業を行うため町民有志を結集して結成された²²。

桑折町文化財保存会は当初約140名の会員により結成されたが、そのうち約25名は桑折西山城跡がある万正寺、平沢地区の住民であり、高館城保存会の構成メンバーが含まれていた。なお、活動はその後、全町的な広がりを見せ、平成2年(1990)頃には会員約890名を数えるに至っている。

桑折町文化財保存会は、昭和44年(1969)3月に高館城址碑の建立を果たす。これにより、高館城保存会や戦中の伊達行朝顕彰碑建立計画以来の悲願を成し遂げた。さらに桑折町文化財保存会は、荒廃が進んでいた伊達朝宗墓所復旧事業を計画したが、計画立案当時、墓所を所有する伊達家が財産管理問題を抱えていたため、事業を直ちに推進することができなかった。昭和53年(1978)、伊達家より所有権が他家に移ったが、同年6月の宮城県沖地震によりさらに大破



■写真 高館城址碑の除幕式



■写真 荒廃していた頃の朝宗の墓所

²⁰ 前掲『桑折町郷土誌』357ページ

²¹ 菱沼正人「朝宗公廟所整備のいきさつ」桑折町文化財保存会『ぬかりの里No.17』(桑折町文化財保存会 1982年)

²² 桑折町文化財保存会『桑折町文化財保存会創設廿周年記念あゆみ』(桑折町文化財保存会 1986年)、桑折町文化財保存会『桑折町文化財保存会設立三十周年記念あゆみ』(桑折町文化財保存会 1996年)



■写真 伊達朝宗の墓所
満勝寺住職による供養。

した墓所は、その後、放置された。桑折町文化財保存会は、桑折町民が「伊達氏の発祥の地として大変誇りに思っていること」、「墓所が諸事情により荒廃した状況になっていることを憂慮していること」を伊達家や伊達家一門、家臣の末裔らに訴え、丹念に復旧の必要性を解き、同57年(1982)ようやく周辺環境を整備して、墓所の修理を達成した。

以後も、桑折町文化財保存会は、会費から墓所修理費用の積み立てを行い、継続して修理を続けている。平成23年(2011)の東日本大震災で墓石や瑞垣が倒壊した際も、この積立金を充てて、墓所の修理が行われた。平成9年(1997)、仙台満勝寺の墓前供養に、桑折町文化財保存会が臨席するようになり、断絶していた墓前供養を復活させた。平成10年(1998)の伊達朝宗没後800年祭には、満勝寺住職を招き、現伊達家当主泰宗氏も列席の上、「墓前祭」を行った。以後、仙台満勝寺の墓前供養に併せ、継続して行われている。



■写真 文化財保存会会報「ぬかりの里」
伊達朝宗の墓所の修理落慶式の様子を
伝えている。



■写真 伊達朝宗公没後800年祭
盛大に行われた墓前祭。

桑折町文化財保存会では、桑折西山城跡や伊達朝宗の墓所での事業の他にも、昭和42年(1967)に伊達氏関連遺跡やその他の文化財の15か所に標柱を設置したことを皮切りに、町内各所に標柱や案内板を建てたり、それらを巡るモデルコースを作成したりしている(次ページ掲載図を参照)。さらに、文化財を巡る見学会や学習会を開催し、また、町外から桑折町の文化財を見学に来た人を案内している。年1回は文化財や歴史に詳しい専門家を招聘し、講演会を開催している。これらの事業により、調査された文化財の状況や町の歴史研究については、会報「ぬかりの里」(平成28年(2016)2月1日現在通算113号)を発行し、町内外に公表している。また、町内外に紹介するための写真集やパンフレット、DVDの作成を行っている。特に平成14年(2002)に作成したパンフレット「伊達氏発祥の地桑折」は、それまでの桑折町文化財保存会の活動による成果に、行政が行ってきた町史編纂事業や発掘調査の成果を取り入れ、伊達氏の歴史と関連遺跡を分かりやすく解説した小冊子として好評を得ている。



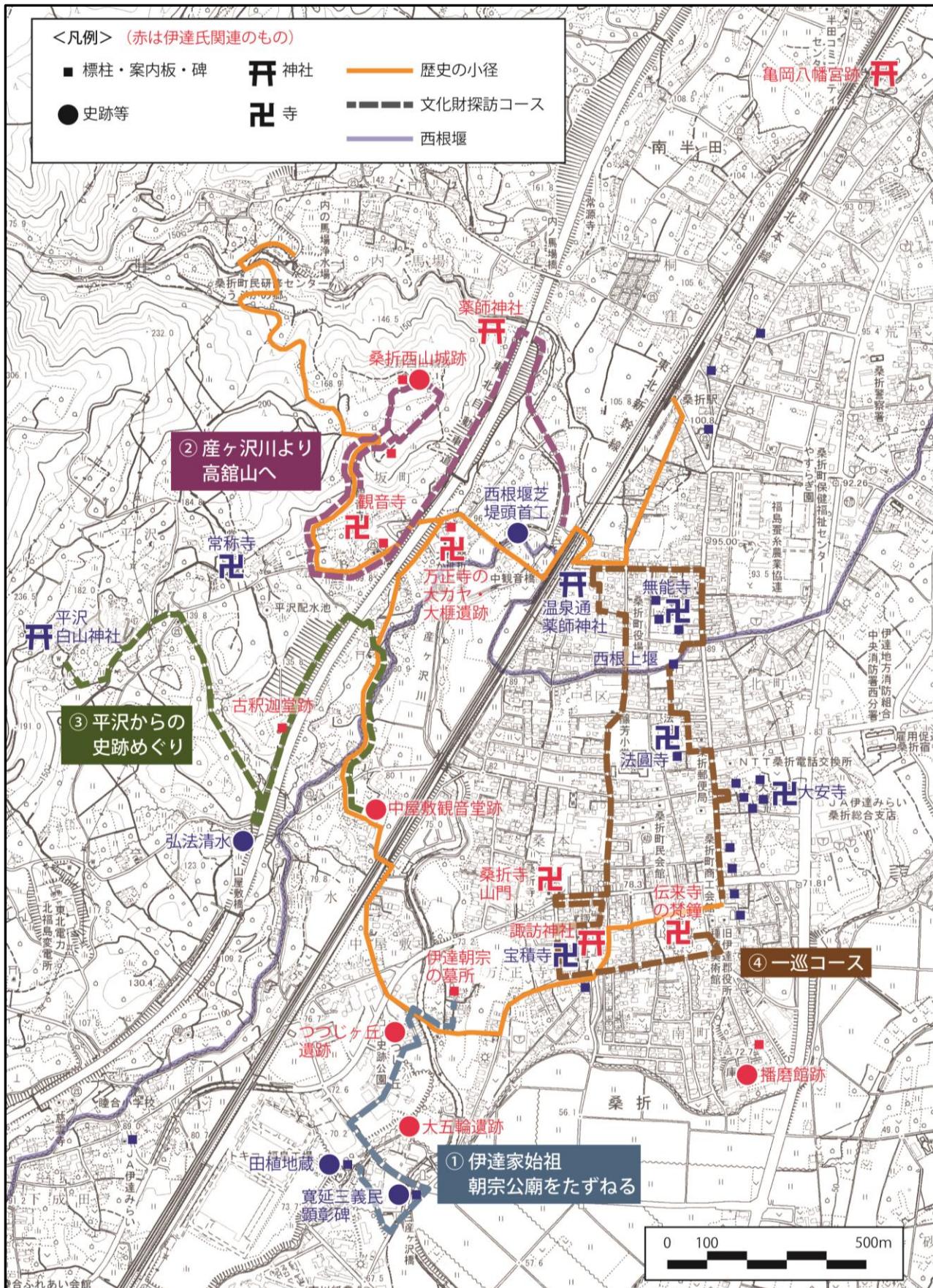
■写真 伊達朝宗の墓所での見学会

一行はこのあと、桑折西山城跡・観音寺・万正寺の大力やなどを巡った(このときの案内人は文化財保存会員)。



■写真 「伊達氏発祥の地桑折」パンフレット

伊達氏関連遺跡における活動は、桑折町が平成22年(2010)に伊達朝宗の墓所や桑折西山城跡を巡回する散策ルート「歴史の小径」を整備するきっかけとなった。「歴史の小径」整備後も、桑折町文化財保存会は、このルートを歩いて伊達氏関連遺跡を見学し、「歴史の小径を歩く」というイベントに参加することによって、愛護活動を継続させている。現在まで行われている史跡桑折西山城跡の国史跡指定や公有化、そして整備事業は、これら町民の城跡に対する愛護活動の結晶であるということはいうまでもない。



■図 桑折町文化財保存会の伊達氏関連史跡の愛護活動の取り組み

桑折町文化財保存会が建てた檻柱・案内板と文化財探訪コース（桑折地区・睦合地区東部）。

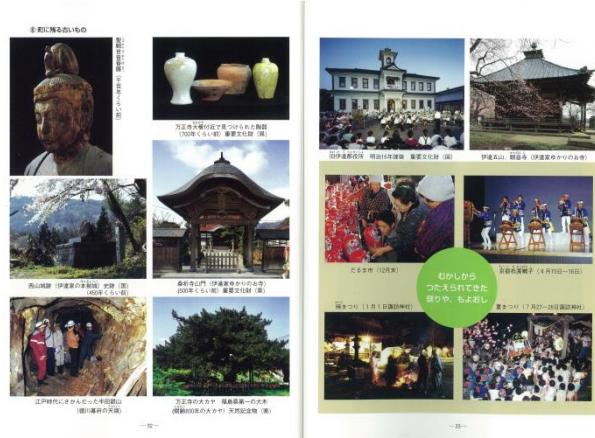
② 伊達氏関連遺跡における現在に続く教育活動

伊達氏の事跡については、教育の場でも広く教えられてきた。戦前は高館城が南朝の忠臣伊達行朝の居城として教えられ、戦時中の昭和19年(1944)に桑折醸芳国民学校(現醸芳小学校)の校歌にも歌われ、郷土から偉大な忠臣を輩出したとして、戦前の町民、ひいては国民の手本として教えられていた。

戦後も、郷土の状況を総合的に学ぶための副読本に用いられ、桑折西山城跡やふもとの観音寺、伊達朝宗の墓所や万正寺の大力ヤは、町内小学校の遠足や社会科見学の目的地となった。その際、観音寺住職が寺の歴史を解説し、あるいは、伊達氏関連遺跡の多い万正寺地域の人たちが現地で子供たちに説明している。



■写真 桑折西山城跡での社会科学習
攻め手、守り手に分かれての実戦体験。



■写真 副読本『わたしたちの町桑折』
観音寺や桑折西山城跡などが掲載される。

こうした地域の住民たちが教育の場で郷土の歴史や文化財について伝えていく活動は、近年は教員が地元出身ではないため、より地域に詳しい地元住民に教えてもらうことが学校教育でも不可欠となっている。そこで、「総合的学習の時間」や社会科で地域の歴史に詳しい桑折町文化財保存会の会員が、現地や学校の教室に出向いて教え、子供たちは城跡や伊達氏関連遺跡、伊達氏を中心とした郷土の歴史について学び、桑折を中心として、伊達郡から南東北地方を治め、かつ江戸時代には、仙台という東北の中心都市を築き上げた伊達氏の発祥の地であるという誇りを育んでいる。

(5) おわりに

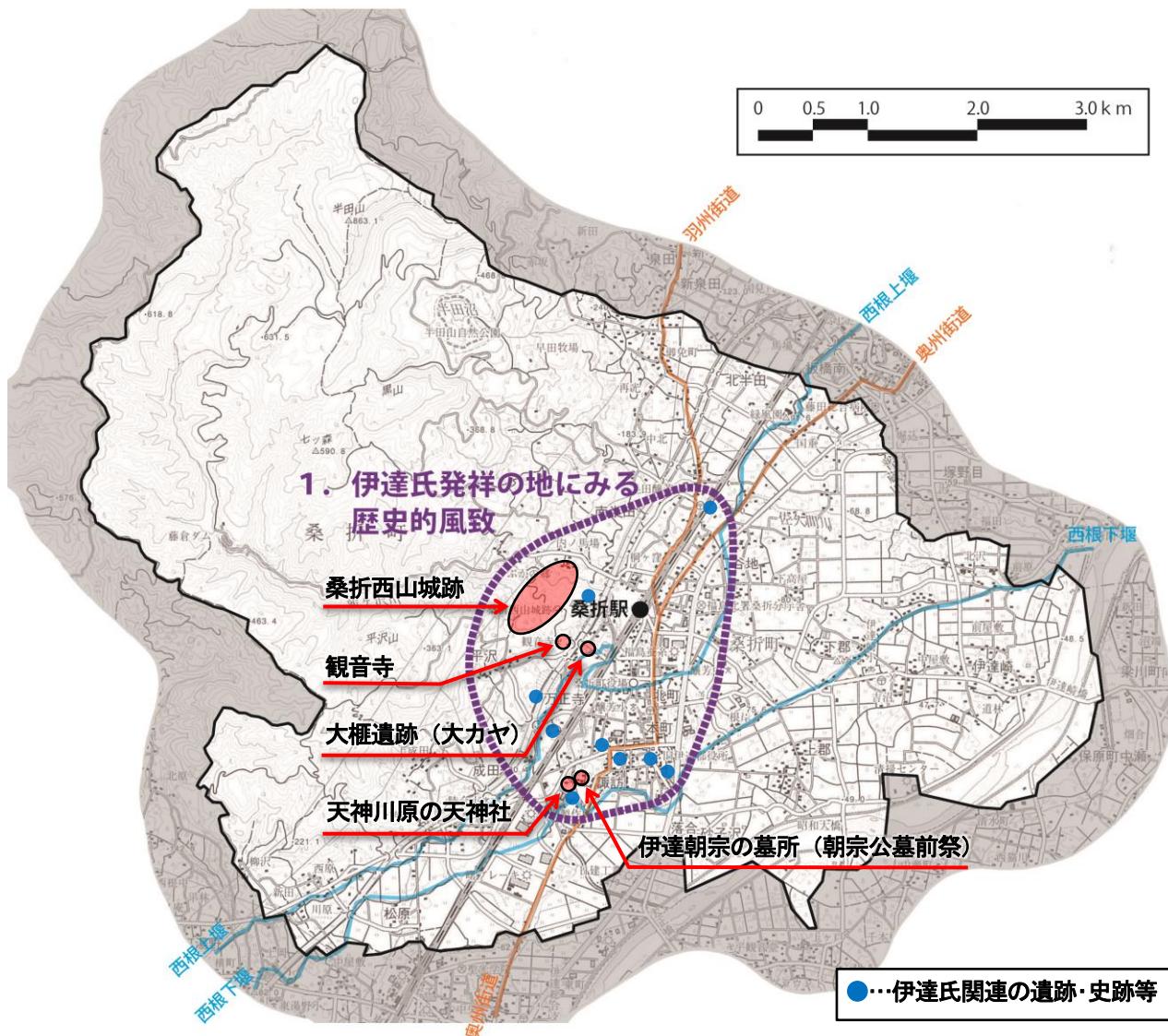
このように、桑折西山城跡をはじめ、伊達朝宗の墓所、観音寺等の伊達氏関連の遺跡は、古くから地域統合の象徴として大切にされ、子供たちにも伝えられてきた。その活動は、戦争によって一旦は途絶えかけたが、地域の人々は、伊達氏発祥の地としてのプライドを賭けて荒廃しつつあった伊達氏関連遺跡の保護、愛護活動を継続していった。

戦後も桑折町の子供たちは、小学生の頃から郷土が伊達氏のルーツの地であったことを教

わり、これを誇りに思うことで町民気質が形成されてきたといえる。城址碑の建立や墓所の保護を行い、伊達家の歴史について語り継いできた愛護活動や、遠足や社会科見学で伊達氏関連遺跡を訪れ、地元の古老から伊達氏の歴史について聞いてきた学習活動は、町民の「伊達氏の発祥の地は桑折」という誇りとして、今も受け継がれている。伊達氏関連の遺跡を守り、そして未来に伝えていくということは、桑折町民の宝を大切に守り続けていくことでもある。



■写真 歴史の小径をたどりながら伊達氏関連遺跡を巡る
中屋敷観音堂跡付近、背景の山が桑折西山城跡。



■図 伊達氏発祥の地にみる歴史的風致の範囲

2. 桑折宿と諏訪神社の夏祭りにみる歴史的風致

(1) はじめに

桑折町の中心市街地は、江戸時代の奥州街道の宿場町桑折宿が母体となっている。幕府の代官陣屋が置かれ、伊達崎村をはじめ周辺の蚕種本場や幕府領からの物資が集まり、かつ半田銀山へ物資の供給、消費の地となる等、西根地方(阿武隈川左岸)の政治・経済の中心的町場であった。明治維新後も郡行政の中心となる伊達郡役所が設置され、福島県令三島通庸の政策によって新道建設などの市街地再開発が行われるなど、その地位を継続し続けた。

現在でも、江戸時代に区画された町割りや寺社の境内がそのまま残り、地域の住民が大切に守り続けてきた祭りが桑折宿を中心に毎年行われている。

(2) 諏訪神社の起源

字西町の町裏に位置する諏訪神社は桑折町の旧村社で「村の鎮守」であった。言い伝えによると、伊達朝宗が居城高館城の城地守護神として勧請したのが始まりとされる¹。諏訪神社はもともと桑折西山城(高館城)にあったとされるので、その麓の高館観音(現観音寺)との関連が考えられる。



■写真 諏訪神社拝殿・本殿

慶長3年(1598)、現境内地に移されたが、元禄10年(1697)、桑折藩主松平忠恒が社殿を建立し、神輿や神宝等を寄付したという。江戸時代中期から、^{ねぎ}禰宜は仙台藩主伊達家に度々謁見を許されており、創建時の伊達氏との関連性が読み取れる。明治4年(1871)、郷社に列せられ、同8年(1875)には伊達郡川西の総鎮守とされた。同11年(1878)、本殿が改築されたが、同26年(1893)に火災で焼失した。その後、仮宮が建てられたが、大正12年(1923)本殿・拝殿の再建に着工し、翌年(1924)9月に落成したのが²、現在の社殿である。

¹ 伊達朝宗の居城は高館ではなかったことは発掘調査等で判明しているが、神社の縁起ではそのようになっている。(桑折醸芳尋常高等学校『桑折町郷土誌』(桑折醸芳尋常高等学校 1940年)160ページ) 伊達氏の入部当初から、居館の守護神として祀られていたということであろう。

² 前掲『桑折町郷土誌』161ページ

(3) 諏訪神社例大祭の歴史

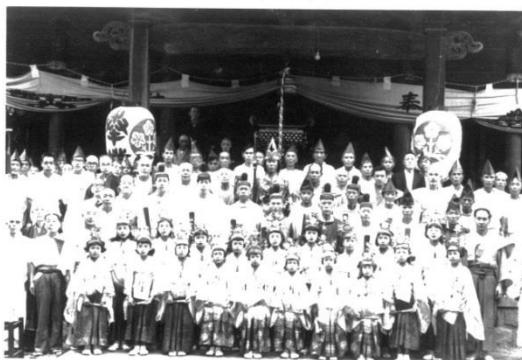
伊達氏が桑折西山城を本拠としていた天文5年(1536)に制定された家法「塵芥集」には、その第1条に、「神社について、祭礼は豊年凶年に関係なく、先例のとおり実行すること」と定められている。当時の諏訪神社の祭礼を明らかにすることはできないが、弘治3年(1557)8月の梁川八幡宮の祭礼で、桑折鎮守諏訪大明神が弘誓祭を担当している³。弘誓祭がどのような祭礼であったか不明であるが、救世觀音信仰に基づく仏式の祭礼であった可能性が高い。

江戸時代にはどのような形態で祭礼が行われてきたのか、火災による焼失のため、明確な記録がないが、明治12年(1879)に完成された『伊達郡村誌』には「例祭 7月27日同28日神輿を奉じ村内を巡る」との記載があり、明治44年(1911)に編纂された『桑折町郷土誌』には「祭典は7月27、8両日に行う。祭日は一般休業をなす。27日は式典を挙げ、28日には神輿渡御し、神社に功労ありし人家に休憩し給い、氏子惣代及び関係者の家には御幣を廻し給う習慣なり。そのほか修繕改築等のことある時は御遷宮祭と称して神輿渡御あることあり」と記載されている。

江戸時代の桑折宿では2と8のつく日に市が、さらに、7月28日には祭礼とともに大規模な生糸市がそれぞれ開催されていたという。明治維新後もしばらく太陰暦のまま祭礼が行われていたが、明治43年(1910)には太陽暦へ変更されている。現在は梅雨明けの夏祭りとの認識がある諏訪神社祭礼であるが、かつては晩夏～初秋の祭りだった。また、『桑折町郷土誌』に、神輿の渡御、駐輦所などが記載されており、現在の例大祭が、明治末期と基本的には変わっていないことがわかる⁴。



■図 諏訪神社(桑折村絵図より)



■写真 祭礼の様子(戦後)



■写真 山車が練り歩く様子(昭和60年頃)

³ 梁川町関根重治氏蔵文書「梁川八幡宮祭礼規写」桑折町史編纂委員会『桑折町史第5巻』(桑折町史出版委員会 1987年)中世史料372

⁴ 桑折町『桑折町郷土誌』(桑折町 1911年)97 ページ

(4) 諏訪神社例大祭

諏訪神社例大祭は、毎年7月27、28日に行われてきた夏祭りである。神輿が町内を回り、
山車が出て祭りに賑やかさを添える。その笛と太鼓の音が桑折の夏を告げる風物詩となって
いる。

① 準備

諏訪神社例大祭は、前述のとおり7月27日、28日に執り行われることが伝統であったが、
近年の社会情勢の変化により、平成27年(2015)より7月最終の土、日曜日に開催されるよ
うになった。総代を筆頭とした氏子らが祭りの打ち合わせを行い、開催に向けて準備を進め
ていく。

祭りを盛り上げる囃子の練習が1ヶ月前から始まり、夜になると笛や太鼓の練習音が聞こ
えるようになり、山車を飾る花が作られはじめめる。これらは、大人から子供へ、子供からさ
らにその子供へと指導の流れができており、地域社会の貴重な交流の場ともなっている。

祭りの1週間前、神社と桑折市街地の入口に当たる場所に、地元消防団が旗を立てる。旗
が揚がると、旧桑折町の人々は祭りがいよいよ始まることを実感する。神輿が巡行される経
路に各町内会でしめ縄を張り、また、旧家の前には神輿を迎えるための提灯が飾られ、地区
を挙げて祭の準備を行う。神輿の休息所は昔から定まった家があった⁵。



■写真 山車の飾り花つくりと囃子の稽古 大人から子供へと伝承されていく

② 当日

神輿は昭和30年(1955)に合併する前の旧桑折町内各地を回りながら、各地で神事を執り
行い、稚児舞を奉納し、祓いをして回る。若衆は町内にある5つの山車を繰り出し、笛や太
鼓を奏でながら、子供から大人までが一緒に、山車を引いて各地区を練り歩く。

初日は朝、稚児行列と山車が桑折宿北端の駅前交差点を出発し、祭礼の幕が上がる。行列

⁵ 鈴木隆志「四 町のしきたり」桑折町史編纂委員会『桑折町史第3巻』(桑折町史出版委員会 1989年)259
ページ

は旧奥州街道を約1時間かけて南下し、桑折宿の南端に近い諏訪神社の境内に入していく。
 神社拝殿で玉串奉奠^{たまぐしほうてん}が行われ、太鼓が奉納される。その後、例大祭式が厳かに執行され、直会^{なおらい}が行われて1日目の日程を終える。



■写真 北町の安達家(安達屋)(明治建造)前を
進む稚児行列



■写真 太鼓奉納
各若連が競って「祇園」「八重桜」を演奏する

2日目は、昼過ぎに神輿の発輿祭が神社拝殿で執行され、町に繰り出す。神輿は、旧桑折村内の民家のある地区のほとんどを巡回し、各町内会で「祝詞」「剣舞」「稚児舞」を奉納する講中を執行する。講中は、かつては40ヶ所近くで行われていたが、現在は10ヶ所ほどになった。夕方7時ごろには、神輿は桑折宿北端の上町に到着し、ここから山車とともに桑折宿南端に近い諏訪神社へと進行していく。

山車は、宮本・二若・三若・北桑・睦の各若連がそれぞれ運行する。上町から諏訪神社まで、神輿と山車が付かず離れず旧奥州街道を約3時間かけて巡回し、桑折宿にお囃子を響かせる。また、神輿は各若連の事務所を渡りながら講中を行う。若連の事務所のうち、北桑若連の事務所は、明治39~40年(1906~07)に建築された栗花家(石田屋)に置かれ⁶、歴史的建築物を背景に神事が執り行われる。そして、桑折宿の要の位置にある旧伊達郡役所前では、5つ若連の山車が結集し、お囃子の披露を行う。桑折宿の象徴的な場所で、祭りのクライマックスとなる神輿のお宮入り阻止へ向かう気分を高めていく。そして桑折宿の西町通りで、山車が昔の奥州街道の道幅と変わらない道路いっぱいに陣取り、神輿の行く手を阻み、神輿と山車をぶつける喧嘩祭に変わってくる。

繰り返すお囃子、飛び交う掛け声、神輿と山車の迫力のある衝突。そこでは、人々が日々溜めこんだエネルギーを一気に吐き出すような熱気に包まれており、それを見物している一般客もそれを直に感じ取ることができる。奥州街道桑折宿の町割りや、旧伊達郡役所をはじめ栗花家住宅など休憩所になっている古い町家などの歴史的建造物が、山車の明かりに照ら

⁶ 平成7年(1995)桑折町史編纂時の東北工業大学草野和夫研究室による近代和風建築調査の聞き取りによる。

されて、侘びた味わいのある姿を闇の中に浮かべあがらせ、幻想的な情景を醸し出す。祭と歴史的建造物が一体となった情景が、ふるさとの原風景として桑折町民の記憶に刻み込まれているのである。



■写真① 北町栗花家(石田屋)前での神事
建物は、明治39～40年建造で、北桑若連事務所となっている。剣舞が奉納されている。



■写真② 北町鈴木家(丸屋)前の山車
祭り見物客で賑わう北町通り。



■写真③ 旧伊達郡役所前に集合した山車



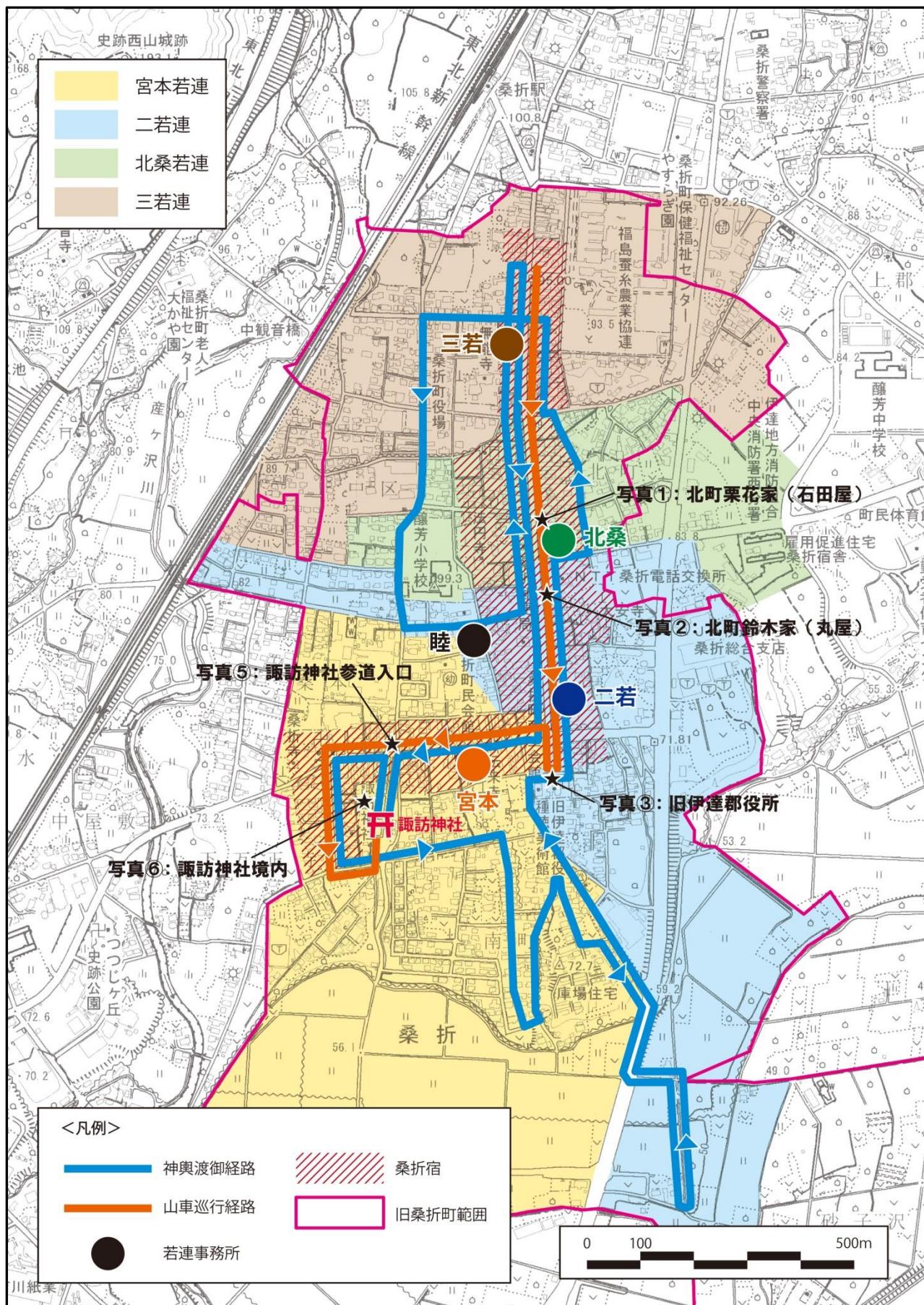
■写真④ 山車での祇園囃子演奏
巡回中、やむことなく演奏され続ける。



■写真⑤ 山車を神輿にぶつける白張(担ぎ手)
山車は参道を塞ぎ、神輿の行く手をはばむ



■写真⑥ 社殿にお宮入しようとする神輿



■図 神輿と山車の運行図と各若連の縄張（睦若連は地域を定めていない）

桑折宿は、伊達氏が西山城を築いた同じ時期に立てられた西山本町（現字本町付近）を母体に、江戸時代には奥州街道の宿場町として発展した。天和年間（1681～84）には、新町、西町、本町、北町、上町からなる、現桑折町中心市街地とほぼ同じ町割りとなつた⁷。江戸時代から明治初期には、桑折宿は何度か大規模な火災に見舞われたが、これは、家屋が街道に沿って短冊状に密集しているため、延焼が免れられなかつたためである。これに対応して、店舗や蔵には防火を意識した土蔵造が導入されるようになつた。現在でもこの街道に沿つた短冊状の町割りが区画として残り、土蔵造の建築は鈴木家（丸屋、現桑折御蔵）や斎藤家（扇屋）など、多数現存している。そのような、昔ながらの町割りのなかで祭りが進んでいく。毎年、梅雨明けのタイミングと重なり、夏を迎える風物詩ともなつてゐる。

③ 祭りを支える人々

諏訪神社の氏子は、桑折地区の住民であり、諏訪神社例大祭には、現在、宮本・二若・三若・北桑・睦の各若連が参加する。睦若連を除き、基本的にはそれぞれ地区の住民が主体となつて形成している。かつてはさらに多くの山車があつたというが、時代の変化により現在に至つてゐる。

祭りにはそれぞれが山車を出し、桑折宿を中心に、旧桑折町の隅々を回る。山車には大太鼓と小太鼓が備え付けられ、それに笛を加えて祇園囃子が演奏され、祭りに華と勢いを添える。山車の組み立てや装飾の方法、囃子の演奏の仕方は大人から子供へと伝えられている。



■写真 山車の準備
明治21年（1888）に作られた宮本若連の山車



■写真 神社社殿前に集結した山車
この後、各山車で太鼓を奉納演奏する

（5）おわりに

このように、諏訪神社の例大祭は、近隣の在郷町として古くから発展し、中心市街地であった桑折宿を舞台に繰り広げられる。地域の各地区を神輿が渡御し、各若連が競いながら独

⁷ 「奥州桑折之図」（大分市中根忠之氏所蔵）桑折町史編纂委員会『桑折町史第1巻』（桑折町史出版委員会2002年）付録

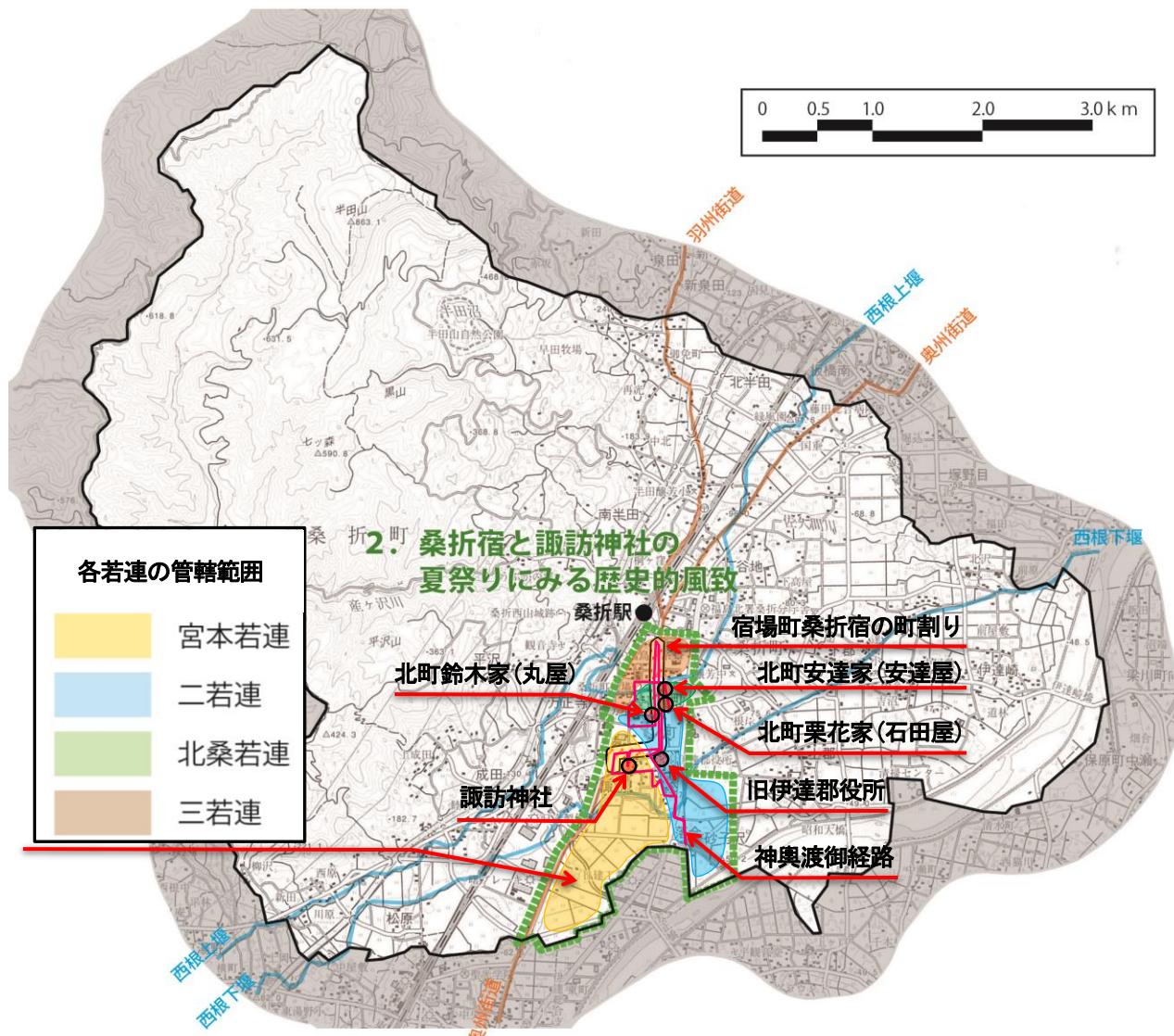
自の山車を巡行させる祭礼は、大人から子供たちへと伝えられ、伝統文化を継承していく重要な場となっている。また、かつては例大祭に合わせて糸市が立ち、旧桑折町以外の近隣町村の人も集まって、ひときわ賑やかな祭礼となり、地域の代表的な祭礼となっている。

桑折の人たちの祭りを受け継ぎ、後世に伝えていくという心意気は並大抵のもではなく、大人になって桑折を離れた人たちのなかには、「お祭りのときだけは仕事の休みをもらい、帰ってきて参加する」という人も多い。祭りは、桑折の住民の誇りを形成する場となっている。



■写真 睦若連の太鼓奉納

睦若連は、縄張地域を定めておらず、桑折地区だけでなく、他の地域から参加している人もいる。



■図 桑折宿と諏訪神社の夏祭りにみる歴史的風致の範囲

コラム① 奥州・羽州街道追分と街道を活かしたまちづくり

江戸時代、東北地方の2大幹線道路であった奥州街道と羽州街道は、桑折宿で分岐していた。羽州街道は桑折宿の北で奥州街道と分かれ、山中七ヶ宿・上山・山形・新庄・秋田・大館・弘前を経由して、油川(青森市)で再び奥州街道と合流する街道で、秋田藩、弘前藩など10数藩が参勤交代で利用した。明治になって山形方面の主要交通路が万世大路と呼ばれた国道13号に移り、さらに、鉄道の奥羽本線が開通すると、羽州街道は衰退した。

分岐点のあった谷地字追分は、かつては道標や句碑、庚申塔などが建てられていたが、道路の拡幅と住宅地の展開により、近在の神社や寺院に運び出され、昔日の面影を失っていた。しかし、交通の要衝であった桑折町民の街道への思いは強く、昭和59年(1984)に桑折町文化財保存会によって、失われた道標に替わる記念碑が建立された。さらに、これら2つの主要街道とその分岐点をまちづくりの中核にしようという地域住民らが、古い宿場案内の挿絵や寺社に移された古碑を調査し、往時の追分を再現しようという機運を高めた。平成19年(2007)、地域住民と国・県・町が協力して追分跡地に道標や句碑などの石碑を戻し、挿絵に描かれていた柳の木や御休所を再現するかたちで小公園が整備された。

整備後も地元町内会で花植えや剪定、御休所への文芸の掲示を行い、また、追分にとどまらず、羽州街道や奥州街道を実際に歩いて見学する活動が続けられている。さらに、これをきっかけに、奥州街道沿線の古い町並みを活かす試みがなされ、桑折町女性団体連絡協議会による「桑折御蔵」^{おんくら}と名付けられた明治期建造の鈴木家(丸屋)を活用した「おもてなし」、桑折町商工会による「街道祭り」など、街道や宿場町をテーマとした活動が現在も続けられている。



■写真 整備された追分



■写真 羽州街道を歩く人々

半田銀山のトロッコ線路が街道を跨いでいたところ。



■写真 再現のもととなった「商家高名鑑」
(福島県歴史資料館所蔵)

コラム② 7年に一度の御柱祭

遷宮 800 年を記念して、長野県の諏訪大社に倣い、平成 4 年(1992)から 7 年毎の寅と申の年に御柱を立てる祭事を行っている。桑折の諏訪神社は火災で記録を焼失しているため、宮城県白石市の越河諏訪神社を模した。

祭礼初日に、町内の建設業者の協力のもと、事前に山から切り出し、樹皮を剥いたモミノキの神木を神社まで運ぶ里曳祭が開催される。神木は台車に載せられ、奥州街道を氏子たちに曳かれ、諏訪神社まで運ばれる。境内には柱穴が掘られ、先端を縄で縛った神木を氏子が引っ張り立てる。

神殿の四隅に建てて結界とするのが本来であるが、敷地との関係から、2 本を並べて立てている。次は、平成 28 年(2016)に行う予定である。



■写真 西町通りをゆく御柱

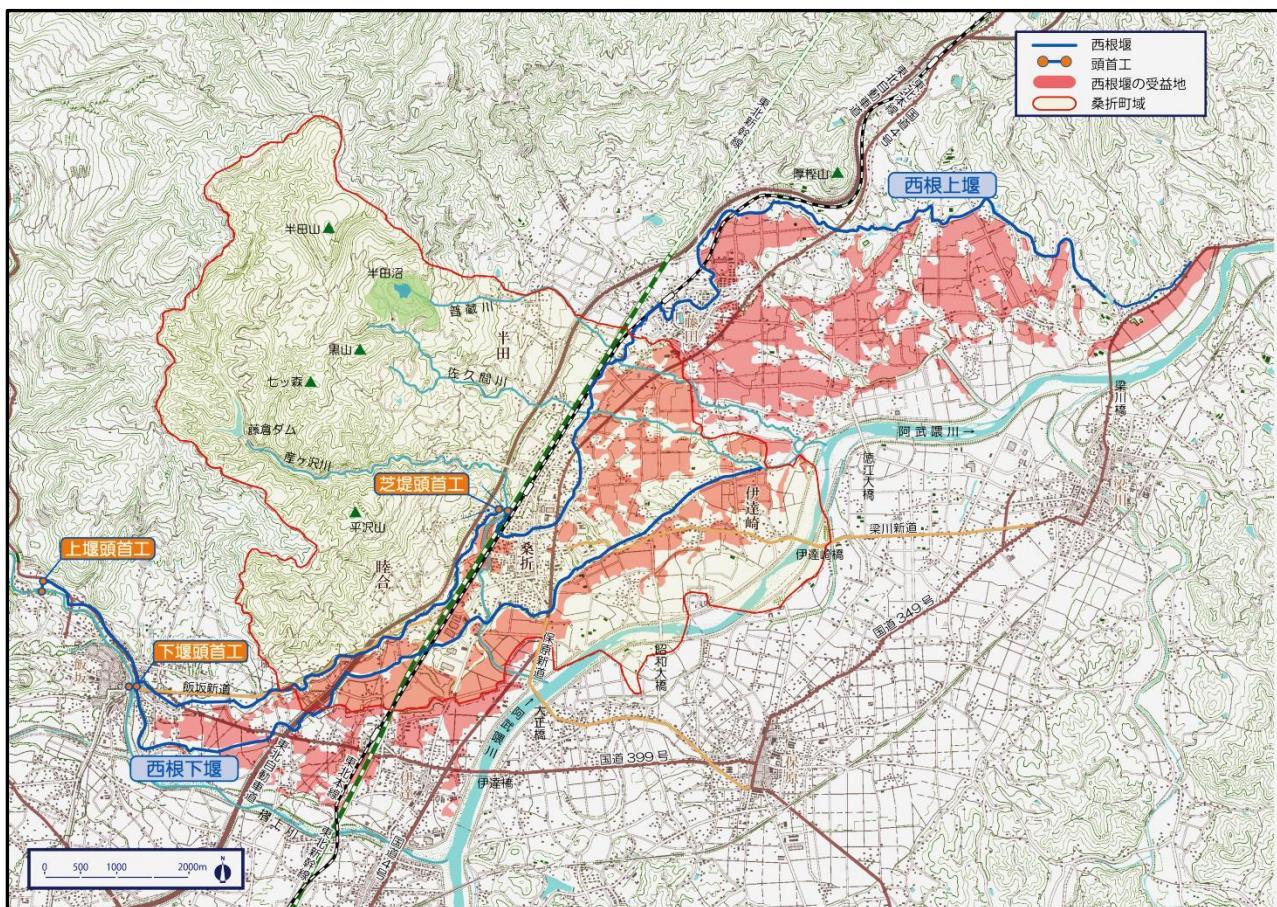


■写真 御柱を立てる
祭りのクライマックス。

3. 西根堰と水路網にみる歴史的風致

(1) はじめに

桑折町周辺は産ヶ沢川による扇状地が発達している。この扇状地性台地上には、北半田から谷地にかけて条里制が敷かれるなど、古代より農地開発が行われてきたが、台地であるため、水利に関しては不便であった。江戸時代初頭、130万石から30万石に減封された上杉氏が、摺上川から取水して用水路を開き、新田開発を図った。これが「西根堰」と総称される西根上堰・下堰の2つの用水路である。



■図 西根堰とその管内図（出典：「桑折学のすすめ」の西根堰流域図を加工修正）

(2) 西根堰の歴史

西根下堰は、元和4年(1618)、桑折の佐藤新右衛門により、米沢藩の下長井郷代官で水利事業に長けていた須田善右衛門の協力を得て開発された。湯野村字前野八卦の摺上川から取水し、伊達崎村北沢地区の佐久間川との合流点に至る用水路で、延長約14kmに及んだ。

西根上堰は、寛永元年(1624)、信夫郡代の古河善兵衛が佐藤新右衛門の協力を得て、同10年(1633)に完成させた。湯野村字穴原の摺上川から取水し、五十沢村に至る用水路である。

開削当初は延長約 29.2km、1万8千石の田が潤されたという¹。そのほとんどが勾配のない水路設定であったため、「水路の計画路線に提灯を灯し、信夫山から俯瞰して実測した」とか、「半田銀山の鉱夫に金をつかみ取りさせながら掘削工事を行った」などの伝承が残されている。西根堰の開発の中心になった佐藤新右衛門は、郡役を勤め、子孫は桑折宿本陣役を務めている。

米沢藩は開墾を奨励し、新田開発を行って、減封となった藩財政の建て直しに努めた。上杉氏や幕府領の時代、西根堰は取水口から末端まで同じ領主のもとで一括管理された。しかし、江戸時代中期以降、複数の領主が支配する時代を迎えると、末端まで水が届きにくくなる問題も起きた。そのようななか、「堰守の給米を堰下の村々が石高に応じて負担すること、堰全体は堰役人の指示にしたがうこと」²などが定められ、流末まで配水が行き届くよう管理されることになった。また、水路や番水、江浚いなどは、沿岸各村による独自の管理方法を継承しながら、運用されていた。

明治 28 年(1885)10 月、伊達郡上下堰用水路普通水利組合が設立されると、桑折町長が管理者となつたが、同 35 年(1902)4 月には伊達郡長の管理下に置かれた。その後、同 44 年(1911)4 月に再び桑折町長が管理者になり、さらに、伊達西根堰土地改良区に継承され、現在に至つている。

昭和 41 年(1966)、水不足や番水などの管理労力軽減のため、昭和 41 年(1966)南半田字藤倉地内に藤倉ダムが建設され、昭和 37 年(1962)からは、漏水防止のための改良が図られ、さらに、平成 17 年(2005)の摺上ダム完成により、9 日に 1 回という番水制であった田畠への配水が常時、安定供給されるようになった。平成 22 年(2010)4 月現在、西根堰は 1,396ha の田畠を灌漑し、伊達西根土地改良区の組合員は 2,883 名を数える。

摺上川より西根堰に引かれた水は、上堰で 21ヶ所、下堰で 8ヶ所の水門より田畠に分水



■写真 宮戸左行「西根堰測量図」(伊達西根堰土地改良区蔵)

向かって中央左が古河善兵衛、中央右が佐藤新右衛門。



■写真 木造護岸当時の西根堰

¹ 「信達両郡案内記」桑折町史編纂委員会『桑折町史第5巻』(桑折町史出版委員会 1987年)近世史料1

² 「湯野上堰書類写」桑折町史編纂委員会『桑折町史第6巻』(桑折町史出版委員会 1992年)近世史料217

され、平成22年(2010)4月現在、3名の水路監守員、17名の水門監守人、25名の監視員によって管理されている。水路及び頭首工等の施設、用水の水質も、組合によって管理されている。毎年6月と9月には水路周辺の草刈りが、2月には水路に溜まった土砂の浚渫作業が行われる。これらの努力によって、西根堰は常に良好な状況で使用できるように保たれている。

なお、西根堰の開発に尽力した古河善兵衛・佐藤新右衛門は、明治20年(1887)その功績を顕彰するため、下堰の取水口に近い福島市飯坂町湯野に西根神社の祭神として祀られた。

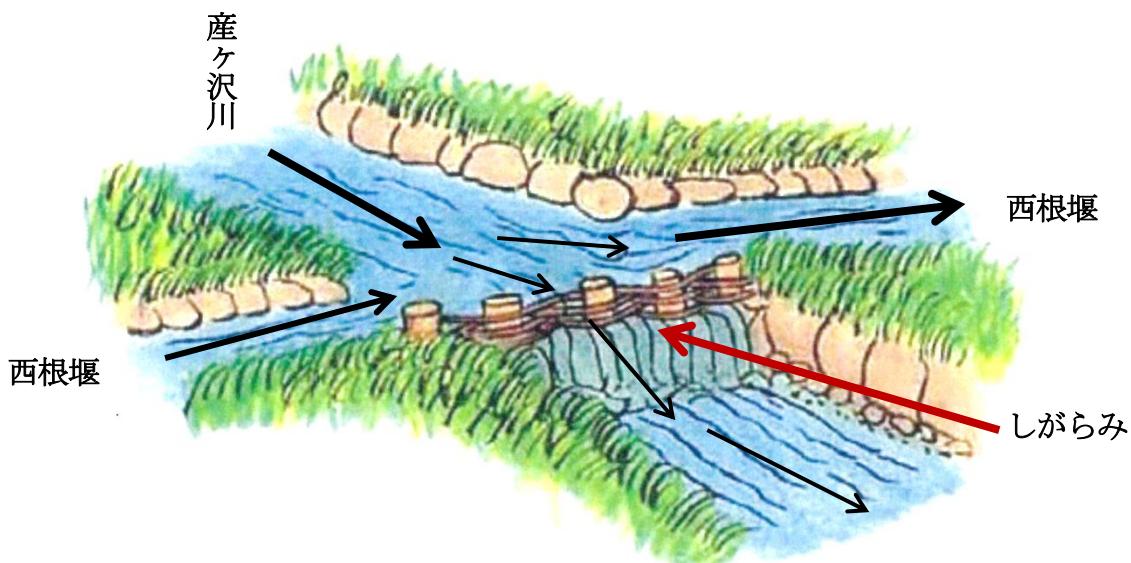
平成22年(2010)には、高度な工事技術により、土木学会選奨土木遺産としてその価値を認められている。

(3) 西根堰の構造

西根堰の構造は段丘の裾部に土堤を築き、その間を水路としている部分と、平坦面を掘りこんだ部分とに大別される。かつて、護岸は板を杭で固定していた部分が大半であった。西根堰は、桑折町内では、下堰が産ヶ沢川と、上堰が産ヶ沢川及び佐久間川、普藏川と交差している。下堰が産ヶ沢川と交差する部分はサイフォンで交差させ、上堰の場合、産ヶ沢川と交差する地点に「しがらみ」を設けて水量を調整し、西根堰の下流に用水を補充する設備を造っている。この施設は「芝堤」と呼ばれ、周辺の地名(字名)にもなっている。



■写真 西根上堰が流れ込む産ヶ沢川
芝堤の名残の芝堤頭首工。

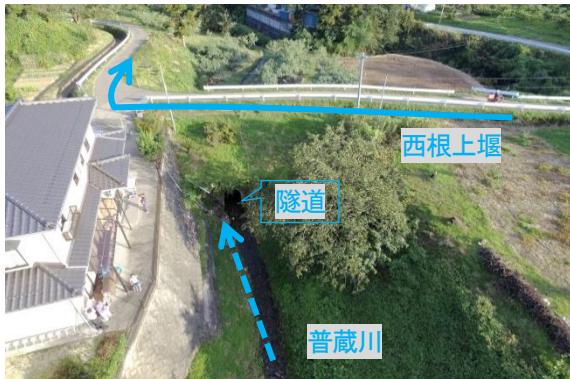


■図 芝堤のしくみ

木造の“しがらみ”で産ヶ沢川を堰き止め、水位を西根堰に合わせることにより、平面交差させている(伊達西根堰土地改良区ホームページ掲載図に加筆)。

佐久間川は水道橋で渡っている。普蔵川は谷に土橋を架け、その上に水路が設置されているが、土橋に石造の隧道を造って川を通している。

また、西根上堰は、水路勾配が一千分の一から三千分の一という極めて緩い勾配であることも特徴の一つといえる。周囲の地形との関係から、あたかも西根堰の水が登っていると錯覚することもある。江戸時代初期としては、高度で先進的な技術に裏付けられたものであった。



■写真 普蔵川の上を土橋で渡る西根上堰



■写真 西根上堰

東北新幹線と比較すると上っているよう
に見える。

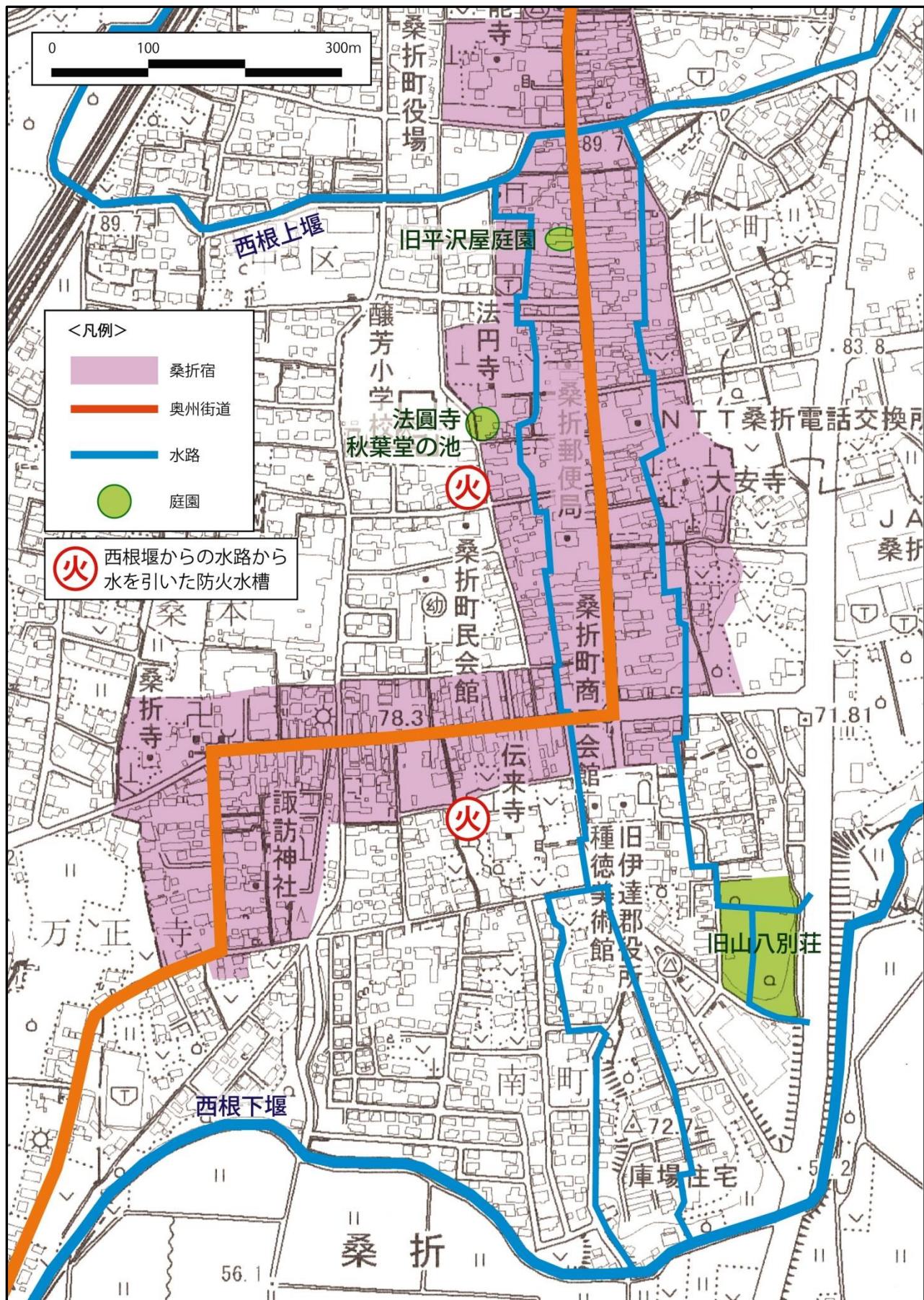
(4) 生活用水・防火用水としての西根堰

西根堰は、農業用水のほかにも生活用水、防火用水としても使用されてきた。西根堰から引かれた水路は、桑折宿の町家街を流れ、生活用水として利用された。特に北町、本町では、街道の東西に短冊状に区画された町家敷地の内部を横断するように水路が設置されていた。これらの水路は、敷地内を流れているため、従来の石組みがそのまま残されているところが多い。

桑折宿西側の水路は、字桑島二地内で西根上堰から分水され、字北町から字本町を経由し、字庫場地内で西根下堰に合流する。東側の水路は、字町裏地内で上堰から分水され、字北町から字陣屋へ流れ字仮屋の沢を経て下堰に合流する。

町場を流れる水路は、洗い場や宅地内にあった畠への配水とするため、短冊状に区画された町家の敷地内を通るように設置されている。水路が引かれた時期は不明だが、天和2年(1682)ころの「奥州桑折之図」³には既に記載されているので、江戸初期から桑折宿が整備されていくのに合わせ、設置されたものと考えられる。町家や寺院の庭園の池は、この水路を水源としているところもあり、池に引かれた水は再び水路に戻され、水量は保たれるようになっている。また、水路が敷地内を通るよう設定されているため、池以外にも屋敷内に造られた庭の水撒きや畠の水遣り等にも利用されている。

³ 大分市中根忠之氏所蔵。絵図は本計画書32ページに掲載。通りに面する町屋の裏側に水路が流れているのが分かる。





■写真 旧山八別荘の石垣



■写真 旧山八別荘の絵葉書(大正頃)



■写真 旧山八別荘庭園内の水路

石垣や石組などにより庭園の一部となるよう造作。



■写真 旧山八別荘庭園の石垣脇の水路

精密に積まれた石垣の傍らを渓流のように流れる。

東側の水路の最南端は、旧山八別荘に流れ込んでいる。旧山八別荘は、明治時代末期、北町の銀行家3代目角田林兵衛が不況対策の土木事業として造営したものである。別荘でありながら、庭園は公園として整備されており、桑折町民が自由に入ることができる桜や紅葉の名所でもあった。現在、ハネ出しのある敷地外周の石垣とともに庭園が残されている。西根垣からの水路は庭園内を流れ、石組や石垣などで庭園の一部となるように造作され、南側から流れ出す部分は滝のような急流となっている。平成8年(1996)、別荘は角田家から桑折町に譲渡されたが、陣屋の杜公園として再整備され、今も町民憩いの場として、多くの人が花見や紅葉狩りに訪れている。

北町の法圓寺境内に秋葉大権現堂がある。堂宇は法圓寺の池の半島のような部分に元禄9

年(1696)建立されたと伝わり、明治18年(1885)の修理棟札が残されている⁴。池の水は法圓寺北側で桑折宿西側水路から分岐し、法圓寺庫裏の池を経て流れ込む。この池は境内の開放的な場所にあり、古くから法圓寺や秋葉堂の参拝者が鑑賞し、あるいは、近所の子供たちが小魚を獲った場所である。今も遊具が設置され、寺に隣接する釀芳小学校に通う子供たちの遊び場になっている。また、秋葉大権現堂には火伏せの神秋葉権現が祀られており、池は法圓寺の防火用水の役目も果たしている。

旧平沢屋庭園は北町で酒造業を営んでいた氏家家の庭園である。造営時期は不明であるが、隣接していた離は氏家家が賓客をもてなした場所であり、昭和10年(1935)に造営された建物であるので⁵、このころには池が鑑賞の対象になっていたと思われる。現在、旧平沢屋の建物は、酒造場や酒蔵、離れなどが解体されてしまったが、庭園は残され、桑折市街地に買い物に来た客の憩いの場となっている。

この他、住宅敷地内の建物と塀で囲まれた庭園を水路が横断し、木々や草花への水遣りや敷地内の水撒きに使われているところもある。大安寺や北町栗花家、同町八巻家の庭は、美



■写真 秋葉大権現と池 祭礼の参拝者



■写真 旧平沢屋庭園



■写真 秋葉様の祭礼

火伏せの神、右側で子供たちが池で遊んでいる(昭和60年(1986)頃)。



■写真 文化財防火デーで水路から引水する消防団員

⁴ 桑折町教育委員会「近世社寺建築緊急調査表」(桑折町教育委員会 1980年)

⁵ 平成7年(1995)桑折町史編纂時の東北工業大学草野和夫研究室による近代和風建築調査の聞き取りによる。

しい花木が植えられた内部を水路が静かに流れている。

西根堰は、火災時には防火用水としての機能も持っている。西根堰から分水された水路からは要所要所の防火用水槽に引水され、火災時の重要な水源となっている。西根堰から引水された水路も、場合によっては鉄板で堰き止められ、そこからポンプ車で汲み上げて利用されている。西根堰から分水し、桑折市街地に張り巡らされた水路は、地域の防火用水として住民の財産を守ってもらっているのである。

(5) おわりに

西根堰は、これまで指摘してきたように、農業用水としてだけでなく、桑折町や、さらに伊達郡西根地域の住民の生活に深く関わっている。桑折宿は、扇状地上の水利の悪い場所にあるため、特に生活用水は、西根堰から引かれた水に頼らざるを得なかった。

桑折町の小学校では、西根堰の役割や歴史について、地域を学ぶ社会科の教材として常に取り上げられてきた。また、芝堤頭首工には、町内ののみならず、流域に校区を持つ多くの小学校が社会科見学で訪れている。西根堰に沿った管理用道路は、子供たちの通学路や生活道路としても利用され、近年では健康づくりのためのウォーキングコースとしても脚光を浴びている。



■西根下堰と田植え時の水田 大字松原付近



■西根下堰と収穫期の水田 大字伊達崎付近



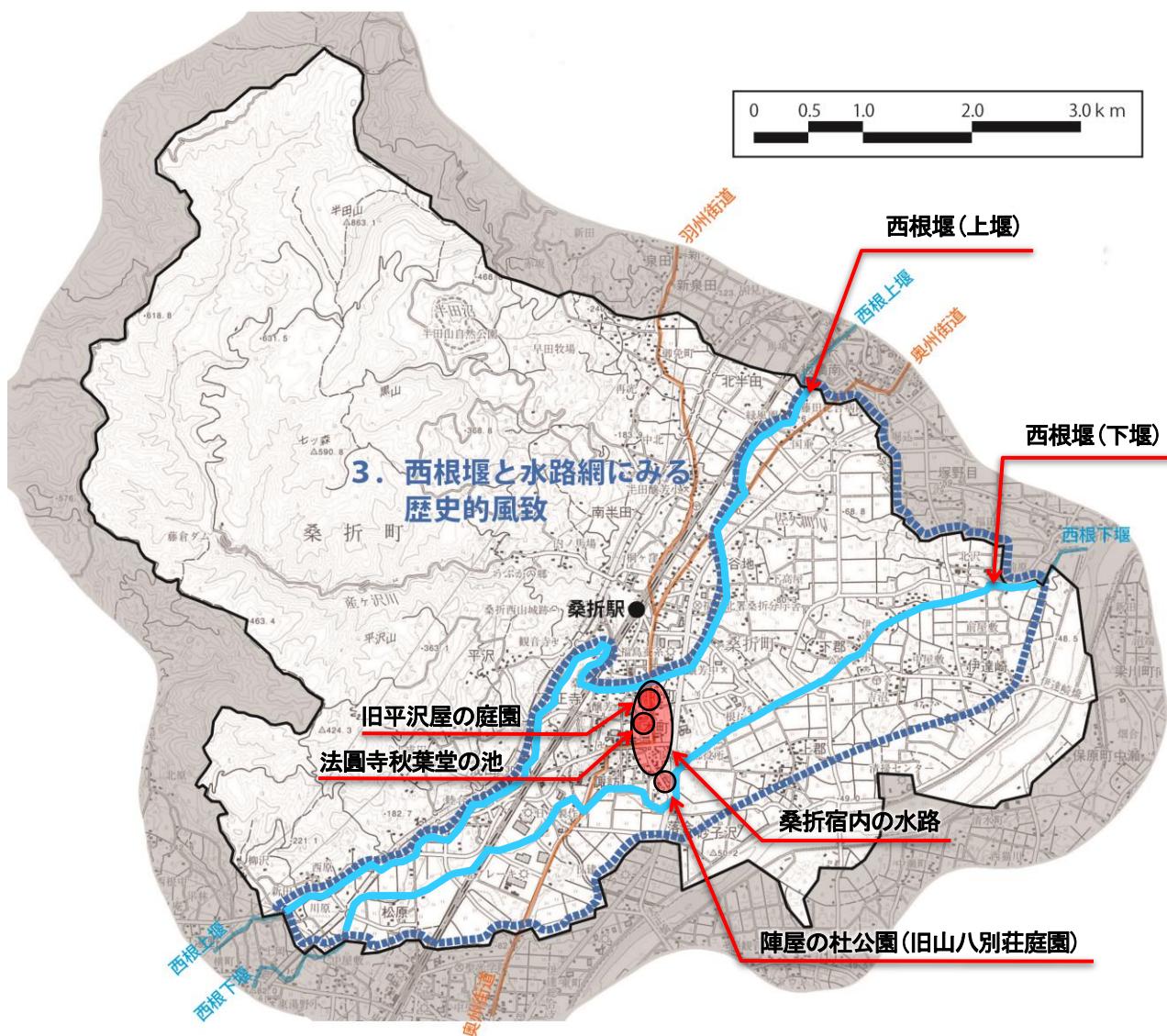
■写真 田植え教室の小学生



■写真 芝堤頭首工を見学する小学生

特に田植え時期に最大水量となってとうとう水が流れる様子は圧巻であり、5月の風物詩となっている。西根堰の開通は、水掛かりの悪い「葛の松原」と呼ばれた林を美田化させた。西根堰の水路の管理は江戸時代以来、受益者による共同管理を継承してきている。

また、農業に限らず、地域の生活用水として、西根堰から分水された水路は桑折市街地の宅地内に引き込まれ、家々の庭園の池や水路となり、それが地域の憩いの場として現在も親しまれている。家屋が密集しているため、暮らしを守る防火用水としても機能した西根堰は、農業用水受益者に限らず、地域の住民と切り離せないものである。西根堰とその水路網は、桑折町民にとって誇りであり、今も身近な存在である。



■図 西根堰と水路網にみる歴史的風致の範囲

コラム③ 西根堰ウォーク

三千分の一という極めて緩い勾配を持つ西根堰の側道を利用したウォーキングが年1回行われている。それぞれの体力に応じ、距離を選択する。ノルディックポールを利用したウォーキング大会には、町内外から多くの参加者がある。



ノルディックウォーキングが町内に広まったのは、平成22年(2010)頃からと歴史は浅い。しかし、およそ400年前に地域の一大事業として開発され、今も約1,400haの水田を潤し、土木学会選奨土木遺産にも認定されている先人の偉業を実際に歩くことによって、地域の歴史や生業を学び取ることができ、単なる健康づくりに留まらない事業として注目されている。

コラム④ 西根神社に祀られた佐藤新右衛門と古河善兵衛

西根堰の開発を成功させたのは、伊達西根郡代佐藤新右衛門家忠と上杉氏の福島代官古河善兵衛重吉である。二人の偉業は長く語り継がれ、やがて取水口のある湯野村に、二人の肖像画を祀る堂が建てられて、供養祭が毎年行なわれるようになった。明治20年(1887)、伊達郡西根郷33ヶ村4,231人の発願で、二人を祀る西根神社が伊達郡湯野村(現在の福島市飯坂町)の刈谷藩陣屋跡に創建された。さらに大正4年(1915)には、二人に従五位の官位が与えられた。

毎年9月14日に行なわれる祭礼は、二人の慰靈祭である。組合員が参列し、祭られている二人に郷土が実り豊かな土地になったことを感謝する。かつては、村々の代表者をはじめ、貴族院議員や県知事が紋付袴の正装で集まつたが、当時は皆りっぱな髭を蓄えていたため、「ヒゲの祭り」と呼ばれた。今も、各界の有志がお供えを奉納し、伊達西根堰土地改良区組合員の代表が集い、盛大に開催されている。また、西根堰の受益地の人々は、毎年初詣に参拝し、その年の豊作を祈願している。



■写真 西根神社 例大祭時

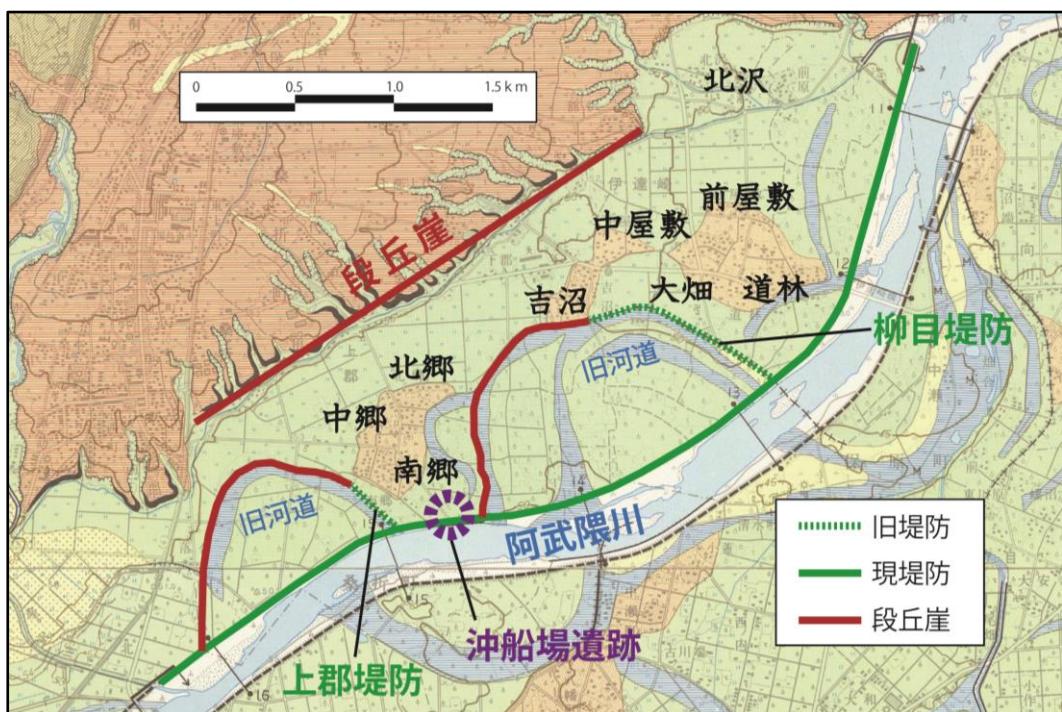
4. 阿武隈川氾濫原と果樹栽培による歴史的風致

(1) はじめに

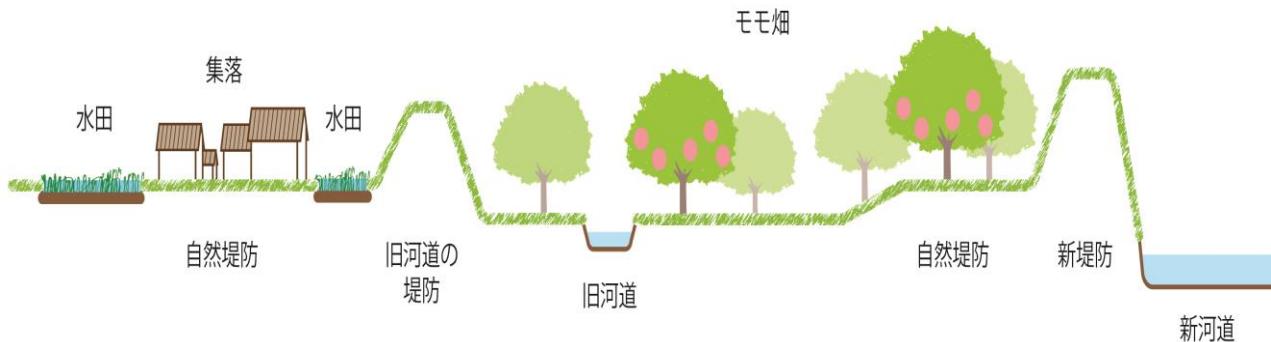
阿武隈川は有史以前から蛇行を繰り返し、町内にある河岸段丘崖や伊達崎地区を中心とする氾濫原を形成している。旧河道の氾濫原は、砂礫質の堆積層で水はけが良いという特徴を持つ。しかしながら、その特徴とは言い換えると保水力に乏しく、立地上、農業用水が旧河道の自然堤防によって阻まれているため堰からの引水が困難であり、米作には不向きの土地であることを意味する。そこで地域住民は、古くは養蚕の飼料とするための桑の栽培、近年は果樹栽培と、代々この土地に適した農業を行ってきた。

阿武隈川氾濫原で農業を営む人々は、旧河道より一段高い自然堤防上に集落を営んできた。旧桑折町の落合地区や大字上郡の沖と呼ばれる地域、大字伊達崎の吉沼、大畠地区等の集落がそれである。しかしこれらの集落は、自然堤防上とはいいつつも、河道より若干高い土地に過ぎず、ひとたび阿武隈川が氾濫すると、河道がどこを通ることになるか分からず、度々堤防の決壊や洪水に悩まされてきた。そのため、地域の強い働きかけにより、堤防が強固なものに改修され、さらに現在の河道へ流路変更され固定化する。

これにより、堤防で守られた自然堤防上の集落と氾濫原の耕地が堤防を挟んで向かい合う独特の農業形態となり、氾濫原の主力産品であった桑は、時代の趨勢も影響し、モモを中心とした果樹栽培へと徐々に転換されていった。一方、養蚕業が盛んであった時期から各集落で営まれていた神社や仏堂での養蚕業繁栄祈願の風習は、地域の安全と豊作への祈りに変わりながら今に続いている。



■図 阿武隈川新旧河道と自然堤防上の集落



■図 阿武隈川自然堤防と新旧河道の模式図

(2) 伊達崎地区の氾濫原における農業と治水の歴史

① 伊達崎地区の集落と農業の歴史

阿武隈川氾濫原の自然堤防上にある集落がいつ展開したのかは明らかでない。しかし、大字上郡南郷地区の沖船場遺跡では、7世紀の大規模な村落遺構が検出されており、関東系の土器が多数出土しているので、関東地方からの移民を受け入れながら村落が造られていったとみられる。

現在の集落に固定されてくるのは、戦国時代である。伊達氏が作成した「段錢帳」(土地課税台帳)には、伊達崎地区の集落とみられる地名として、「上こほり山」「下こほり山」「中こほり山」(現大字上郡及び下郡の「上代」「根岸」「沖(北郷・中郷・南郷)」に該当)「いたてさき」「いたてさきいゝ塚とさふん」「はんた北さハ」(現大字伊達崎の「館沢」「中屋敷・吉沼・大畑」「北沢・道林・前屋敷」に該当)が記載されており、この頃には現在の集落の原型となるような村が編成されたものとみられる。

江戸時代初頭、米沢藩のもとで作られた「邑鑑」¹には、伊達崎村、上郡山(上郡)村、下郡山(下郡)村に桑木の分布が読み取れる。「桑折」地名の発生伝承にも、「鎌倉時代に伊達氏が入部したころ、阿武隈川の氾濫に桑畠を造って養蚕を行い、桑島という地名を桑折と改めよ」という諏訪神社の神託があった²とあり、阿武隈川の氾濫原には、かなり昔から桑が植えられ、養蚕が行なわれていたといえる。

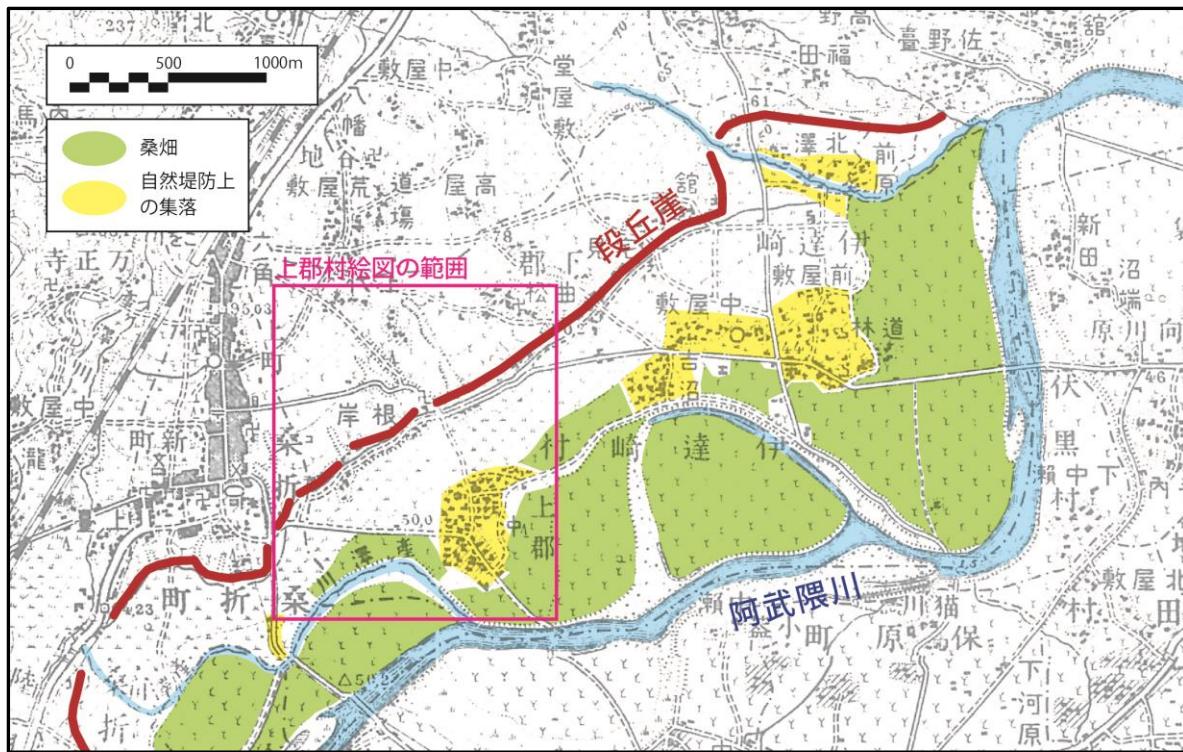
阿武隈川は、洪水の度に伊達崎地区等に大きな被害をもたらした。文政6年(1823)頃には河道が変わり、その後、幕府御城米の保管と積み出しに使われていた蔵場の火災もあり、それまで舟運の主要河岸として使われてきた上郡河岸が廃止されてしまった。この時の状況を示した文政元年(1818)及び同6年(1823)の2葉の絵図(次頁下部の絵図)をみると、阿武隈



■写真 自然堤防上の集落

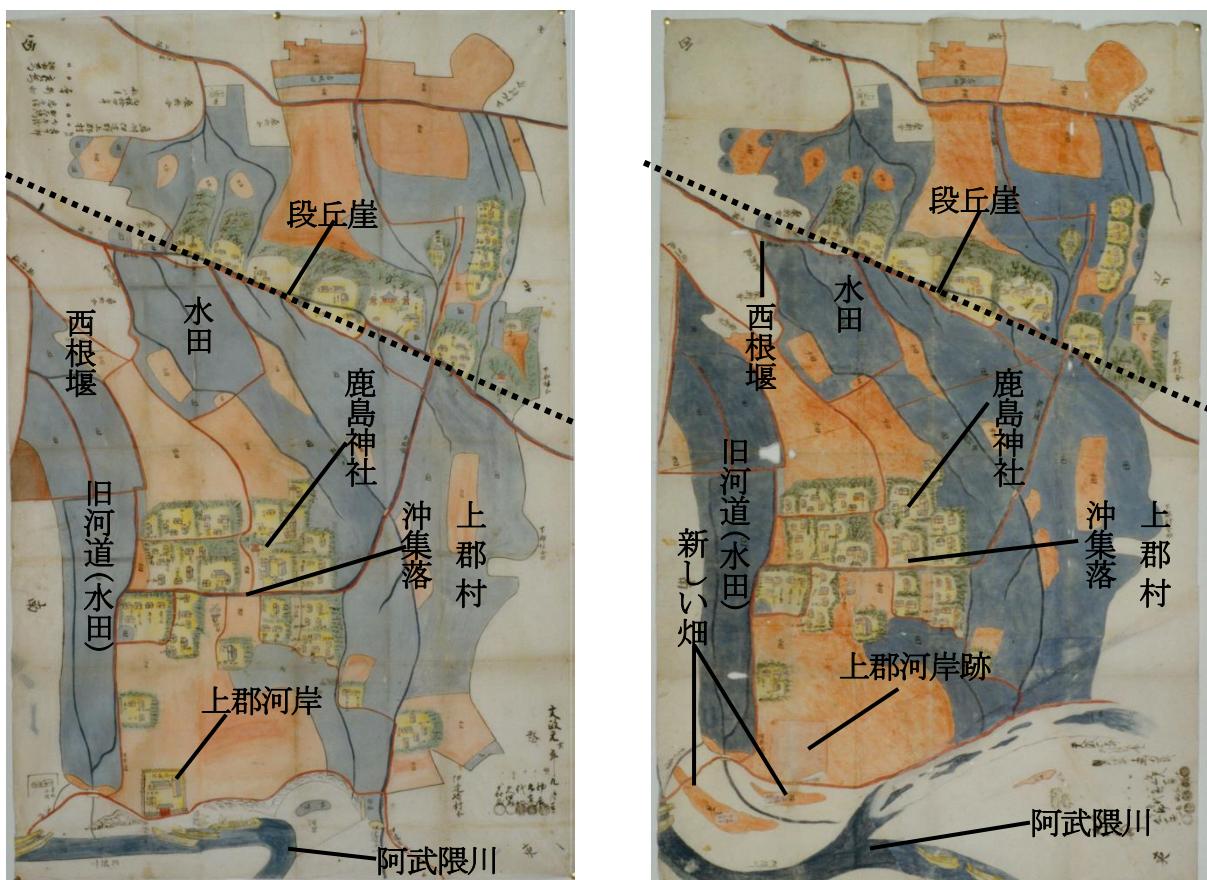
¹ 桑折町史編纂委員会『桑折町史第5巻』(桑折町史出版委員会 1986年)近世史料46

² 桑折醸芳尋常高等小学校『桑折町郷土誌』(桑折醸芳尋常高等小学校 1940年)3ページ



■図 明治末期の伊達崎村周辺

柳目堤防が造られたころ。氾濫原のほとんどが桑畠になっている。



■写真 上郡村絵図 (左:文政元年(1818) 右:文政6年(1823))

阿武隈川の河道が変わり、上郡河岸が廃止された。川跡には新しい畠が造られている。

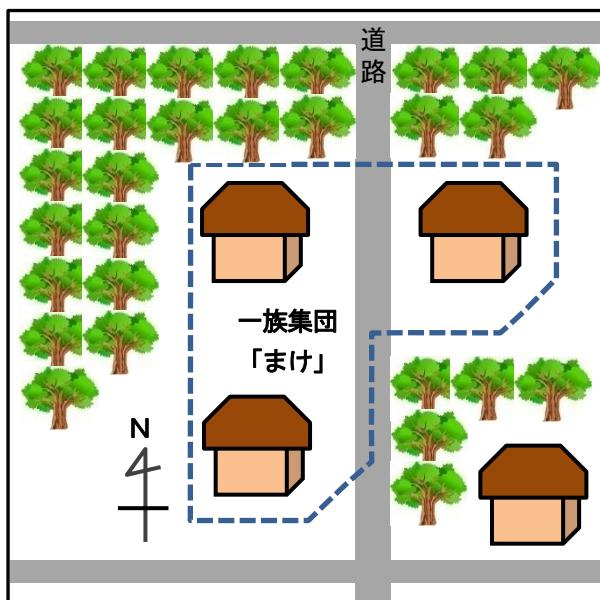
川から一段高い自然堤防上に氾濫原を耕作している人々が暮らす集落があり、それに続く微高地上にも畠地があり、旧河道や西根堰から配水できる部分には水田がある様子がわかる。河道が変わったところは畠地となっている。

阿武隈川に近い旧上郡村沖集落には、「いぐね」と呼ばれる防風林に囲まれた屋敷の区画が今も残されており、数軒の養蚕住宅も現存し、集落のほぼ中央には鎮守の鹿島神社がある。沖集落では、阿武隈川に面した自然堤防上の集落で養蚕を行い、周囲の水のかからない自然堤防上や河跡に桑畠を造成して飼料を補給していた。沖集落の他にも、旧伊達崎村吉沼集落や大畠集落、道林集落等が同様な形態で農業を営んでいた。

「いぐね」と呼ばれる防風林は、沖集落で顕著にみられる。冬期、桑折町地域は「半田おろし」と呼ばれる北西からの強風が吹くが、平地に立地するこの集落では、「まけ」と呼ばれる一族集団の数軒を「いぐね」が囲んでいる。樹種はケヤキやスギが多い。「いぐね」がいつ頃から造られたのか不明であるが、文政元年(1818)のものといわれる「上郡村絵図」には描かれており、さらにその原図は元禄14年(1701)に作成されたというので、江戸時代中期には造られていたとみられる。伊達崎地区は平地に立地するため、柴山を遠く半田山や万歳楽山に頼らざるを得ず、「いぐね」の下枝を払ったり、間伐して出た材も、「焚き付け」や木工の材料としても貴重であった。

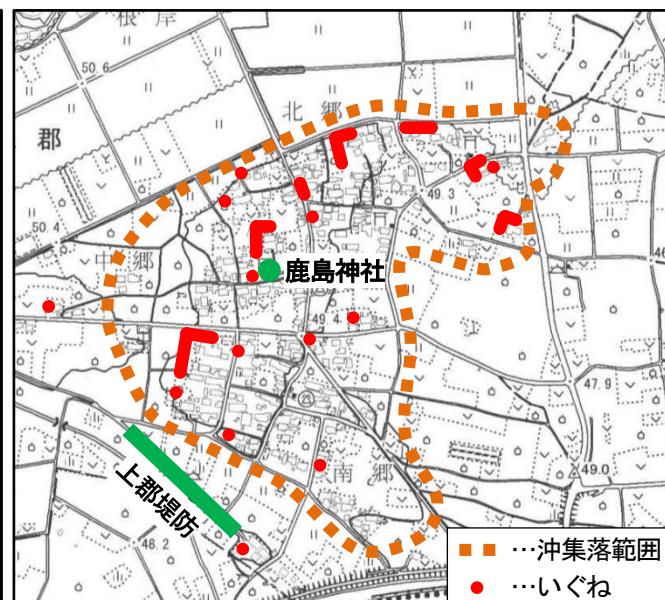


■写真 「いぐね」のある農家住宅
養蚕をしていた農家住宅で、築100年を超える。奥に見える林が「いぐね」。



■図 「いぐね」の模式図

一族集団の数軒の「まけ」を強風から守るように北西の方向に屋敷林「いぐね」を配置する。



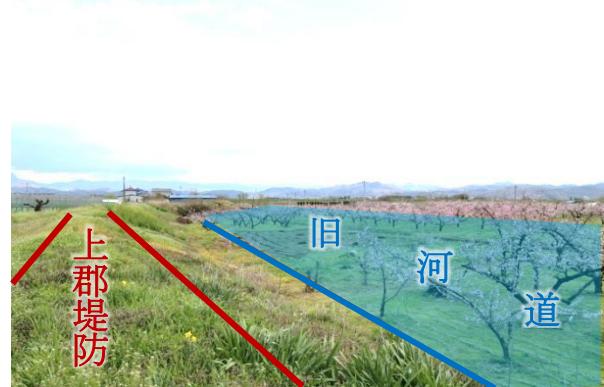
■図 上郡沖集落内の「いぐね」の分布状況

福島県でモモは古くから栽培されていたという記録が残っているが、それは日本在来種の小果で果肉が硬いもので、現在のモモとは異なっていた。現在のようなモモの栽培は、明治24年(1891)ごろ、桑折町や伊達市で、欧米及び中国から導入された品種を栽培したのが始まりといわれている³。大正期以降、養蚕業の不振を受けて桑から果樹への転換がいつそう進んだ。ここで注目されるのが、一定期間、養蚕と果樹栽培が並行して行われた時期があったことである。果樹栽培では防虫対策が必須であるが、伊達崎における果樹栽培は養蚕と並行して行われたため、蚕に悪影響のある殺虫剤による防虫対策を探ることができなかつた。

さらに、昭和30年(1955)頃になると、桑畠からの本格的な転換や、山間部への新植が進められた。伊達崎地区の氾濫原の桑畠は、この頃、果樹畠への転換がほぼ完了した。その中でもモモへの改植がもっとも進んだが、これは自然堤防や河跡の砂地で水はけの良い土壌が適していることによる。



■写真 大正時代のモモの出荷の様子



■写真 上郡の旧河道の堤防と河跡のモモ畠

桑折町で生産される果樹は、当初、リンゴが多かったが、昭和40年(1965)代の半ばごろから昭和50年(1975)代前半にかけてモモが逆転する。これは、モモ栽培農家によると「リンゴは収穫時期が遅く、台風被害の影響を受けるリスクがあったため」「青森県や岩手県産と比べると、食味では負けていないものの、気候の影響により色づきや実の大きさなど、見栄えが不利になるため」などが要因だと言われている⁴。なお、リンゴは粘土質の土壌が適しており、山手の地域、特に西根堰より標高の高い地域での栽培が多い。

モモは、当初「天津」「上海」等の品種が作られていたが、大正になると、「福光」「水蜜」「大久保」が導入された。もともと、缶詰用の栽培が多かったが、保存技術や流通技術が発達し、生食の生産が盛んになった現在は、「あかつき」「川中島白桃」が主力品種となっている。

桑折町産のモモは糖度が高くておいしく、低農薬農法で品質も高いと市場でも人気があり、

³ 東北農政局統計部『東北の農産物情報 Vol. 5』(東北農政局 2014年)

⁴ 伊達崎地区のモモ栽培農家からの聞き取りによる。

平成6年(1994)から連續して皇室・皇族へモモを献上する産地として県から指定されている。阿武隈川氾濫原のモモ畠では、平成8年(1996)には皇太子殿下ご夫妻の行啓を、平成27年(2015)には天皇皇后両陛下の行幸啓を仰いでいる。

② 阿武隈川の治水と氾濫原の畠

明治8年(1875)、長雨で上郡村の堤防が決壊したため、伊達崎村にかけて新たな堤防工事が行われた。さらに、明治23年(1890)の大洪水では当時の伊達崎村の東西柳目堤防が決壊し、甚大な被害をもたらした。伊達崎村では決壊部分の応急修理を行ったが、200戸以上の家屋と50町歩以上の田畠が流出した村民は、抜本的対策を採るよう働きかけ、同31年(1898)より福島県による柳目堤防と上郡堤防の改修工事が行なわれた。

これらの堤防は翌年完成するが、その工事中にも洪水が発生し、伊達崎村対岸の中瀬で決壊し、阿武隈川の河道は柳ノ目や上郡を通っていたものより南に大きく移動した。そのため、大正8年(1919)から新河道に近い位置に固定化するよう堤防工事が行なわれ、昭和8年(1933)に完成した。

この時の顛末について記した熊野神社の「双柳堤碑」(明治33年(1900)建立)によると、「旧河道を桑園に開墾し、堤防に花木を植え、未来の発展のため尽力しよう」と高らかに謳われている。この阿武隈川旧河道は、その後、所有者争いを克服しながら桑畠として用いられるが、その形態は「双柳堤碑」に「桑園は枝が青々と繁茂し、その際が分からぬほどだ」とあるように、自然地形をそのまま活かした畠地であった。こうして自然堤防上の集落とそれらを守る堤防、堤防を越えたところの河道跡に開かれた耕地のセットが完成する。そして、耕地での作物は桑が植えられ、後に果樹に転換される。

明治37年(1904)、大字伊達崎字上荒井他の旧阿武隈川河川敷を小作に貸し付けて耕地と



■写真 阿武隈川堤防の建設



■写真 双柳堤碑



■写真 阿武隈川旧河道(水田)と柳目堤防(右の土手)

したが、昭和14年(1939)にも旧河川敷が村民に分譲され、旧河川敷が耕地化されていった。これら旧河道は、産ヶ沢川や西根堰の水が入り込んで灌漑用水が豊富なところは水田として利用されたが、それ以外の部分は自然堤防や旧河道跡に阻まれて灌漑することができず、また、砂質の土壤であったため、水が少なくて済み、砂質土壤に合い、水に浸かっても強い桑の栽培が行なわれた。

(3) 阿武隈川氾濫原でのなりわい

① 産業としてのモモの栽培

モモの栽培には、剪定や摘蕾、摘花、摘果、そして収穫、さらに、年間を通しての消毒作業等が行なわれ、そのそれぞれが季節を感じるには欠かせない風景となっている。

冬期には、モモ畠では前の年に伸びすぎた枝を切る剪定が行なわれる。春になると、その年に開いた花の蕾や花を摘む、摘蕾、摘花の作業があるが、これは実の品質を保つために行われる作業である。花が満開の時期のいわゆる「桃源郷」と呼ばれる風景は、サクラのようにその木の最大限の花が咲いているわけではなく、人の手によって調節されたものである。



■写真 摘花作業

花が落ちてから、5～7月にかけて、1月に1度くらいの割合で消毒が行なわれ、さらに摘果の作業が行われる。夏に入り、モモの実が膨らんでくると、果実の表面保護のため1個1個に袋かけが行なわれる。地面には、銀色のシートを敷いて日光を反射させて色を付ける。下から照らされたモモが美しく赤く光る。



■写真 収穫直前のモモ



■写真 収穫作業



■写真 選果場

7月下旬から8月中旬までが収穫の最盛期で、モモ農家では早朝から家族総出でモモを採り、専用のコンテナに入れ、桑折町のJAや果実専門農協に出荷する。また、集荷業者が農家を回る。なお、モモは収穫時期が盛夏であり、盆行事の時期に重なる。地域では、盆の備え物に必ずモモを供える。また、7月末に行われる諏訪神社の例祭に際して、神事にお供えする果物には必ずモモが用いられる。



■写真 諏訪神社祭礼のお供え物

② モモの花に親しむ文化

現在、モモの栽培が盛んな桑折町には、古くからモモの花に親しむ文化がある。伊達崎熊野神社宮司の西山聖山は、文政年間(1818～1830)伊達崎村周辺で選定した熊野山二十景のひとつに「隈川奔流」をあげ、「隈流旧如箭、舟航是忽通、萬壑桃花水、添來勢更雄、」、さらに「中島春景」を「南郊何所見、春色映隈河、中島殊韶景、垂楊楓暮霞、」と詠み、阿武隈川に注ぐ支流やその氾濫原で、桃花や春の景色が愛でられている。

文芸の世界でも、享保4年(1719)、桑折宿本陣の主人佐藤馬耳が松尾芭蕉追善として編集した句集「田植塚」に、春の部の句としてモモの花が詠まれている。今でも、モモの花は短歌や川柳、俳句等の文芸にも題材としてしばしば登場するが、これは江戸時代に文芸活動が盛んで、佐藤馬耳や観音寺遜阿の俳句や俳諧歌、安藤野雁の漢詩を生んだ桑折宿以来の伝統である⁵。安政2年(1855)頃に作成された「東講商人鑑」には、桑折宿の東講加盟商人本町つ多屋利兵衛の名があるが、その欄には屋号とともに「桃花散」なる妙薬が宣伝されている⁶。このようにモモを商品名に入れたりするなど、従来からモモを身近に感じ愛で親しむ文化があった。

モモの花は地域の人々にとって非常に親しまれる存在であり、地域のシンボルとなっている花である。その伝統はいまでも続いている、愛好会の名称に「モモ」への思いを込めている団体が多い（「桃の郷押し花クラブ」「桃也会（民謡団体）」など）。また、桑折の諏訪神社や半田の八幡神社など、桑折町内の神社の祭礼には、山車が出るところが多いが、山車の屋上に飾られる「ヤマ」と呼ばれる生木で作られた飾りは、モモの木の枝で作られる。桑折の宮本若連では、山車の「ヤマ」にモモの木の枝を使う伝統は戦前から変わっていないという。

⁵ 桑折町史編纂委員会『桑折町史第4巻』（桑折町史出版委員会 1998年）第2編文化史料

⁶ 轢田克史解説『復刻東講商人鑑』（無明舎出版 2006年）55ページ

山車の軒下の花飾りもまた、モモの花を模したものであり、持ち帰ると家内安全・無病息災になると信じられている。昭和60年(1985)に制定された「桑折町の花」も「モモ」である。

モモの花は、サクラのように花を愛でながら饗宴を開くようなことはないが、畠の中を散歩しながら花を愛で、思索にふけり、果樹畠として広がるいわゆる「桃源郷」と呼ばれる光景を堤防上や段丘上から眺め、摘花作業や背景となる伊達崎の集落や根岸山と呼ばれる段丘崖、半田山と併せて楽しみ、夏の収穫とその味覚に思いを馳せる。



■写真 諏訪神社の祭礼の屋台
モモの花飾りをもらっているところ。



■写真 堤防上からモモの花を眺める人々

(4) 阿武隈川氾濫原の信仰

阿武隈川氾濫原の周辺の集落には、それぞれに江戸時代以前から続く神社や仏閣が残っている。そこでは、神仏が司る本来の御利益に対する信仰とは別に、江戸時代に盛んになった養蚕業の成功・繁栄を祈る信仰が形成され、地元住民の心の拠り所となっていました。昭和に入り作る作物は果樹へと変わったが、地元住民は変わることなく五穀豊穣を祈り、その年の収穫に感謝を捧げる祭事を現在に受け継いでいる。

① 上郡中郷の鹿島神社

大字上郡の北郷、中郷、南郷地区（沖地域）の鎮守である。地元では、延喜式内社信夫郡鹿島明神に比定されている⁷。現在の社殿の建立年代は明らかでないが、地元のお年寄りによると、少なくとも昭和初期から改築されていないという。

例祭は、昭和30年(1955)代初めごろまでは11月1日に行われていたが、麦蒔きの時期と重なる



■写真 鹿島神社
拝殿(左)と末社の熊野神社(右)

⁷ 延喜式内社信夫郡鹿島明神については、ここの鹿島神社だけでなく、町内大字松原の鹿島神社や福島市小田の鹿島神社等も延喜式内社の流れを汲んでいるという社伝を持っている。

農繁期であったことから、4月15日に変更された⁸。神酒・野菜・果物等が捧げられ、その年の豊作が祈願される。

② 伊達崎の熊野神社

天安元年(857)に紀州熊野大社を勧請したと伝えられる。伊達崎村の旧村社であり、氏子は大字伊達崎一円に広がる。大字伊達崎には、大畠地区にある宮ノ内の熊野神社をはじめ、館沢地区の中西の熊野神社、北沢地区の台の熊野神社があり、地区毎の祭礼も行われている。宮ノ内の熊野神社社殿は明治以前の建立で、昭和26年(1951)に屋根の葺き替え修理が行なわれた。例祭は毎年4月29日に春の例祭が、10月23日に秋の例祭が行なわれていた。そのうち、現在まで継承されているのは春の例祭で、五穀豊穣が祈願される。昭和56年(1981)に氏子有志が熊野神社奉賛会を結成して祭礼組織の強化が図られた。

北沢地区の熊野神社は300年の歴史があるといい、現在の社殿の建立年代は不明だが、地区的古老によると、拝殿は昭和20年(1945)代以降改築されていない。かつて例大祭は毎年10月16日から17日にかけて行われた。初日は世話人と有志が祭りに向けて境内を清掃し、直会を行ってお籠もりした。2日目が例祭で、神酒や野菜、煮物等を捧げ、奉納された。後に、供物は参詣者に振る舞われる。養蚕の大当たりを祈願していたが、現在は豊作と家内安全が祈願され、10月17日に最も近い日曜日に例祭のみが行われている。

③ 吉沼の伏見稻荷大明神（稻荷神社）

明治43年(1910)に京都伏見稻荷を勧請した比較的新しい神社である。地域の農家の後継者（若衆）たちが中心となって10月17日に例祭を行う。地域の農家は、初詣での際に神社のお札をいただいて五穀豊穣を祈る。

④ 馬鳴堂

寛保2年(1742)、関東地方は大洪水に見舞われ、蚕種(蚕の卵)の一大産地であった下総国結城地方や下野国都賀地方は壊滅的な打撃を受けた。蚕種不足に悩んだ関東や信濃の蚕種商人は、相談して伊達崎村の如来堂を借りて蚕種製造を始めた。如来堂とは、伊達崎の中屋敷地区にある大日如来を本尊とする満蔵寺のことで、かつては吉沼地区にあったが、時期不詳



■写真 熊野神社の祭礼

昭和27年(1952)の社殿屋根葺き替え時、7台の屋台が出た。

⁸ 桑折町史編纂委員会『桑折町史第3巻』(桑折町史出版委員会 1989年)280ページ

ながら洪水の被害にあって現在地に移転してきたという。

満蔵寺にある馬鳴堂に安置される馬鳴菩薩は、養蚕の守護として信仰される。寛保2年(1742)頃、ここに安置されたといわれ、本格的に蚕種製造が始まった時期と重なる。幕末の安政2年(1855)10月に伊達崎村の石幡吉左衛門が世話人となり、飯塚平右衛門が上野国吾妻郡二丁目村から新しい馬鳴菩薩像をもたらしたのが、現在の菩薩像である⁹。なお、菩薩像が安置されている現在の馬鳴堂は寛政9年(1797)に再建されたものである。

馬鳴堂の縁日は八十八夜に当たる5月2日で、かつては「養蚕安全」「蚕大当たり」を祈願する多くの参詣人があった。養蚕業が衰退した現在でも、旧境内地の伊達崎吉沼地区をはじめとした、養蚕が盛んであった阿武隈川向いの伊達市伏黒地区や栗野地区からも参拝者が集まり、現在の主力産業である果樹栽培の繁盛と室内安全が祈願されている。



■写真 満蔵寺馬鳴堂

⑤ 東こも薬師

大字上郡の阿武隈川対岸の字東八串にある。浮彫された石仏で、五輪塔の空輪を頭とする。現在のものは明治23年(1890)の大洪水のとき阿武隈川上流から流れてきたものというが¹⁰、寛政年間(1799~1803)頃の「桑折村絵図」¹¹にはすでに「薬師」と記載されている。旧暦4月8日に行われる祭礼には、1尺×1尺5寸のコモにぼた餅・蒸かし(赤飯)をのせて供え、養蚕の安全を祈願する。



■写真 東こも薬師

コモで巻いたお供えが上げられている。
(昭和60年(1985)頃)

⑥ 諏訪神社

桑折町地域の養蚕業は、伊達氏が入部した頃の諏訪神社の神託がはじまりという伝説がある¹²。また、江戸時代より夏の例祭のときには盛大な糸市が立てられ、その際には伊達崎をはじめとする養蚕地帯から多くの生糸を出した歴史もあり、養蚕業と深く結びついた神社で

⁹ 桑折町史編纂委員会『桑折町史第3巻』(桑折町史出版委員会 1989年)861ページ

¹⁰ 桑折町文化財保存会『写真集桑折町の文化財』(桑折町文化財保存会 1985年)112ページ

¹¹ 大字上郡文書 桑折町史編纂委員会『桑折町史第6巻』(桑折町史出版委員会 1992年)口絵

¹² 桑折醸芳尋常高等小学校『桑折町郷土誌』(桑折醸芳尋常高等小学校 1940年)3ページ

ある。また、祭礼の屋台を運行する若連のなかには、地区を定めず参加できるものがあり、旧桑折村の鎮守というのみならず、より広い地域から信仰を集めている神社である。

祭礼の神輿渡御の際、いっしょに繰り出す屋台は、「ヤマ」と呼ばれる生木が作られた飾りと竹と紙でできた枝花とで装飾される。ヤマは伝統的にモモの生木で作られ、花飾りもモモの花を模したものである。このような飾りの起源については記録にないが、戦前に撮影された宮本若連の屋台は、すでに桃の木によるヤマと花飾りで装飾されている。この屋台は明治21年(1888)に作られたもので、この頃には現在のような装飾法が採用されていたとみられる¹³。諏訪神社の例祭は、7月末に行われる夏祭りであるが、4月ころに咲くモモの花を模した装飾がされるほど、モモの花が生活に溶け込んでいる。



■写真 諏訪神社の祭礼での屋台



■図 阿武隈川氾濫原の集落と信仰の対象

¹³ 宮本若連屋台の棟札による。また、地区の総代の談話によると、装飾方法は昔から変わっていないが、電線が多くなった関係から、ヤマの高さが従来より低くなるよう調整するようになったという。

(5) おわりに

阿武隈川氾濫原での農業は自然を相手に、洪水と戦いながら土地に適したものを作ってきた。桑の栽培による養蚕業は、桑折町のみならず、福島県や日本の経済を支えた。それに続くモモの栽培は本町の主力農産物であり、一年中、絶えることなく続けられる作業そのものが、季節を教えてくれる風物詩となっている。現在の河道となった阿武隈川の堤防から見る、昔の河道跡に広がるモモ畠に、時にピンクの花が一面に咲き、緑の葉の中に赤く色づくモモが実り、その中で摘花や袋かけ、収穫する光景が昔の堤防で守られた自然堤防上の養蚕住宅が残る集落をバックに広がる光景は、まさにふるさと伊達崎の原風景である。それは、モモ栽培に先行する養蚕以来の伝統で、各集落で行われている信仰にも受け継がれている。

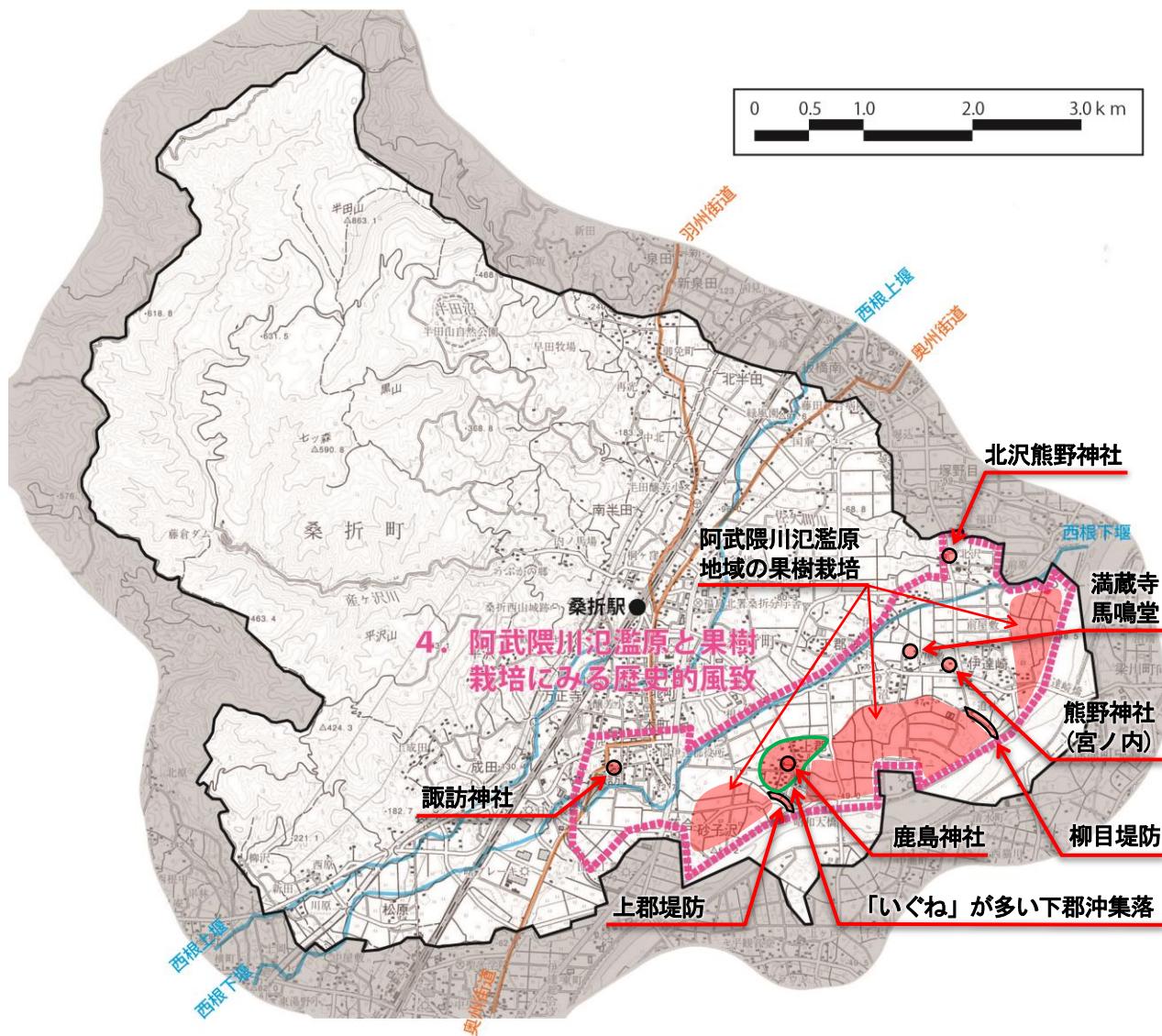
また、モモの花や実は、農業を営む人々のみならず、広く地域に溶け込んでおり、古くから愛され、今も町のシンボルとして扱われ、桑折町民にとって格別なものとなっている。



■写真 現阿武隈川堤防から見た氾濫原のモモ畠と自然堤防上の集落の風景

左 河道跡にモモの花の帯が広がる。背景は吉沼・大畠集落。

右 収穫時の上郡沖集落の阿武隈川河道跡のモモ畠。木の下には実を色づけするための銀色のシートが敷かれている。



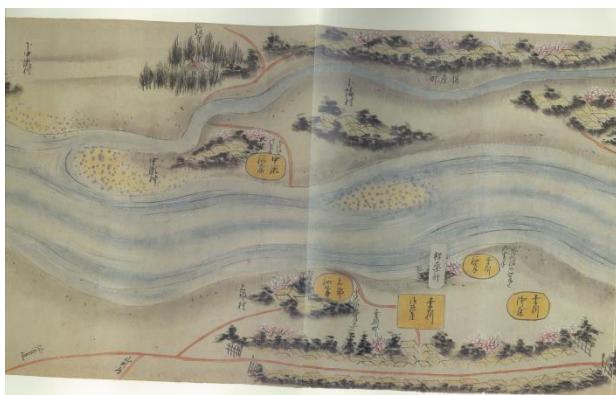
■図 阿武隈川氾濫原と果樹栽培にみる歴史的風致の範囲

コラム⑤ 桑折町の流通の歴史

舟運が中心であった近世まで、阿武隈川は幹線交通手段であった。舟運は江戸時代前期に開かれ、主に年貢米が運ばれた。桑折村には年貢米を貯蔵する蔵場があり、上郡村には付近で最も大きな河岸（川港）があつて、羽州街道を通じて運ばれてきた幕府領屋代郷（山形県高畠町）の年貢米が積み出された。江戸時代後期になると、肥料や換金作物が運ばれた。伊達崎地区が主産地だった蚕種も舟運で運ばれたが、明治になると、伊達崎村の人々を中心に、蒸気船での舟運も企画された。

伊達崎地域で盛んだった養蚕業は、幕末から明治前期に最盛期を迎えた。養蚕農家は生産した蚕種や生糸などの商品を市場に流通させるため、蚕種問屋や糸市等の販路を確保しなければならなかつたが、その役割を担つたのが当地方の中心集落である桑折宿である。桑折の諏訪神社では、例大祭の旧暦7月27日と28日に諏訪市が開かれ、伊達崎をはじめ近隣の養蚕地帯の集落から糸が集められ、取引が行われていた。こうして蚕種、生糸の流通経路を確立したこと、このルートを活用し、果樹の販路確保へと繋げていく。当初果実栽培を導入した農家は、大規模に養蚕業を営む家が多く、導入の際に彼らが養蚕業で得た流通経路や収集された情報を活かしたことが指摘されている¹⁴。

明治後期以降、流通の主体は鉄道へ変わり、桑折駅周辺には、石造の倉庫が立ち並び、桑折市街地には蚕種や果樹を扱う店が軒を連ねた。戦後になると養蚕業は衰退し、輸送はトラックが主流となり、賞味期限が極めて短く缶詰加工が主であったモモも生食用の出荷が可能となった。今日では、モモを満載に積んだトラックが行き交い、農協の選果場にて「献上桃の郷こおり」の美味しいモモを求めて行列ができる様子は夏の風物詩となっている。



■写真 「阿武隈川舟運図」に描かれた桑折河岸と上郡河岸



■写真 蒸気のサクラ
蒸気船による舟運の船着場に記念に植えられたという。手前が阿武隈川河道跡。

¹⁴ 後藤喜孝『福島盆地の果樹山地形成史』（後藤喜孝 2004年）9ページ

5. 半田の京都祇園囃子にみる歴史的風致

(1) はじめに

半田地区の京都祇園囃子は、江戸時代に京都から伝えられ、祭囃子として広められた郷土芸能である。大字北半田に伝わる堰東京都祇園囃子が正調とされ、昭和48年(1973)に町の無形文化財に指定された。

(2) 半田の京都祇園囃子の歴史

京都祇園囃子は、文政2年(1819)に谷地村字中沼の笠松が北半田村の名主であった早田伝之助の援助で京都に上り、習得して持ち帰ってきたものと伝えられている。半田地区の住民が代々受け継ぎ、今に継承されている。祇園囃子がもたらされたきっかけは、祭礼の際に演奏し半田銀山からの鉛毒の発生が無いよう祈願するためとも、地元の神社祭礼はもとより鉛夫街の活性化のためともいわれており、半田銀山との関係が強くうかがえる。祇園囃子は、半田銀山のある北半田の益子神社や南半田の八幡神社の祭礼に演奏されたほか、笠松やその弟子である藤田村の遠藤佐七によって、半田地区だけでなく、桑折地区や隣の国見町、遠く宮城県白石市などにも伝承された。

演奏する曲目として、「祇園」「八重櫻」「吾妻」「三切」「若囃子」「じょうこうじ」「うさぎうさぎ」「赤豆黒豆」の8曲が伝承されている。楽器は大太鼓(胴長太鼓)、小太鼓(締太鼓)、つつみ、笛、すりがね(鉦)、三味線から構成され、通常、大太鼓1名、小太鼓2~3名、つつみ1名、笛2~3名、すりがね1名、三味線1名の計8~10名で演奏される。

遠藤佐七より正調の祇園囃子を相伝した佐藤文吉によると、「明治13年(1890)頃、南半田の八幡神社が神輿を山形地方から購入し、北半田の益子神社にはもともと神輿があって、このころから祭りがいっそう賑やかになり、祇園囃子が次第に地域に溶け込んで、盛り上げる役目を果たすようになった」という¹。

笠松が伝えた祇園囃子を継承した遠藤佐七は、観世流謡曲の師匠であり、近在から多くの弟子が集まった。半田村堰東地区の佐藤文吉も弟子の一人で、佐七に祇園囃子を習い、昭和15年(1940)に一人前と認められた。祇園囃子は、戦前までは北半田でも古老から伝承され、



■写真 堰東京都祇園囃子の公演

ましこ はちまん

¹ 猪俣好巳『わが町の祇園ばやし』(桑折町 1992 年)2 ページ

また、遠藤佐七に習った者は南半田の内ノ馬場地区や桐ヶ窪地区にもいたが、戦中は祇園囃子を含め芸事どころではなくなり、充分な練習が出来ず、次第に衰退していった。そのため、戦後に再び演奏しようとした際に太鼓などが揃わず苦労したという。昭和 29 年(1954)、半田小学校の校舎落成式に久しぶりに披露することができた。

しかし、一度途絶えそうになった祇園囃子に対する関心は高くなく、正調の祇園囃子を継承する者も、遠藤佐七の弟子佐藤文吉ただ一人となってしまった。そのため祇園囃子を継承していくことを目的として、昭和 48 年(1973)、正調 3 代目に当たる佐藤文吉が中心となり、地区の住民と協力して会員 10 名で堰東京都祇園囃子保存会を設立、保存と継承を図った。同年 12 月 8 日、保存会は桑折町の無形文化財第 1 号に認定された。

この堰東京都祇園囃子保存会を中心としながら、各地区で祇園囃子が伝承され、祭礼の際に演奏されている。それは、堰東京都祇園囃子を含む下半田、御免町、銀栗といった北半田の益子神社の祭礼に参加する保存会、内ノ馬場、桐ヶ窪、中北、田町、追分といった南半田の八幡神社の祭礼に参加する保存会、そして半田地区の団体ではないが、桑折地区の諏訪神社の祭礼に参加する睦若連の 9 団体によって伝承された。

また、平成元年(1989)には、地域興しの一環として、かつて半田銀山に伝えられていた銀山神楽が古老からの聞き取りと、写真等の資料から再興された。この時も、祇園囃子は伴奏として演奏される。



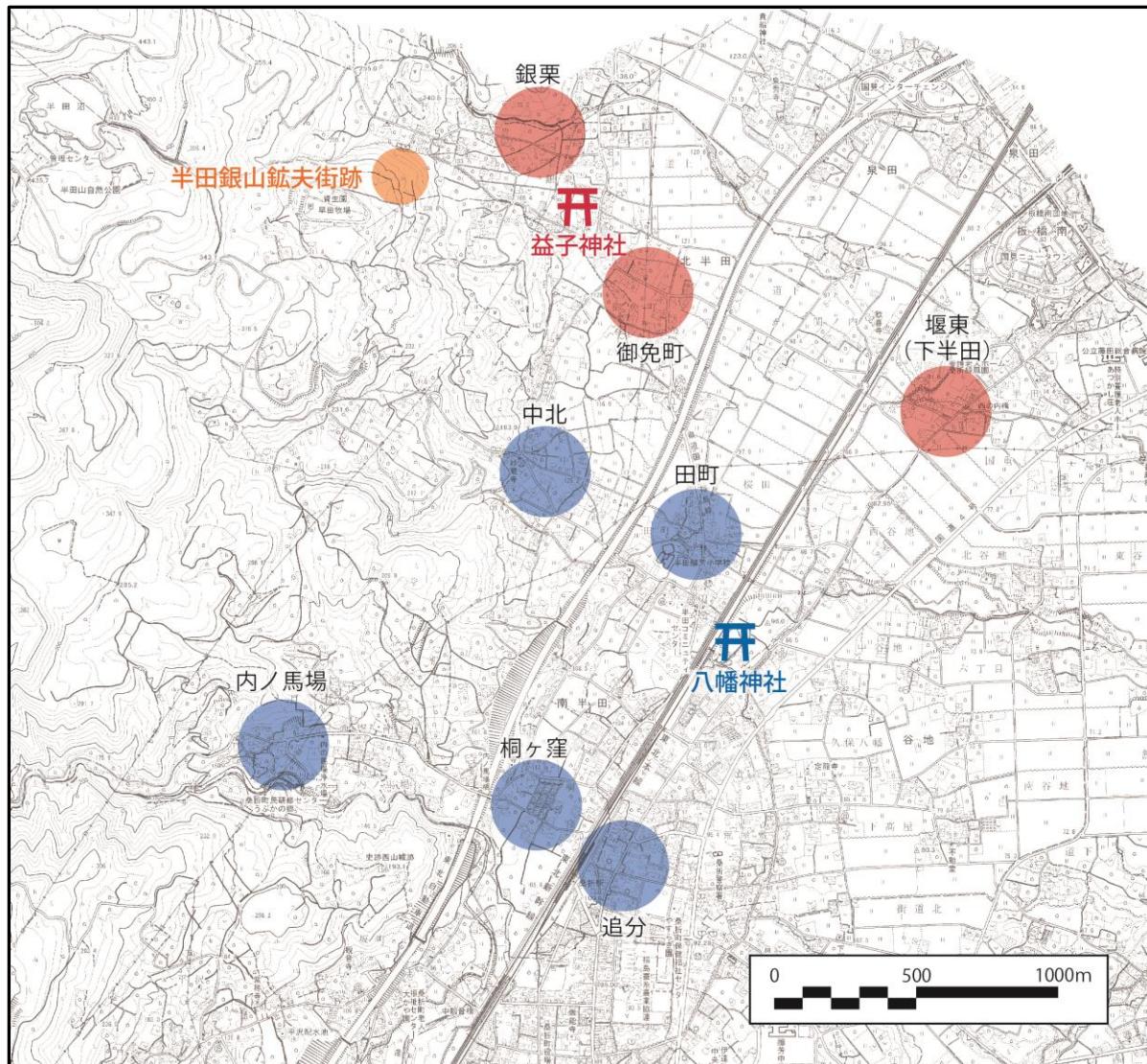
■写真 昭和 29 年(1954)半田小学校校舎落成式での演奏



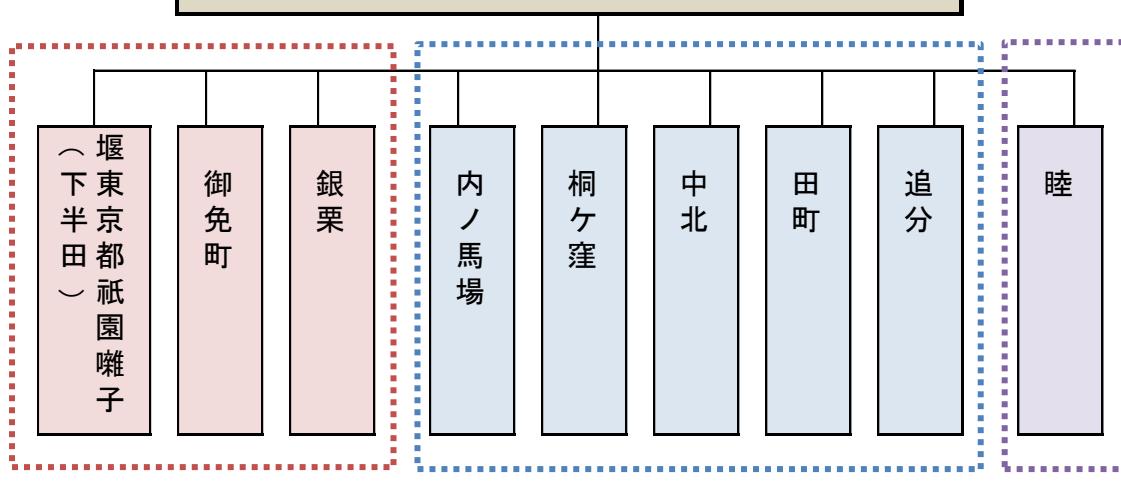
■写真 再興された神楽

平成 3 年(1991)、半田地区に継承される祇園囃子全体の伝承を図ろうと、桑折町祇園ばやし振興会が設立された。これには既述の 9 団体が加盟しているが、それぞれの祇園囃子を保存伝承し、かつ広く桑折町内に普及を図ることを目的としている。翌年、地域に伝わる京都祇園囃子の名称が「桑折町半田銀山祇園ばやし」に統一された²。

² 平成 4 年度第 2 回定例会桑折町文化財保護審議会の会議記録による。



桑折町祇園ばやし振興会



■図 桑折町祇園ばやし振興会構成団体

桑折町祇園ばやし振興会では、半田醸芳小学校のクラブ活動で祇園囃子を伝授し、あるいは、土曜日に行われる地域内の活動としての「地域クラブ」で指導して、祇園囃子を未来に受け継ぐための活動を展開している。

このようにして、祇園囃子は半田地区を中心に伝承されてきた。今では、桑折地区の諏訪神社の祭礼を含め、県北各地の祭礼でも演奏されるようになり、祇園囃子は祭りにも欠かせないものとなっている。



■写真 半田醸芳小学校での普及活動

(3) 伝承されている堰東京都祇園囃子

堰東京都祇園囃子は、現在8曲が伝承されている。

「祇園」「八重桜」は奉納太鼓と呼ばれ、祭礼で神輿と山車が神社に集合した際、山車の内で演奏される。また山車がはじめて出発するときにも演奏される。2曲は続けて演奏され、1曲と捉えてもよい。

「三切」は発音としては「しゃんぎり」「しゃぎり」と呼ばれる。テンポが速く威勢がよいので、もっとも祭りを感じさせる曲といえる。山車の巡回している最中、いつも演奏されている曲である。

「若囃子」は、山車が移動するときに演奏される。重い山車の運行に合った、ゆったりとしたテンポの曲である。重厚で厳かな雰囲気があるので、祭りの神聖な雰囲気を感じさせる。

以上の4曲が取り上げられることが多い。次に挙げる曲目は、特定の目的や場面で演奏される。

「じょうこうじ（浄光璽）」は、けがれを清める場面や、悪霊退散、病気平癒祈願に演奏される。「いっしょ」という掛け声ではじまる短い曲で、普通4回繰り返される。「吾妻」は、神輿の宮入の際に演奏される。祭りの終わり近くに演奏されるため、一抹の寂しさが感じられる。「赤豆黒豆」は健康・無病息災を祈る曲である。祭りのときは、山車が止まった時にも演奏される。「うさぎうさぎ」は余興的要素の濃い曲であり、途中で古謡の「うさぎうさぎ」の節が演奏される³。

³ 曲目の解説は猪俣好巳「ふるさと創生と祇園ばやし」（前掲『わが町の祇園ばやし』）によった。

祇園・八重桜

(採譜及び記録 1991-3-3 by Y Inomata)

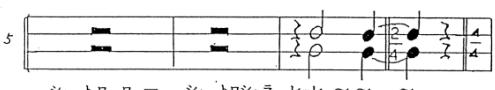
(祇園) Andante

1 大 

2 小 

3 3 

4 4 

5 5 

※笛のパートは、感じをつかんだだけ

■祇園囃子の楽譜

「祇園」「八重桜」を採譜したもの（猪俣好巳採譜『わが町の祇園囃子』）。

(4) 半田地区の祭礼と京都祇園囃子

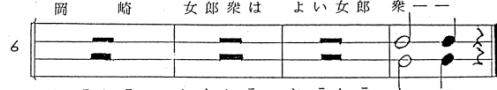
① 益子神社の春の例大祭と秋祭りの京都祇園囃子

益子神社は、大字北半田の鎮守社である。延暦10年(791)、坂上田村麻呂に討たれた赤頭太郎を祀ったとされ、町内神社最古の歴史を有する。その後、益子大明神、益子神社と号した。現在の本殿は寛政3年(1791)、本殿外屋根(覆屋)、幣殿、拝殿は昭和17年(1942)にそれぞれ建立された⁴。



■写真 益子神社拝殿

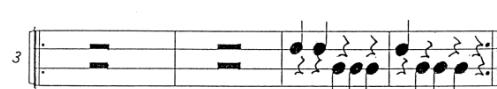
⁴ 菅野博信「益子神社」(益子神社 2014年)

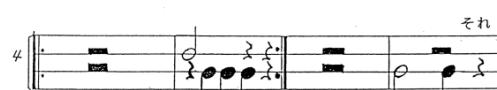
6 

(八重桜)

1 

2 

3 

4 

5 



■写真 益子神社本殿

祭礼はもともと旧暦4月19日であったが、最近は4月15日、16日の両日に行われ、神輿の渡御は3年に1度となった。祇園囃子は神輿渡御が行なわれるときに演奏される。

祭礼の初日は、社殿で例祭式が執行される。神事は次のように執行される。

1) 修祓

禰宜によるお祓い

2) 祝詞奏上

宮司が祭神にむかって祭りの趣旨、祈願の内容を言上する。

3) 剣の舞

神職による奉納の舞

4) 鈴と扇の舞（稚児舞）

稚児による奉納の舞

5) 玉串奉奠

宮司、禰宜、関係者や参加者が玉串（榊の小枝に紙垂（しで）をつけたもの）を祭神に奉納する。

この時、奉納太鼓として「祇園」と「八重桜」が演奏される。神輿渡御には、大字北半田の4つの地区から出された山車が、神輿とつきつ離れしながら、主に「三切り」が演奏される。神輿が駐輦所に立ち寄り山車がいったん止まって、再び動き出すとき、おごそかな「若囃子」が演奏される。

秋祭りのときも、神社境内に太鼓が据えられ祇園囃子が演奏される。このとき、再興された銀山神楽も奉納される。

② 八幡神社の例大祭

八幡神社は、大字南半田の鎮守社である。字八幡に本社があり、字内城に奥の院がある。本社は、天喜年間(1053~58)、源義家が現境内地北側の阿部館に創建し、寛文年間(1661~73)、地震と洪水によって境内が崩壊したため現在地に遷されたという。社殿は昭和6



■写真 鈴と扇の舞（稚児舞）



■写真 益子神社秋祭りで奉納演奏される
京都祇園囃子



■写真 八幡の八幡神社拝殿

年(1931)に火災で焼失したが、翌年、氏子や近隣崇拝者の寄進によって再建された。奥の院の創建年代は不明であるが、もともとは中北の妙藏寺隣にあったものが、同じように水害によって現在地に移されたという。

祭礼は原則として4月15日、16日に開催されるが、近年はそれに近い土曜日、日曜日に開催されることが多い。現在、神輿渡御は2年に1回行われている。

祭礼は第1日目の朝、奥の院の内城八幡神社で例祭式が執行され、神輿が発輦する。神社麓の桐ヶ窪集会所で山車と合流し、八幡の八幡神社に向かう。山車には桐ヶ窪の氏子たちが三切りなどの祇園囃子を笛や太鼓で演奏しながら運行する。田町地区にある半田醸芳小学校を経由して八幡の八幡神社に宮入りし、例祭式を執行する。その日の夜は、宮詰祭が開催され、境内では祇園囃子や祭太鼓が奉納される。



■写真 内城八幡神社からの神輿発輦



■写真 内城の八幡神社



■写真 八幡神社境内での演奏

第2日目は、御神輿渡御祭となり、神輿が南半田のほぼ全域を巡幸する。山車は神輿とともに巡回し、ここでも祇園囃子が演奏される。巡回中は、各地区の御駐輦所で神事を行う。内ノ馬場地区に入ると、山祇神社、菅原神社の2つの末社で祭礼を行う。夕方、神輿が追分地区に入ると、追分の山車が巡回に加わり、祭りはクライマックスを迎える。羽州街道の追分やJR桑折駅前では、神輿と山車が派手にもみ合い、祇園囃子の笛太鼓が鳴り



■写真 末社山祇神社での祭礼

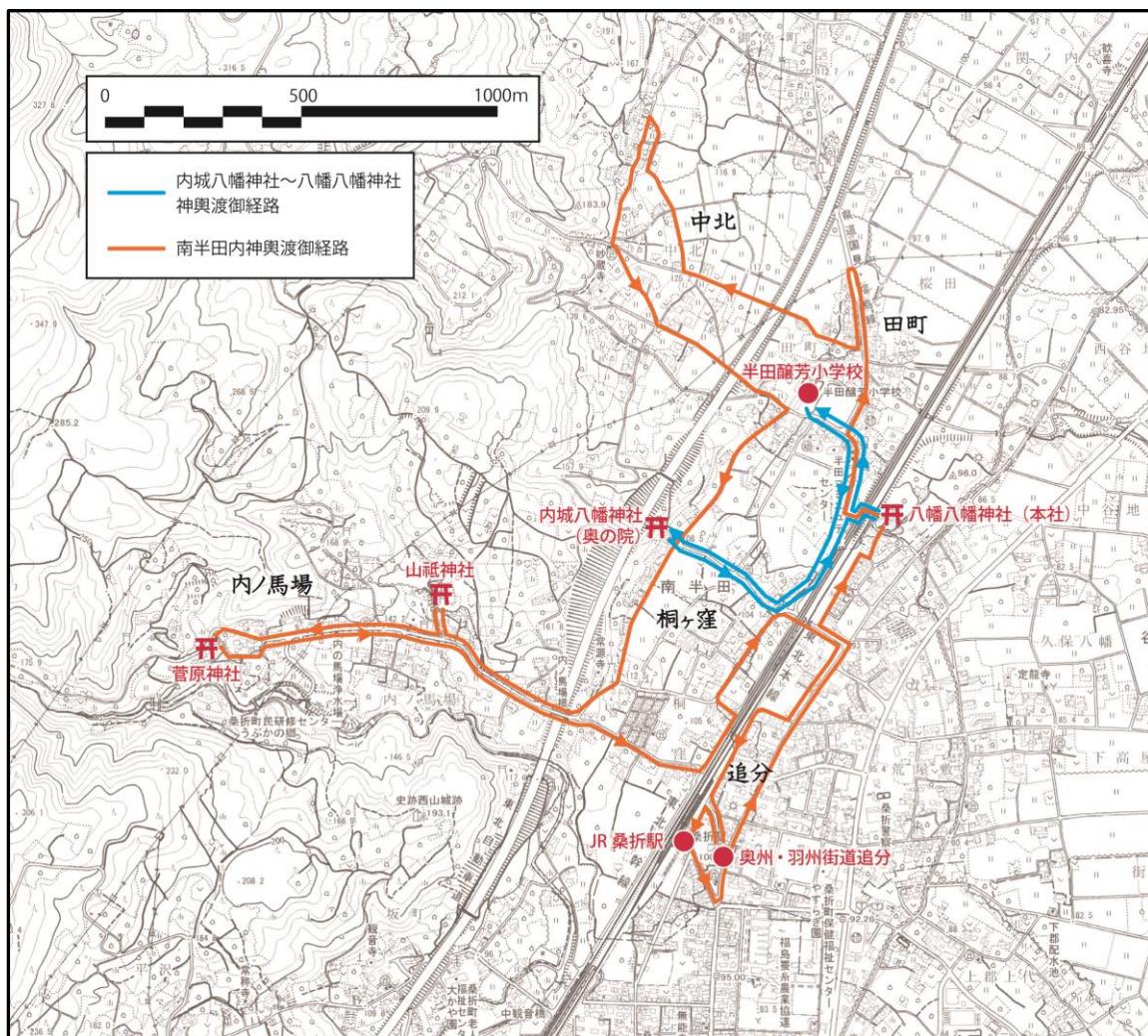
響くなか、多数の提灯を吊るした山車と神輿が夕闇のなかに浮かび上がる様子は、銀山で栄えたころの半田を思い起こさせる。追分で盛り上がった巡行は、再び八幡の八幡神社に戻り、宮入りする。そして最後にまた奥の院に戻って宮入りし、祭りの全日程を終了する。山車の運行と祇園囃子の演奏は奥の院に登る坂まで続く。



■写真 桑折駅舎前での山車巡行時の演奏



■写真 羽州街道追分での山車巡行時の演奏



■図 八幡神社の神輿渡御の巡回経路

(5) おわりに

半田地区に伝えられてきた堰東京都祇園囃子を中心とする祇園囃子は、戦時に衰退したものの、堰東京都祇園囃子保存会の郷土芸能を残していくたいという強い意志と、それを郷土の財産として継承しようという若者の熱意により絶えることなく伝承されてきた。益子神社や八幡神社の古い社殿、羽州街道の追分、桑折駅を背景に時には快活に、時にはしっとりと演奏される風景は、半田地区の春または秋の風物詩となっている。桑折町民の宝といえる祇園囃子をこれから先まで伝えていくことは、とても重要なことである。



■写真 益子神社の祭礼で祇園囃子を演奏する子供たち



■図 半田の京都祇園囃子にみる歴史的風致の範囲

コラム 益子神社祭礼の入水行事

益子神社祭礼では、昭和 60 年(1985)ころまでは神輿渡御の際、現在の公立藤田総合病院に近い北半田字一本木にあった鈴木家の池で神輿の入水行事が行われていた。近郷より見物人が多く集まり、名物となっていた。その発端は、鈴木家の池が登記上は道路になっていたためとか、鈴木家子息の厄払いのためとかいうが明らかでない。現在は鈴木家の池も埋め立てられている。



■写真 益子神社の神輿入水行事（昭和 60 年(1985)頃）

第3章 歴史的風致維持向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持向上に関する課題

(1) 桑折西山城跡等伊達氏関連遺跡の保存・整備・活用に関する課題

桑折西山城跡は、平成2年(1990)2月、史跡に指定され、平成10年(1998)度に策定した「桑折西山城跡保存管理計画」に基づき維持管理がなされてきた。

第2章第1節で詳述したように、町民ボランティアの協力を得ながら日常的な維持管理を行ってきたが、史跡内の大きく伸びた木々の管理までは行えなかった。そのため、伸び続けた木々は史跡内で視界を妨げており、史跡の全体像を把握するのを困難にし、さらに、かつて本丸跡から一望できた桑折宿の町なみが見えない状況になっている。また、アクセス道や駐車場が整備されていないため、城跡から遠く離れた場所に駐車する必要があり、城跡を説明するガイダンス施設がないことから、愛好家以外の来訪者が気軽に訪れることが困難な状況下にある。

町では、平成14年(2002)度から史跡の公有化を進め、平成19年(2007)3月に策定した「桑折西山城跡整備計画」に基づき発掘調査を進めてきた。平成28年(2016)度から本格的な復元整備を行うことになっているが、町文化財保存会が愛護してきた他の伊達氏関連遺跡とのつながりを持たせ、伊達氏が支配した時代を感じてもらうためにも、史跡本体だけではなく町場や各史跡への周遊性を考慮した総合的な整備を進める必要がある。

また、桑折西山城跡以外の伊達氏関連遺跡についても、町や文化財保存会、所有者が個々に保存・整備してきたが、アクセス道や駐車場、トイレなどの環境整備が不十分であり、来訪者にとって不便をきたしている。なお、伊達氏関連遺跡の一部には保存や公開に関する課題が残るものもある。



■写真 本丸からの眺望

眼下に広がる桑折宿が木々によって、遮られている。



■写真 伊達朝宗墓所周辺航空写真

(2) 良好的な町なみの整備・管理と周辺環境の景観保全・形成に関する課題

第2章第2節で述べてきた桑折宿には、江戸時代から続く町割りの風情と、良好な市街地環境を構成する古い住居や土蔵・石蔵などの歴史的建築物が多く残っているが、建築時期や方法などの調査が十分にされておらず、建造物の価値が正当に評価されていない。

また、旧伊達郡役所から北側の街道を見ると、町なみが見通せる良好な景観が維持されているが、景観にそぐわない看板や張り巡らされた電線類が景観を阻害している。さらに、人口減少や少子高齢化に伴い、後継者がいない歴史的建造物の所有者は、修理・修景の意欲も少なく、さらに、東日本大震災によって損壊した歴史的建造物が解体され、空き地・空き屋が急増している。現在、景観計画や条例を制定していないことから、良好な町なみの景観を維持・管理していく対策が早急に必要である。

第2章第3節で述べてきた本町のほぼ半分を受水地域とする西根堰は、桑折宿の各所で分水し、農業用水だけでなく生活用水や防火用水としても使われてきた。現在、西根堰本体は三面がコンクリートで覆われ、分水した水路も宅地開発に伴って歴史的構造物である石積の側溝がコンクリートやU字溝などに置き換えられつつあり、良好な景観が維持できなくなりつつある。

第2章第4節で述べてきた伊達崎地区の果樹栽培の風景は、背景にある半田山と一体となって良好な景観を作り出しているが、屋外広告物など景観面での規制がなされていないため、安易な開発を招きかねない。また、阿武隈川によって形成された氾濫原は、本来、阿武隈川と密接な関係にあったはずだが、安心して生活できる環境をもたらした堤防によって、人々の営みや景観といったものから阿武隈川が切り離されている。



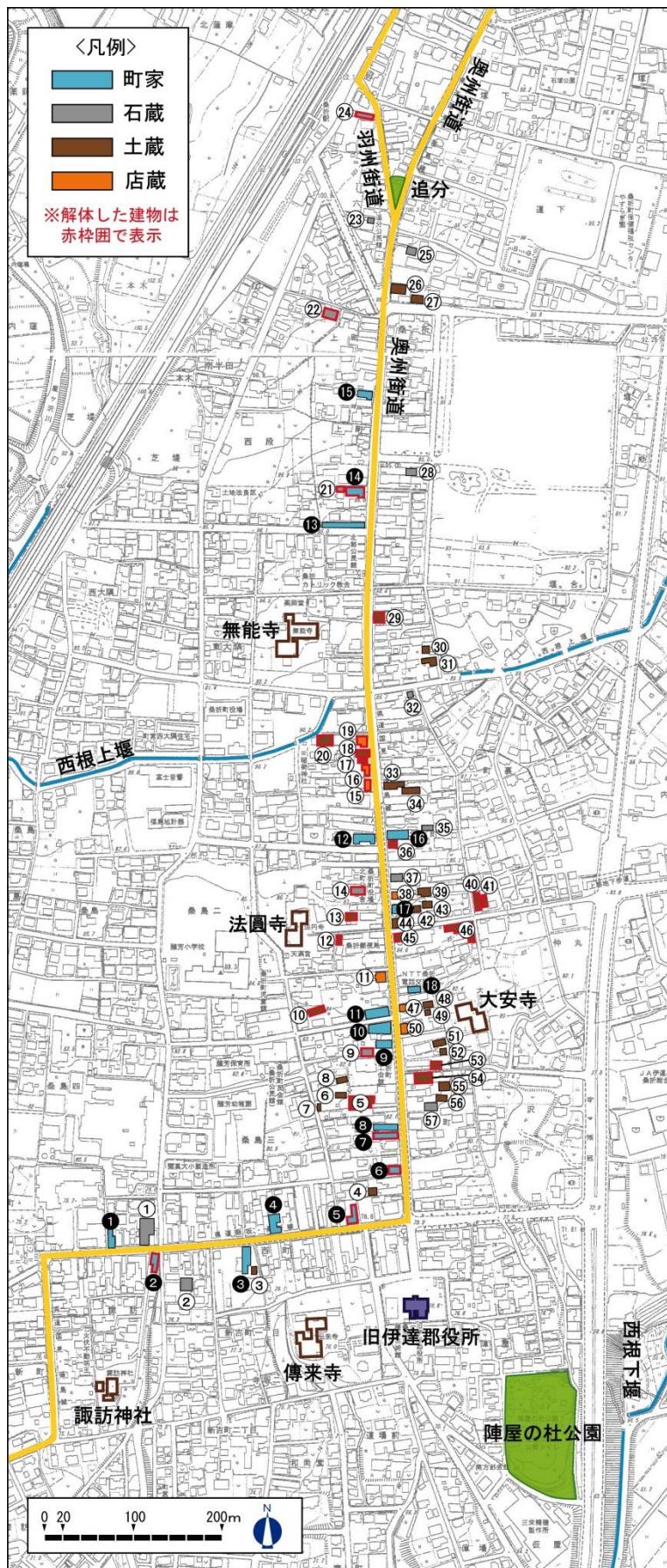
■写真 こおり EXP2014 開催時様子

桑折宿内のメインストリート(奥州街道)において、電線類が景観を阻害している。



■写真 西根上堰

西根堰が三面コンクリートになっている。



被害の状況（単位：戸）

	戸数	被害あり	うち解体
町家	18	12	5
石藏	14	7	5
土藏	36	31	15
店藏	7	6	3

※解体した建物は赤枠で表示

■図 中心市街地において東日本震災以降に解体撤去した古い建造物

(3) 歴史的風致の認識向上に関する課題

本町の維持向上すべき歴史的風致は、本町固有の貴重な地域遺産であり、重要な観光資源でもある。町民が地域の歴史的建造物や伝統文化の歴史的価値を認識し、誇りに想うことによって、地元に愛着を持ち、歴史的風致を維持向上しようとする気概が生じるとともに、町外に向けて本町の魅力の一つとして自信を持って発信できるのである。

しかし、歴史的価値の認識は、以前は家庭や地域コミュニティにおいて代々伝承されてきたが、近年の少子高齢化、核家族化、生活様式の多様化など社会的要因の変化により、語り継がれる機会が失われつつある。また、地域とのつながりが希薄化することによって、桑折町の歴史的建造物や伝統・文化といった町の風致を身近に感じる機会が少なくなっている、歴史的風致の認識低下が懸念される。

(4) 情報発信、周遊性の向上に関する課題

東日本大震災以降、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故による放射能問題によって、本町でも観光客は減少している。震災からの復旧・復興のために徹底的な除染を進めており、観光客の出足は徐々に回復しつつあるが、本来の人数には至っていない。風評被害を払しょくし、交流人口増を図るためにも、魅力ある歴史的風致や町なみ、伝統文化などの積極的な情報発信が必要である。さらに、政府は東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年には、訪日外国人観光客を2,000万人にする目標を掲げているが、本町では日本語以外を母国語とする来訪者を想定した多言語の観光パンフレットや案内標識などが整備されてこなかった。今後、訪日外国人観光客を取り込むためにも早急な対応が求められている。



■写真 統一感のない説明板



■写真 文字がかかれている説明板

桑折宿の奥州街道は、江戸時代から道幅がほぼ変化していない。そのため、道路側に面するように家が建っており道路拡幅も困難であることから、歩行者が安心して散策できるよう誘導する必要がある。さらに、町なみが約1.5kmと長いが、来訪者が途中で散策中に休憩で

きる場所が少なく、周遊性が乏しい。

また、町内に点在する歴史や文化に関する案内標識は、本来、町内の周遊性向上のために設置されているはずだったが、設置年代がさまざまでデザイン統一されておらず、初めて来訪する観光客にとっては紛らわしく、案内標識としての機能が十分に果たされていないものがある。また、老朽化したものもあり、周囲の景観を阻害している場合もある。

(5) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題

本町で行われている各神社の例大祭は、地域住民によって継承されてきた。近年、少子高齢化による後継者不足や地域の人員不足により、毎年行われていた祭礼行事が複数年に一度行われるようになり、あるところは、地域で出す山車数が減り、運行範囲を狭めたりと、活動が縮小しつつある。さらに、祭礼で使う楽器や衣装、神輿や山車などの修繕には多額の費用を要するが、地域だけで負担することの困難さが活動の継続性を阻害する要因の一つにもなっている。

また、本町の文化財や伝統文化等の保護・愛護の活動を続けている「桑折町文化財保存会」、「桑折町郷土史研究会」や「桑折町祇園ばやし振興会」などの各種団体では、会員の高齢化が進み、会員数の減少や後継者の確保などが問題となっており、また、自主財源による活動が難しくなっている。

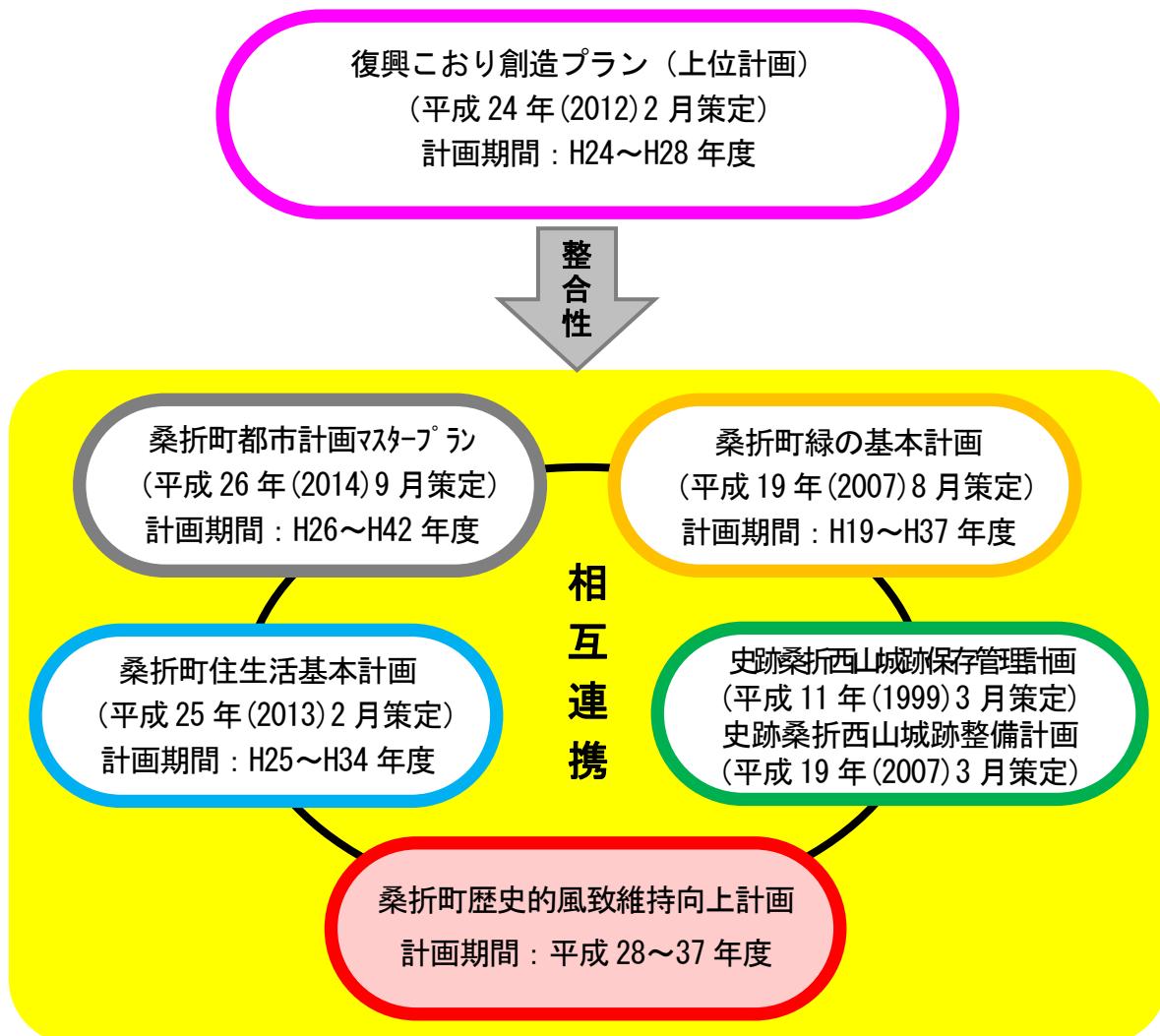


■写真 神輿の破損箇所
四隅の鳥の飾りの一つが破損している。



■写真 文化財保存会による講演会

2. 上位計画と関連計画における関連性



桑折町歴史的風致維持向上計画は桑折町の上位計画である「復興こおり創造プラン」を補完する計画として位置付けされ、相互連携する関連計画には桑折町の都市計画の基本方針である「桑折町都市計画マスタープラン」、緑に関する諸施策を効果的かつ効率的に展開するための「桑折町緑の基本計画」、住宅政策を推進するための「桑折町住生活基本計画」、史跡桑折西山城跡の整備方針である「史跡桑折西山城跡整備計画」がある。

上位計画及び関連計画における本計画の関与部分概要は次のとおりである。

(1) 復興こおり創造プラン（桑折町総合計画）（平成 24 年(2012) 2 月 策定）

平成 23 年(2011) 3 月 11 日の東日本大震災と原発事故災害によって、本町を取り巻く環境は激変し、多くの障害・障壁が町民の前に立ちはだかることになった。そのため、震災前に策定した総合計画は、途中で中止せざるを得ないと判断し、町民みんなの心をひとつにして、かつて経験したことのない未曾有の大災害からの復興を実現するため、平成 24 年(2012)度から平成 28 年(2016)度を計画期間とする総合計画「復興こおり創造プラン」を策定した。

上位計画である「復興こおり創造プラン」では、「町土の除染なくして復興なし」、「町民の健康なくして復興なし」、「町民の安心なくして復興なし」の 3 大スローガンを掲げ、大震災からの確かな復興を果たし、未来に夢と希望の光輝く計画として下記の基本理念、基本目標、7 つの基本構想を掲げている。それらはさらに、基本構想実現のための 31 の基本計画、基本計画を実施するための 69 の施策、そして事務事業を実施して行くための実施計画によって構成されている。歴史を活かしたまちづくりは、基本構想の「自然豊かで住みやすい 美しい町」や「未来を拓く 子育て支援と学びの町」、「大災害に負けない 活力ある町」に位置付けられている。

なお、平成 28 年(2016)度は「復興こおり創造プラン」の最終計画年度になることから、新しい総合計画の策定を進めている。

- 基本理念**
- 町民の安全安心を確保
 - 町民が将来に希望が持てる復興
 - 町民と一緒にしたまちづくり

基本目標 未曾有の大災害を克服し、やすらぎと希望に満ちた「こおり新時代」をめざして

- 基本構想**
- 1 災害に強い 安全で安心な町
 - 2 みんなで支える 健康で人に優しい町
 - 3 **自然豊かで住みやすい 美しい町**
 - 4 復旧と復興 快適に生活できる町
 - 5 **未来を拓く 子育て支援と学びの町**
 - 6 **大災害に負けない 活力ある町**
 - 7 絆を支える 住民が主役の町

- 重点的取り組み**
- 重点 1 原発事故災害からの克服
- 重点 2 震災復旧と防災強化の推進
- 重点 3 新しい町づくりの推進

復興こおり創造プラン 施策体系

1 災害に強い 安全で安心な町		
(1)消防・防災	(2)防災基盤整備	(3)生活安全
①災害時等の危機管理体制の強化 ②地域防災力の強化 ③消防・救急救助体制の強化	①土砂災害防止の推進 ②雨水浸水・洪水防止の推進	①防犯活動の推進 ②交通安全運動の推進
2 みんなで支える 健康で人に優しい町		
(1)健康と医療	(2)地域福祉	(3)高齢者福祉
①健康づくりと地域医療の充実 ②国民健康保険・後期高齢者 医療制度の健全運営	①心ふれあう福祉活動の推進 ②障がい者福祉	①生きかげづくりと社会参画促進 ②介護予防対策と介護支援
3 自然豊かで住みやすい 美しい町		
(1)環境衛生	(2)環境共生	(4)生活排水
①原発事故対策の推進 ②公害対策の推進 ③ごみの無い清潔な町づくり ④廃棄物の適正な処理と 資源循環型社会への転換 ⑤地域の公衆衛生向上	①地球環境保護運動の推進 ②森林保全と活用 ③河川や水辺環境の保全	①公共下水道の整備 ②合併処理浄化槽の設置推進
	(3)都市緑化と景観	(5)水道
	①緑化の推進 ②良好な景観づくり	①水資源の確保 ②安全でおいしい水の安定的供給 ③水道事業の健全経営
4 復旧と復興 快適に生活できる町		
(1)土地利用	(3)道路交通網	(5)居住環境
①総合的な土地利用の調整 ②地籍調査事業成果の活用 ③公共用地の確保	①快適な道路網の充実 ②町道整備と維持管理の充実	①住宅地の整備・供給 ②住宅の整備・供給
(2)都市計画	(4)公共交通	
①都市的土地区画整理事業の推進	①駅前広場の利便性向上 ②公共交通機関の利便性向上	
5 未来を拓く 子育て支援と学びの町		
(1)子育て支援の充実	(3)小中学校教育	(5)生涯スポーツ
①母子保健と小児医療 ②地域における子育て支援 ③青少年健全育成 ④児童福祉	①教育内容の充実 ②教育施設の復旧と充実	①生涯スポーツの推進
(2)乳幼児保育と教育	(4)生涯学習	(6)文化財保護
①保育教育内容の充実	①生涯学習活動の推進 ②芸術文化の振興 ③多文化交流の促進	①文化財の保存と顕彰
6 大災害に負けない 活力ある町		
(1)農業振興	(2)商工業振興	(3)観光振興と地域づくり
①原発事故災害からの農業復興 ②農業生産体制確立と就農促進 ③農業経営の充実と改善 ④農村環境の整備充実 ⑤林業の振興	①商業の活力づくり ②中小企業経営への支援 ③雇用創出につながる工業の振興	①観光の振興 ②地域づくりの推進
7 紼を支える 住民が主役の町		
(1)広報広聴	(4)総合計画	(6)財政運営
①広報広聴の推進	①総合計画の推進	①町財政の健全性維持
(2)住民自治	(5)行政機能	②町税等の収納率向上と適正な 課税
①住民自治活動の活性化	①効率的で効果的な行政運営 ②情報通信技術の活用推進 ③自治体経営を担う職員資質の 向上	

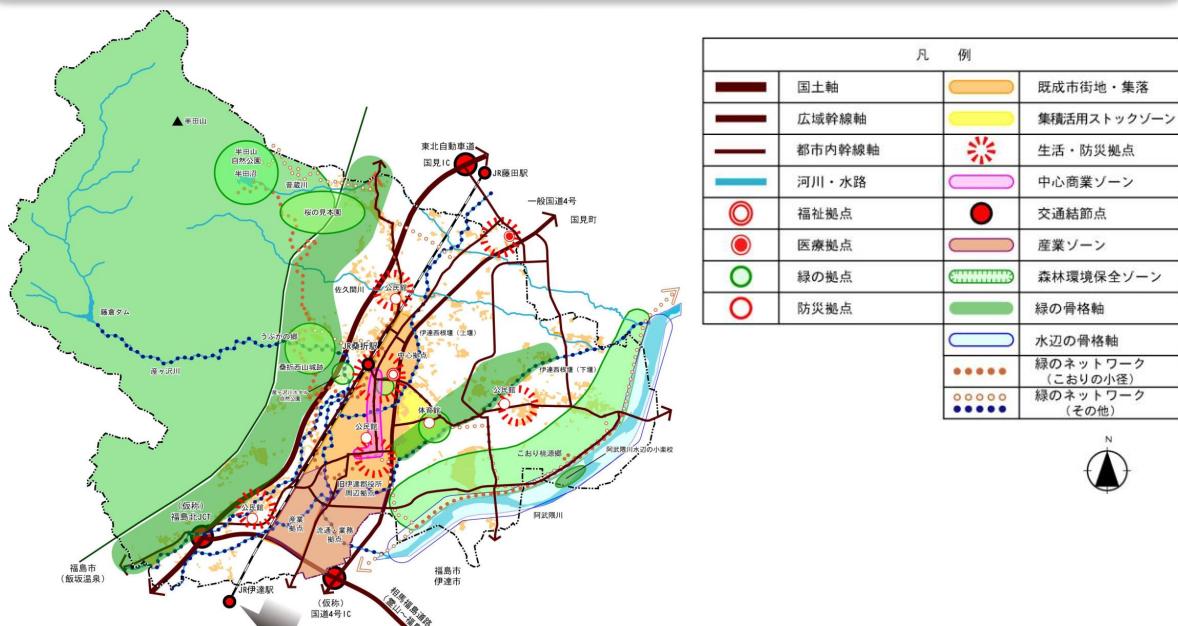
(2) 桑折町都市計画マスターplan (平成26年(2014)9月 改訂)

桑折町都市計画マスターplanは「地域に根差した個性豊かな活力あるまち、いつまでも輝き続けるまち・こおり」を将来像に掲げ、平成37年(2025)を目標年次として、平成19年(2007)8月に策定したが、平成23年(2011)3月の東日本大震災によって、町内に所在する数多くの建物や公共施設が損壊したほか、歴史ある町なみ・景観が一瞬で失われたことから、震災からの復興まちづくりを支援し、社会環境の課題に対して住民と協働でまちづくりを進めていくための都市計画の指針として、平成42年(2030)を目標年次とする都市計画マスターplanの改訂を行った。

歴史を活かしたまちづくりは、基本目標の「歴史・風土などの個性を活かしたまちづくり」に位置付けられており、各地区においても、それぞれの風致を活かす取り組みを行うことになっている。

基本理念 災害に強い強靭なまちを目指します
安心して永く住み続けられるまちを目指します
周辺地域との広域連携による持続可能なまちを目指します
歴史・風土を活かした個性あるまちを目指します
町民のみなさんがまちづくりに主体的に参加できることを目指します

基本目標 災害に強いまちづくり
継続していくまちづくり
住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり
歴史・風土などの個性を活かしたまちづくり
住民自らが参加し、楽しみ・もてなすまちづくり



■図 羽根町都市計画マスターplan 将来像図

各地域におけるまちづくり方針

桑折地域 人々が行きかい、出会う、魅力的な交流の場を想像するまち

- 駅前公有地を中心とするまちの顔・なか居住の場の創出
- 役場機能の集約移転と跡地の活用（地区コミュニティ拠点）
- 中心市街地の活力向上（イベントなどのソフト施策）
- 歴史的建造物及び旧街道を大切にする気風を維持するための町なみの修復と地域デザイン
- 町民との共同による緑・花づくり（公共空間の緑化）
- JR桑折駅の起用工場と鉄道沿線の魅力的な風景づくり
- 広域交通ネットワーク形成と産業拠点の拡充、新たな流通・業務拠点の形成
- 町民の健康増進にもつながる“歩けるまちなか”（回遊性（魅力づくり）・安全性）

睦合地域 歴史や風景などの資源を活かした穏やかに暮らせる「末永く睦み合う里」

- 桑折西山城跡史跡公園（仮称）の整備と周辺の観光資源・歴史的資源を含めた利用促進
- なつかしい農村集落・農地の景観保全のためのルールづくり
- 産ヶ沢川・伊達西根堰の親水性向上のための整備と意識啓発
- 睦合小学校周辺の地域拠点機能の向上
- 生活道路網の整備（新幹線側道の機能強化による南北軸、JR伊達駅へのアクセス改良）
- 公共交通の適正な管理（桑折中心部・福島・飯坂温泉）
- さまざまな役割を担う森林の適正な管理

伊達崎地域 広大な水辺や農地を活かした交流を展開する地域

- 上郡地区に集積する公共施設の有効活用と市街化調整域して適正な規制誘導（ルールづくり）
- 農村集落・農地・樹林地の景観保全ためルールづくり
- 阿武隈川の親水性向上（水辺の小学校利用促進）
- “こおり桃源郷”の観光資源として魅力・アクセス性向上
- 伊達崎小学校周辺の地域拠点機能向上
- ふれあい公園のスポーツ・レクリエーション拠点として機能向上
- 生活道路網の整備と伊達西根下堰沿いの散歩道の魅力向上
- 公共交通の適正な管理 適正な管理（桑折中心部・旧梁川町・旧保原町）

半田地域 半田山に抱かれた歴史と文化の香る地域

- “半田山自然公園”“うぶかの郷”など観光資源・環境を活かした自然とふれあい・癒し空間の機能拡充と利用促進
- なつかしい農村集落・農地の景観保全ためのルールづくり
- 一般国道4号沿道を対象とする広域交流・情報交流・広域防災機能に資する施設整備の推進
- 半田醸芳小学校周辺の地域拠点機能向上
- 生活道路網の整備
- 公共交通の適正な管理（桑折・国見）
- 公立藤田病院周辺の国見町との一体的な都市づくり

（3）桑折町緑の基本計画

本町には、半田山や阿武隈川の広大な緑“こおり桃の郷”に代表される果樹畠や水田の農地、桑折の農業の支えとなった西根堰など、豊かな自然環境や先人たちが築いてきた歴史・文化に関連する緑・水資源が多く残っている。これらの貴重な資源を町民共有の財産と考え、これらを守り育てるともに中心市街地や集落などに新たな魅力ある緑を官民が協働して創り育していくため、平成37年(2025)を目標年次とする「桑折町緑の基本計画」を平成19年(2007)8月に策定した。

基本目標の「緑を守り育て、次世代へ継承する」や「魅力的な緑を創り育てる」において、歴史的風致の維持向上に寄与する事業に取り組むこととなっている。

基本 桑折町民共有の財産である森林や農地、水辺などの緑をみんなで守り育てる
理念 ～緑を織り 人をつなげ まちを築く～

1 緑を守り育て、次世代へ継承する（緑の保全）

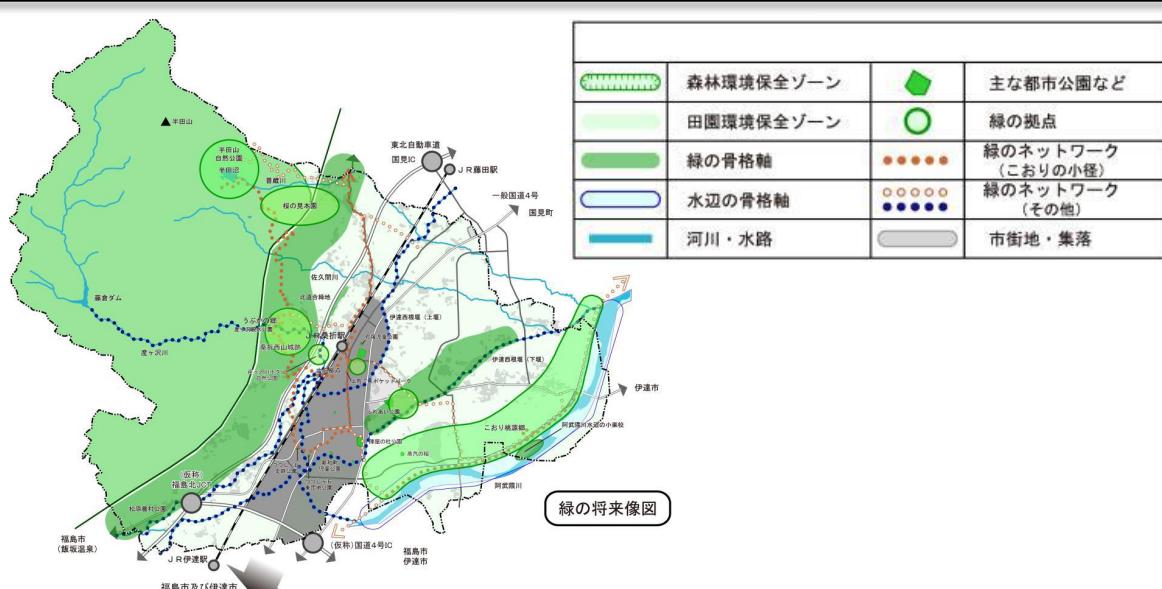
- ①さまざまな役割を有する大規模な森林の保全と活用
 - ②桑折町らしい果樹園などの農地の保全と活用
 - ③風土に根付く緑の保全（屋敷林、歴史文化にゆかりのある緑）
 - ④河川や水路の環境保全（水質の改善、生き物の保全）
 - ⑤資源を活かしたグリーンツーリズムの推進

2 魅力的な緑を創り育てる（緑の創造）

- ①桑折町のシンボルとなる公園の整備 ②中心市街地を彩る魅力的な緑風景の創出
③ネットワークを形成する水路沿いの緑道等の整備 ④緑豊かな住宅地などの身近な緑の整備
⑤桑折町の特性にあった公共施設の緑化 ⑥コミュニティ形成にも寄与する民有地の緑化

3 緑に関する意識や活動を支え育てる（緑の取り組み）

- ①緑化活動の体系的な整理事業推進 ②緑て開むる意識啓發 ③緑て開むる取り組みへの支援



■図 綾折町緑の基本計画 将来像図

(4) 桑折町住生活基本計画

本町は豊かな歴史に彩られた町であり、街道沿いの宿場町から農村住宅まで、さまざまな住まいがある。宿場町周辺では、街道を活かしたまちづくりが町民自身によって進められており、歴史的な町なみ形成にも期待が高まっている。

このようななか、平成12年(2000)3月に町の「住まいづくり」の指針である「桑折町住宅マスターplan」を策定し、計画的な住宅供給ならびに居住環境の整備向上に努めてきたが、人口減少、少子高齢化の進行、居住ニーズの多様化など、住宅・住環境が大きく変化し、新たな住宅施策の展開が必要となった。平成25年(2013)3月、町の特性と実態に応じた町民の豊かな住生活を実現するため、「桑折らしい個性豊かな歴史・景観を継承する住まいづくり」を基本理念として、本町が目指す居住の将来ビジョンを明らかにするとともに、今後10年間の住宅・住環境の施策の指針となる「桑折町住生活基本計画」を策定した。

基本目標の「次世代に継承できる住まいづくり」や「歴史的な魅力ある景観を活かした住まい・まちづくり」において、歴史的風致の維持向上に寄与する事業に取り組むこととなっている。

基本理念 桑折らしい 個性豊かな歴史・景観を継承する住まいづくり

1 次世代に継承できる住まいづくり

- ①昔ながらの住まいを快適に継承するリフォームの推進 ②住まいの長寿命化の促進
- ③多世代住宅・近居などの多様な住まい方の普及促進 ④空き家対策の充実
- ⑤住まいのことがよく分かる住宅相談体制の充実 ⑥地域への愛着を育む住教育の推進

2 地域や家族で支え合い、安心できる住まいづくり

- ①地域や家族で支え合う住まいづくり ②地域コミュニティ等による安全性の向上
- ③元気な高齢者が安心して家族と暮らせる住まいづくり
- ④安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基
本
目
標

3 暮らしの安全を支える住まい・まちづくり

- ①震災からの復興を支える住まいづくり ②地震・火災等の災害に強い住まい・まちづくり
- ③まちづくりと一体化した防災住まいづくり ④住まいの防犯性の向上
- ⑤環境にやさしく持続可能性の高い住まいづくり

4 歴史的な魅力ある景観を活かした住まい・まちづくり

- ①景観を活かしたまちづくり ②地域の歴史や特性に合った住まい・家並み・町なみづくり
- ③地域の伝統を守る事業者の育成支援 ④まちなか居住の推進
- ⑤「桑折町の素敵な住まい」情報の提供

5 公営住宅の再構築

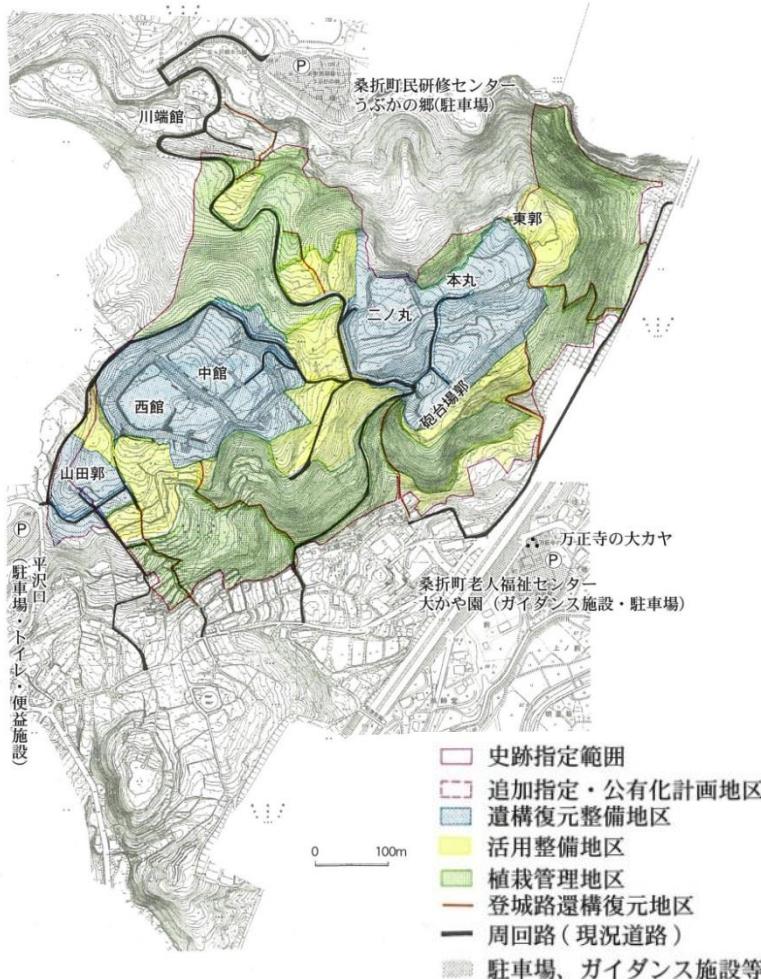
- ①災害公営住宅の整備 ②老朽化が進んだ公営住宅ストックの適切な更新
- ③高齢者・障がい者に配慮したストックの更新及び入居時の配慮
- ④若年層や子育て層に対する支援の検討 ⑤雇用促進住宅の取り扱いの検討

(5) 史跡桑折西山城跡保存管理計画・史跡桑折西山城跡整備計画

桑折西山城跡は、平成2年(1990)2月、史跡に指定され、今後どのように保存、整備していくかの基本方針として、平成10年(1998)度に「桑折西山城跡保存管理計画」を策定した。また、保存管理計画に基づき平成14年(2002)度からは城跡の公有化を進めるとともに、城跡の整備を具体化するため、平成19年(2007)3月に「桑折西山城跡整備計画」を策定した。整備計画の基本方針は下記のとおりである。

基本方針

- 1 全国的にも貴重な戦国山城を保護し、後世に伝える。
- 2 戦国時代の山城として典型的な遺構群の整備を図り、戦国史を体験的に学習できる施設とする。
- 3 福島盆地の北半が見渡せる眺望と、史跡内の植生を生かして、町内外の方々が郷土の歴史と自然に触れながら憩える公園的施設とする。



整備・活用方針では、中世山城の様相や地域の歴史を学習できるよう整備するとともに、学習活動に寄与する資料等の展示や情報提供するガイダンス施設を設置し、併せて町外からの来訪者のための駐車場を整備する。また、町内各所にある文化財を周遊する「歴史の小径」の中核施設として位置付けられていることから、他の文化財や寺社等との関連も踏まえながら城跡の整備を考慮することとしており、史跡本体だけでなく、歴史的風致の維持向上に寄与する関連事業も併せて取り組むことになっている。

■図 桑折西山城跡保存整備計画 整備計画図

3. 歴史的風致の維持向上に関する方針

桑折町の維持向上すべき歴史的風致及びその課題等を踏まえ、以下のとおりの方針を定める。

(1) 桑折西山城跡等伊達氏関連遺跡の保存・整備・活用に関する方針

「伊達氏発祥の地」の誇りの一つである桑折西山城跡は、引き続き「桑折西山城跡保存管理計画」に基づき適正な維持・管理を行うとともに、「桑折西山城跡整備計画」に基づき平成28年(2016)度から5か年計画で復元整備を行う。併せて、気軽に来訪できるよう、城跡へのアクセス道や駐車場、ガイダンス施設、案内標識など、史跡本体だけでなく周辺環境を含めた総合的な整備を図り、伊達氏発祥の地の誇りを後世に引き継ぐ。

また、桑折西山城跡以外の伊達氏関連遺跡についても、引き続き所有者による適正な維持・管理を行うとともに、アクセス道や駐車場の整備、案内標識や説明板の設置など、町内外の来訪者に伊達氏の時代を体感できるよう桑折西山城跡と連携を考慮した遺跡周辺の環境整備に努める。

なお、町内外の来訪者が伊達氏関連遺跡の理解をより深めるため、ガイダンス施設には伊達氏関連遺跡や歴史・観光を説明できるボランティアガイドの配置を目指す。

(2) 良好な町なみの整備・管理と周辺環境の景観保全・形成に関する方針

良好な景観の維持には、官民が相互に協力しながら、規制と事業の両面から良好な町なみ整備や景観保全を進める必要がある。まず景観に関しては、地域住民の理解を得ながら景観計画や景観条例の制定を目指す。事業に関しては、桑折宿の町なみである商店街通りにおいて景観を阻害している電柱電線類の無電柱化や移設の推進を図り、歴史的な環境と調和したまちづくりを行うとともに、老朽化した道路の美装改修化や店舗の看板や店構えの景観の統一化を図るなど、地域住民の協力を得ながら良好な町なみの整備・管理を行う。

また、桑折宿は、江戸時代から続く町割りの風情が残っており、良好な景観を構成している古い住居や土蔵・石蔵などの歴史的建造物が残っている。それらを調査し、歴史的価値を把握するとともに、必要に応じて文化財や歴史的風致形成建造物¹の指定を行い、保存・活用に努める。さらに、指定した建造物の維持・管理に係る費用の負担軽減を図るための支援を導入する。空き家については、所有者の意向を踏まえながら、官民両方からの活用を検討し、保存・活用を図る。桑折宿以外についても、未調査の歴史的・文化的価値の高い建造物が多いことから、同様に調査し、必要に応じて文化財等の指定を行う。

¹ 歴史的風致形成建造物…歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持・向上のために、その保存を図る必要があると認められる建造物。本計画第7章で指定基準を定めている。

西根堰については、農業用水としての機能だけではなく、生活用水や防火用水として使われていることが分かるよう、また、先人たちの偉業に想いを馳せ、西根堰に親しみをもてるような親水空間を整備する。

また、良好な営農条件の確保は、文化的景観ともいえる桑折町の桃源郷の景観を守ることでもあるため、「桑折農業振興地域整備計画」と連携し、必要に応じて農地における景観計画の導入を検討する。

(3) 歴史的風致の認識向上に関する方針

町の歴史的風致は、1章で述べたように桑折町独自の自然的・社会的環境や歴史的環境が背景となり、それぞれの時代の人たちによって生み出され、継承されてきた本町固有の財産である。歴史的風致を維持・向上するには、町民の理解が不可欠であり、「誇り」であると感じることが重要である。町民が歴史的風致の歴史や背景などの理解を深め、認識を向上させるため、地域の歴史や文化を学習するための副読本を作成して、小中学生に配布するとともに、講演会やシンポジウム、イベントなどを開催し、歴史的風致に接する機会を提供するものとする。

(4) 情報発信、周遊性向上に関する方針

空き家や空スペースを活用し、町内を周遊するための起点となるガイダンス施設を整備し、情報発信の拠点にするとともに、歴史案内人の育成を行い、来訪者に本町の魅力を伝える役割を担ってもらう。また、来訪者が本町の歴史的風致に接し、町の魅力を感じてもらうための周遊コースの設定やパンフレットを作成する。

併せて、桑折宿の町なみである商店街通りの空き地を活用して散策途中に安心して休憩できる施設を整備し、あるいは、景観に合致した統一感のある案内標識や説明板を設置することによって、来訪者の安全性及び周遊性を高めるものとする。

(5) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

地域で行われる祭礼や伝統行事を守り、次世代に継承していくためには、地域全体で保存・継承が図られるよう関心をもってもらうことが重要である。地域の小さい祭礼や伝統行事も含め、活動の様子を記録するとともに地域住民に周知する取り組みを行う。併せて、担い手の確保や育成を目的とした取り組みに対する支援や、活動に必要な用具の整備・修繕等に対する支援など、調査結果をもとに必要に応じて実施する。

また、歴史的風致の維持向上には、町民の歴史・文化への理解が不可欠であるが、桑折町文化財保存会や桑折町郷土史研究会、桑折町祇園ばやし振興会など文化財や伝統文化等の保護・愛護の活動を続けている団体は、町民に歴史・文化への理解を促し、協力者のすそ野を

広げる役割を担っている。各種団体が活動を継続することは、結果として町民の理解度の向上にもつながることから、他文化団体との均衡を考慮しつつ適正な活動支援を行う。

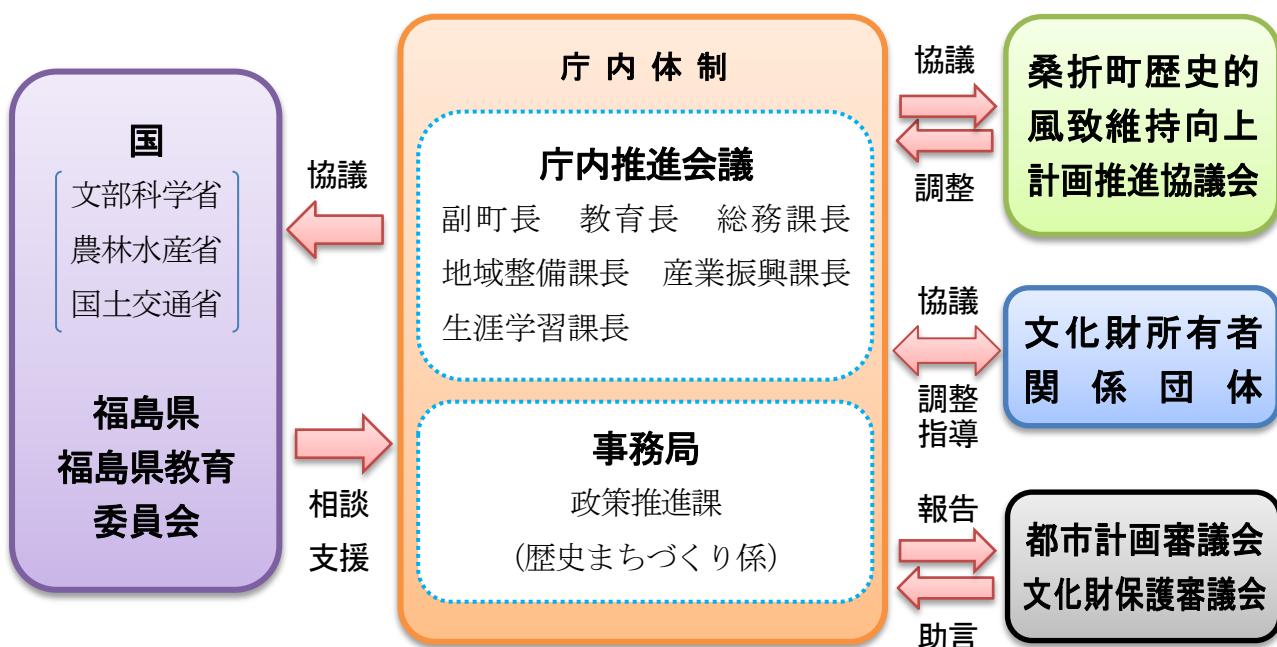
4. 計画の推進体制

本計画を推進するにあたり、計画を管理する政策推進課が事務局となり、計画策定時と同様に関係各課で構成する「府内推進会議」において連絡調整を行うものとする。

また、国や福島県の関係機関と協議を行うとともに、相談や適切な支援を得る。

歴史まちづくり法第11条の規定に基づき設置した「桑折町歴史的風致維持向上計画推進協議会」において、計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進する。

なお、必要に応じて都市計画審議会や文化財保護審議会、文化財所有者、関係団体などと連絡・調整を行うものとする。



■図 計画の推進体制

第4章 重点区域の位置及び範囲

1. 重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、国指定文化財を中心とし、歴史上価値の高い建造物が集まり、桑折町固有の歴史及び伝統を反映した活動が現在も行われ、それらが一体となって良好な市街地環境を形成している区域に設定する。また、本計画において、重点区域内で重点的に事業を行うことによって歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

「伊達氏発祥の地にみる歴史的風致」は、伊達氏初代である伊達朝宗墓所や戦国時代の伊達氏の居城である桑折西山城跡を中心とした伊達氏関連遺跡の保護・愛護活動を通じて、町民が「伊達氏発祥の地」であることを自負し、守り継ぐ活動を続けている。

また、奥州街道と羽州街道が分岐する直前の宿場として桑折宿が形成され、「桑折宿と諏訪神社の夏祭りにみる歴史的風致」が往時の面影を残す歴史的建造物や短冊状に残る町割りとともに今も継承されている。さらに、桑折町を縦断するように流れる西根堰は、江戸時代初期に作られ、今でもその役割を十分に果たしている。広大な田畠を潤すだけでなく、町民の生活用水や防火用水として活用され、親水性のある街並みを醸し出している。

一方、暴れ川であった阿武隈川の北西岸側では、「阿武隈川氾濫原の果樹栽培に見る歴史的風致」として、氾濫原という特殊な地形を活用して果樹栽培が行われており、春には桃源郷で花を愛で、夏・秋には実を楽しむ文化が今でも続いている。

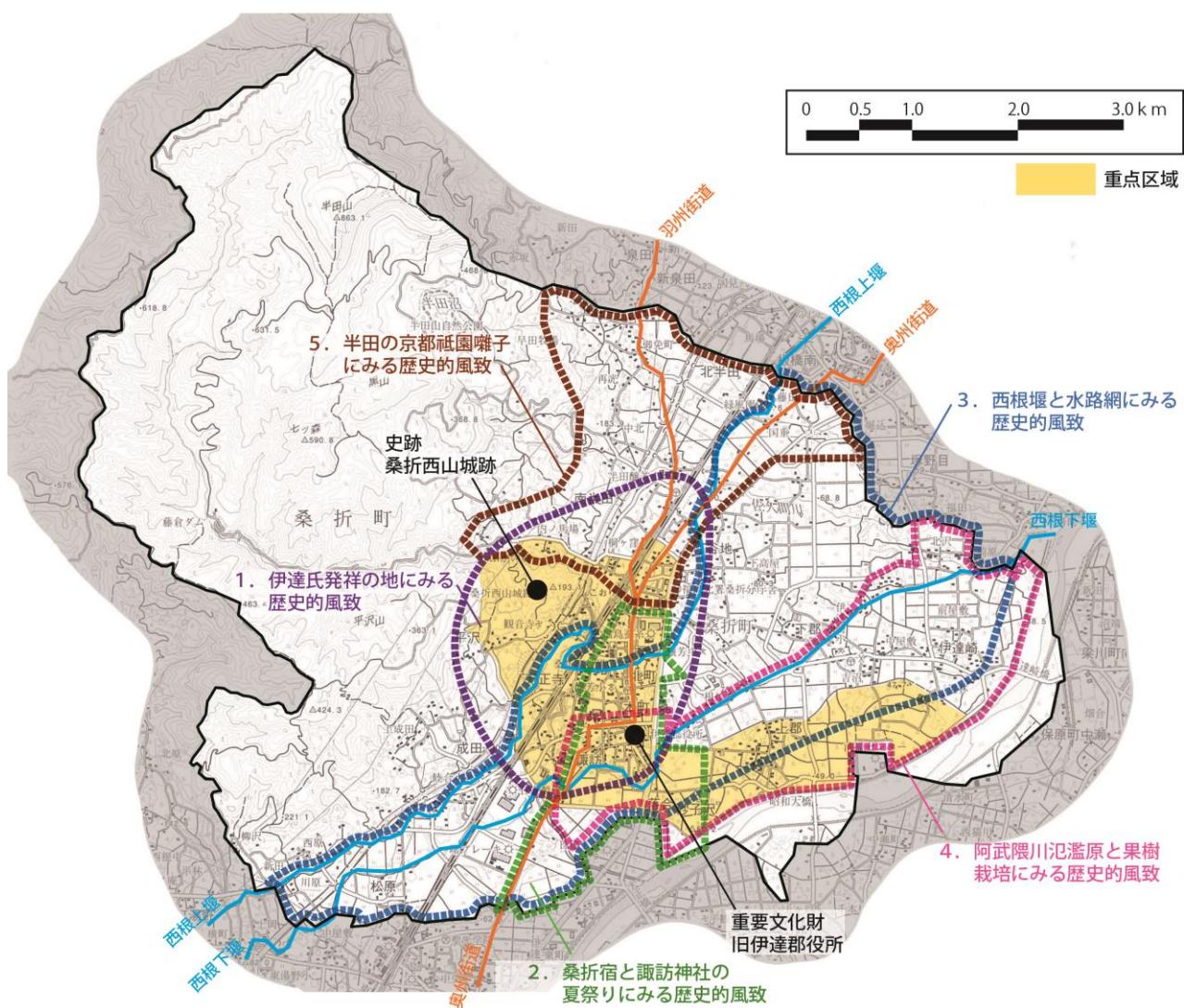
さらに、「半田の京都祇園囃子にみる歴史的風致」では、日本三大鉱山の一つであった半田銀山のふもとで、銀山の鉱夫が京都で習得してきたといわれる京都祇園囃子が地域住民たちで保存・伝承されており、旧村落の祭りでは欠かせないお囃子は、半田の山々に響き渡り、ふるさとの原風景となっている。

このように本町では、それぞれの歴史的風致の背景にある歴史や文化を共有しながら、桑折宿を中心として歴史上価値の高い建造物で桑折町固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動が今も行われ、それらが一体となって桑折町の良好な市街地環境を形成している。

しかし、本町の伊達氏関連遺跡の中心である桑折西山城跡は範囲が広く、かつ、未整備であるため、来訪者を受け入れる環境は不十分である。また、本町の旧宿場町では、往時の豪商や宿場の発展を今に伝える歴史的建造物と、地区住民が受け継いできた祭礼が一体となり歴史的風致を形成しているが、高齢化や人口の減少により、歴史的建造物は空き家や老朽化が目立ち、また担い手不足により祭礼は簡略化され、歴史的風致が失われつつある。さらに、今に残る街並みと農地における良好な景観を維持するため、景観規制の導入が必要である。

こうしたことを踏まえ、歴史的建造物が集中する中心市街地を中心として、「伊達氏発祥の地にみる歴史的風致」と「桑折宿と諏訪神社の夏祭りにみる歴史的風致」、「西根堰と水路網にみる歴史的風致」、「阿武隈川氾濫原の果樹栽培にみる歴史的風致」の4つの風致の重なりを踏まえた範囲に重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上を図る各種施策を展開していく。

また、計画期間中の取り組みを行うなかで、必要に応じて重点区域の見直しを行う。

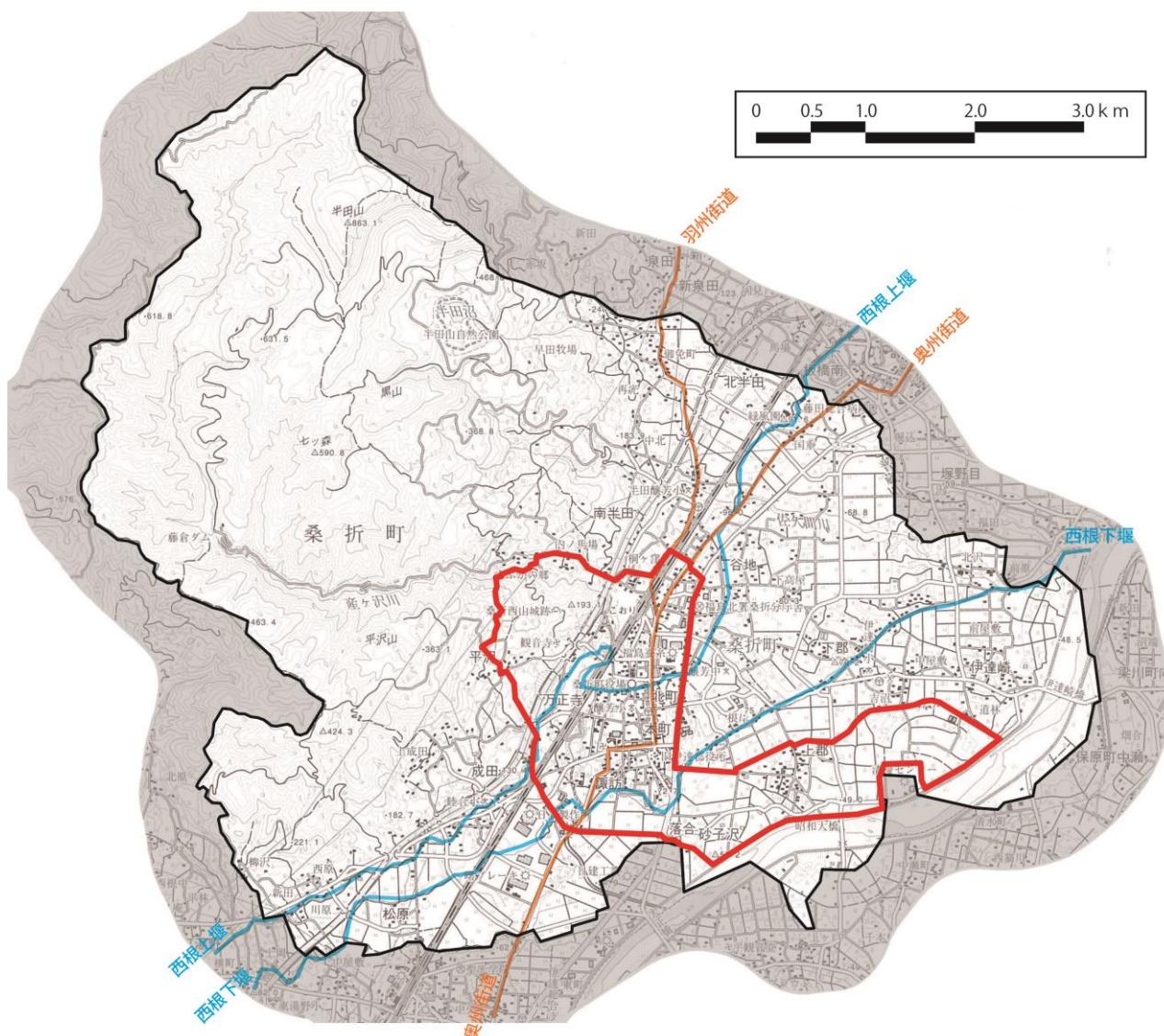


2. 重点区域の位置及び範囲

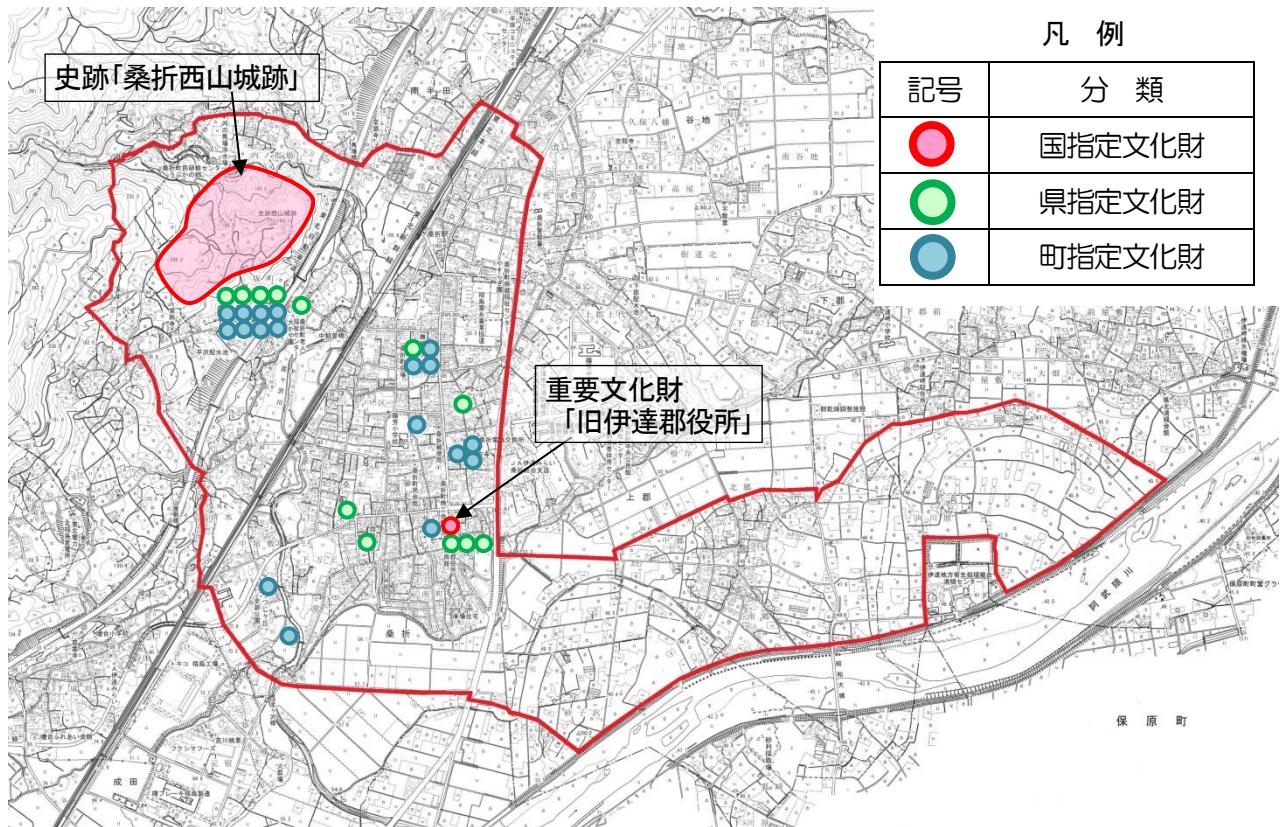
名 称 桑折町歴史的風致維持向上地区
面 積 566ヘクタール

（1）重点区域の位置

重点区域は、核となる建造物、文化財として、重要文化財である旧伊達郡役所や史跡に指定されている桑折西山城跡を包含し、歴史的風致が集中する本町中心部にある宿場町であった桑折宿の街並み、桑折宿外周部にある町民有志によって守り継がれてきた伊達氏関連遺跡、また、阿武隈川氾濫原を活用した果樹畠と周辺の風景が一体となって特徴的な環境（桃源郷）を形成している阿武隈川北・西岸部に設定する。



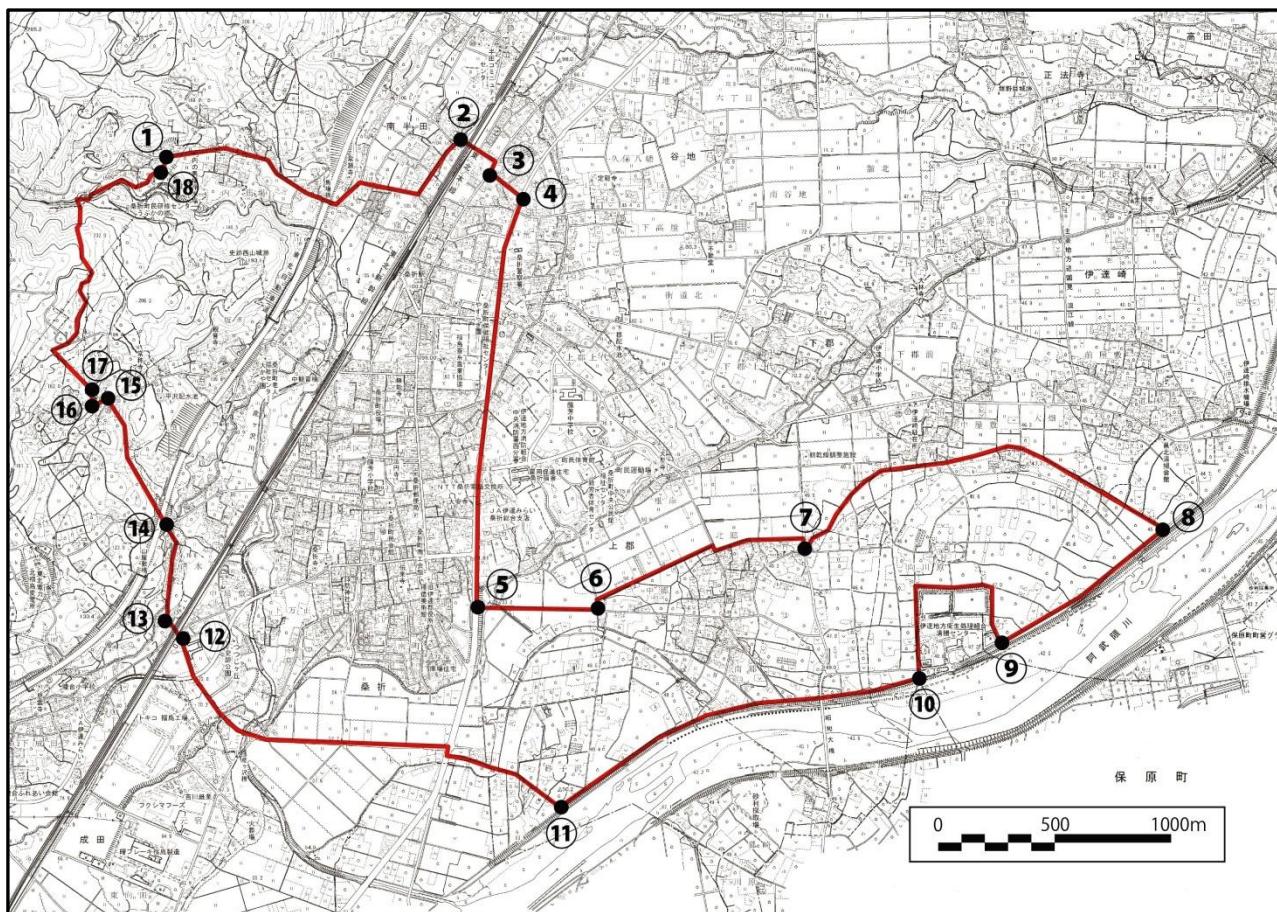
■ 図 重点区域図



■図 重点区域内の文化財分布図

（2）重点区域の範囲

重点区域の範囲の境界は下記のとおりである。



■表 区域の境界

①～②	町道 103 号線	⑪～⑫	町道 2122 号線、町道 2027 号線
②～③	県道 353 号線（県道国見福島線）	⑫～⑬	JR 東北本線旧踏切跡
③～④	町道 4023 号線	⑬～⑭	町道 1124 号線
④～⑤	一般国道 4 号	⑭～⑮	町道 207 号線
⑤～⑥	町道 110 号線	⑮～⑯	町道 101 号線
⑥～⑦	町道 3033 号線	⑯～⑰	町道 1032 号線
⑦～⑧	町道 217 号線、町道 3189 号線	⑰～⑲	大字平沢字山中、大字平沢字本山田、 大字平沢字北向、大字万正寺字漆方、 大字南半田字川端を区域に含む字界
⑧～⑨	阿武隈川堤防堤外地境界		
⑨～⑩	衛生処理組合清掃センター敷地境界		
⑩～⑪	阿武隈川堤防堤外地境界	⑱～①	町道 4171 号線

3. 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

本町の重点区域内において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の良好な環境・景観形に一体的、かつ重点的に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、町外からの歴史的風致への評価が高まり、観光を中心とした交流人口の増加が期待される。

また、歴史的風致の維持向上により、町民が本町固有の歴史や伝統に対する理解を一層深めることで、町民の意識が向上し、ふるさと桑折町に対する誇りや愛着が育まれるとともに、祭礼行事などへの積極的な参加につながり、次世代へ大切に受け継がれていくことが期待される。

本重点区域で本計画の各種事業を推進することによって、郷土の誇りと観光の魅力の双方が高まるという相乗効果をもたらし、さらにそれらが、本町の重点区域外の歴史的風致や地域住民等のまちづくり活動にも広がり、歴史を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待できる。



■写真 多目的広場(手前)と旧伊達郡役所(奥)
無電柱化と景観に配慮した広場の整備。



■写真 史跡桑折西山城跡
史跡への理解が進むように整備する。



■写真 諏訪神社例大祭
稚児役は地域の子供たちが代々受け継いでいる。



■写真 祭囃子の練習風景
小さい頃から身近にふれることによって郷土愛が育まれる。

4. 良好な景観の形成に関する施策との連携

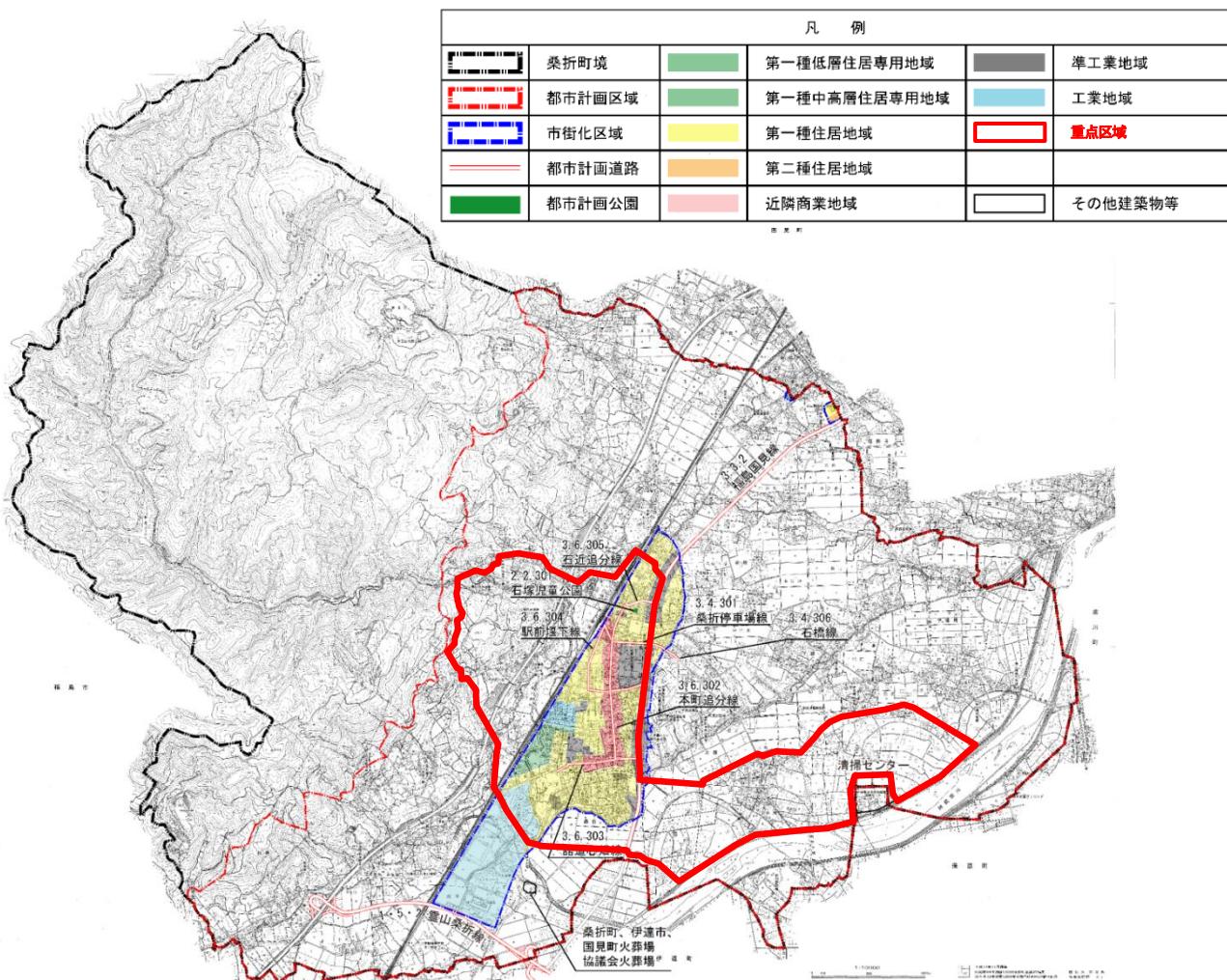
（1）都市計画法との連携

① 都市計画法との連携

本町は、全面積4,297haのうち、西側の山間部を除く約2,400haが都市計画区域に指定されている。都市計画区域うち、町の中心部の249.7haが市街化区域に設定されており、その周辺部は市街化調整区域となっている。

重点区域の全域が都市計画区域内に含まれているが、市街化区域と市街化調整区域が存在しており、さらに市街化区域では、住居系用途と商業系用途、工業系用途が混在している。旧家や町屋が残る中心市街地は近隣商業地域に指定され、新興住宅地では第一種低層住居専用地域として、最低敷地 200 m²、高さ制限 10m、壁面後退 1.5 または 1.0m の制限がかけられ、景観や街並みに配慮している。

今後は歴史を活かしたまちづくりに取り組むことから、都市計画との適切な連携を図ることで、良好な市街地と街並み景観が形成されていくよう誘導を図っていく。



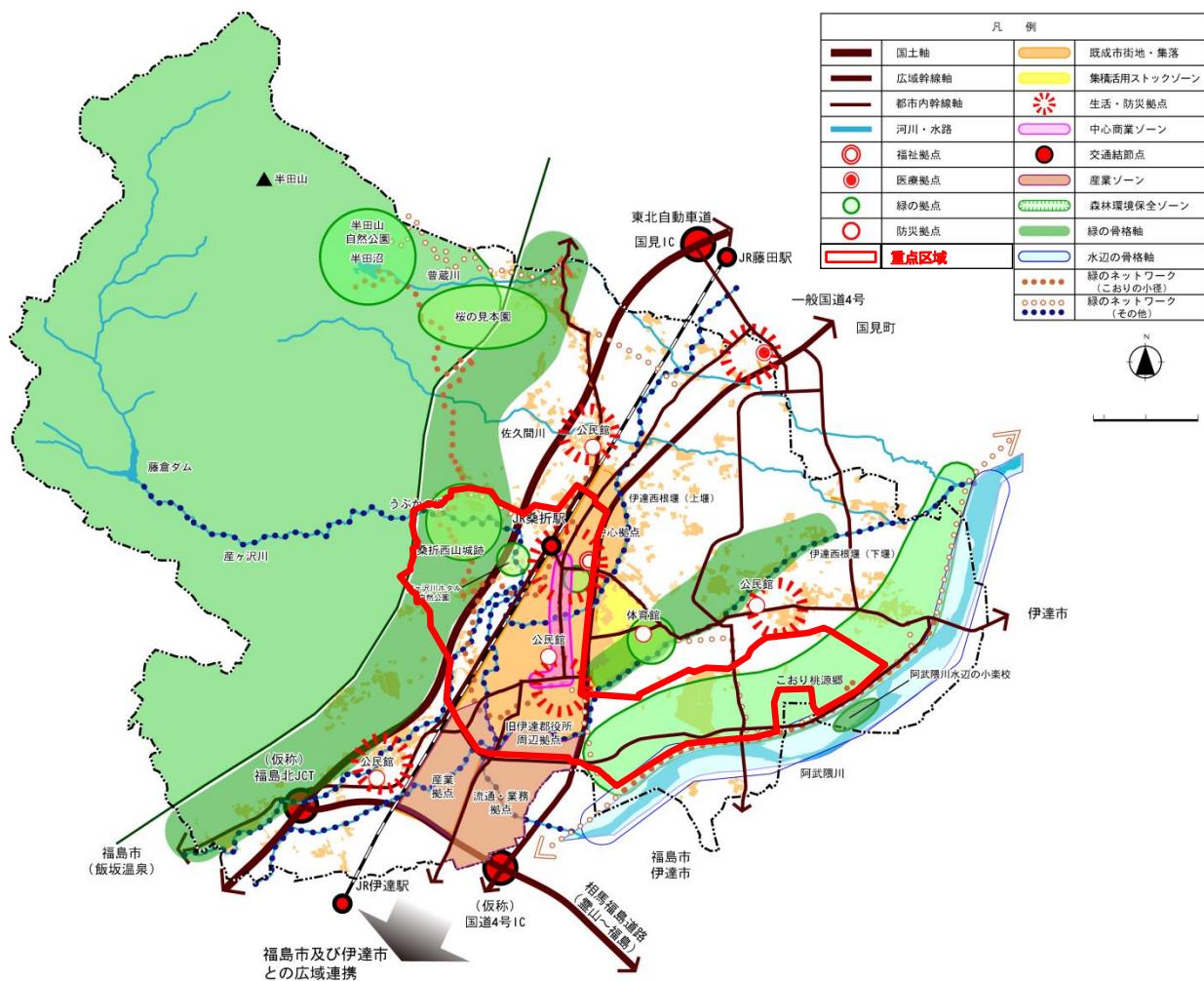
■ 図 桑折町都市計画図

② 桑折町都市計画マスターPLANとの連携

桑折町都市計画マスターPLANでは、「未曾有の大災害を克服し、やすらぎと希望に満ちた『こおり 新時代』を目指して」をキャッチフレーズに5つの基本理念を掲げている。

基本理念の一つである「歴史・風土を活かした個性あるまちを目指す」ためには、町固有の自然、歴史、文化などの豊かな地域資源を活用することが不可欠である。

マスターPLANでは、将来のまちづくりの構想を下記に示す図のように定めており、本計画の重点区域で行う事業と連携しながら、住民等への都市計画の普及・啓発を図り、地域の実情に応じた土地利用の規制導入に関する検討を行い、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する。



■図 桑折町都市計画マスターPLANにおける将来像図

(2) 景観法との連携

本町は、良好な景観を形成している県土の景観形成施策を推進するために策定された「福島県景観計画」による景観計画区域に町全域が指定されている。福島県景観計画では、届け出が必要な行為及び景観形成基準が定められ、一定規模以上の建築物・工作物等の開発に対し良好な景観を形成するよう規制している。

本町には、西根堰の恵みによってもたらされた美しい田園風景が広がる農村景観や、奥州街道に形成された宿場町としての街並みの歴史的景観など良好な景観が形成されている。特に重点区域では、桑折宿の街並みが作り出す宿場町としての景観や旧伊達郡役所を中心とした街道沿いの歴史的建造物、阿武隈川氾濫原における農業景観、それらを眼下に置く桑折西山城跡があり、歴史と伝統、豊かな自然が本町固有の景観を作り出している。

これらの重点区域内の良好な景観を維持し、後世に継承するため、引き続き福島県景観計画に沿った規制を行う。また、重点区域内における建築物や工作物の建築・色彩の変更、開発行為その他の土地の形質の変更など一定の行為の制限に、自然と歴史的風致が一体となった良好な景観が形成されるよう町独自の制限を追加するため、景観行政団体への移行と景観法に基づく町独自の景観計画の策定を目指す。

■ 福島県景観計画区域における届出の必要な行為

行為の種類		規模
建築物	新築又は移転	高さ13m超又は建築面積1,000m ² 超
	増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10m ² 超
工作物	ア 擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ5m超
	イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(才に掲げるものを除く。)	高さ13m超
	ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
	オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ20m超
	カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	高さ13m超又は建築面積1,000m ² 超
	キ 觀覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊技施設	
	ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	ケ 自動車の駐車の用に供する立体的な施設	
	コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
	サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
	シ 影像、記念品その他これらに類するもの	
	増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記アからシまでに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る建築面積又は面積の合計が10m ² 超
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)		面積3,000m ² 超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の堀採その他の土地の形質の変更		面積3,000m ² 超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ3m超また堆積の用に供される土地の面積500m ² 超
水面の埋立て又は干拓		面積3,000m ² 超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超

(3) 屋外広告物に関する規制との連携

貼り紙や立看板、広告塔などの屋外広告物が無秩序に氾濫することは、風致や良好な景観を損ない、通行者等に危害を及ぼす恐れがある。

本町における屋外広告物は、福島県屋外広告物条例により規制されている。この条例では、「良好な景観の形成」及び「風致の維持」などの観点から、町の美観や自然景観を損なわないような規制が定められている。

本町の重点区域内には、原則屋外広告物を表示できない特別規制地域と市町村長の許可が必要になる普通規制地域が混在しており、規制内容が異なることから良好な景観が阻害されることが懸念される。

そのため、重点区域内の屋外広告物設置については、従来通り福島県と連携しながら、今後策定予定の桑折町景観計画により、適正な管理と歴史的風致維持向上に努めるものとする。

■表 福島県屋外広告物条例で定める地域区分

「第一種特別規制地域等」と「第二種特別規制地域等」の区分

区分	具体的地域
第一種普通規制地域等	第一種低層住居専用地域、風致地区
	国及び県指定の重要文化財である建造物、天然記念物等の敷地
	風致保安林、自然及び緑地環境保全地域
	国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域外）
	磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域
	半田沼（桑折町）の周囲300m以内
第二種普通規制地域等	第二種低層住居専用地域
	国及び県指定の重要文化財である建造物、天然記念物の周囲300m以内
	国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域内）
	都市公園の区域
	高速自動車道路及びその両側500mの区域※
	指定道路及び鉄道（都市計画区域外）の両側の指定区域※
	官公署、学校、病院等の公用・公共用建造物の敷地
	古墳、墓地、神社等の敷地

※ 道路及び鉄道から展望できない地域及び家屋連たん地区（隣接する家屋の敷地の間の距離がそれぞれ50m以下で30戸以上の家屋が連たんする地域）は除く

「第一種普通規制地域等」と「第二種普通規制地域等」の区分

区分	具体的地域
第一種普通規制地域等	都市計画法の都市計画区域 (第一種・第二種低層住居専用地域及び商業地域・近隣商業地域を除く)
	指定道路及びその両側1,000mの区域※
	鉄道全線及びその両側1,000mの区域※
	河沼郡柳津町大字柳津地内
第二種普通規制地域等	都市計画法の商業地域・近隣商業地域

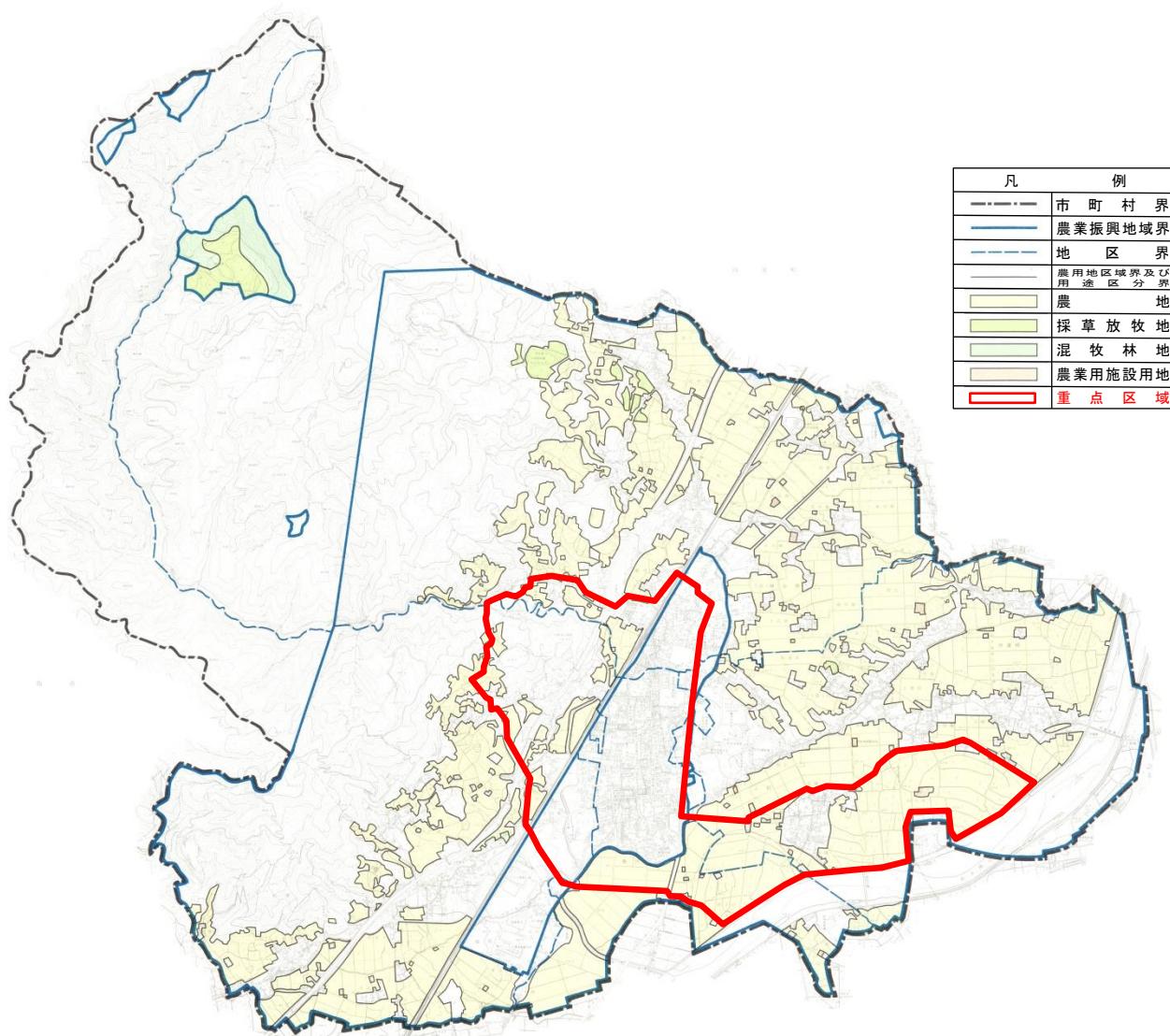
※ 道路及び鉄道から展望できない地域は除く

(4) 桑折町農業振興整備計画との連携

桑折町では農業振興地域の指定を受け、昭和49年(1974)度に桑折農業振興地域整備計画を策定し、平成12年(2000)には整備変更計画を策定した。

町内の面積4,297haの内、2,926haが農業振興地域に指定されており、農用地区域は1,070ha(平成22年(2010)2月現在)となっている。重点区域内では市街化区域以外が農業振興地域に指定され、阿武隈川氾濫原の大部分は農用地区域に指定されている。

本町では、農業近代化施設の整備によって農用地の持つ多面的機能の維持と高度利用を図るとともに、「モモ」を中心とした持続性のある農業の実現を目指し、「モモ」を有効に活用して地域振興を図ることとしており、農地保全の推進と本町の良好な田園風景の維持に努める。



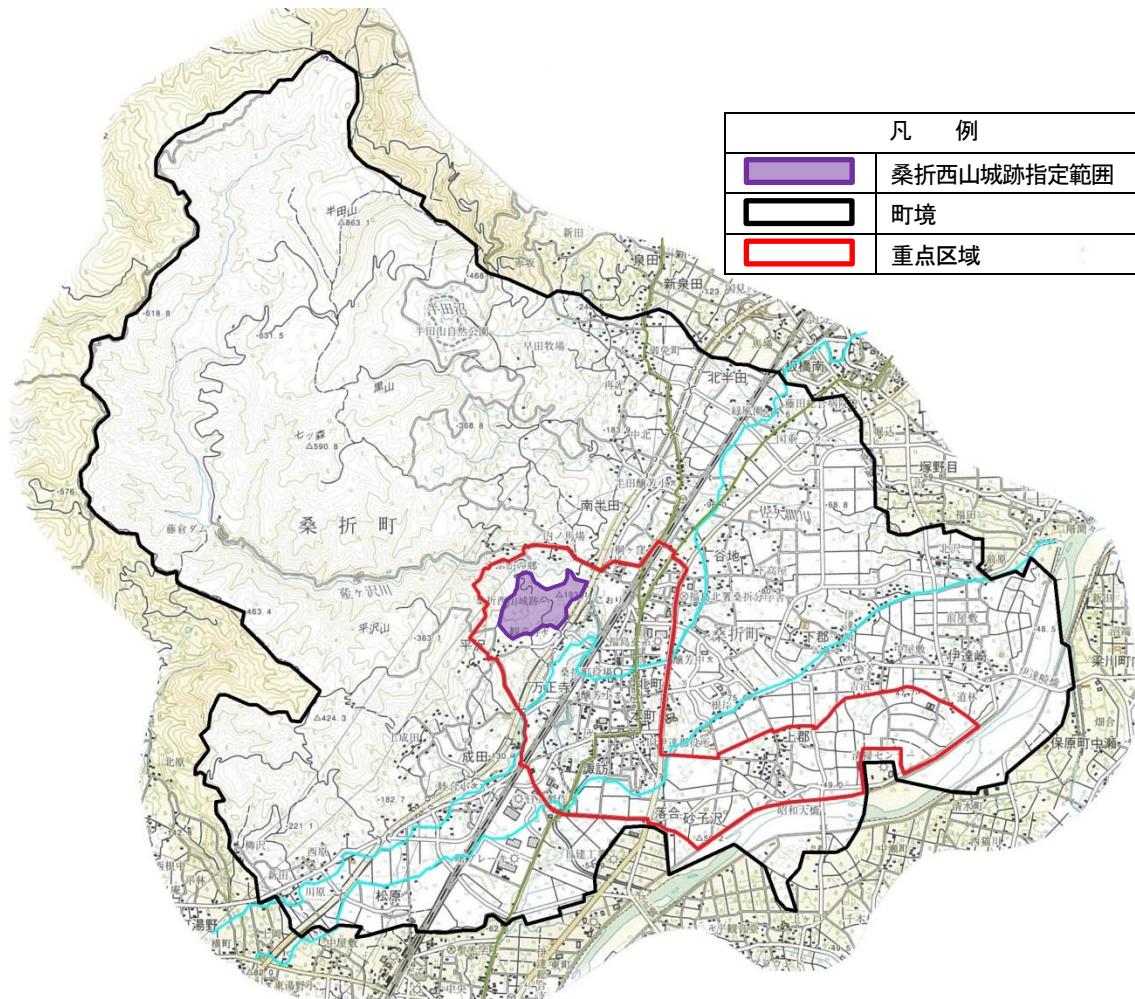
■図 農業振興地域の指定の状況

(5) 史跡桑折西山城跡保存管理計画・史跡桑折西山城跡整備計画との連携

桑折西山城跡は、平成2年(1990)2月、史跡に指定され、今後どのように保存、整備していくかの基本方針として、平成10年(1998)度に「桑折西山城跡保存管理計画」を策定し、城跡の整備を具体化するため、平成19年(2007)3月に「桑折西山城跡整備計画」を策定した。

保存管理計画では、史跡を保護するため、城跡の公有化と公園化を進めることとしており、平成14年(2002)度から城跡の公有化を進め、史跡の保存・管理をしてきた。整備計画では、中世山城の様相や地域の歴史を学習できるよう整備するとともに、学習活動に寄与する資料等の展示や情報提供するガイダンス施設や駐車場を整備することとしている。また、町内各所にある文化財を周遊する「歴史の小径」の中核施設として位置付けられていることから、他の文化財や寺社等との関連性も考慮しながら整備することとしている。

史跡指定範囲(28.55ha)は全て重点区域内に含まれており、保存管理計画及び整備計画で行う事業は、伊達氏発祥の地にみる歴史的風致の維持向上に寄与している。本計画では史跡指定範囲外の整備事業や他の文化財や寺社等をつなぐ周遊性向上事業などを担いながら、相互に連携し、さらなる歴史的風致の維持向上に努めていく。



■図 史跡桑折西山城跡の史跡指定範囲

第5章 文化財の保存・活用に関する事項

1. 町全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本町には、史跡1件、重要文化財(建造物)1件、県重要文化財(建造物)1件、県重要文化財(美術工芸品)5件、県重要文化財(考古資料)2件、町指定文化財25件がある。

平成24年(2012)2月、本町は東日本大震災と原発事故災害からの復興を実現するため「復興こおり創造プラン」(桑折町総合計画)を策定した。そもそも桑折町は「歴史と文化の町」を標榜しており、従来、町民はその歴史を誇りとしてきた。そのため、文化財の保存と顕彰は当然ながら重点施策の一つとなっている。

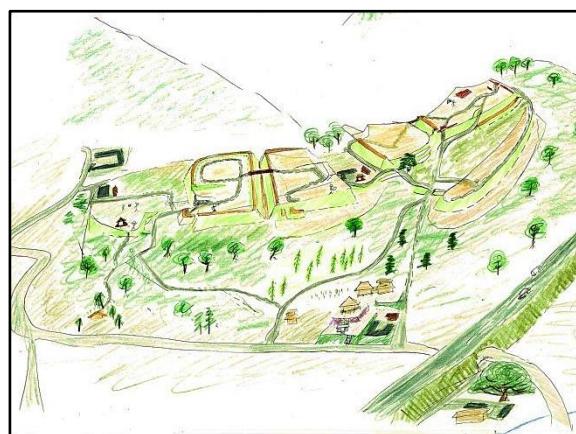
桑折町の誇るべき財産である文化財を、未来へと伝えていくことは重要な責務であるが、さらにその価値を高め、町内外の認知度を向上させるために、住民や観光客への情報発信や公開等の利活用についても重点的に検討していかなければならない。これまでにも、指定文化財には案内標識や説明板などを設置し、歴史を訪ねるウォーキングルート(歴史の小径)などの設定や看板の設置など、文化財を活かし発信するための施策を行ってきた。今後も、町ホームページなどのWEBサイトやスマートフォンなどさまざまな媒体を利用し、わかりやすい案内板を設置するなど情報発信を積極的に展開していく。また、文化財所有者や桑折町文化財保存会、地元団体等と協力し、維持管理や情報発信に取り組んでいく。

なお、文化財の案内標識や説明板は設置年代がさまざまでデザイン統一がされておらず、かつ、老朽化により景観を阻害している場合もあることから、周遊性及び認知度の向上を図るためデザインを統一し、順次更新を進め、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。

町内の各文化財に関する保存及び活用の現状と今後の方針は以下の通りである。

○史跡 桑折西山城跡

平成10年(1998)度策定の「史跡桑折西山城跡保存管理計画書」に基づき、平成18年(2006)度に「史跡桑折西山城跡整備計画書」を策定し、現在整備事業が進められている。遺構の保護や史跡内の視界を阻害する樹木の伐採を行いながら史跡公園として整備するため、平成28年(2016)度から5か年をかけて整備工事を行い、平成32年(2020)度に完成予定である。完成後は一般



■図 史跡桑折西山城跡整備イメージ概略図

に公開し、適切な史跡の保存管理とガイダンス施設を活用した積極的な情報発信を行っていく予定である。

○重要文化財 旧伊達郡役所

保存管理計画等は策定されていない。町の直営で維持管理が行われており、内部は主に、郡役所に関する資料の展示や町内の歴史・文化に関する資料の展示などに主に利用されている。平成27年(2015)度に利活用方針を暫定的に定め、明治期の木造建築の保護と利活用の両立を図っている。傷みやすい木造建築のため、定期的に外装塗装や内装修理を行っている。



■写真 旧伊達郡役所内の展示

平成27年(2015)度特別展「半田銀山と五代友厚の足跡」の様子

○県重要文化財、町指定文化財

保存管理計画等は無いが、所有者により適切な管理がとられている。公開等はそれぞれの所有者に任せられている。

保存管理計画が策定されていない文化財については、文化財保護法・福島県文化財保護条例・桑折町文化財保護条例等に基づき、所有者・管理者等に適正な保存活用が図られるよう指導・助言をする。

また、無形民俗文化財で、祭礼などの場において演奏されてきた「堰東京都祇園囃子」継承のため、普及継承団体と緊密な連絡を取り、用具の補修や普及活動などへの補助や助言をおこなう。

○未指定文化財

未指定文化財については、これまでの調査・研究を活かしつつ、現状及び実態の把握に努め、リストアップしデータベース化する。文化財指定がふさわしいと判断されたものについては、町の指定に向けて取り組んでいく。また、国の登録文化財登載や町の文化財登録制度の検討を行う。

土蔵や見世蔵、養蚕農家住宅などの歴史的な建造物については、所有者の高齢化が進んでおり、さらに東日本大震災によって損壊し、相当数が解体を余儀なくされたことから、以前行われた調査結果を活用しながら、築年数や間取りなどの調査を行う。さらに、祭礼や伝統行事などの無形民俗文化財については、高齢化や担い手不足により継続が困難になりつつあることから、次世代に残すために調査・記録保存をする。

(2) 文化財の修理（整備も含む）に関する方針

指定文化財の修理及び整備にあたっては、これまでと同様、法令等に基づき適切な対応をする。

指定文化財の修理は、文化財保護法・福島県文化財保護条例・桑折町文化財保護条例に基づくとともに、文化庁・福島県教育委員会・桑折町文化財保護審議会等の関連機関の指導を受けつつ、適切な修理が行われるようにする。また、所有者や管理者の財政的負担を考慮し、修理事業補助等の支援や、各種財団等の補助制度を積極的に活用するよう助言を行う。

過去に大規模修理が行われたときは、工事現場を公開して、修理の材料や過程、伝統技法に対する理解を深めるような催しを行ってきたが、今後もそのような工事が行われる際には積極的に機会を設けていく。



■写真 旧伊達郡役所修理事業現場見学会

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

桑折町には、総合的に町の歴史を常設展示する博物館的な施設が無く、文化財を含めた町の情報を発信する専用施設もない。以前より桑折町文化財保護審議会では指摘されていたことだが、現在の課題の一つとなっている。

現在設計中の桑折西山城跡のガイダンス施設は、あくまでも城跡を中心とした伊達氏関連の展示にとどまる予定なので、根本的な問題の解決には、博物館的機能を持った施設の建設もしくは整備が必要と考えられる。

建設改修費用に加え、維持管理費用も念頭に置き、設置場所や形態等について検討していく。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、それ単体で存在しているわけではなく、地域の歴史と環境が結びついて今日まで残ってきたものである。そのため、文化財の保全には周囲の景観や環境との調和が欠かせない。街路や埠、看板、案内板を含めたサインなどの整備は、文化財や周辺環境と調和のとれたものとする必要がある。

将来的には、景観条例等を制定し、良好な市街地の環境を守るような取り組みを行う。

(5) 文化財の防災に関する方針

国民共有の財産である文化財の適切な保存・活用のために、火災・震災などの災害に対する備えや防犯体制を整備する必要がある。特に、重要文化財旧伊達郡役所をはじめとした木造建築について火災への備えを万全にし、法令等に基づいた適切な予防対策を取っていく。

文化財防火デーでは、旧伊達郡役所を主会場として消火訓練を行ったり、文化財管理状況の視察を行ったりすることで、町民全体の文化財保護への関心を高め、万が一の火災発生時に迅速な行動がとれるよう消防署や消防団等関係機関と協力し取り組んでいる。

最近、全国的な傾向として、寺社をはじめとした文化財に対するいたずらや盗難事件が相次いでいることから、文化財所有者には、消火設備、防火設備、防犯装置の設置を推奨する。



■写真 文化財防火デーでの巡回活動(桑折寺山門)



■写真 文化財防火デー防火訓練(旧伊達郡役所)

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

桑折町は、昭和60年(1985)より桑折町史(全9巻、別冊1巻)を刊行し、町の歴史や文化財への関心を深める取り組みを行ってきた。また、小学生には桑折町の歴史をまとめた副読本を配布し、さらには中学生以上を対象とした冊子『桑折学のすすめ』を有志が中心となって編集し、刊行配布するなど、官民挙げて普及活動にも力を入れてきた。小学校の「総合的な学習の時間」では、郷土の歴史を学ぶために、桑折町文化財保存会の会員を講師に招くなどしている。



■写真 桑折学のすすめ

以前より、桑折西山城跡等の文化財について歴史講座を開催し、羽州街道サミットなどの歴史や文化財を活用したイベントや埋蔵文化財発掘調査の際に現地説明会を開くなどしてきたが、これらのイベントや事業は引き続きしていく予定であり、今後も機会をとらえて町民の歴史に対する認識を深める活動を行っていく。



■写真 羽州街道を歩くイベント(半田銀山遺跡)



■写真 発掘調査現地説明会の様子

歴史を紹介するパンフレットやマップを充実させ、統一的な案内板の設置を行い、歴史ボランティアガイドの養成事業を行うことで、観光客のニーズに応えるのみならず、町民の歴史や文化財への認知度向上を図ってゆく。

文化財保護団体や、伝統芸能など各種団体への援助は引き続き行い、活発な活動が行えるよう積極的に支援する。近年、各団体において少子高齢化による後継者不足の問題が発生しているが、さまざまな面での支援により参加者の裾野を広げ、郷土の歴史に誇りを持つような取り組みを行う。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本町における周知の埋蔵文化財包蔵地は、98か所存在する。これらは、地域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が要求される。「桑折町埋蔵文化財地図」の改訂の際には、この地図を全世帯に配布し、周知を図ってきた。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際の届け出や、それ以外の場所で遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、福島県教育委員会の指導助言を受けながら、開発に係る関係者と十分な協議の上、保存を行っていく。

(8) 文化財の保存・活用に係る桑折町教育委員会の体制と今後の方針

本町では、文化財に関する業務は、政策推進課歴史まちづくり係3名で行っており、うち2名が学芸員の資格を持つ。文化財の保護・活用と歴史を活かしたまちづくりを一体的に進めるため、地方自治法（昭和26年法律第83号）第180条の7の規定に基づき、平成

27年(2015)度より桑折町教育委員会生涯学習課にあった文化財係を町長部局の政策推進課に移行させ、歴史的風致維持向上計画の業務を付加して歴史まちづくり係を新設し、文化財に関わる業務を町長部局で補助執行させている。

文化財の保存施設としては、桑折町中央公民館分室の一角が歴史資料整理室になっており、臨時職員2名が発掘調査で出土した遺物をはじめ、文書等の歴史資料の整理・保存・保管を行っている。しかしながら、文化財や歴史資料を展示公開する博物館的機能を持った施設がなく、長年設置が待ち望まれている状況である。また、旧伊達郡役所と種徳美術館からなる桑折町文化記念館には嘱託職員と臨時職員各1名がおり、管理運営を担っている。

文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、文化財保護法第190条第1項並びに桑折町文化財保護審議会条例に基づき、桑折町文化財保護審議会が設置されている。桑折町文化財保護審議会は文化財所有者2名と学識経験者8名(歴史学3名、郷土史2名、歴史地理学1名、保護団体代表2名)の計10名の委員で組織され、文化財行政に対する指導・助言を受けている。

桑折西山城跡の整備については、史跡桑折西山城跡整備指導委員会が設置されている。学識経験者6名(歴史学2名、考古学1名、造園土木工学1名、歴史地理学1名、保護団体代表1名)により組織され、考古学分野、城郭研究分野といった各分野から専門的な指導・助言を受けている。



■写真 史跡桑折西山城跡整備指導委員会現地指導の様子

今後の各種整備活用にあたっては、町長部局の地域整備課をはじめとした府内の関係各課と緊密に連絡を取り合い、効果的な文化財の整備活用となるようにする。

(9) 文化財の保存・活用に関わる住民やNPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財を保存するためには、行政のみで行えることには限界がある。所有者のみならず、地域の住民が守り続けてきた文化財であることからすれば、今後も、保存活用団体と連携していくことが重要である。また、(6)でも述べたように、各団体とも高齢化による後継者不足の問題を抱えているため、後継者や支援者、協力者の拡大を図る。

近年、文化財ガイドの需要が多いが、現在の体制では対応しきれていないので、歴史案内人の養成と団体の立ち上げを図る。

現在活動中の団体は、次頁の表の通りである。

■表 文化財の保存・活用に関わる団体一覧

団体名	活動範囲	主な活動内容
桑折町文化財保存会	町内一円	文化財の保護顕彰
桑折町郷土史研究会	町内一円	郷土史の研究
桑折町祇園ばやし振興会	主として半田地区	祇園ばやしの普及継承活動
諏訪神社若連協議会	桑折地区	諏訪神社例大祭の山車運行等
桑折町夏祭り実行委員会	桑折地区	諏訪神社例大祭をはじめとする夏祭りの運営
桑折町歩いて楽しめる地域づくり懇談会	町内一円	地域づくりの検討、イベント開催、「桑折学のすすめ」出版
桑折町商工会	町内一円	地域おこしの各種イベント開催
桑折町女性団体連合会	町内一円	旧店舗を利用したおもてなし活動や、町並みを活かしたイベントの開催
伊達西根堰土地改良区	町内一円	西根堰の管理運営
総合型地域スポーツクラブ マルベリーコおり	町内一円	文化財等を巡るウォーキングイベントの開催
各町内会団体	町内一円	各種町内会活動
氏子、講中 等	町内一円	各寺社での活動
西根の郷ふるさとづくり推進協議会	西根堰沿い	西根堰を活用した事業を展開

2. 重点区域の範囲

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域の範囲内に、指定文化財の 77 パーセントが存在する (128 ページの図を参照)。特に、国指定と県指定の文化財はそのほとんどが範囲内に含まれている。現在、有形文化財、史跡、天然記念物のうち屋外に存在しているものはほぼ公開されているが、有形文化財のうち美術品等で寺社や個人が所持するものは、それぞれの所有者に一任されている。町所有の美術品は、基本的に桑折町種徳美術館に収蔵されているので、展覧会など定期的な公開の機会があるが、寺社や個人所有の美術品はその機会が無いものも多い。また、仏像など信仰の対象となっている場合、公開が難しいものもある。

重点区域内の文化財の保存活用が、歴史的風致維持向上の要となる。そのため、計画的な保存修理や活用が求められる。修理の際は、所有者や関係機関と緊密に連絡を取り合い、文化財として適切な修理が行われるようにする。また、活用に関しては、所有者それぞれの実情を考慮して、公開について検討していく。

公開中の建造物、史跡等…旧伊達郡役所(国)、史跡桑折西山城跡(国)、桑折寺の山門(県)、
万正寺の大カヤ(県)、無能寺の笠マツ(県)、代官の墓(町)、
田植塚(町)、つつじヶ岡史跡公園(町)等

公開中の美術品等…大安寺の梵鐘(町)、伝来寺の梵鐘(町)、

未指定の文化財は、桑折町文化財保護審議会などの助言を仰ぎながら、リストアップしデータベース化を行い、指定にふさわしいものと判断されたものについては、指定へ向けた取り組みを行う。また、土蔵や見世蔵など歴史的な建造物については、所有者の高齢化が進んでおり、さらに東日本大震災によって損壊し修繕が儘ならず、相当数が解体を余儀なくされたことから、以前行われた調査結果を活用しながら、築年数や間取りなどの追加調査を早急に行う。

なお、文化財の案内標識や説明板は設置年代がさまざまでデザイン統一がされておらず、かつ、老朽化により景観を阻害している場合もあることから、周遊性及び認知度の向上を図るためデザインを統一し、順次更新を進め、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。

(2) 文化財の修理（整備も含む）に関する具体的な計画

重点区域内において、史跡桑折西山城跡整備事業を行う。桑折西山城跡は、平成 20 年 (2008) 度より平成 26 年 (2014) 度まで発掘調査を行った。その成果と、平成 18 年 (2006) に策定された整備計画に基づき、平成 28 年 (2016) 度から 5 年をかけて整備事業を行う。遺

構の復元や遊歩道・サインの整備、ガイダンス施設や便益施設の整備などを主とした整備を行い、史跡公園として親しまれる施設をめざす。

旧伊達郡役所は、東日本大震災により、漆喰壁が崩落し、基礎がずれるなどの大きな被害を受けたが、平成25年(2013)度に災害復旧工事が完了している。旧伊達郡役所は、明治期の木造建築のため、定期的なメンテナンスが求められる。特に、外観の塗装は10~15年程度での塗り替えが必要で、前回の工事から10年以上経過していることから、数年後にも塗り替え時期が到来する。天井紙や漆喰壁などの内装も含め、計画的に修繕する予定である。

その他、美術品などに経年劣化や損傷が見られるものもあるため、所有者と調整の上、補助や助言等必要な措置を取る。

以上のように、文化財の修理や整備にあたっては、各種法令等に基づいた手続きを行い、文化庁や福島県教育委員会、桑折町文化財保護審議会、専門家等関係機関と連携して実施する。



■写真 桑折西山城跡本丸



■写真 東日本大震災被害修理中の旧伊達郡役所

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

桑折町には、文化財の保存施設はあるものの展示施設がなく、情報発信の面で不十分な状況にある。重点区域内にある空き家や空き店舗の活用を含め、設置について積極的な検討を行う。

文化財の説明板は、設置した年代により形状が異なるだけでなく、経年劣化しているものもあるため、統一したものを設置していく。同時にWEBサイトや案内板も整備設置し、来訪者への周知を図る。

まちあるきの拠点施設の一つとして、ユニバーサルデザインの公衆トイレの設置を検討する。また、近年要望の多い、歴史ボランティアガイドの養成を行い、歴史案内の拠点となる施設の設置検討をする。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の範囲内には、旧伊達郡役所をはじめとして歴史的価値の高い建物や重要な遺跡が集中している。文化財は単体で存在しているわけではなく、周囲の歴史や環境があつてこそ今日まで守られてきたものであるから、これらの周辺環境を保全し、文化財の景観を守ることはきわめて重要である。重点区域の環境保全のため、景観条例の制定を検討する。

旧伊達郡役所周辺では、平成26年(2014)度に電線地中化やポケットパークの整備などが行われた。このように、文化財周辺の整備については、看板や電柱、電線など良好な景観を阻害するを取り除いたりするなど、周辺環境が文化財と調和することを目指した整備が行われなければならない。



■写真 旧伊達郡役所周辺 整備前



■写真 旧伊達郡役所周辺 整備後

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

平成23年(2011)に発生した東日本大震災は、旧伊達郡役所を中心に、町内文化財に甚大な被害をもたらした。なかでも旧伊達郡役所は大きな被害を受けたが、その後の震災修理と同時に耐震工事も行った。なお、屋内消火栓、放水銃、避雷針、炎感知器等はすでに設置されている。その他個人所有の文化財の耐震工事については、費用の面を考慮し、修繕工事等に合わせ行つていいけるよう指導助言する。

防火体制については、積極的な措置を取るよう促す(防火訓練の実施、自動火災報知機、消火器準備等)。重点地域には、民家が密集する場所も含まれているので、火災には特に注意するよう指導助言を行う。

近年、全国的な傾向として文化財に対するいたずらや盗難が相次いでいることから、防犯カメラ設置の検討や、燃えやすいものを置かない、見回りを強化するなどの自衛策について指導する。

毎年1月26日に行われている文化財防火デーに合わせた消火訓練や文化財巡回活動を今後も継続して行い、文化財の防火防災について訓練と啓発活動を行う。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内において、文化財の普及啓発に関する取り組みを積極的に行う。

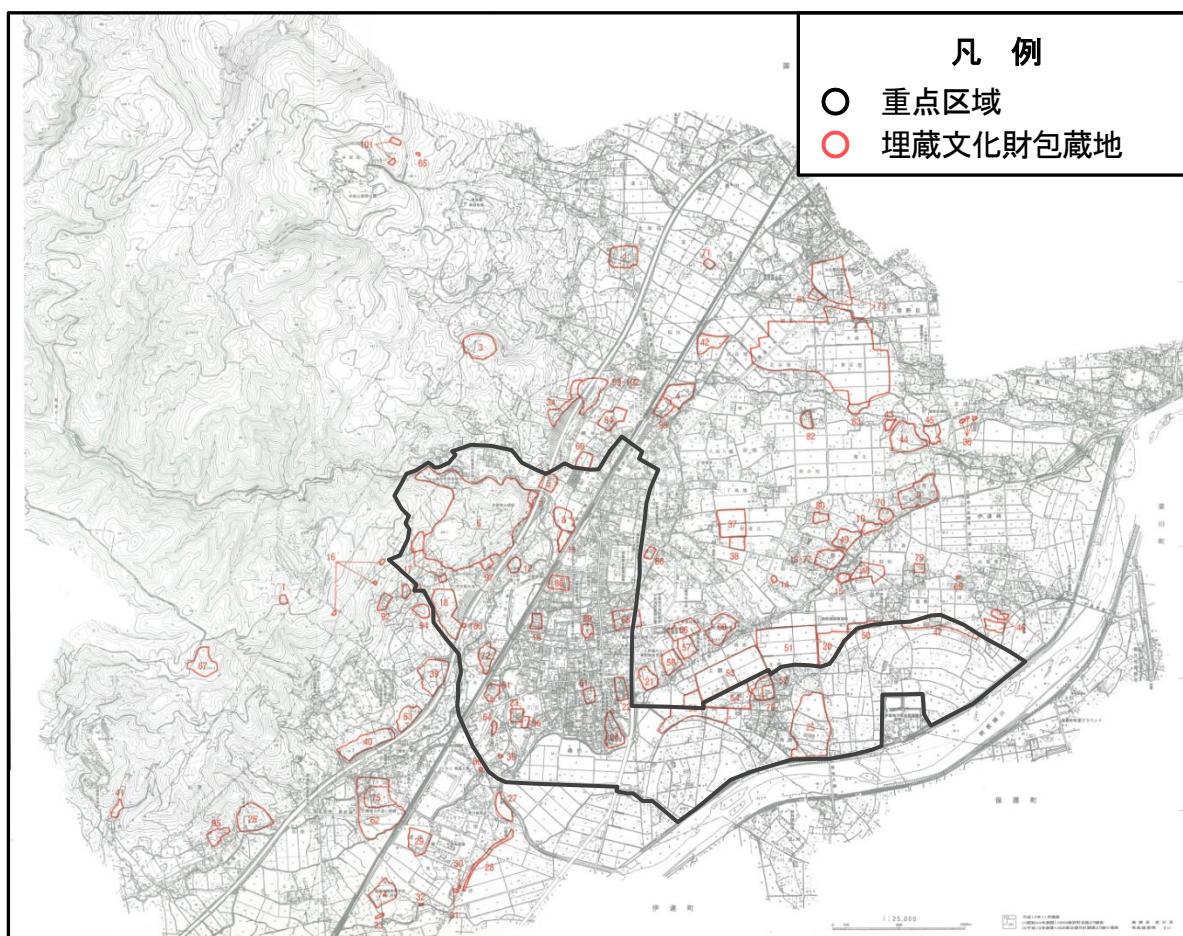
文化財のパンフレットやマップ、ホームページ、案内板や説明板を充実させ、来訪者へのPRと利便性を向上させる。また、毎月広報誌に掲載している歴史コーナーを継続し、定期的な住民の文化財保護意識を高める取り組みを行う。

文化財ボランティアを養成し、来訪者への案内解説はもとより児童生徒への郷土の歴史の授業へも対応できるようにする。また、以前より配布されている「桑折学のすすめ」を継続して配布し、小中学生を対象とした副読本も配布する。

また、文化財を活用したイベントや講演会等の歴史に親しむ取組を行うことで、周知啓発を図る。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

現在確認されている周知の埋蔵文化財包蔵地全98か所のうち、重点地区に存在するものは33か所である。重点地区内には史跡桑折西山城跡や陣屋、庫場といった、桑折町の歴史上重要な遺跡が含まれている。埋蔵文化財の取扱いに当たっては、法に則り適切な処理をする。



■図 埋蔵文化財包蔵地と重点区域の関係

遺跡内での開発計画実施の場合は、事前の試掘調査について協議の上実施し、本発掘調査の必要性の有無を確認する。本調査実施の際は、開発事業者と費用および時期などについて協議し、調査を行うこととする。調査にあたっては、福島県教育委員会の助言・指示を得て、適切な保護措置を取る。

（8）文化財の保存・活用に関わる住民やNPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内において活動している団体には、141 ページに記載されているとおり「桑折町文化財保存会」「桑折町郷土史研究会」「諏訪神社若連協議会」「桑折町夏祭り実行委員会」「桑折町歩いて楽しめる地域づくり懇談会」「桑折町女性団体連合会」などがある。また、各地域の町内会や氏子、講など、さまざまな団体が存在しており、それぞれが活発な活動を行っている。文化財の保護や歴史的風致の維持向上には、これらの団体との連携が重要となってくる。さまざまな機会をとらえ、その活動に対して助成や支援を行っていく。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設とは、本町における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等であり、整備と適切な管理を行うことにより桑折町固有の歴史的風致の維持向上を図るものである。その対象は、歴史的風致を構成し、かつその保全に寄与するもので、本計画の期間内に実施されるものとする。

歴史的風致維持向上施設の整備については、歴史的建造物の保存・整備・活用、良好な町なみの整備・管理や周辺環境の景観保全、まちなか周遊性の向上など、歴史的風致の維持向上に寄与する整備を行う。

歴史的風致維持向上施設の維持管理については、施設の管理者や関係課、行政機関などと十分な協議・調整の上、今後も適切な維持管理に努める。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

上記の基本的な考え方に基づき、以下の事業を推進する。

① 史跡桑折西山城跡等伊達氏関連遺跡の保存・整備・活用に関する事業

1. 史跡桑折西山城跡整備事業
2. 史跡桑折西山城跡周辺の誘導路及び駐車場整備事業
3. 大樋遺跡（万正寺の大力ヤ）周辺整備事業

② 良好な町なみの整備・管理と周辺環境の景観保全・形成に関する事業

4. 桑折宿の歴史的風致形成建造物等に関する修景助成事業
5. 旧伊達郡役所周辺整備事業
6. 西根堰及び水路修景事業
7. 屋外広告物等の景観に配慮した改修に対する助成事業

③ 歴史的風致の認識向上に関する事業

8. 歴史・文化財を活かしたまちづくり推進事業
9. 歴史・文化財学習講座事業
10. 歴史案内人育成事業
11. 小中学生の認識向上推進事業
12. 桃源郷周遊型イベント支援事業

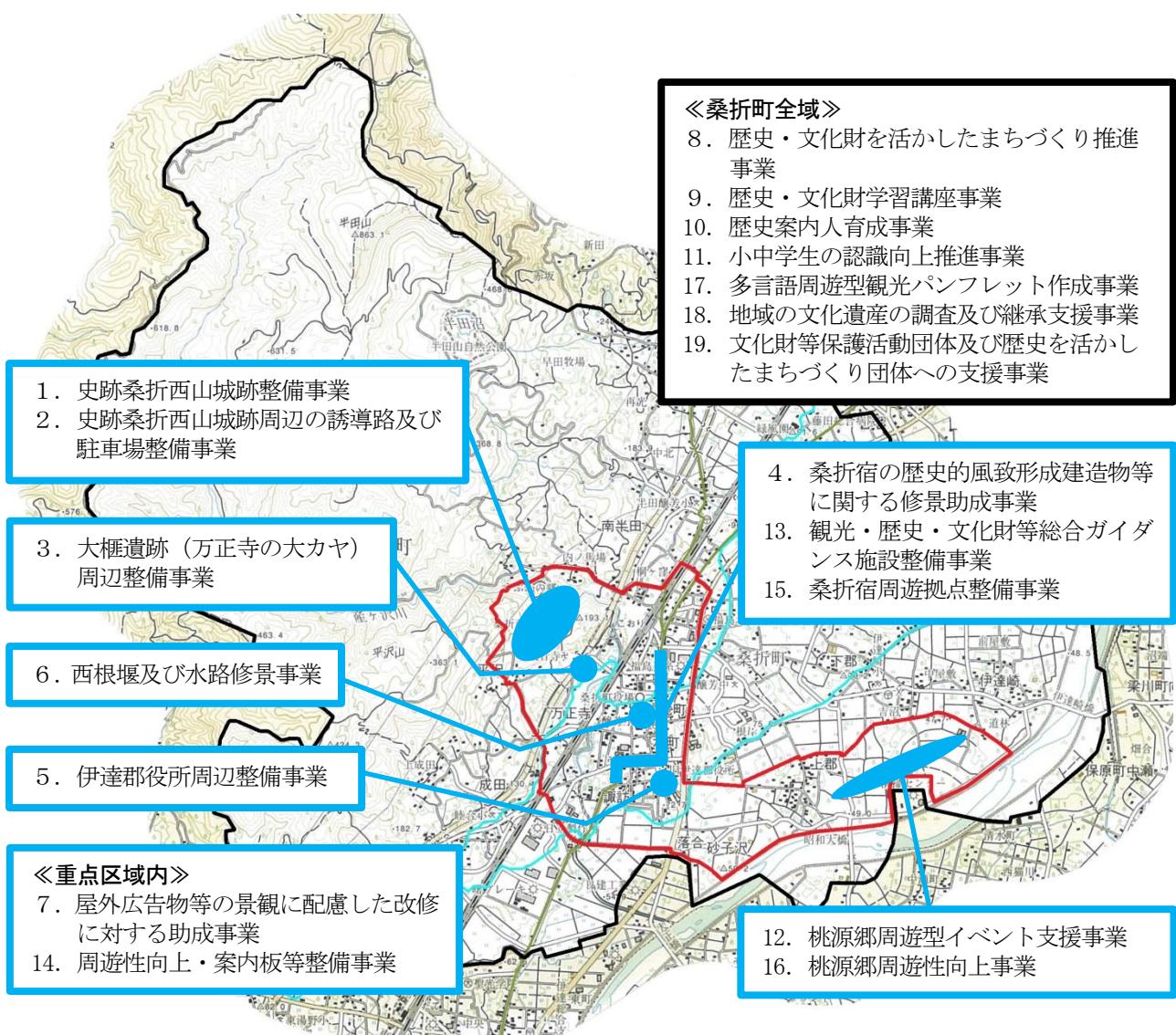
④ 情報発信、周遊性向上に関する事業

13. 観光・歴史・文化財等総合ガイダンス施設整備事業
14. 周遊性向上・案内板等整備事業
15. 桑折宿周遊拠点整備事業
16. 桃源郷周遊性向上事業
17. 多言語周遊型観光パンフレット作成事業

⑤ 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

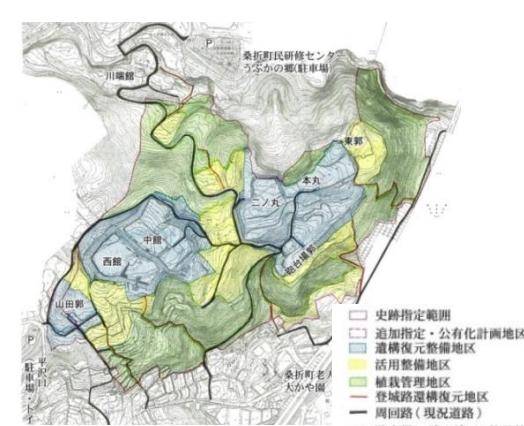
18. 地域の文化遺産の調査及び継承支援事業
19. 文化財等保護活動団体及び歴史を活かしたまちづくり団体への支援事業

なお、事業の実施に際しては、その効果や財政状況を見極めながら、国や県、民間団体などの事業を積極的に活用し、計画的に推進する。

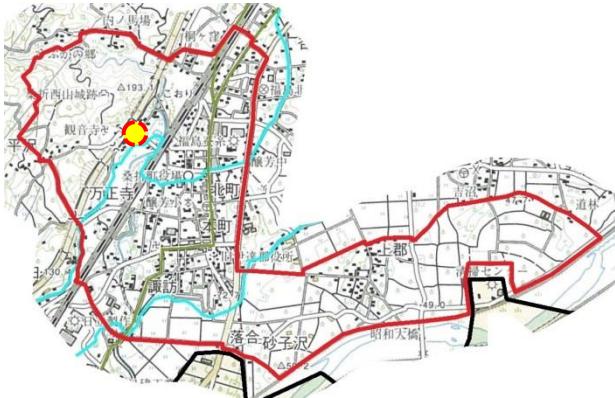


2. 歴史的風致維持向上に資する事業

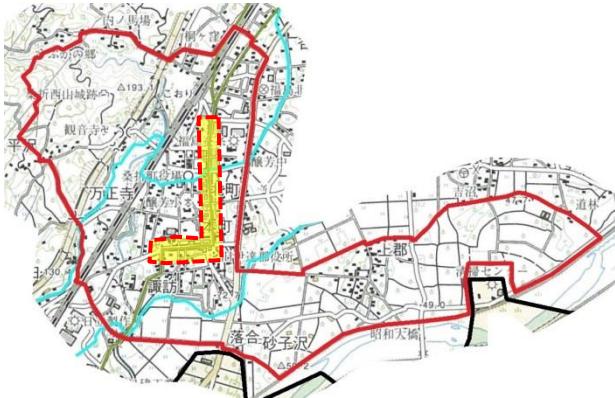
① 史跡桑折西山城跡等伊達氏関連遺跡の保存・整備・活用に関する事業

事業名	1. 史跡桑折西山城跡整備事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	歴史活き活き! 史跡等総合活用整備事業 (文化庁国庫補助事業)
関連計画	史跡桑折西山城跡保存管理計画、史跡桑折西山城跡整備管理計画
事業期間	平成9年度～平成32年度
事業位置	<p>大字万正寺字本丸他</p> 
事業概要	<p>町内外からの来訪者に戦国時代の山城を体験的に学習し、かつ、城跡からの眺望や自然を楽しみながら憩うことができる場所として、堀・土塁・大手道などの復元や遊歩道の整備、樹木の伐採、伊達氏関連遺跡の解説も含めたガイダンス施設設置などの整備を行う。</p>   <p>■写真 会所があった本丸</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>町民の「伊達氏発祥の地」という誇りの中核をなす史跡桑折西山城跡を整備し、ガイダンス施設を整備することによって、史跡に対する認識の向上が図られ、さらに、町民による伊達氏関連遺跡の保存・愛護活動が向上することによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	2. 史跡桑折西山城跡周辺の誘導路及び駐車場整備事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成29年度～平成33年度
事業位置	史跡桑折西山城跡周辺 (重点区域内)
事業概要	史跡桑折西山城跡への道は未舗装となっており、整備が行き届いていない。史跡付近に広い駐車場が無く、アクセス道の道幅は狭いため、バスや大型の車で来訪に対応できることから、桑折西山城跡整備事業に合わせて町道の改修と駐車場の整備を行う。
	■写真 桑折西山城跡のアクセス道 (平沢地区側)
	■写真 桑折西山城跡のアクセス道 (南半田地区側)
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	アクセス道と駐車場の整備によって、史跡桑折西山城跡へのアプローチが容易になり、町民や町外からの来訪者が気軽に訪れることができ、史跡を体験・学習することで史跡の認知度が高まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

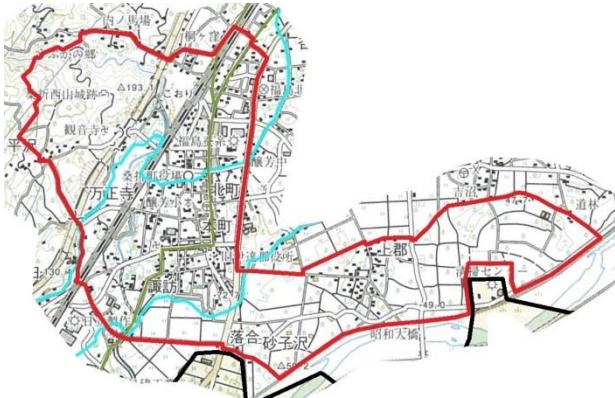
事業名	3. 大榧遺跡（万正寺の大カヤ）周辺整備事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成29年度～平成33年度
事業位置	大字万正寺字大榧地内 (重点区域内) 
事業概要	桑折西山城跡への大手道の手前に位置する大榧遺跡は、伊達氏関連の遺跡であるとともに、伊達氏関連の言い伝えが残る福島県指定天然記念物「大力ヤ」がある。史跡桑折西山城跡の整備に併せ、伊達氏関連遺跡の一つとして、また、城跡へのアプローチの際の休憩場所として整備する。 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	伊達氏関連遺跡の一つとして整備することによって、来訪者に桑折西山城跡を取り巻く戦国時代の情景を思い描く導入ゾーンとしての機能が期待される。さらに、伊達氏関連遺跡を巡るポイントの一つとして整備し町内の周遊性を高めることによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。

② 良好的な町なみの整備・管理と周辺環境の景観保全に関する事業

事業名	4. 桑折宿の歴史的風致形成建造物等に関する修景助成事業
整備主体	桑折町及び個人
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成28年度～平成37年度
事業位置	重点区域内 
事業概要	<p>桑折宿内に残っている歴史的建造物のうち、歴史的風致形成建造物について、修理・修景する際の費用の一部を助成し、定期的に一般に公開する。</p> <p>また、未指定の歴史的建造物についても、街道に面している部分を修景する場合の費用の一部を補助する。</p>
	 <p>■写真 歴史的建造物の修景（桑折御蔵の修景状況 左：修景前、右：修景後）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>桑折宿の歴史的風致を形成する建造物は、歴史的な町並を今に残す貴重な建造物であるが、東日本大震災以降、解体される建造物が増えている。</p> <p>本事業によって、街道の顔である歴史的建造物の保存・維持されることによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	5. 旧伊達郡役所周辺整備事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成33年度～平成37年度
事業位置	<p>重点区域内 (旧伊達郡役所周辺)</p> 
事業概要	<p>旧伊達郡役所の周辺について、道路の美装化や無電柱化(地中化以外の手法も含む)、旧伊達郡役所の柵やトイレの改修など良好な町なみを維持できるよう、景観に配慮した整備を行う。</p>  <p>■写真 旧伊達郡役所周辺</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>旧伊達郡役所は桑折宿のシンボル的建造物であり、来訪者を明治・大正の近代へと誘う重要な要素である。</p> <p>本事業により、旧伊達郡役所の周辺を景観にマッチするよう整備し、町並みの魅力を高めることによって、周辺の歴史的建造物の価値が高まり、維持や修景しようとする機運が高まる。さらに、桑折宿の街道を活動場所とする祭礼の魅力も向上し、観光客が増えるとともに、活動団体にもやりがいが生じることによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	6. 西根堰及び水路修景事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成33年度～平成37年度
事業位置	<p>重点区域内</p>
事業概要	<p>重点区域内の西根堰や西根堰から分水する水路について、歴史的構造物が残っている部分の保存・維持を図るとともに、歴史的風致が色濃く残る場所に子供や大人が集まり楽しめる親水性のある空間として、復元・整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 桑折町役場脇を流れる西根上堰</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 石積が残る水路</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>桑折町を縦断する西根両堰と町内を網目状に張り巡らされている水路は、町民の生活にとってなくてはならないものであるが、施設の近代化により、歴史的構造物が無くなりつつある。</p> <p>本事業によって、西根堰及び水路の保存・活用が図られるとともに、西根堰用水の親水性が向上することによって歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	7. 屋外広告物等の景観に配慮した改善に対する助成事業
整備主体	個人及び民間事業所等
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成29年度～平成37年度
事業位置	重点区域内 
事業概要	重点区域内の歴史的風致を形成する建造物等の周辺に存在する屋外広告物のうち、歴史的風致の風情を阻害する屋外広告物を周辺景観に配慮したものに改修する場合、費用の一部を補助する。
	 ■写真 奥州街道桑折宿の現在の景観
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	本事業により、景観を阻害している屋外広告物が周辺の景観に配慮したものへと改修することによって、歴史的風致の魅力が向上し、良好な市街地環境が形成され、歴史的風致の維持向上に寄与する。

③ 歴史的風致の認識向上に関する事業

事業名	8. 歴史・文化財を活かしたまちづくり推進事業
整備主体	桑折町、実行委員会
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成28年度～平成37年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>歴史や文化財を活かしたまちづくりや町並みや桃源郷の風景などの景観の維持・向上に関する住民向けの講演会やシンポジウムを開催する。</p> <p>また、史跡桑折西山城跡の整備完了後、「全国山城サミット連絡協議会大会」の誘致を目指す。</p>
	 <p>■写真 桑折西山城跡に関する講演会（平成26年3月）</p>
	 <p>■写真 羽州街道サミット（平成20年10月）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	歴史を活かしたまちづくりや景観規制の導入には地域住民の連携と理解が必要である。本事業によって地域住民の歴史的風致への理解を高め、施策への合意形成と参画を図ることで歴史的風致維持向上に寄与する。

事業名	9. 歴史・文化財学習講座事業
整備主体	桑折町、実行委員会
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成28年度～平成37年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>本町の歴史的風致への理解を深めるため、地域住民を対象に本町の歴史や文化財に関する学習講座を開催する。</p> <p>また、桑折町文化財保存会と連携しながら町内の小・中学生を対象に出前講座や現地説明会等を実施する。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 小学生に対する実地講座</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 西根堰学習会</p> </div> </div>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>歴史を活かしたまちづくりには、地域住民との連携・協働が不可欠である。</p> <p>より多くの地域住民が本町の歴史理解を高め、本町の歴史的風致の認識を向上させることによって歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

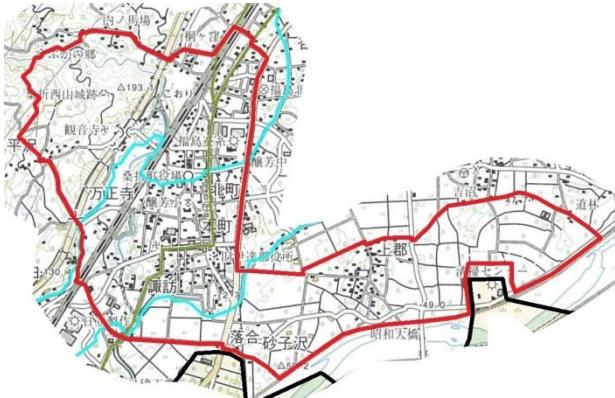
事業名	10. 歴史案内人育成事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成28年度～平成32年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>本町を訪問する観光客や小中学生の児童・生徒に対し、本町の歴史や伝統文化、町並み、観光スポットなど本町の魅力について語ることができる人材の育成するため、案内人の養成・研修を目的とした講習や現地視察等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 歴史探訪ウォーキング</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 羽州街道を歩くイベント (羽州街道起点の追分)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>本事業によって、本町の歴史的風致を説明できる住民が増えることによって、歴史的風致への理解が進み、維持向上に賛同する人が増える。</p> <p>また、案内人が分かりやすく説明することによって、来訪者が本町の魅力をスムーズに理解することができる。</p> <p>町内外で歴史的風致の認識が向上することによって、地域の活性化が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	11. 小中学生の認識向上推進事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成28年度～平成37年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>町内の小中学校と協力しながら、後世への伝承者である小中学生に本町の歴史や文化遺産に関する知識を持つもらうため、桑折町を総合的にかつ分かりやすく説明する教材を作成するとともに、桑折町文化財保存会やボランティアガイドと連携し、実地説明を行うなど、子供たちが体験しながら学べるような授業を開発する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 小学生用副読本 (平成3年初版発行 平成12年最終改訂)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 小学生への実地説明</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	本事業によって、次代を担う子供たちの郷土愛が醸成され、歴史的風致に関心を持つようになり、祭礼や伝統行事などへの積極的な参加が図られ、活動が継承されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

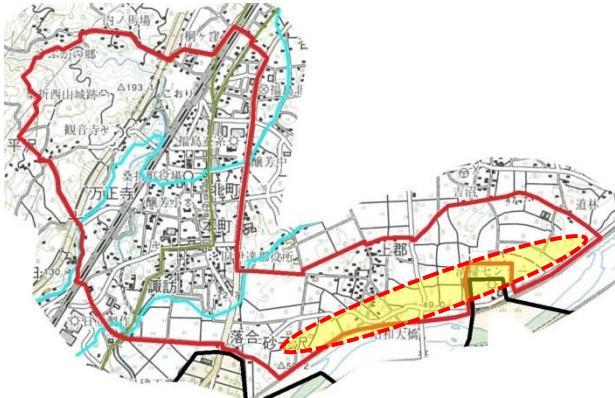
事業名	12. 桃源郷周遊型イベント支援事業
整備主体	桑折町、実行委員会
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成28年度～平成31年度
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>阿武隈川氾濫原の果樹畠（桃源郷）周辺で花が咲いている時期や実が成る時期に行うイベントに対して支援を行う。</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>桃源郷の風景は本町の住民にとってふるさとの原風景となっている。東日本大震災以降、果樹畠周辺でのイベントを自粛しており、町内外に対し良好な市街地環境をPRできずにいる。</p> <p>本事業によって、果樹畠を散策し、桃花を愛で、また、実に触れができるイベントの開催を支援することによって、阿武隈川氾濫原の果樹栽培の歴史的風致に关心を持つようになり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

④ 情報発信、周遊性向上に関する事業

事業名	13. 観光・歴史・文化財等総合ガイダンス施設整備事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成33年度～平成37年度
事業位置	重点区域内 
事業概要	桑折宿にある歴史的風致形成建造物の指定候補で使われていない空き店舗や公共施設の空きスペースを活用し、中心市街地の賑わいを創出できるような人々の交流機能を持ちながら、観光や歴史、文化財などを総合的に案内する施設を整備する。  ■写真 ガイダンス施設イメージ (桑折御藏)
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	本町には、これまで歴史や文化財、観光などの町の魅力を総合的に案内する施設が無かった。 本事業によって、来訪者が本町を訪れ回遊する起点となり、本町の歴史や文化を紹介し観光情報を提供することによって町内を回遊する人々が増え、さらに、地域住民との交流が生まれ賑わいが創出されることによって、地域住民による歴史的風致を維持向上させようとする機運が醸成され、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	14. 周遊性向上・案内板等整備事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成28年度～平成37年度
事業位置	重点区域内 
事業概要	町民や来訪者が、歴史的建造物や文化財等を楽しみながら効率よく巡ることができる散策ルートを検討・設定する。 併せて、今後作成する案内板等の作成基準となる統一デザインを定めるとともに、散策ルートに合わせた案内板や案内標識、説明板の新設や更新を行う。  ■写真 案内標識  ■写真 説明板（文字だけではなく写真入りでわかりやすく解説）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	歴史的建造物や文化財の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や案内標識、説明板を設置することによって、町民や来訪者が建造物等への理解を深めることができるとともに、散策ルートの設定と合わせ歴史的風致の拠点を巡る周遊性が高まり、来訪者等の歴史的風致の認識が向上することによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	15. 桑折宿周遊拠点整備事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成33年度～平成37年度
事業位置	重点区域内 (奥州街道沿い) 
事業概要	来訪者が桑折宿を散策する際に安心して休憩できる場所として、空き地を活用し街道沿いに駐車場や休憩できるポケットパーク的な施設や案内板等を整備する。  ■写真 桑折駅前の案内板
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	桑折宿はカギ型に曲がりながら両端まで 1.5 kmあるが、町並みや文化財等を巡る散策の途中で休憩できる場所が少ない。 本事業によって、来訪者が途中休憩しながら本町の町並みや風情を堪能するよう回遊性を考慮した施設を整備して利便性を向上させるとともに、町並みの連続性が形成されることによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	16. 桃源郷周遊性向上事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成29年度～平成33年度
事業位置	<p>重点区域内 (阿武隈川沿川)</p> 
事業概要	<p>阿武隈川氾濫原の果樹畠（桃源郷）を印象的に体験できる周遊ルートの検討や案内看板の設置、駐車場・展望スペースなどの周辺環境の整備など、阿武隈川とも一体となった桃源郷の周遊性の向上を図る事業を行う。</p>  <p>■写真 阿武隈川堤防から桃源郷を眺める観光客</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>桑折町の重要な観光資源である阿武隈川氾濫原の果樹畠（桃源郷）に来訪者を誘導する環境を整備し、また、阿武隈川から氾濫原の果樹畠、集落、半田山へとつながる空間の広がりを眺められる場を設けることによって、氾濫原と阿武隈川が結びつき、さらに、花を愛で、実を食す阿武隈川氾濫原の歴史的風致の認識の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	17. 多言語周遊型観光パンフレット作成事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	平成29年度～平成31年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>歴史的な町なみ、文化財の分布、町の歴史などを網羅し、それらを堪能できる散策ルート等を紹介するパンフレットを作成する。</p> <p>なお、パンフレットは英語、中国語などの多言語のバーションも併せて作成する。</p>
	
<p>■写真 現在の文化財や観光パンフレット（すべて日本語で作成）</p>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>本町の街並みや歴史、文化財などの情報を提供し散策ルートを設定することによって、町内に点在する歴史的資源を容易に触れて回ることができ、歴史的風致への認識が向上するとともに、歴史的風致を活かした地域の活性化が図られる。また、外国からの来訪者にも本町の歴史的風致を紹介し、本町の魅力を感じてもらうとともに、外国人来訪者に体験したことを情報発信をしてもらうことで東日本大震災による風評被害を払拭し、農作物や工業製品など本町産品の振興が図られることによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

⑤ 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

事業名	18. 地域の文化遺産の調査及び継承支援事業
整備主体	桑折町、実行委員会
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	調査：平成28年度～32年度 継承支援：平成28年度～37年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>町内には詳細な調査・研究がされてこなかった歴史的建造物や文化財、祭礼などの文化遺産が多く残っている。それらの総合的な把握と記録保存などの学術的な調査を行い、データベース化を図る。</p> <p>併せて、活動が継続できるよう、伝統的な用具や衣装の修繕や担い手育成などの活動に対して、調査に基づく支援を適正に行う。</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 修繕を繰り返しながら大事に受け継がれる山車</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 八幡神社祭礼（内城八幡神社）</p> </div> </div>	
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>地域に埋もれている歴史的建造物や文化財、祭礼や伝統行事などの文化遺産を掘り起し、学術的な観点から調査し記録保存することによって、正確に後世に継承することができる。また、少子高齢化や後継者不足による担い手不足により活動の継承が危ぶまれることから、祭礼や伝統行事などの参加・保存団体への支援を行い、活動継続に欠かせない用具等の修繕を促進するとともに、担い手育成のしやすい環境を推進し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	19. 文化財等保護活動団体及び歴史を活かしたまちづくり団体への支援事業
整備主体	桑折町
事業手法 (支援事業名)	町単独事業
事業期間	昭和42年度～平成37年度
事業位置	桑折町全域
事業概要	<p>文化財等の保存・活用に関わっている団体や歴史を活かしたまちづくり団体と連携しながら、本町の歴史や文化財等の啓発を行う活動や後継者育成のための事業などの支援を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>■写真 桑折町祇園ばやし振興会の活動</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>■写真 夏祭り実行委員会</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する事由	<p>重点区域内の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する上では、行政の取り組みだけではなく、地域住民等との共同による取り組みが必要不可欠である。</p> <p>本事業の実施により、団体が活動を継続する意欲を高めつつ、本町の歴史や文化財、祭礼といったものへの保存・活用が図られることによって、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本町ではこれまで、歴史的建造物について、文化財保護法を始めとして県並びに町の文化財保護条例に基づく指定を行い保存、活用に取り組んできた。

今後、桑折町固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定することとする。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限る（歴史まちづくり法第12条）。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、道路等の公共の場から容易に見ることができる物件のうち、建造物の所有者及び管理者の協議の上、同意を得られたもの（民間が所有する物件にあたっては、当該建造物の所有者が、今後、適切な維持管理する意向をもっていることを確認する。）を前提として、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを対象に、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

また、重点区域内では、今後も歴史的建造物の継続的な調査を実施し、隨時追加指定を図るものとする。

【指定対象の要件】

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ② 福島県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 桑折町文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④ 上記以外で、本町の歴史的風致の維持・向上に寄与する建造物で、町長が必要と認めたもの

【指定基準】

- ① 建造物の形態、意匠または技術上の創意工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握する上で重要な建造物
- ③ 歴史的な町なみの構成要素として重要な建造物

なお、指定した歴史的風致形成建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物または重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至った場合、または、滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は指定を解除する。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的考え方

歴史的風致形成建造物が文化財保護法等のほか、他法令等により指定などされている場合は、その法令に基づき適正に維持・管理する。その他の建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物については、歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その歴史的風致の維持向上のため、積極的な公開または活用を図ることが望まれる。公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく可能な範囲で内部公開を行うものとするが、民有の施設については、生活者の生活を阻害することのないよう十分な協議を行う。

なお、公開・活用に際して、人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、建造物の価値を損なわない範囲で必要な防災上の措置等を行うものとする。

(2) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

① 県及び町指定文化財

県及び町指定文化財については、福島県文化財保護条例及び桑折町文化財保護条例に基づき、現状変更等の行為規制が行われている。

具体的には、建造物の外部及び内部とも現状の維持または、文化財調査に基づく修理を基本とする。

② 登録有形文化財

現在、本町では、登録有形文化財に登録された建造物は無いが、登録に至った場合は文化財保護法に基づき、届出及び勧告等による行為規制及び指導・助言を行う。

具体的には、建造物の外部及び内部とも現状の維持または、文化財調査に基づく修理を基本とする。

③ その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、調査等を実施し価値を明らかにするとともに、必要に応じて登録有形文化財や町指定文化財、景観重要建造物等として登録・指定するよう努めるものとする。これらの建造物の維持管理は、歴史的風致を形成する建造物の外観を対象に現状の維持または文化財調査に基づく復元を基本とし、内部においても歴史的価値が高いものについては、所有者の生活を尊重しつつも保存に対する協力を求めていく。なお、民間所有の建造物の修理等は、補助制度を創設するなどして所有者等の負担軽減に努めるものとする。

(3) 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務など

① 所有者の管理義務

歴史的風致形成建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさないよう、適切に管理する義務が生じる。(歴史まちづくり法第16条)

② 増築などの届出と勧告

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転または除却を行う場合には、着手する30日前までに、町長に届出が必要である。その際、町長は、建造物の保全に支障をきたすものであると認めた場合には、設計の変更などの措置を講ずべきことを勧告することができる。(歴史まちづくり法第15条)

③ 所有者変更の届出

歴史的風致形成建造物の所有者に変更があった場合、新しい所有者は、遅滞なく町長に届出する必要がある。(歴史まちづくり法第18条)

(4) 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

【届出が不要な行為】

- ① 福島県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定重要文化財について、同条例第11条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第9条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ② 桑折町文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく町指定有形文化財について、同条例第13条第1項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第14条に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

No.	名称	写 真	所 在 地	所有者	備 考
1	桑折寺 山門		 字新町 32	宗教法人	県重要文化財 築年: 不明 構造: 木造 文政 7 年(1825 年) に修繕したとの記 録あり
2	観音寺 観音堂		 大字万正寺字坂町 20	宗教法人	築年: 元禄元年 (1688 年) 構造: 木造
3	諏訪神社 本殿(写真奥) 拝殿(写真前)		 字諏訪 10	宗教法人	築年: 大正 13 年 (1905) 構造: 木造
4	伊達朝宗墓所 五輪塔		 大字万正寺字下万正寺	宗教法人 桑折町	建立: 文政 4 年 (1821) 構造: 石
5	栗花家 旧店蔵		 字北町	個 人	築年: 明治 40 年 (1907) 屋号: 石田屋 構造: 土蔵
6	齋藤家 旧店蔵		 字本町	個 人	築年: 明治 45 年 (1912) 屋号: 扇屋 構造: 土蔵

No.	名称	写 真	所在地	所有者	備 考
7	鈴木家 旧店蔵		 字本町	個人	築年：明治年間 屋号：丸屋 構造：土蔵 現在は「桑折御蔵」として活用
8	安達家 旧店舗		 字北町	個人	築年：大正 10 年 (1921) 屋号：安達屋 構造：木造 現在は「まゆたま」として活用
9	伊藤家 旧店舗		 字北町	個人	築年：大正 11 年 (1922) 屋号：藤屋 構造：木造 現在は「ふれあい館」として活用
10	桑折駅 駅舎		 大字南半田字六角	民間企業	築年：昭和 15 年 (1940) 構造：木造
11	桑折駅 油庫		 大字南半田字六角	民間企業	築年：明治 19 年 構造：レンガ造り 桑折駅設置当時(明治 19 年)からあると言われている。
12	西根上堰		 大字万正寺字上ノ内～字堰合	伊達西根 堰土地改良区	築年：寛永年間 (1624～1643)

No.	名称	写 真	所在地	所有者	備 考
13	西根下堰		 字藪内～字下釜	伊達西根 堰土地改 良区	築年：元和4年 (1618)

◇引用・参考文献一覧

著者・編集者	タイトル名	出版者	発行年
桑折町	桑折町総合計画「復興こおり創造プラン」	桑折町	2012年
桑折町	桑折町都市計画マスターplan	桑折町	2014年
桑折町	桑折町住生活基本計画	桑折町	2013年
桑折町	桑折町緑の基本計画	桑折町	2007年
桑折町	桑折農業振興地域整備変更計画書	桑折町	2000年
桑折町	広報こおり 第1号	桑折町	1961年
桑折町	桑折町郷土誌	桑折町	1911年
桑折町教育委員会	桑折町のすがた	桑折町教育委員会	1956年
桑折町教育委員会	桑折町誌	桑折町	1969年
桑折町教育委員会	近世社寺建築緊急調査表	桑折町教育委員会	1980年
桑折町教育委員会	わたしたちの町 桑折	桑折町教育委員会	1991年
桑折町教育委員会	史跡桑折西山城跡保存管理計画書	桑折町教育委員会	1999年
桑折町教育委員会	史跡桑折西山城跡整備計画書	桑折町教育委員会	2007年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第1巻 通史編1	桑折町史出版委員会	2002年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第2巻 通史編2	桑折町史出版委員会	2005年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第3巻 各論編	桑折町史出版委員会	1989年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第4巻 資料編1	桑折町史出版委員会	1998年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第5巻 資料編2	桑折町史出版委員会	1987年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第6巻 資料編3	桑折町史出版委員会	1992年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第7巻 資料編4	桑折町史出版委員会	1991年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第8巻 資料編5	桑折町史出版委員会	1996年
桑折町史編纂委員会	桑折町史第9巻 資料編6	桑折町史出版委員会	1994年
桑折町史編纂室編	桑折町史叢書 第3集	桑折町史編纂委員会	1986年
桑折醸芳尋常高等小学校	桑折町郷土誌	桑折醸芳尋常高等小学校	1940年
睦合小学校	睦合村郷土誌	睦合小学校	1932年
睦合小学校百周年記念誌編集委員会	創立百周年記念誌 睦みの百年	睦合小学校百周年記念事業実行委員会	1969年
建設省東北地方建設局福島工事事務所	阿武隈川上流改修史 大正8年～昭和34年	建設省東北地方建設局福島工事事務所	1961年
宮城縣史編纂委員会	宮城縣史 28 資料編6	財団法人宮城縣史刊行会	1961年
桑折町文化財保存会	桑折町文化財保存会創設廿周年記念あゆみ	桑折町文化財保存会	1986年
桑折町文化財保存会	桑折町文化財保存会設立三十周年記念あゆみ	桑折町文化財保存会	1996年
桑折町文化財保存会	写真集 桑折町の文化財	桑折町文化財保存会	1985年
桑折町文化財保存会	ぬかりの里 No.17	桑折町文化財保存会	1982年
半田むかしむかし出版委員会	半田むかしむかし第6集 美しい桑折に伝わるむかしばなし	半田むかしむかし出版委員会	1980年

著者・編集者	『タイトル名』	出版者	発行年
桑折地区歩いて楽しめる地域づくり懇談会桑折学部会	桑折学のすすめ～郷土愛を育むために	福島県県北建設事務所	2010年
平重道	伊達治家記録18	宝文堂出版販売	1980年
千葉清	西根堰の歴史	伊達西根堰土地改良区	1970年
猪俣好巳	わが町の祇園ばやし	桑折町	1992年
菅野博信	益子神社	益子神社	2014年

自然と歴史と文化のふるさと



こおり

桑折町歴史的風致維持向上計画

認定日：平成28年3月28日

発行日：平成28年3月29日

発行：桑折町

編集：桑折町政策推進課

連絡先：〒969-1692 伊達郡桑折町字東大隅 18 番地

TEL 024-582-2115

FAX 024-582-1028

E-mail seisaku@town.koori.fukushima.jp

URL <http://www.town.koori.fukushima.jp/>



桑折町